

目 次

第1号（3月9日）

告 示

..... 1

応招議員

..... 1

議事日程

..... 3

本日の会議に付した事件

..... 6

出席議員

..... 10

欠席議員

..... 10

事務局職員出席者

..... 10

説明のため出席した者の職氏名

..... 10

| | |
|-------------------|-----|
| 開 会 | |
| | 1 1 |
| 会議録署名議員の指名 | |
| | 1 1 |
| 会期の決定 | |
| | 1 2 |
| 諸般の報告 | |
| | 1 3 |
| 町長提出第 3 号議案 | |
| | 2 0 |
| 町長提出第 4 号議案 | |
| | 2 0 |
| 町長提出第 5 号議案 | |
| | 2 0 |
| 町長提出第 6 号議案 | |
| | 2 0 |
| 町長提出第 7 号議案 | |
| | 2 0 |

| | |
|---------------|-------|
| 町長提出第 8 号議案 | |
| | 2 0 |
| 町長提出第 9 号議案 | |
| | 2 0 |
| 町長提出第 1 0 号議案 | |
| | 2 0 |
| 町長提出第 1 1 号議案 | |
| | 2 0 |
| 町長提出第 1 2 号議案 | |
| | 2 0 |
| 町長提出第 1 3 号議案 | |
| | 2 0 |
| 町長提出第 1 4 号議案 | |
| | 2 0 |
| 町長提出第 1 5 号議案 | |
| | 2 0 |
| 町長提出第 1 6 号議案 | |
| | 2 0 |

| | |
|------------|-------|
| 町長提出第17号議案 | |
| | 20 |
| 町長提出第18号議案 | |
| | 20 |
| 町長提出第19号議案 | |
| | 24 |
| 町長提出第20号議案 | |
| | 24 |
| 町長提出第21号議案 | |
| | 24 |
| 町長提出第22号議案 | |
| | 24 |
| 町長提出第23号議案 | |
| | 26 |
| 町長提出第24号議案 | |
| | 26 |
| 町長提出第25号議案 | |
| | 26 |

| | |
|---------------|-------|
| 町長提出第 2 6 号議案 | |
| | 2 6 |
| 町長提出第 2 7 号議案 | |
| | 2 6 |
| 町長提出第 2 8 号議案 | |
| | 2 7 |
| 町長提出第 2 9 号議案 | |
| | 2 7 |
| 町長提出第 3 0 号議案 | |
| | 2 7 |
| 町長提出第 3 1 号議案 | |
| | 2 7 |
| 町長提出第 3 2 号議案 | |
| | 2 7 |
| 町長提出第 3 3 号議案 | |
| | 2 7 |
| 町長提出第 3 4 号議案 | |
| | 2 7 |

| | |
|---------------|-------|
| 町長提出第 3 5 号議案 | |
| | 2 7 |
| 町長提出第 3 6 号議案 | |
| | 2 7 |
| 町長提出第 3 7 号議案 | |
| | 2 7 |
| 町長提出第 3 8 号議案 | |
| | 2 7 |
| 町長施政方針 | |
| | 3 3 |
| 町長提出第 3 9 号議案 | |
| | 6 1 |
| 町長提出第 4 0 号議案 | |
| | 6 1 |
| 町長提出第 4 1 号議案 | |
| | 6 1 |
| 町長提出第 4 2 号議案 | |
| | 6 1 |

| | |
|------------|-------|
| 町長提出第43号議案 | |
| | 61 |
| 町長提出第44号議案 | |
| | 61 |
| 町長提出第45号議案 | |
| | 61 |
| 町長提出第46号議案 | |
| | 61 |
| 町長提出第47号議案 | |
| | 61 |
| 町長提出第48号議案 | |
| | 61 |
| 町長提出第49号議案 | |
| | 61 |
| 町長提出第50号議案 | |
| | 61 |
| 町長提出第51号議案 | |
| | 64 |

| | |
|------------|-------|
| 町長提出第52号議案 | |
| | 64 |
| 町長提出第53号議案 | |
| | 64 |
| 町長提出第54号議案 | |
| | 64 |
| 町長提出第55号議案 | |
| | 64 |
| 町長提出第56号議案 | |
| | 64 |
| 町長提出第57号議案 | |
| | 64 |
| 町長提出第58号議案 | |
| | 64 |
| 町長提出第59号議案 | |
| | 64 |
| 町長提出第60号議案 | |
| | 64 |

| | |
|-------------------|--|
| 町長提出第61号議案 | |
| 64 | |
| 町長提出第62号議案 | |
| 64 | |
| 町長提出第63号議案 | |
| 64 | |
| 散 会 | |
| 77 | |
| 署 名 | |
| 78 | |
| 第2号（3月10日） | |
| 議事日程 | |
| 79 | |
| 本日の会議に付した事件 | |
| 79 | |
| 出席議員 | |
| 79 | |

欠席議員

..... 79

事務局職員出席者

..... 80

説明のため出席した者の職氏名

..... 80

開 議

..... 80

会議録署名議員の指名

..... 80

一般質問

..... 80

11番 滝元 三郎君

..... 81

12番 道信 俊昭君

..... 97

8番 原 秀君

..... 118

6番 河田 隆資君
..... 141

14番 竹内志津子君
..... 152

延 会
..... 170

署 名
..... 171

第3号 (3月11日)

議事日程
..... 173

本日の会議に付した事件
..... 173

出席議員
..... 173

欠席議員
..... 173

事務局職員出席者

..... 174

説明のため出席した者の職氏名

..... 174

開 議

..... 174

会議録署名議員の指名

..... 174

一般質問

..... 174

2番 下森 博之君

..... 175

10番 須川 正則君

..... 193

15番 板垣 敬司君

..... 207

3番 沖田 守君

..... 220

4番 青木 克弥君
..... 239

9番 中岡 誠君
..... 254

13番 斎藤 和巳君
..... 269

散 会
..... 284

署 名
..... 285

第4号（3月12日）

議事日程
..... 287

本日の会議に付した事件
..... 289

出席議員
..... 291

欠席議員

..... 291

事務局職員出席者

..... 291

説明のため出席した者の職氏名

..... 291

開 議

..... 292

会議録署名議員の指名

..... 292

町長提出第3号議案

..... 292

町長提出第4号議案

..... 293

町長提出第5号議案

..... 294

町長提出第6号議案

..... 295

| | |
|------------|-------|
| 町長提出第7号議案 | |
| | 296 |
| 町長提出第8号議案 | |
| | 297 |
| 町長提出第9号議案 | |
| | 297 |
| 町長提出第10号議案 | |
| | 298 |
| 町長提出第11号議案 | |
| | 298 |
| 町長提出第12号議案 | |
| | 299 |
| 町長提出第13号議案 | |
| | 300 |
| 町長提出第14号議案 | |
| | 313 |
| 町長提出第15号議案 | |
| | 316 |

| | |
|------------|-------|
| 町長提出第16号議案 | |
| | 317 |
| 町長提出第17号議案 | |
| | 317 |
| 町長提出第18号議案 | |
| | 318 |
| 町長提出第19号議案 | |
| | 319 |
| 町長提出第20号議案 | |
| | 339 |
| 町長提出第21号議案 | |
| | 340 |
| 町長提出第22号議案 | |
| | 340 |
| 町長提出第23号議案 | |
| | 341 |
| 町長提出第24号議案 | |
| | 343 |

| | |
|---------------|-------|
| 町長提出第 2 5 号議案 | |
| | 3 4 3 |
| 町長提出第 2 6 号議案 | |
| | 3 4 4 |
| 町長提出第 2 7 号議案 | |
| | 3 4 4 |
| 町長提出第 2 8 号議案 | |
| | 3 4 5 |
| 町長提出第 2 9 号議案 | |
| | 3 6 3 |
| 町長提出第 3 0 号議案 | |
| | 3 6 4 |
| 町長提出第 3 1 号議案 | |
| | 3 6 5 |
| 町長提出第 3 2 号議案 | |
| | 3 6 5 |
| 町長提出第 3 3 号議案 | |
| | 3 6 6 |

| | |
|------------------|-----|
| 町長提出第34号議案 | |
| | 369 |
| 町長提出第35号議案 | |
| | 370 |
| 町長提出第36号議案 | |
| | 371 |
| 町長提出第37号議案 | |
| | 371 |
| 町長提出第38号議案 | |
| | 372 |
| 散 会 | |
| | 374 |
| 署 名 | |
| | 375 |
| 第5号 (3月30日) | |
| 議事日程 | |
| | 377 |

| | |
|----------------------|--|
| 本日の会議に付した事件 | |
| 379 | |
| 出席議員 | |
| 382 | |
| 欠席議員 | |
| 382 | |
| 事務局職員出席者 | |
| 382 | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | |
| 382 | |
| 開 議 | |
| 383 | |
| 会議録署名議員の指名 | |
| 383 | |
| 町長提出第64号議案 | |
| 383 | |
| 町長提出第65号議案 | |
| 391 | |

| | |
|------------|-------|
| 町長提出第66号議案 | |
| | 391 |
| 町長提出第67号議案 | |
| | 391 |
| 町長提出第68号議案 | |
| | 391 |
| 町長提出第69号議案 | |
| | 391 |
| 町長提出第70号議案 | |
| | 391 |
| 町長提出第71号議案 | |
| | 391 |
| 町長提出第72号議案 | |
| | 391 |
| 町長提出第73号議案 | |
| | 391 |
| 町長提出第39号議案 | |
| | 404 |

| | |
|---------------|-------|
| 町長提出第 4 0 号議案 | |
| 4 0 4 | |
| 町長提出第 4 1 号議案 | |
| 4 0 4 | |
| 町長提出第 4 2 号議案 | |
| 4 0 4 | |
| 町長提出第 4 3 号議案 | |
| 4 0 4 | |
| 町長提出第 4 4 号議案 | |
| 4 0 4 | |
| 町長提出第 4 5 号議案 | |
| 4 0 4 | |
| 町長提出第 4 6 号議案 | |
| 4 0 4 | |
| 町長提出第 4 7 号議案 | |
| 4 0 4 | |
| 町長提出第 4 8 号議案 | |
| 4 0 4 | |

| | |
|------------|-------|
| 町長提出第49号議案 | |
| | 404 |
| 町長提出第50号議案 | |
| | 404 |
| 町長提出第51号議案 | |
| | 404 |
| 町長提出第52号議案 | |
| | 404 |
| 町長提出第53号議案 | |
| | 404 |
| 町長提出第54号議案 | |
| | 404 |
| 町長提出第55号議案 | |
| | 404 |
| 町長提出第56号議案 | |
| | 404 |
| 町長提出第57号議案 | |
| | 404 |

| | |
|----------------------|-------|
| 町長提出第58号議案 | |
| | 404 |
| 町長提出第59号議案 | |
| | 404 |
| 町長提出第60号議案 | |
| | 404 |
| 町長提出第61号議案 | |
| | 404 |
| 町長提出第62号議案 | |
| | 404 |
| 町長提出第63号議案 | |
| | 404 |
| 発議第6号 | |
| | 437 |
| 発議第7号 | |
| | 437 |
| 文教民生常任委員会の請願審査報告について | |
| | 438 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 経済常任委員会の請願審査報告について | |
| | 441 |
| 併設型中高一貫教育学校開設請願審査特別委員会の請願審査中間報告につ | |
| いて | |
| | 444 |
| 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について | |
| | 446 |
| 下森博之君の議員辞職の件 | |
| | 447 |
| 閉 会 | |
| | 449 |
| 署 名 | |
| | 450 |

津和野町告示第4号

平成21年第2回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成21年2月23日

津和野町長

中島 巖

1 期 日 平成 21 年 3 月 9 日

2 場 所 津和野町役場 日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

村上 義一君

下森 博之君

沖田 守君

青木 克弥君

河田 隆資君

青木登志男君

原 秀君

中岡 誠君

須川 正則君

滝元 三郎君

道信 俊昭君

斎藤 和巳君

竹内志津子君

板垣 敬司君

村上 英喜君

藤井貴久男君

後山 幸次君

○3月10日に応招した議員

○3月11日に応招した議員

○3月12日に応招した議員

○3月30日に応招した議員

○応招しなかった議員

1日)

平成 21 年 3 月

9日 (月曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 21 年 3 月 9 日 午前

9 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 3 号議案 津和野町課設置条例の一部改正について

日程第 5 町長提出第 4 号議案 津和野町職員定数条例の一部改正について

日程第 6 町長提出第 5 号議案 津和野町まちづくり基金条例の制定について

日程第 7 町長提出第 6 号議案 津和野町医療推進基金条例の制定

について

日程第 8 町長提出第 7 号議案 津和野町観光振興活性化基金条例
の制定について

日程第 9 町長提出第 8 号議案 津和野町環境整備活性化基金条例
の制定について

日程第 10 町長提出第 9 号議案 津和野町道路整備活性化基金条例
の制定について

日程第 11 町長提出第 10 号議案 津和野町教育施設活性化基金条
例の制定について

日程第 12 町長提出第 11 号議案 津和野町文化財施設活性化基金
条例の制定につい

て

日程第 13 町長提出第 12 号議案 津和野町介護従事者処遇改善臨
時特例基金条例の

制定について

日程第 14 町長提出第 13 号議案 津和野町病院事業の設置及び管
理に関する条例の

一部改正について

日程第 15 町長提出第 14 号議案 津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正について

日程第 16 町長提出第 15 号議案 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 17 町長提出第 16 号議案 津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 18 町長提出第 17 号議案 津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 19 町長提出第 18 号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 20 町長提出第 19 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 21 町長提出第 20 号議案 公の施設の指定管理者の指定に

ついて

日程第 22 町長提出第 21 号議案 公の施設の指定管理者の指定に

ついて

日程第 23 町長提出第 22 号議案 公の施設の指定管理者の指定に

ついて

日程第 24 町長提出第 23 号議案 町道路線の廃止について

日程第 25 町長提出第 24 号議案 町道路線の変更について

日程第 26 町長提出第 25 号議案 町道路線の変更について

日程第 27 町長提出第 26 号議案 町道路線の変更について

日程第 28 町長提出第 27 号議案 町道路線の変更について

日程第 29 町長提出第 28 号議案 平成 20 年度津和野町一般会計

補正予算 (第 6 号)

日程第 30 町長提出第 29 号議案 平成 20 年度津和野町国民健康

保険特別会計補正

予算 (第 4 号)

日程第 31 町長提出第 30 号議案 平成 20 年度津和野町老人保健

特別会計補正予算

(第 4 号)

日程第 32 町長提出第 31 号議案 平成 2 0 年度津和野町介護保険
特別会計補正予算
(第 4 号)

日程第 33 町長提出第 32 号議案 平成 2 0 年度津和野町後期高齢
者医療特別会計補
正予算 (第 2 号)

日程第 34 町長提出第 33 号議案 平成 2 0 年度津和野町簡易水道
事業特別会計補正
予算 (第 4 号)

日程第 35 町長提出第 34 号議案 平成 2 0 年度津和野町下水道事
業特別会計補正予
算 (第 4 号)

日程第 36 町長提出第 35 号議案 平成 2 0 年度津和野町農業集落
排水事業特別会計
補正予算 (第 2 号)

日程第 37 町長提出第 36 号議案 平成 2 0 年度津和野町奨学基金
特別会計補正予算
(第 2 号)

日程第 38 町長提出第 37 号議案 平成 20 年度津和野町電気通信
事業特別会計補正

予算 (第 4 号)

日程第 39 町長提出第 38 号議案 平成 20 年度津和野町病院事業
会計補正予算 (第

4 号)

日程第 40 町長施政方針

日程第 41 町長提出第 39 号議案 町長等の給与の特例に関する条
例の一部改正につ

いて

日程第 42 町長提出第 40 号議案 教育委員会教育長の給与の特例
に関する条例の一

部改正について

日程第 43 町長提出第 41 号議案 津和野町職員の給与に関する条
例の一部改正につ

いて

日程第 44 町長提出第 42 号議案 職員の給与の特例に関する条例
の一部改正につい

て

日程第 45 町長提出第 43 号議案 津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第 46 町長提出第 44 号議案 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第 47 町長提出第 45 号議案 津和野町特別会計条例の一部改正について

日程第 48 町長提出第 46 号議案 津和野町税条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第 49 町長提出第 47 号議案 津和野町福祉医療費助成条例の一部改正について

日程第 50 町長提出第 48 号議案 津和野町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について

日程第 51 町長提出第 49 号議案 津和野町介護保険条例の一部改

正について

日程第 52 町長提出第 50 号議案 津和野町防犯灯設置事業負担金
徴収条例の制定に

ついて

日程第 53 町長提出第 51 号議案 平成 2 1 年度津和野町一般会計
予算

日程第 54 町長提出第 52 号議案 平成 2 1 年度津和野町国民健康
保険特別会計予算

日程第 55 町長提出第 53 号議案 平成 2 1 年度津和野町老人保健
特別会計予算

日程第 56 町長提出第 54 号議案 平成 2 1 年度津和野町介護保険
特別会計予算

日程第 57 町長提出第 55 号議案 平成 2 1 年度津和野町後期高齢
者医療特別会計予
算

日程第 58 町長提出第 56 号議案 平成 2 1 年度津和野町簡易水道
事業特別会計予算

日程第 59 町長提出第 57 号議案 平成 2 1 年度津和野町下水道事

業特別会計予算

日程第 60 町長提出第 58 号議案 平成 2 1 年度津和野町農業集落
排水事業特別会計
予算

日程第 61 町長提出第 59 号議案 平成 2 1 年度津和野町奨学基金
特別会計予算

日程第 62 町長提出第 60 号議案 平成 2 1 年度津和野町電気通信
事業特別会計予算

日程第 63 町長提出第 61 号議案 平成 2 1 年度津和野町診療所特
別会計予算

日程第 64 町長提出第 62 号議案 平成 2 1 年度津和野町介護老人
保健施設事業特別
会計予算

日程第 65 町長提出第 63 号議案 平成 2 1 年度津和野町病院事業
会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 3 号議案 津和野町課設置条例の一部改正について

日程第 5 町長提出第 4 号議案 津和野町職員定数条例の一部改正について

日程第 6 町長提出第 5 号議案 津和野町まちづくり基金条例の制定について

日程第 7 町長提出第 6 号議案 津和野町医療推進基金条例の制定について

日程第 8 町長提出第 7 号議案 津和野町観光振興活性化基金条例の制定について

日程第 9 町長提出第 8 号議案 津和野町環境整備活性化基金条例の制定について

日程第 10 町長提出第 9 号議案 津和野町道路整備活性化基金条例の制定について

日程第 11 町長提出第 10 号議案 津和野町教育施設活性化基金条例の制定について

日程第 12 町長提出第 11 号議案 津和野町文化財施設活性化基金
条例の制定につい
て

日程第 13 町長提出第 12 号議案 津和野町介護従事者処遇改善臨
時特例基金条例の
制定について

日程第 14 町長提出第 13 号議案 津和野町病院事業の設置及び管
理に関する条例の
一部改正について

日程第 15 町長提出第 14 号議案 津和野町病院事業利用料及び手
数料条例の一部改
正について

日程第 16 町長提出第 15 号議案 津和野町介護老人保健施設の設
置及び管理に関す
る条例の一部改正について

日程第 17 町長提出第 16 号議案 津和野町訪問看護ステーション
の設置及び管理に
関する条例の一部改正について

日程第 18 町長提出第 17 号議案 津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 19 町長提出第 18 号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 20 町長提出第 19 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 21 町長提出第 20 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 22 町長提出第 21 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 23 町長提出第 22 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 24 町長提出第 23 号議案 町道路線の廃止について

日程第 25 町長提出第 24 号議案 町道路線の変更について

日程第 26 町長提出第 25 号議案 町道路線の変更について

日程第 27 町長提出第 26 号議案 町道路線の変更について

日程第 28 町長提出第 27 号議案 町道路線の変更について

日程第 29 町長提出第 28 号議案 平成 20 年度津和野町一般会計
補正予算 (第 6 号)

日程第 30 町長提出第 29 号議案 平成 20 年度津和野町国民健康
保険特別会計補正
予算 (第 4 号)

日程第 31 町長提出第 30 号議案 平成 20 年度津和野町老人保健
特別会計補正予算
(第 4 号)

日程第 32 町長提出第 31 号議案 平成 20 年度津和野町介護保険
特別会計補正予算
(第 4 号)

日程第 33 町長提出第 32 号議案 平成 20 年度津和野町後期高齢
者医療特別会計補
正予算 (第 2 号)

日程第 34 町長提出第 33 号議案 平成 20 年度津和野町簡易水道
事業特別会計補正
予算 (第 4 号)

日程第 35 町長提出第 34 号議案 平成 2 0 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 36 町長提出第 35 号議案 平成 2 0 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 37 町長提出第 36 号議案 平成 2 0 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 38 町長提出第 37 号議案 平成 2 0 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算 (第 4 号)

日程第 39 町長提出第 38 号議案 平成 2 0 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 4 号)

日程第 40 町長施政方針

日程第 41 町長提出第 39 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につ

いて

日程第 42 町長提出第 40 号議案 教育委員会教育長の給与の特例
に関する条例の一
部改正について

日程第 43 町長提出第 41 号議案 津和野町職員の給与に関する条
例の一部改正につ

いて

日程第 44 町長提出第 42 号議案 職員の給与の特例に関する条例
の一部改正につい

て

日程第 45 町長提出第 43 号議案 津和野町職員の勤務時間、休暇
等に関する条例の
一部改正について

日程第 46 町長提出第 44 号議案 津和野町職員の育児休業等に関
する条例の一部改
正について

日程第 47 町長提出第 45 号議案 津和野町特別会計条例の一部改
正について

日程第 48 町長提出第 46 号議案 津和野町税条例の一部を改正する条例の一部改正
について

日程第 49 町長提出第 47 号議案 津和野町福祉医療費助成条例の一部改正について

日程第 50 町長提出第 48 号議案 津和野町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について

日程第 51 町長提出第 49 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について

日程第 52 町長提出第 50 号議案 津和野町防犯灯設置事業負担金徴収条例の制定について

日程第 53 町長提出第 51 号議案 平成 21 年度津和野町一般会計予算

日程第 54 町長提出第 52 号議案 平成 21 年度津和野町国民健康保険特別会計予算

日程第 55 町長提出第 53 号議案 平成 21 年度津和野町老人保健

特別会計予算

日程第 56 町長提出第 54 号議案 平成 2 1 年度津和野町介護保険

特別会計予算

日程第 57 町長提出第 55 号議案 平成 2 1 年度津和野町後期高齢

者医療特別会計予

算

日程第 58 町長提出第 56 号議案 平成 2 1 年度津和野町簡易水道

事業特別会計予算

日程第 59 町長提出第 57 号議案 平成 2 1 年度津和野町下水道事

業特別会計予算

日程第 60 町長提出第 58 号議案 平成 2 1 年度津和野町農業集落

排水事業特別会計

予算

日程第 61 町長提出第 59 号議案 平成 2 1 年度津和野町奨学基金

特別会計予算

日程第 62 町長提出第 60 号議案 平成 2 1 年度津和野町電気通信

事業特別会計予算

日程第 63 町長提出第 61 号議案 平成 2 1 年度津和野町診療所特

別会計予算

日程第 64 町長提出第 62 号議案 平成 2 1 年度津和野町介護老人

保健施設事業特別

会計予算

日程第 65 町長提出第 63 号議案 平成 2 1 年度津和野町病院事業

会計予算

出席議員（16 名）

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3 番 沖田 守君

4 番 青木 克弥君

6 番 河田 隆資君

8 番 原 秀君

9 番 中岡 誠君

10 番 須川 正則君

11 番 滝元 三郎君

12 番 道信 俊昭君

13 番 斎藤 和巳君

14 番 竹内志津子君

15 番 板垣 敬司君

16 番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員（1 名）

7番 青木登志男君

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 副町長

松浦 秀信君

副町長 沖田 修君 教育長

齋藤 誠君

参事 長嶺 常盤君 総務財政課長

右田 基司君

税務住民課長 米原 孝男君 情報企画課長

長嶺 清見君

健康保険課長 安見 隆義君 商工観光課長

山岡 浩二君

農林課長 …………… 大庭 郁夫君 建設課長 ……………

伊藤 博文君

環境生活課長 …………… 長嶺 雄二君 教育次長 ……………

水津 良則君

教育次長 …………… 広石 修君 会計管理者 ……………

村田 祐一君

午前9時00分開会

○議長（後山 幸次君） 皆さんおはようございます。ただいまより平

成21年第2回

津和野町議会定例会を開会をいたします。

本日より平成21年第2回津和野町議会定例会が招集されましたと

ころ、議員各位

並びに町長を初め執行部の皆様には、御健勝で御出席いただきまして、

御同慶に耐え

ないところであります。

本定例会は、条例案件、平成20年度各会計補正予算、平成21年度

各会計予算な

どについて御審議をしていただくわけではありますが、皆様方の活発な議論を尽くされ、町民の負託にこたえられますように慎重な御審議をよろしくお願いを申し上げます。

7番、青木登志男議員より欠席の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成

21年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。会議録署名議員は、会議

規則第119条の規定により、4番、青木克弥君、6番、河田隆資君を指名いたします。

それでは、先日議会運営委員会を開催いたしまして、今定例会の会期及び議事日程

について協議をいたしましたので、その結果について委員長の報告を求めます。

1 1 番、滝元三郎君。

○議会運営委員長（滝元 三郎君） 議会運営委員会協議報告書、議会運営委員会を平

成 2 1 年 3 月 5 日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、そ

の結果を津和野町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日 3 月 9 日から 3 月 3 1 日までの 2 3 日間としたいと思いま
す。

初日の 9 日は、議長並びに一部事務組合議員より諸般の報告を受けた後、町長提出

議案の説明を受けます。そのうち、平成 2 1 年度の新年度予算に係る議案については、

町長の施政方針演説の後、一括して説明を受けたいと思います。

その後、予算審査特別委員会を設置、構成し、一般会計予算を付託します。また、

条例、特別会計予算につきましては、おのこの所管の常任委員会に付託とし、散会いたします。

なお、散会后、直ちに予算審査特別委員会を開催し、分科会及び常任委員会別に審査議案、審査日程の調整を行っていただきたいと思ひます。

今回、あくまで特例でございますけれども、休会日を設けずに直ちに10日、11日の2日間に一般質問を行います。今回の一般質問は12人、36件です。

12日は条例案件、そしてそれに関連する補正予算の質疑、討論、裁決を行います。

13日から29日まで休会とし、その間に予算審査の分科会並びに各常任委員会において議案の審議をしていただきたいと思ひます。

26日に予算審査特別委員会の全体会を再開いたします。

30日に本会議を再開し、予算審査特別委員長及び各常任委員長の審査報告を受け

た後、条例予算について質疑、討論、裁決を行います。

続いて議員提出議案の質疑、討論、裁決を行い、全日程を終了したい
と思います。

31日を予備日としておきたいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

津和野町議会議長後山幸次様、平成21年3月9日、議会運営委員長
滝元三郎。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

日程第2．会期の決定

○議長（後山 幸次君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、議会運営委員長報告のと
おり、本日

3月9日から3月31日までの23日間といたしたいと思います。こ

れに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の
会期は、本日

3月9日から3月31日までの23日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（後山 幸次君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告書

【12月定例会以降】

12月29日（月） 広報委員会

1月 3日（土） 成人式（日小体） 議長

11日（日） 消防出初式（津小G） 議長

13日（火） 広報委員会

16日（金） 全員協議会

併設型中高一貫教育学校開設請願審査特別委

員会

議長・委員16名

21日（水） 水曜会（町民セ） 議長

津和野高校後援会総会（津高） 議長

- 27日(火) 広報委員会
- 31日(土) ひろしま津和野会(広島市) 議長
- 2月10日(火) 経済常任委員会(請願審査) 議長・委員6名
第1回臨時会
全員協議会
- 11日(水) 津和野町かるた大会(町民セ) 議長
- 18日(水) 併設型中高一貫教育学校開設請願審査特別委員
会
議長・委員14名
水曜会(町民セ) 議長
- 19日(木) 鹿足郡環境衛生組合議会 議員4名
鹿足郡不燃物処理組合議会 議員3名
鹿足郡老人ホーム組合議会 議員2名
- 23日(月) 文教民生常任委員会(請願審査) 議長・委員
5名
- 24日(火) 島根県町村議会議長会定例総会(松江市) 議
長
- 25日(水) 鹿足郡町村議会議長会研修(広島市)

議長・副議長 ～26日

27日(金) 益田地区広域市町村圏事務組合議会(益田市)

議員2名

津和野あがん祭(町民セ) 議長

全員協議会

3月 2日(月) 一般質問通告締切

3月 5日(木) 議会運営委員会

【視察関係】

1月26日(月) 高知四万十市議会6名 議長・商工観光課長・
課長補佐

【島根県町村議会議長会関係副会長出席行事報告】

2月17日(火) 島根県市町村総合事務組合議会(松江市) 議
長

島根県町村議会議長会正副会長会(松江市) 議長

12月定例会以降における議長の諸般の報告書をお手元に配付いた
しておりますの
で、御参照ください。

続きまして、一部事務組合議会の報告について、各議員より報告を求

めます。益田

地区広域市町村圏事務組合議会議員、沖田守君。沖田君。

○益田地区広域市町村圏事務組合議会議員（沖田 守君） 先般、2月27日であり

ましたが、第96回益田地区広域市町村圏事務組合議会定例会に出席をいたしました

ので、会議の報告を申し上げます。

申し上げましたように、日時は平成21年2月27日、午前9時30分に開会をい

たしました。場所は益田市役所の議場であります。出席者は代表理事（益田福原市

長）、執行部、議員は3名の欠席でありました。並びに事務局は出席であります。

議事日程につきましては、日程第1で会議録署名議員の指名は、7番、本町の藤井

貴久男議員、5番の益田市議員の福原宗男議員。

日程第2、会期は当日1日限り。

日程第3、議案第1号公平委員会委員の選任、岸田尊司氏が原案どお

り全員賛成に

て選任をされました。

日程第4、議案第2号は、平成21年度の益田地区広域市町村圏事務組合会計予算、

歳入歳出予算についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17億

7,422万8,000円と提案がありまして、全員賛成にて原案に賛成をいたしました、

可決をいたしました。細部につきましては、事務局に資料を提出しておきますので、

ごらんをいただきたいと存じます。

日程第5、平成21年度益田地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算、歳入歳

出予算の総額、歳入歳出それぞれ232万9,000円と提案がございまして、全員

賛成にて原案可決であります。

日程第6は、議案第4号平成20年度益田地区広域市町村圏事務組合会計補正予算

(第2号)であります。歳入歳出の予算総額から歳入歳出それぞれ1,569万2,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,628万8,000円とする提案でありまして、原案どおり全員賛成にて可決であります。

日程第7、議案第5号平成20年度益田地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補

正予算(第2号)、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万1,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ293万6,000円とする提案であ

りまして、全員賛成にて原案可決であります。

日程第8、議案第6号益田地区広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等

に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案、本町の津和野分遣所の建て

かえによります位置の変更であります。全員賛成にて原案可決であり

ます。

以上のような案件が提案されて、御報告申し上げたとおりであります。平成21年

3月9日、津和野町議会議長後山幸次様、益田地区広域市町村圏事務組合議会議員沖

田守。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

続きまして、鹿足郡環境衛生組合議会議員、中岡誠君。中岡君。

○鹿足郡環境衛生組合議会議員（中岡 誠君） それでは、御報告を申し上げます。

第1回鹿足郡環境衛生組合議会定例会報告書、上記の会議に出席しましたので、下

記のとおり報告いたします。

日時につきましては、平成21年2月19日、午前10時よりございました。場

所、クリーンパルにちはら。3、出席者、管理者5名、議員8名。

4、議事日程、日程第1、会議録署名議員の指名、4番、斎藤一栄、

7番、板垣敬

司議員でございました。

日程第2、会期の決定、本日1日限り。

日程第3、議案第1号平成20年度鹿足郡環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）について、この予算につきましては、款項の区分ごとの歳入歳出で、予算総額は1億5,701万1,000円と変わっておりません。全員賛成にて可決であります。

内訳は、衛生費、清掃費減の57万7,000円を予備費57万7,000円にしたということでございます。

日程第4、議案第2号鹿足郡環境衛生組合議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、これにつきましては、監査委員の報酬を年額から町の条例に順じ費用弁償支給にするということでした。全員賛成にて可決でございます。

日程第5、議案第3号鹿足郡環境衛生組合管理者及び副管理者給与の特例に関する

条例の一部を改正する条例について、100分の15を平成22年3月31日までと

するというごさいます。全員賛成にて可決でございまして。

日程第6、議案第4号平成21年度鹿足郡環境衛生組合一般会計歳入歳出予算につ

いて、第1条歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,496万7,000円

と定めるでございまして。

第2条一時借入金の最高限度額は、3,000万とするということでごさいまして。

この中で、質疑の中で場内の樹木手入れについてということが出ております。これ

は、地元から景観を重視するためということで、執行部のほうからは検討中であると

ということでごさいまして。

2番目に、宿直料についてであります。これについては警報センサ

一を設置した

らという質疑が出ました。それについても、検討中で今後の課題である
ということで
ございました。

それと、勤勉手当について民間では考えられないという意見も出ま
したが、これに
ついても県の人事院に準じているという説明でございました。

以上でございます。平成21年3月9日、津和野町議会議長後山幸次
殿、鹿足郡環
境衛生組合議会議員中岡誠でございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

続きまして、鹿足郡不燃物処理組合議会議員、斎藤和巳君。斎藤君。

○鹿足郡不燃物処理組合議会議員（斎藤 和巳君） 平成21年度第1
回鹿足郡不燃物
処理組合議会定例会報告書、上記の会議に出席したので、下記のとおり
報告いたしま
す。

1、日時、平成21年2月19日、午後1時30分より。場所、鹿足郡不燃物処理

組合2階研修室。出席者、管理者5名、議員6名。

4、議事日程、日程第1、会議録署名議員の指名に、3番、道信俊昭議員、4番、

村上義一議員。

日程第2、会期の決定でございますが、本日1日限りと決まりました。

日程第3、議案第1号鹿足郡不燃物処理組合管理者及び副管理者の給与の特例に関

する条例の制定について、平成21年4月1日から平成22年3月31日まで、鹿足

郡不燃物処理組合管理者及び副管理者の諸給与条例第2条の規定にかかわらず、同条

例別表に定める額から1,050円を減じた額とする。全員賛成にて可決いたしましたし

た。

日程第4、議案第2号平成20年度鹿足郡不燃物処理組合一般会計補正予算（第

2号) について、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万3,000円を増

額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,016万6,000円とすると

という提案があり、全員賛成にて可決いたしました。

日程第5、議案第3号平成21年度鹿足郡不燃物処理組合一般会計予算について、

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,575万5,000円と定める。全員

賛成にて可決されました。

以上、報告いたします。平成21年3月9日、津和野町議会議長後山幸次様、鹿足

郡不燃物処理組合議員斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

続きまして、鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員、青木克弥君。青木君。

○鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員（青木 克弥君） 報告いたしま

す。

平成21年第1回鹿足郡養護老人ホーム組合定例会報告書、上記の
会議に出席した
ので、下記のとおり報告します。

1、日時、平成21年2月19日。2、場所、鹿足郡養護老人ホーム
銀杏寮会議室。

3、出席者、管理者、関係職員2名、議員6名。

議事日程、日程第1、会議録署名議員の指名、3番、村上義一、4番、
河村由美子
議員。

日程第2、会期の決定、本日1日限り。

日程第3、議案第1号鹿足郡養護老人ホーム組合管理者及び副管理
者の給与の特例
に関する条例の制定について、平成21年4月1日から平成22年3
月31日までの
間において、15%を減額する。全員賛成にて可決。

日程第4、議案第2号平成20年度鹿足郡養護老人ホーム組合外部
サービス利用型

特定施設事業特別会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ

170万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,159万

3,000円とする。

主なものとして、居宅サービス収入が232万6,000円の増、居宅支援サービ

ス費収入がマイナス62万円、歳出のほうで居宅介護サービス事業費が163万

2,000円の増。全員賛成にて可決。

日程第5、議案第3号平成20年度鹿足郡養護老人ホーム組合訪問介護事業特別会

計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ144万1,000円

が2つございますので、訂正をお願いいたします。追加し、歳入歳出予算の総額それ

ぞれ4,070万4,000円とする。

主なものとして、歳入が居宅介護サービス費収入が160万の増で、

居宅支援サー

ビス費収入が16万の減、歳出のほうで一般管理費が374万1,000円の増で、

予備費をマイナスの230万1,000円。全員賛成にて可決。

日程第6、議案第4号平成20年度鹿足郡養護老人ホーム組合一般会計補正予算

(第2号)について、歳入歳出予算の総額にそれぞれ384万8,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億921万2,000円とする。

主なものとして、歳入は繰入金が増300万、民生費負担金が増84万8,000円

の増、歳出のほうで一般管理費が増566万7,000円、社会福祉施設費事業

費がマイナス179万6,000円の減で、全員賛成で可決。

日程第7、議案第5号平成21年度鹿足郡養護老人ホーム組合外部サービス利用型

特定施設事業特別会計予算について、歳入歳出総額が5,001万8,000円。

主なものとして歳入が居宅介護サービス費収入が4,088万3,000円の増、居宅支援サービス費収入が913万4,000円の増。歳出のほうで、一般管理費が1,398万7,000円の増。居宅介護サービス事業費が3,057万3,000円の増。介護予防サービス等事業費が535万8,000円でございます。全員賛成にて可決。

日程第8、議案第6号平成21年度鹿足郡養護老人ホーム組合訪問介護事業特別会計予算について、歳入歳出総額3,517万6,000円。

主なものとして、居宅介護サービス費収入が2,992万6,000円、居宅支援サービス費収入が524万9,000円。歳出が一般管理費が3,427万6,000円。全員賛成にて可決。

日程第9、議案第7号平成21年度鹿足郡養護老人ホーム組合一般

会計予算につい

て、歳入歳出総額は1億425万7,000円。

主なものとして、民生費負担金が1億408万6,000円、歳出が
社会福祉施設

費事務費が7,151万7,000円、社会福祉施設費の事業費が3,1
67万

1,000円、全員賛成にて可決。

以上でございます。平成21年2月19日、津和野町議会議長後山幸
次様、鹿足郡

養護老人ホーム組合議員青木克弥。

以上です。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございました。

なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、必要の向きはごら
んいただきました

と思います。

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第 6 . 議案第 5 号

日程第 7 . 議案第 6 号

日程第 8 . 議案第 7 号

日程第 9 . 議案第 8 号

日程第 1 0 . 議案第 9 号

日程第 1 1 . 議案第 1 0 号

日程第 1 2 . 議案第 1 1 号

日程第 1 3 . 議案第 1 2 号

日程第 1 4 . 議案第 1 3 号

日程第 1 5 . 議案第 1 4 号

日程第 1 6 . 議案第 1 5 号

日程第 1 7 . 議案第 1 6 号

日程第 1 8 . 議案第 1 7 号

日程第 1 9 . 議案第 1 8 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 4、議案第 3 号津和野町課設置条例の
一部改正につい

てより、日程第 1 9、議案第 1 8 号津和野町診療所の設置及び管理に関
する条例の一

部改正についてまで、以上16案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。三寒四温の日が続いておりますけども、そうした中、本日は3月定例議会をお願いを申し上げましたところ、議員の皆様方には繰り合わせて御出席をいただき、大変ありがとうございました。

なお、7番、青木登志男議員さん突然の御入院、加療の身となられたわけでありまして、一日も早い御快癒を御祈念を申し上げます。

さて、3月定例議会は特に予算議会と呼ばれておるわけでありまして、今回も数多くの議案を提案をさせていただいているところであります。

条例の制定案件が9件、条例の一部改正案件が19件、指定管理者の指定案件が

4件、町道路線の廃止案件が1案件、同じく路線の変更案件が4案件、

そして平成

20年度補正予算、一般会計外各会計11案件、そして平成21年度予

算、一般会計

外各特別会計13案件、あわせて61案件という多くの議案を提

出をさせていた

だいておるところでございますが、いずれも重要な案件でございます

ので、長丁場に

なろうかと思えますけれども、慎重御審議の上、可決を賜りますように冒

頭お願いを申

し上げる次第であります。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。私のほうから概要

を御説明を申

し上げ、詳細につきましては各担当課長からそれぞれ御説明を申し上

げますので、よ

ろしくお願いを申し上げます。

まず、議案第3号津和野町課設置条例の一部改正についてござい

ますが、行財政

改革及び人材育成を推進するため、行財政改革推進室を主管課の中に
設置をさせてい

ただきたいということでの改正でございます。

議案第4号津和野町職員定数条例の一部改正についてでございます
が、新公民館体

制の実施によりまして、町長及び教育委員会部局の職員定数の変更を
お願いをさせて

いただくための条例改正でございます。

続きまして、議案第5号津和野町まちづくり基金条例の制定につい
てでございます

が、これは合併特例債による基金造成を図りたいということで、新たに
条例を制定さ

せていただきたいというものでございます。

議案第6号津和野町地域医療推進基金条例の制定についてござい
ますが、ああし

て国から生活対策交付金を受けることになりましたが、それをもとに
基金造成を行う

ために、条例制定をお願いをするものでございます。

議案 7 号津和野町観光振興活性化基金条例の制定について、これも前議案と同様の趣旨で条例の制定をお願いするものであります。

議案第 8 号津和野町環境整備活性化基金条例の制定について、これも前条例と同様の目的をもって制定をお願いするものでございます。

議案第 9 号津和野町道路整備活性化基金条例の制定について、これも前案と同様の趣旨により条例の制定をお願いをするものであります。

議案第 1 0 号津和野町教育施設活性化基金条例の制定について、これも前案と同様に基金造成を行うためにお願いをするものでございます。

議案第 1 1 号津和野町文化財施設活性化基金条例の制定について、これにつきましても、前案と同様の趣旨で条例の制定をお願いをするものであります。

議案第 1 2 号津和野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、介護従事者処遇改善により、保険料が上昇するということが考えられます

ので、それを抑

制するため、特例交付金を受けまして基金造成を行うために制定をさせていた

きたというものでございます。

議案第13号津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

の制定について、医療の円滑な移行、運営を図るため、地域医療対策室の分室を設置

をさせていただきたいということで、条例の一部改正をお願いするものであります。

続きまして、議案第14号津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部を改正す

る条例の制定についてであります。指定管理者制度の変更に伴いまして、条例の一

部を改正させていただきたいというものであります。

続きまして、議案第15号津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例の制定についてでございますが、指定管理者の

変更に伴い条例

の一部を改正させていただきたいというものであります。

議案第16号津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてであります。これも指定管理者の変更に伴い条例の一

部を改正させていただきたいというものであります。

続きまして、議案第17号津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてであります。指定管理者の変更に伴い条例の一部を改

正させていただきたいというものでございます。

続きまして、議案第18号津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてでございます。指定管理者におきまして休診日の変更が

したいということでございますので、これに伴います条例の一部改正をお願いするも

のであります。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 3 号 津和野町課設置条例の一部改正について

議案第 4 号 津和野町職員定数条例の一部改正について

議案第 5 号 津和野町まちづくり基金条例の制定について

議案第 6 号 津和野町地域医療推進基金条例の制定について

議案第 7 号 津和野町観光振興活性化基金条例の制定について

議案第 8 号 津和野町環境整備活性化基金条例の制定について

議案第 9 号 津和野町道路整備活性化基金条例の制定について

議案第 1 0 号 津和野町教育施設活性化基金条例の制定について

議案第 1 1 号 津和野町文化財施設活性化基金条例の制定について

.....

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 1 2 号 津和野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

議案第 1 3 号 津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 4 号 津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 5 号 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 6 号 津和野町訪問介護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 7 号 津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 8 号 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例

の制定について

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

----- . ----- . -----

日程第 20. 議案第 19 号

日程第 21. 議案第 20 号

日程第 22. 議案第 21 号

日程第 23. 議案第 22 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 20、議案第 19 号公の施設の指定管理者の指定につ

いてより、日程第 23、議案第 22 号公の施設の指定管理者の指定につ
いてまで、以

上 4 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により一括議題と
いたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 議案第 19 号について御説明を申し上げます。

公の施設の指定管理者の指定についてでございますが、平成 21 年

4月1日から津

和野共存病院につきまして、指定管理者の指定をお願いをしたいというものでございます。

続きまして、議案第20号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これも平成21年4月1日から、介護老人保健施設せせらぎの指定管理者の指定をお願いを申し上げたいというものであります。

続きまして、議案第21号公の施設の指定管理者の指定についてであります。これも平成21年4月1日から訪問看護ステーションせきせいの指定管理者の指定をお願いを申し上げたいというものでございます。

続きまして、議案第22号公の施設の指定管理者の指定についてでございます。これも平成21年4月1日から、医師住宅の関係で指定管理者の指定をお願いをした

いというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく
お願いをい
たします。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 19 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 20 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 21 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 22 号 公の施設の指定管理者の指定について
.....

○議長（後山 幸次君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、後ろの時計で 10 時 15 分まで休憩といたします。

午前 10 時 01 分休憩
.....

午前 10 時 17 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開い

たします。

その前に、執行部から先ほどの説明でちょっと訂正がありますので、
許したいと思
います。総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 3 号 津和野町課設置条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） もう 1 件訂正がありますので、許したいと思
います。健康保
険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 1 2 号 津和野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制
定について

議案第 1 6 号 津和野町訪問介護ステーションの設置及び管理に関
する条例の一部
を改正する条例の制定について

.....
----- . ----- . -----
日程第 2 4 . 議案第 2 3 号

日程第 2 5 . 議案第 2 4 号

日程第 2 6 . 議案第 2 5 号

日程第 2 7 . 議案第 2 6 号

日程第 2 8 . 議案第 2 7 号

○議長（後山 幸次君） それでは、日程第 2 4、議案第 2 3 号町道路線の廃止につい

てより日程第 2 8、議案第 2 7 号町道路線の変更についてまで、以上 5 案件につつま

しては、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

議第 2 3 号は、町道路線の廃止についてでございますが、今回、野広登尾線につい

て廃止をお願いをしたいというものでございます。

続きまして、議第 2 4 号は、町道路線の認定の変更についてござい

ますが、今回

下千原線につきまして一部変更をお願いをしたいというものであります。

続きまして、議第25号は、町道路線の認定の変更についてでございますが、これ

につきましては、塩ヶ原線の一部について変更をお願いしたいというものであります。

続きまして、議第26号も町道路線の認定の変更についてでございますが、これは

丸山小坂線について一部変更をお願いをさせていただきたいというものであります。

続きまして、議第27号町道路線の認定の変更についてでございますが、これにつき

ましては、牧ヶ野線の路線につきまして、一部変更をお願いをしたいというものでござ

います。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをい

たします。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 2 3 号 町道路線の廃止について

議案第 2 4 号 町道路線の認定の変更について

議案第 2 5 号 町道路線の認定の変更について

議案第 2 6 号 町道路線の認定の変更について

議案第 2 7 号 町道路線の認定の変更について

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

_____ . _____ . _____

日程第 2 9 . 議案第 2 8 号

日程第 3 0 . 議案第 2 9 号

日程第 3 1 . 議案第 3 0 号

日程第 3 2 . 議案第 3 1 号

日程第 3 3 . 議案第 3 2 号

日程第 3 4 . 議案第 3 3 号

日程第35. 議案第34号

日程第36. 議案第35号

日程第37. 議案第36号

日程第38. 議案第37号

日程第39. 議案第38号

○議長（後山 幸次君） 日程第29、議案第28号平成20年度津和野町一般会計補

正予算（第6号）より日程第39、議案第38号平成20年度津和野町病院事業会計

補正予算（第4号）まで、以上11案件につきましては、会議規則第37条の規定に

より、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 提案理由の御説明を申し上げます。

議案第28号は、平成20年度津和野町一般会計補正予算（第6号）でございます

が、今回歳入歳出それぞれ2億7,770万1,000円を増額をし、予算総額を

77億3,243万1,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主たるものとしたしましては、まちづくり基金積立金、これは合併特例債を

充てるものでありますけれども1億円、生活対策臨時交付金による各種基金の積立金

8,100万円、定額給付金事業費1億5,364万5,000円、生活保護費、減額

の7,799万円、簡易水道特別会計繰出金4,263万円、路網整備連携モデル事業

費1,380万円、記念館資料購入費2,606万5,000円などであります。

特に、今回簡易水道の特別会計繰出金を計上させていただきますが、累積赤字をも

ってまいっておるわけでありまして、これを今回一般会計から繰り出しをして、

その解消を図るというものでございます。

歳入の主たるものとしたしましては、普通交付税9,487万円、生

活対策臨時交

付金 2 億 7,194 万 4,000 円、定額給付金給付事業補助金 1 億 5,365 万

7,000 円、そして生活保護費減額の 5,295 万 1,000 円、森林づくり交付金

1,680 万円、財政調整基金の繰入金、これは減額繰り戻しをするわけでありませ

けれども、2 億 5,500 万円、合併特例債 1 億円、病院対策債、減額の 2,850 万

円などであります。

続きます、議案第 29 号平成 20 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算

(第 4 号)でございますが、今回歳入歳出それぞれ 4,581 万円減額をいたしまし

て、予算の総額を 12 億 1,518 万 7,000 円とさせていただきたいというもので

あります。

歳出の主たるものといたしましては、一般被保険者療養給付費を 8,

535万

5,000円減額をさせていただき、財政調整基金積立金に3,013万

1,000円

を充てさせていただきたいというものであります。

歳入の主たるものとしたしましては、療養給付費負担金2,465万

2,000円、

後期高齢者支援金1,452万4,000円、国の財政調整交付金減額の

2,694万

5,000円、県の財政調整交付金、減額の2,231万9,000円、療

養給付費交

付金、減額の1,705万8,000円、そして一般会計からの繰入金、

減額の

2,574万4,000円などをお願いするものであります。

続きまして、議案第30号は、平成20年度津和野町老人保健特別会

計補正予算

(第4号)でございますが、今回歳入歳出7万3,000円を増額をし、

予算総額

1億9,400万5,000円とさせていただきたいというものであり

ます。

歳出の主たるものとしたしましては、高額医療費1,100万円、そして医療給付費を減額の1,130万円。

歳入の主たるものとしたしましては、医療費交付金、減額で72万5,000円、医療費負担金で減額の48万3,000円。

そして、第三者行為納付金を144万9,000円計上させていただきたいというものであります。

続きまして、議案第31号平成20年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。今回歳入歳出それぞれ1,278万6,000円増額をさせていただき、予算総額11億3,873万8,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主たるものとしたしましては、居宅介護サービス給付費1,0

00万円、介

護従事者処遇改善倫理特例基金積立金735万4,000円、そして予備費を

796万1,000円減額をさせていただきたいというものであります。

歳入の主たるものとしたしましては、調整交付金625万円、臨時特例交付金

735万4,000円で、一般会計からの繰入金を110万2,000円減額をさせて

させていただきたいというものであります。

続きまして、議案第32号平成20年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号) についてであります。今回歳入歳出2,456万5,000円を減額をし、

予算総額2億7,014万3,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主たるものとしたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金が減額の

2,150万円、他会計繰出金が減額の600万円であります。

歳入の主たるものとしたしましては、特別徴収保険料、減額の1,000万円、普通徴収保険料、減額の1,150万円であります。

続きまして、議案第33号平成20年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算

(第4号) についてであります。今回歳入歳出それぞれ1,063万2,000円減額をし、予算総額を4億3,620万2,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主たるものとしたしましては、工事請負費の減額が710万4,000円、

そして歳入の主たるものとしたしましては、一般会計繰入金4,263万円、そし

て雑入を4,189万8,000円の減額でございますが、これを先ほど一般会計予算

で申し上げましたように、累積の赤字4,180万余ございますけども、一般会計か

ら繰り入れをさせていただきまして、本年度において全額解消を図りたいというものでございます。

続きまして、議案第34号平成20年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。今回歳入歳出それぞれ348万8,000円を減額をして、予算総額を2億7,310万2,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主たるものとしたしましては、施設管理業務委託料180万円の減額、そして水道管の補償費173万7,000円の減額。

そして、歳入の主たるものとしたしましては、一般会計からの繰入金
を271万8,000円減額をさせていただきたいというものであります。

続きまして、議案第35号平成20年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予

算（第2号）についてでございますが、今回歳入歳出2万7,000円を減額をさせていただきます、予算総額390万7,000円とさせていただきたいというものであります。

続きます、議案第36号平成20年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回歳入歳出それぞれ68万5,000円増額をさせていただきます、予算総額を1,749万8,000円とさせていただきたいというものでございます。それぞれ奨学金の積み立て、あるいは返還金を充てた予算でございます。

続きます、議案第37号平成20年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回歳入歳出それぞれ49万7,000円増額をさせていただきます、予算総額1億402万2,000円とさせていただき

たいというも

のであります。

歳出の主なもの、落雷被害の修繕料122万4,000円であ
りますが、歳

入の主たるものとしたしましては、これに対する被害共済金、同額受け
入れさせてい

ただくものであります。

続きまして、議案第38号平成20年度津和野町病院事業会計補正
予算(第4号)

についてであります。今回収益的支出で下水道接続設計管理費を9
万4,000円

減額、そして医療器具修繕費84万6,000円を増額をさせていただ
きたいという

ものであります。

収益的収入におきましては、一般会計負担金37万6,000円、病
院施設等利用

料66万9,000円を計上させていただくものであります。

資本的支出におきましては、下水道接続工事が減額の85万6,00

0円、そして

収益的収入におきましては、一般会計負担金、減額の42万8,000円をお願いす

るものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをい

たします。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第28号 平成20年度津和野町一般会計補正予算（第6号）

.....

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第29号 平成20年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第30号 平成20年度津和野町老人保健特別会計補正予算

(第4号)

議案第31号 平成20年度津和野町介護保険特別会計補正予算

(第4号)

議案第32号 平成20年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正
予算 (第2号)

.....

○議長 (後山 幸次君) 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第33号 平成20年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予
算 (第4号)

議案第34号 平成20年度津和野町下水道事業特別会計補正予算

(第4号)

議案第35号 平成20年度津和野町農業集落排水事業特別会計補
正予算 (第2号)

.....

○議長 (後山 幸次君) 水津教育次長。

〔教育次長説明〕

.....

議案第36号 平成20年度津和野町奨学基金特別会計補正予算
(第2号)

.....

○議長(後山 幸次君) 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第37号 平成20年度津和野町電気通信事業特別会計補正予
算(第4号)

.....

○議長(後山 幸次君) 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第38号 平成20年度津和野町病院事業会計補正予算(第4
号)

.....

○議長(後山 幸次君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前 11 時 28 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

大変済みませんが、訂正がありますので、健康保険課長より訂正をお願いいたします。
健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 16 号 津和野町訪問介護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

議案第 38 号 平成 20 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 4 号）

.....

○議長（後山 幸次君） いいですね、はい。

.....

日程第40. 町長施政方針

○議長（後山 幸次君） それでは、日程第40、平成21年度町長施政方針について

お願いをいたします。町長。

○町長（中島 巖君） 平成21年第3回津和野町議会定例会の開会に当たり、平成

21年度予算案を初めとする諸議案の説明に先立ちまして、今後の町政運営に関する

基本的な考え方と主要施策についてその概要を申し述べ、町議会並びに町民の皆様方

の深い御理解と温かい力強い御支援をお願いする次第であります。

我が町は、平成の合併によって新しい津和野町として発足して4年目を迎えること

となりました。何かと忙しい毎日を送っている私にとりましては、アツという間の

3年5カ月でありましたが、町民の皆様方の負託にこたえるべく誠心誠意町政に取り

組ませていただいたところであります。

国際的にも国内的にも、まずは何よりも昨年我が国の経済と国民生活に大きい影響を与えた金融危機から脱出することを願わずにはおれません。国内においては、一日も早く経済活動が安定し、生産と雇用の回復、確保が図られることを願っております。

また、ことしは間違いなく衆議院議員選挙が行われるわけでありますから、その選挙に深い関心を持ち、その結果には大いに注目しなければなりません。が、いずれにいたしましても、地方の厳しい現実に向けた政治が行われることを願っているところであります。

依然として厳しい財政事情にはありますが、昨年策定しました津和野町総合振興計画にのっとり、少子高齢化に対応した福祉施策や病院問題などの保健医療対策、経済基盤となる商工観光や農林業の振興、そしてまだまだ十分とは言えな

い道路や水道な

どの社会基盤の整備、教育や文化の振興などの多くの諸課題について
懸命に取り組ん

でまいりたいと考えているところであります。

以上のような展望のもとに、平成21年度における本町の主要な施
策等について申

し述べさせていただきます。

まず、本町の財政状況についてであります。平成21年度における
一般財源見込

み総額は53億1,500万円ですが、この中で地方交付税は生
活防衛のため

の緊急対策に基づく増額等があり、この点については前年度に比べ明
るい兆しのある

ところであります。

町税につきましては、町民税においては1,400万円の減額が見込
まれるものの、

償却資産税の伸びにより760万円程度の増額を見込み、地方交付税
不足分の補てん

となる臨時財政特例債を3億3,500万円の額を見込んだところであり
ます。

このようにして算定した53億1,500万円という一般財源見込み
は、平成
20年度9月段階の予算額に比較し、約4億円の減額見込みとなり、昨
年に引き続き
非常に厳しい状況となっております。

ちなみに、現時点での財政指数でありますけども、実質公債比率2
3%、これは早
期健全化基準の25%に対して若干ではありますけども、下回ってお
ります。将来負
担比率237.7%、これも早期健全化基準350%に対しましては、
大きく下回っ
ている状況であります。

本年度予算の基本的編成方針についてであります。本町の財政的
困難度のピーク
は、現在のところ平成23年度と予測しておりますが、4指標（健全化
判断比率）の

中でも、特に実質公債比率、将来負担比率の動向を重視しながら、中期財政計画につ

いては常にローリングを行い、適切な対応ができるように努めているところでありま

す。このような中で、公債費繰り上げ償還の措置は避けて通れない状況にあります。

こうした厳しい状況にありますので、本年度におきましても引き続き枠配分方式に

より予算編成をすることといたしました。繰り上げ償還経費等における新たな費用

については、特に配慮したところであります。

配分枠内で予算をまとめるために、平成18年度に策定した行財政改革大綱及び実

施計画を着実に実施するとともに、各種事業補助金等のさらなる見直しを行い、歳入

の増及び歳出の削減を図ること、将来にわたる自立的で持続的な町政運営の実現を目

指し、町民福祉の充実と町政の発展を図るために、真に必要な事業の着

実な実施や町

民参画の地域づくりに向けた取り組みを進めること。

配分枠内において、「施策の選択と集中」を徹底し、限られた財源の
重点的かつ効

率的な配分を行うこと、歳出の効率化と緊急・多様な課題への対応を図
ることなど、

基本的な考え方としておりますが、特に今年度は例年当初予算におい
て行っておりま

す一般会計への基金、これは財政調整基金、減債基金でありますけども、
その取り崩

し、繰り入れをしないことを基本に編成を行ったところであります。

こうして編成した平成21年度予算の一般財源総額は54億5,55
2万円となり、

結果として枠配分総額を1億4,052万円超過いたしました。町長
選挙費

1,094万9,000円、町議会議員補欠選挙費202万8,000円、
年金特徴シ

ステム委託料693万円、新交通システム1,003万7,000円、津

和野町後期高

齡者医療特別会計繰出金 2,262万9,000円、病院事業会計繰出金
6,654万

円、簡易水道事業特別会計繰出金 1,046万7,000円、下水道事業
特別会計繰出

金 396万円、耐震二次診断設計料 1,469万8,000円、その他計
上支出等を考

慮すれば、至当な予算額であったと考えております。

普通会計ベースの前年度当初予算額 69億1,938万8,000円
に対し、

4.5%の増、平成20年度12月末予算 75億4,406万8,000
円に対し、

4.1%の減となっております。

一般会計予算額は 70億1,092万5,000円で、前年当初予算額
68億

440万9,000円に対し 3%の増、平成20年度12月末予算 75
億4,406万

8,000円に対し、7.1%の減となっております。

次に、行財政改革の推進についてであります。本町財政の中核をなす地方交付税は、国の生活防衛のための緊急対策に基づく地域雇用推進費、公立病院を抱える自治体に対する支援金などが新たに創設され、明るい兆しが見えているものの、公債費負担は今後数年でピークを迎えると同時に、基金残高もなお十分でなく、町財政は依然として厳しい状況にあると言わざるを得ません。

こうした厳しい財政状況を乗り切るために、平成18年度に策定いたしました行財政改革大綱及び実施計画及び集中改革プランの確実な実施に向け、引き続き鋭意努力をしてまいりたいと考えております。

昨年実行してまいりました事例の幾つかについて申し上げさせていただきますと、民法法人の解散、町単独補助金の見直し基準の設定、組織機構の見直し、出前講座の

実施、入湯税の課税、広告収入事業の実施、広報つわのへの広告掲載実施、津和野町ホームページへの広告掲載、ごみカレンダーの広告掲載、人材育成基本方針の策定などであります。

なお、人材育成につきましては、基本方針に基づき本年度から具体的な取り組みに入ってまいりたいと考えております。

まず、本年度は「職員が育つ職場環境づくり」及び「職員が伸びる職員研修の実施」などについて、職員で構成する業務検討委員会を、そして「職員が生きる人材評価制度の構築」を図るための人事評価制度研究会を庁内に設置したいと考えております。

また、人材育成基本方針にのっとり、本町の人材育成を着実に推進するため、人事管理（人事評価）と職員研修を包括して担当する行財政改革推進室を主

管課内に設置

し、人材育成を推進するための体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、また合併の協議事項でもあり、調整が急がれておりました防犯灯の管理につ

きましては、津和野地区、日原地区において設置基準や管理基準などが異なっており

ましたため、現地調査等を行い種々検討の結果、本年度より統一した新基準を制定し、

実施することといたしたところであります。

次に、税収対策についてであります。平成21年度当初予算では、町税7億

3,767万5,000円を計上いたしております。その内訳は、町民税2億

6,682万1,000円、固定資産税4億5,583万7,000円、軽自動車税

2,185万4,000円ほかであります。

平成20年度当初予算と比較すると、急激な経済後退により、町民税

においては

907万1,000円、3.3%の減額となっております。一方、固定資産税は償却資産で伸びが見込まれ、町税全体で761万2,000円、これは1%に当たるわけであり、増額となっております。

地域経済は地球規模の経済不況の中で、依然として回復の兆しが見えず低迷を続けており、徴収が困難な状況も考えられますが、特に滞納整理につきましては、公正・公平な税務行政を図るためにも、法的な措置も含めて積極的に取り組み、貴重な財源である町税の収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、行政サービス及び住民保護行政についてであります。住民生活に密接なかわりがあり、行政サービスの利便性向上につながる事務につきましては、昨年度県からの権限移譲を受け、NPO（特定非営利活動）法人の設立・運営・

監督に関する

事務、一般旅券（パスポート）の発注等に関する事務を行っておりますが、今後ますますに行政サービスの利便性向上につながる事務の精査、移譲等を進めてまいりたいと考えております。

住民保護行政につきましては、引き続き消費者行政の推進と人権同和対策に取り組むとともに、男女の人権が等しく尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のため、まずは「男女共同参画計画」を策定したいと考えております。

次に、総合的なまちづくり施策の展開についてであります。本町におけるまちづくり施策の実施に当たりましては、平成19年度に策定しました「第1次津和野町総合振興計画」にのっとり、「人と自然に育まれ、温もりのある交流のま

ちづくり」を

目指して町民の一体感醸成を着実に図ってまいることが基本としたいと考えております。

各種施策の展開につきましては、基本計画に掲げる具体的事務事業等が機能的・効果的に行われるよう、総合的な連携・調整を図っていくこととし、進捗管理や実施状況等につきましては、アクションプログラムによる検証作業と公表を行うことにより、町民と行政が一体となった着実な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、国におきましても、豊かな自然環境を大事にしながら、活力ある地域社会を形成していくため、新たに「地域力創造プラン」を展開していくことを求めており、町においてもさまざまな主体が連携して地域力を高めるための取り組みを支援する施

策に順次取り組んでいくこととしております。

本町施策の展開に当たりましては、総合進行計画を初めとするマスタープランと国の諸施策の間に十分な整合を図り、最大の効果が得られるよう進めてまいりたいと考えております。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が失効する平成22年3月末まで1年余りとなりました。本町におきましても、これまでの過疎対策のための特別措置法により、生活環境の整備や産業の振興を初めとした各種の総合的な対策を実施することができ、財政運営も含めて町の発展に多大な成果を得てきているところであります。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、若者の都会への流出や地場産業の衰退と就業機会の不足、医師不足や限界集落発生への懸念などの早期に解決すべき多く

の課題があり、引き続きそれらの対策を講じる必要があります。総合的な過疎対策の継続、さらなる充実・強化が図られるよう、県関係市町村関連団体等との連携を密にしながら、新たな法律の制定を強く求めてまいる考えであります。

定住対策についてであります。本町の定住振興策に関しましては、あらゆる面での取り組みに官民を問わず一層の連携強化が必要であります。対策の基本的な考え方として、個人の生活や経済基盤を支える「住むところ、働くところ」の条件整備と、地域の価値観を高める「特色ある豊かな地域社会」の仕組みづくりを目指して諸施策を推進してまいりたいと考えております。

U・Iターン者向けの住宅対策につきましては、空き家登録情報の公開と島根U・

Iターン住宅相談員制度の活用により、既に数件の転入実績があり、引き続き相談体

制や広報活動の充実を図ってまいります。

雇用・就業機会の確保のため、平成20年度に役場内に設置した「津和野町無料職業紹介所」を最大限活用し、町内を初め益田圏域、山口市内の企業の求人情報収集と公開、求職者への就職あっせんなど、可能な限りの支援に努めてまいります。

また、民間団体や集落組織が独自で取り組んでいる「田舎暮らし体験」や「産業体験」などが地域の活力や定住へ結びつくよう、町内のまちづくり組織で構成する「津和野町定住促進協議会」において具体的な連携策を協議するとともに、ふるさと島根定住財団など、関係団体との連携強化や町ホームページなどを活用した定住施策や地域情報の積極的な発信に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、交通対策についてであります。バス運行を中心とする町内交

通体系の見直

しにつきましては、民間交通事業者の運行路線も含め、町全域にわたり道路状況、利便性、高齢化率などの実態調査を行い、交通事業者との事前調整や料金体系の検討を行ってきたところであります。

この調査により、利便性を中心としたサービス水準が他地域と比較して低い地区を交通空白地域とし、その解消に早期に取り組むなど、10人乗り程度の車両を使用した予約制による運行サービス（デマンド型運行）を導入してまいりたいと考えております。

新たなデマンド型交通の実施に当たりましては、地域審議会の意見を求めるほか、地元説明会などを開催し、制度の周知と理解を得るとともに、運行ダイヤルルートなどの設定につきましても、地元の皆さんの意向を反映したものになるよう、十分な検討

作業を行った後、地域公共交通会議の合意を得て、平成21年度のなるべく早い時期

の実施に向けて努めてまいりたい考えであります。

新たな交通体系は、一定水準のサービス確保と住民負担の公平性が担保された制度

でなければなりません。まずは水準を確保すべく、できるところからスタートして

まいりたいと考えております。

料金体系のあり方につきましては、定額運賃制を基本とした方針に基づき検討・調

査を行っておりますが、実施時期等に関しましては、財政状況や各種制度等を勘案し、

早期に結論を得たいと考えております。

次に、情報通信対策についてであります。ケーブルテレビ施設につきましては、

町内総世帯数に占める加入率は約90%を超えましたが、引き続き本施設の目的や緊

急告知、災害時の情報伝達手段といった機能の重要性を積極的に周知

しながら、加入

世帯の増加に努めてまいる考えであります。

通常のテレビ放映はもちろんのことではありますが、独自番組の充実
も含め、行政情

報や暮らしに関する多様なニーズに沿ったわかりやすく親しみのもて
る放映体制の構

築を図ってまいりたいと考えております。

施設の整備・充実に関しましては、日原地域の告知端末機の更新と、
C S 放送のデ

ジタル化を今年度より進めてまいりたいと考えております。

また、2011年7月の地上デジタル放送完全移行に関する対策に
つきましては、

町内全世帯の受信環境と対応方法に関して実態調査を行うほか、国の
支援組織である

島根県テレビ受信者支援センターや、町内電器店と密接に連携しなが
ら各種会合や出

前講座を活用し、必要な周知と対策に着手してまいる考えであります。

携帯電話の不感地域解消対策につきましては、本町が敷設した光フ

ファイバーケーブル

ルの未利用芯線の開放を初め、利用者、地域への積極的な情報提供を行
いながら、工

リア拡大が少しでも進むよう努力をしてまいりたいと考えております。

次に、第三セクター等の運営についてであります。第三セクターの
経営状況に関

しましては、いわゆる自治体財政健全化法に基づき、将来負担比率の構
成要因として

自治体財政の健全性に影響を及ぼすこともあり、町財政の運営上から
も一層の経営体

質の強化を図っていく必要があります。

津和野町が出資する第三セクターは、現在6社が存在しております
が、このうち道

の駅を初めとする町有集客施設の指定管理業務を行う4社につきまし
ては、景気の悪

化による売り上げの減少と、昨年の原油価格高騰による原材料費の高
騰を初めとした

経費の増加により、厳しい経営を余儀なくされているところでありま

す。

町は、昨年これら4社を所管する担当部署を一本化したところであり、より効率的な経営体制を目指し、各経営体の事業展開策や財務状況等について詳細な把握を行い、各施設の連携・強化と将来的な運営体制のあり方についての検討を行ってまいりたいと考えております。

シルク染め織り館につきましては、平成12年の設立以来、今日まで新たな地域文化の掘り起こし、人的交流、情報発信など、広い分野にわたって果たしてきた役割は大きく、その活動は高く評価すべきものであると考えております。

しかしながら、最近年における活動状況や厳しい財政状況も含め、運営のあり方に対する各方面からの意見を伺う中で、一定の見直しをせざるを得ず、まことに残念ではありますが、従来の運営スタイルにつきましては区切りをつけ、新た

な施設運営へ

移行したいと考えております。

イメージ的には、「高津川」をテーマとした地域文化や情報の発信、都市住民の体験交流など、総合的な地域資源活用機能を備えた拠点施設を考えておりますが、詳細な内容に当たっては、幅広い意見を伺いながら、早期に結論を出してまいりたいと考えております。

次に、消防防災対策についてであります。まちづくりにとって最も基本となるのは、町民の皆様が安心して暮らせる安全なまちづくりであります。近年、世界や国内で発生する災害は異常気象の長期化に起因して、大規模化の傾向を示している上に、突発性が高く、災害パターンも過去に例のないものが多く発生しております。

本町における防災対策につきましては、「津和野町地域防災計画」に

のつとり、職

員が災害時に対応する初動体制の確立と、町民への周知徹底を図って

まいりたいと考

えております。このため、既に計画書を関係機関、関係者へ配布したと

ころでありま

す。

また、あわせて昨年策定いたしましたハザードマップが避難マニュアルとなるよう、

地域の皆様の意見を取り入れるなどして、防災のまちづくりに積極的

に取り組んでま

いる考えであります。

なお、本年5月には益田市高津川河口において、国による高津川水防演習が実施さ

れますので、これに積極的に参加し、水防団員等の士気高揚と水防工法

技術の錬磨に

努めるとともに、防災知識の高揚を図りたいと考えております。

なおまた、かねて計画中でありました消防防災の拠点となる津和野地区防災セン

ター（津和野分遣所）であります。関係の皆様のご協力により、無事
完成し喜んで
いるところであります。今後は厳しい財政状況の中ではあります。が、
関係市町の理
解と協力を求め、日原地区消防センター（日原分遣所）の早期建設につ
いて努めてま
いりたいと考えております。

次に、福祉と生活対策についてであります。「身近な行政サービス
は身近な町村
で」の理念のもと、福祉事務所を開設し1年が経過いたしました。事務
移管されまし
た生活保護関連事務、高齢者、児童、母子、障害者等の多様な生活課題
について模索
しながら取り組んでまいりました。

昨年暮れよりアメリカ発の金融危機に端を発した世界的な景気減速
が、新卒者の内
定取り消しや非正規労働者の解雇問題にも発展し、多くの方が将来の
暮らしに不安を

抱えている状況であります。雇用問題や景気回復については、国や県の即時の対応が強く求められますが、住民生活での不安を来さないよう、各種制度の導入を初め、社会福祉協議会など関係機関と連携し、「だれもが、いつでも、どこでも、必要に応じ、自由に利用する」福祉を目指してまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉対策についてであります。本町の高齢化率は、平成21年2月末現在39.9%で、40%到達も現在の状況であります。こうした高齢社会を迎え、認知症や一人暮らし高齢者などへの対策は、ますます重要になってきております。今年度も引き続き地域包括支援センターを中核として、高齢者が地域で安心して暮らせるよう施策を講じてまいる考えであります。

特に、一人暮らしを含む高齢者の世帯が増加しており、地域福祉活動として社会福

社協議会とともに「見守り」や「介護力」の増強を図ってまいりたいと考えております。町内全域で取り組んでまいりました地域お達者サロンにつきましては、さらには強化継続をしてまいりたいと考えております。

また、食の自立支援事業であります配食サービスにつきましては、障害や病気などで食事の準備が困難な方に食事を届けるとともに、利用者の安否、健康状態の確認をしながら、自立した生活が送れるよう支援を継続してまいりたいと考えております。

通院や健康維持に関する助成につきましては、「福祉タクシー」「町営バス利用助成」「温泉利用助成」など、引き続き実施してまいりたいと考えております。

なお、「町営バス利用助成」につきましては、新交通システムの運用開始にあわせ、年齢や障害の程度による利用制限を見直し、利用しやすい制度とした

いと考えており

ます。

敬老事業につきましては、長年にわたって社会に尽くしてこられた
高齢者の方々の

長寿をお祝いするとともに、その御労苦をおねぎらいするため、88歳
(米寿) 及び

100歳以上の方々にお祝い品をお贈りするなど、引き続き実施して
まいりたいと考

えております。

次に、津和野町シルバー人材センターについてであります。前述の
とおり、本町

は町民2.5人に1人が65歳以上という超高齢化社会となっております
が、同セン

ターは住民生活に密着した教育、育児、介護、福祉、緑化など幅広い分
野で活躍され、

地域社会に大きく貢献されており、町としてもこの組織が早期に自立
できるよう期待

し、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

また、地域を基盤とする高齢者の自主的組織である老人クラブの活動のより一層の活性化を図り、地域の担い手として地域を豊かにする各種活動、健康づくり活動を支援してまいることにはいたしております。

次に、障害者支援についてであります。「障害者自立支援法」に基づき、障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療の提供を継続し、サービス利用者を含めみんなで支え合う仕組みを取り入れてまいることにはいたしております。利用者は原則として利用料の1割を負担することになっておりますが、世帯や本人の収入によっては負担が軽減される時限措置につきましては、21年度以降も継続されることとなっております。

障害福祉サービス及び地域生活支援事業につきましては、その基盤整備のための

「津和野町障害者計画」に基づき、障害の有無にかかわらず「だれもが安心して心豊かに暮らせる社会」を目指し、障害者の自立や社会参加に対する支援など、福祉サービスの充実に取り組むとともに、気楽に相談できる支援体制の充実を図りたいと考えております。

また、視覚障害者の利便性を高めるため、引き続き本庁舎に手話通訳者の派遣を実施し、多くの方に対し聴覚障害者の理解と手話によるコミュニケーション能力を高めたいと考えております。

共同作業所「つわぶきの里」は、通所者にとって生きがいと希望の持てる場として積極的な活動が行われておりますが、本年度も引き続き地域活動支援センターとして委託を行い、積極的に支援してまいりたいと考えております。できるだけ身近なところ

ろにサービス拠点を置き、障害者の皆さんが地域社会の中で自立し、社会参加と充実

した生活が送れるよう援助するとともに、開かれた活力ある施設づくりに向けて関係

団体とともに一層努力してまいりたいと考えております。

次に、児童福祉についてであります。現在我が国においては、急速に少子化が進

行しております。合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を記録いたし

ました。平成18年(1.32)、19年(1.34)と、出生率は前年を上回りました

が、出生数は依然として減少傾向にあります。このように「少子化」が社会問題化

する現状を踏まえ、少子化対策を重点施策として位置づけておりますが、一自治体だ

けで出生率を上げることは困難でありますので、国、県の諸施策をあわせ実行してま

いりたいと考えております。

保育所につきましては、幼児数が減少する中、集中と選択も考慮しつつ、新たな保育サービスのあり方を検討し、保育の質の維持向上を図りたいと考えております。日原地区で実施している土曜日午後の開所・園児受け入れについては、父母などの土曜日午後の就労等を考慮し、受け入れできる体制を継続してまいりたいと考えております。

国の保育料徴収基準の変更に伴い、所得の高い階層においても、複数入所の場合保育料が軽減されることとなりましたが、県の補助事業を導入した第3子以降に対する保育料軽減補助事業についても、引き続き実施してまいりたいと考えております。

子育て支援事業は、昨年度場所を直地児童館に変え、関係者、地域と連携を図り子育て家庭の支援を行っているところであります。放課後児童クラブに

つきましては、

津和野、日原両小学校の2クラブ体制を維持しつつ、県下の状況、必要性、利用率と

コストを踏まえ、開設時間の変更などを検討してまいりたいと考えております。周辺

の小規模小学校の児童については、保育園における学童保育を本年度も継続してまい

りたいと考えております。

遺児手当につきましては、母子家庭に加え援助の少ない父子家庭に対しましても支

給するなど、財政の厳しい中ではありますが、引き続き充実実施したいと考えており

ます。なお、児童手当は4月分より国の制度改正に伴い、第1子、第2子について月

額が従来の2倍、1万円に増額されているところであります。

次に、生活支援対策についてであります。生活支援対策につきましては、経済・

雇用の厳しい状況の中で高齢者や母子世帯等の就労難、生計中心者の

傷病による相談

などがふえており、被保護世帯は増加の傾向にあります。町としては、

生活保護制度

の適正な運営はもちろん、被保険者の「自立を支援するプログラム」の

推進を図って

まいる考えであります。

冒頭に触れましたが、金融危機に端を発しました世界的な経済危機

によって、製造

業を中心に今後も厳しい経済雇用情勢が続くものと考えられますので、

今後生活に係

る相談が増加していく可能性があることから、生活支援に関して関係

機関などと連携

を強化し、引き続き適切な対応を講じてまいる考えであります。

次に、保健・医療対策についてであります。

少子高齢化社会を迎え、町民一人一人が生き生きと元気で心豊かな

人生を歩むこと

が大切であります。しかし、急速に高齢化が進行する中で、疾病構造が

変化し、生活

習慣病が深刻な問題となっております。このため、住民の健康づくりは極めて重要な課題でありますので、健康意識の向上はもちろん、正しい食習慣や運動の普及事業などを通じて、健康の保持と生活習慣病の予防に努めてまいりたいと考えております。

昨年からの医療費適正化計画の中で、内蔵脂肪型症候群（メタボリックシンドローム）などの「生活習慣病対策」の柱として、40歳から74歳の方を対象に、新たに

「特定健診・保健指導」の実施が各保険者に義務づけられました。この制度では、健診などの実施率や一定の成果が求められますので、国保の保険者である町としては、被保険者の受診率の向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、健康保険の種別にかかわらず、がん検診を初めとし各種検診を実施し、住民

の健康増進について一層努力してまいる考えであります。

特に、高齢者サービスの拠点となる地域包括支援センターを中心とした地域支援事業を充実させ、地域に根差したサービスの提供に努めてまいる考えであります。

また、高齢者が要支援・要介護状態にならずに、自立し、活動的な生活ができるよう、筋力トレーニング等組み合わせた介護予防や健康づくり事業、健康教室を拡充して実施するほか、各種団体との協働による生きがいづくり事業を実施したいと考えております。

今後、認知症の方あるいは認知症高齢者の増加が予想されますが、こうした方々が住みなれた地域でその人らしく暮らせるように、家族、地域住民、行政、病院や施設などで認知症介護にかかわる人たちがともに学び理解を深め合うなど、認知症問題に

ついて取り組んでまいる考えであります。

平成19年、平成20年と実施しました「認知症地域支援体制構築等
推進事業」で

構築したことを基盤とし、事業の継続に取り組み、介護保険や医療費の
減少につなげ

ていきたいと考えているところであります。

また、現在、各方面で注目されている新型インフルエンザについてで
ありますが、

これは全く新しいウイルスであります。この鳥インフルエンザが人に
感染し、さらに

人から人へ感染するように異変して発生するものであります。この
ようなインフル

エンザは数十年周期で発生（1918年にスペイン風邪、1957年ア
ジア風邪、

1968年香港風邪）と大流行しており、いずれも多くの患者と死者が
出ている状況

であります。パンデミックが起きますと、仕事への勤務、医療機関の混
乱、食料供給、

電気やガス及び水道等のライフラインへの影響が起こることが心配されているところ

であります。現在、「新型インフルエンザ対策行動計画」が国、県で策定されており

ますが、今後圏域市町村においてもこれを策定し、新型インフルエンザの発生時に対

応することとなっております。

この計画に基づいて、町としては、全町挙げての取り組みをしてまいりたいと考え

ているところであります。

次に、地域医療の確保についてであります。

国の医療に対する政策転換によって、医療制度改革、診療報酬引き下げ等が行われ、

病院等の経営は悪化の一途をたどっております。全国的に医師数が偏重していること

により、特に中山間地域における医療を取り巻く情勢は極めて厳しい状況にあります。

厚生連傘下の病院等 4 施設を公設民営化してまいりましたが、昨年

12月12日に

破産となり、以来、本年の3月31日までは管財人管理のもとでその経営が行われて

いるところであります。幸いにして、新医療法人橋井堂が立ち上がって
おりましたの

で、1月1日より日原診療所は橋井堂を指定管理者として経営を託し
ているところで

あります。が、なお本年4月1日以降は津和野共存病院、老健施設「せ
せらぎ」、訪

問看護ステーション「せきせい」についても橋井堂を指定管理者として
その経営に当

たっていただくよう、この3月議会に関係議案の提案をさせていただ
いているところ

であります。

4月より厚生連から橋井堂へスムーズにバトンタッチされ、医療の
継続が確実にで

きることを強く望んでいるところであります。町としましては、引き続
き関係の皆さ

んの御協力を得ながら、医師、看護師等のスタッフ確保に全力を挙げ、

町民のための

医療を守っていく考えであります。議会におかれましても格別の御支

援と御協力を給

りますようお願いを申し上げます。

なお、救急医療が廃止され、町民の皆様には御心配をおかけしている

ところであり

ますが、初期救急については実施をしているところであり、今後におき

ましても圏域

の医療機関との連携に努め、安心できる医療体制の充実に努めてまい

りたい考えであ

ります。

次に、地域医療体制の整備につきましては、鹿足郡医師会並びに橘井

堂と相互に連

携し、在宅当番医等の充実強化を図り、その体制の充実に努めてまいり

たいと考えて

おります。また、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等の医療機関相互の

連携システム

などの確立によって、各診療機関による良質な医療が提供できるように努めてまいりたいと考えております。

なお、少子化に対応するため、妊産婦健診回数を現在の年5回から年14回にふやすとともに、乳幼児の健康の維持増進を目的として妊娠・出産・乳幼児期を通じて安心・安全な医療確保に努めてまいりたいと考えております。

また、安心してお産を迎えるために、分娩を取り扱う医療機関だけでなく、分娩を取り扱わない病院、診療所も協力し合う体制（セミオープンシステム）を導入し、より安心したお産のサポートができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度から益田圏域、周辺地域でお産を支援する医療機関に対し、周産期医療維持、継続のために必要な経費、または周産期医療の発展に寄与するための研究費

確保を図る周産期医療維持継続等支援助成金の交付事業に関係市町が共同して取り組むこととしているところであります。

また、近年、産婦人科・産科医及び分娩を取り扱う施設は減少しており、その傾向は深刻であります。産科医等については、訴訟のリスクも高く、昼夜を問わず対応が必要とされるなど、他の診療科に比べて医師の負担が重く、勤務内容に見合った十分な処遇の確保が望まれております。このため地域でお産を支える産科医等に対して分娩手当を支給する産科医等確保支援事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、年金記録問題についてであります。年金記録問題につきましては、昨年の段階ですべての方に「ねんきん特別便」の送付が完了するなど、記録の確認作業については一定の成果を上げております。

しかしながら、問題の完全解決については具体的な時期は示されておらず、一刻も早い解決を願うものであります。町といたしましては、引き続き記録確認や相談を行ってまいりたいと考えております。

また、今年度から「ねんきん定期便」の送付も始まりますので、関係者に対し年金に関する記録の通知をするなど、問題の解決に向け一層努力してまいりたいと考えております。

次に、環境対策についてであります。

京都議定書における我が国の温室効果ガス削減目標を達成するためには、近年、排出量が増加傾向にある民生部門での取り組みが不可欠であることから、本町においても国や県の方針に沿い、町が中心となり、県や事業者、住民等が連携して対策を協議し、協力して取り組む組織として「地球温暖化対策地域協議会（仮称）」

を設立して、

本町に即した対策を講じ、住民と協力して温室効果ガス排出抑制等の
温暖化対策を推
進してまいりたいと考えております。

環境負荷とごみ処理経費軽減に直結する排出ごみの減量化や分別の
徹底、そして不
法投棄の撲滅やペット飼い主のマナー向上を初めとする環境浄化につ
いては、住民一
人一人が考え行動することが大切であり、清流高津川、歴史と美しい自
然を有する観
光のまち津和野を、より魅力あるものすることにつながると考えてお
ります。そのた
めに一層理解を深めていただけるよう周知啓発に努めてまいりたいと
考えております。

津和野地域と日原地域のごみ収集方法の異なっている点につきまし
ては、津和野地
域へのアンケート調査や婦人会などとの意見交換を行ったところであ
りますが、課題

も多く、引き続き多くの方々の御意見を徴しながら、効率化と過疎高齢化、循環型社会に即した方法を基本とした統一化に向けさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、農林水産業の振興についてであります。

飼料や肥料価格の大幅な高騰、木材市場価格の低迷など、農林業を取り巻く経営環境が一段と厳しい状況にある中で、国においては、世界的な経済の落ち込みによる国内の雇用情勢の悪化から、農林業分野での雇用確保と食料自給率50%を目指すための耕作放棄地解消、農地の有効活用を求めてきております。しかし、これまで国の減反政策やなおざりにされた林業施策によって荒廃した農林地の復活や従事者の確保は、当町のような中山間地域においては容易なことではありません。

加えて、突発的で目まぐるしく変化する政策に、我々自治体もその対

応に苦慮して

いるところではありますが、これらに振り回されることなく、地域が一体
となって個性
のある農業農村の振興を図るべく対応していかなければならないと考
えております。

そのためにも、本年で2年目を迎える担い手不在地域対策、農産物の
有利販売、高
津川流域保全、木材生産団地等、益田圏域のプロジェクトを基本に、庁
内はもとより、
関係諸団体との連携を図りながら活動を展開してまいることにはいたし
ております。

まず、農業分野における地域の柱となる担い手の育成確保につつま
しては、今年に
入り、新たに認定農業者1名と2つの特定農業法人が設立され、町内で
の認定農業者
は25名と、11法人、集落営農10組織となりました。今後も、国・
県・町の制度
の活用を図りながら、新規就農者や認定農業者、集落営農の組織化・法

人化に努めて

まいりたいと考えております。

また、地域全体での担い手確保が難しい地域に対しましては、第三セクターのフロ

ンティア日原や周辺の法人、直接支払い制度組織との連携も視野に入れながら対応し

てまいりたいと考えております。

本町の基幹作目であります水稻につきましては、過剰生産米の流通や米消費の低迷

に伴う米価の下落が続く中で、生産調整自体の廃止や選択制度への移行といった大臣

発言も加わり、水稻生産者にとっては先行き不安な厳しい状況が続いております。

そのような中で、本町の21年産米の生産調整目標数量は、対前年1ヘクタール増

の419ヘクタールの配分がなされましたが、町としては安全安心で売れる米づくり

を目指す「西いわみヘルシー元気米」等、減農薬米を水稻の基幹に置き

ながら、工芸

特産や飼料用米、里芋、カワラケツメイなど、地域の特性を生かした作物との複合経

営を目指した農業への転換を進めてまいりたいと考えております。

特に、消費者から食に対する信頼性が問われ、安全、安心な国内産農産物の提供と

国内自給率の拡大が求められている中で、道の駅の野菜、果樹等の販売額が伸びてき

ておりますので、JA出荷実績に基づく振興作物奨励金制度を計画するとともに、加

工による高付加価値化にも取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、昨年から島根県とともに取り組んでおります里芋やクリ加工品など、東

京の高級スーパーとの取引へ結びつけた「地産都消」は、継続・拡大へ向け、農商工

連携し取り組んでまいりたいと考えております。

工芸特産でありますお茶、ワサビ、山菜の振興につきましては、「農林水産振興新

がんばる地域応援総合事業」これは県単事業でありますけれども、これにより引き続

き造成等を進め、生産から加工・流通・販売までの一体的な活動に取り組み、産業と

して自立・発展する力強い農業を目指すことにいたしております。

また、転作並びに遊休農地対策として昨年度より本格的に取り組んでおります「菜

の花プロジェクト」につきましては、搾油機と精油機の導入をいたしましたので、こ

れの活用推進を図り、景観対策、環境、エネルギー対策へとつながる循環型社会形成

への足がかりにしたいと考えております。

次に、畜産についてであります。2月1日現在、町内では37戸・2法人で繁殖

牛204頭、肥育牛119頭が飼養されております。繁殖牛におきましては、飼養農

家の高齢化とともに3戸が廃業しながらも、頭数としては1頭の増頭であります。一

方、経済の大きな落ち込みの影響を受け、市場価格は下落している現状であり、肥育については飼料高騰と経済の落ち込み等の影響を受けた法人の規模縮小もあり、3頭の減頭で、今後しばらくは減頭が見込まれるなど、繁殖・肥育ともに厳しい環境にあります。

しかし、安全安心な農産物の生産に畜産は欠かすことのできないものであり、町としては重要な位置づけとしておりますので、国、県の対策とあわせ、町優良牛保留導入事業など町単独助成事業を継続する中で、JA等関係機関との連携を図りながら畜産振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣対策につきましては、鳥獣による農産物の被害が依然として多発している現状ではありますが、昨年度において鳥獣被害防止特別措置法に基づき、「津和

野町鳥獣被害防止計画」を策定しましたので、本年度は鳥獣害防止総合対策事業をさらに活用するとともに、新たに40歳未満の方を対象とした狩猟免許取得費用の助成による後継者対策も講じてまいりたいと考えております。

次に、林業振興についてであります。森林は水源涵養や山地災害防止、温室効果ガスの排出削減における役割など、多くの公益的機能を持っておりますことは御承知のとおりであります。引き続き木材価格の低迷の中にあつて、本町の森林は町内不在所有者の増加や森林所有者の高齢化等により、手入れの行き届かなくなった荒廃森林が増加している現状にあります。そのような中、木材生産団地化プロジェクトを組織する関係諸機関との連携・協力を図りながら、引き続き適正な保育と間伐の実施、搬出路の整備などに取り組んでまいりたいと考えております。

事業としては、水と緑の森づくり税を活用した「県民再生の森事業」の普及・PR
や、民有林と国有林を1団地としてとらえた効率的な森林整備、条件不利森林公的整備特別対策事業等を活用し、安定した木材生産供給体制の確立を目指してまいりたいと考えております。

特に高津川森林組合においては、低コスト作業路の開設や高性能林業機械の導入等近代化に向けて取り組まれており、今後間伐材の搬出は増加してまいりますので、

「津和野町利用間伐推進事業」における搬出助成金の増額を図ることにより所有者への利益還元を行ってまいりたいと考えております。

また、森林情報の収集や森林施業実施区域の明確化、歩道整備等が図られる「森林整備地域活動支援交付金事業」を活用推進するとともに、担い手確保対策でありま

す」グリーンフロンティア対策事業」も継続し、林業労働者の育成確保に努めてまいりたいと考えております。

一方、昨年4月、庁内3課で組織した「バイオマスエネルギー活用プロジェクト」で検討してきました木質バイオマスエネルギー導入に向けた取り組みも本格化してまいりましたので、チップ材の調達確保へ向けた体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、関連します水産業の振興につきましては、森林の適正な管理と水源の水管理における農業者の協力のもと、2年連続日本一の高津川の水質保全に努め、アユ、ツガ二等の資源を生かしたブランド化を、関係機関一体となって目指してまいりたいと考えております。

次に、雇用・経済の状況と商工業の振興についてであります。

100年に1度と言われる昨今の世界的経済危機は、我が国や地方の経済に大きな影響を及ぼし、まさに「経済激甚災害」の様相を呈しております。本町のような地方の経済は、もともと極度の疲弊状態にあり、一たんは好景気と言われた首都圏や東海地方などと異なり、好景気の実感すらないまま現在のような極端に厳しい経済状況に陥っております。特に、中小企業や個人事業者の資金繰りの悪化、家計の状態に左右されやすい観光消費の動向、急速に悪化する雇用情勢など、迅速に対応しなければならぬ大きな課題が山積しております。

こうした状況から、国や島根県は、経済・雇用対策に全力を挙げるためにさまざまな支援策と予算措置を打ち出しております。特に島根県は、平成20年度補正予算と21年度当初予算を合わせて総額207億円を投じて経済・雇用情勢

の安定化を目指

すこととしております。

本町も、行政・民間ともに厳しい財政・経済状況ではありますが、こうした国、県

の施策を最大限に活用するための情報収集、商工団体や事業者との協働に取り組むと

ともに、観光、文化、自然などの本町の地域特性を最大限に生かし、魅力ある地場産

品の開発を初めとする創意工夫に満ちた取り組みがなされるよう、できる限りの支援

をしてまいりたい考えであります。また、町内事業者の財政基盤確立のための利子補

給制度や緊急雇用対策等について、国・県制度の積極的な活用を図ってまいり

ます。

特に、平成21年度の新規事業として、地域資源を生かした地場産業の活性化への

取り組みである地域再生特産品キャンペーン事業の展開を考えている

ところでありま

す。これは、本町ならではの特色にあふれ、今後さらなる全国展開が期待できる地場

産品であるアユ、イノシシ肉、里芋、冬虫夏草酒、ワサビ、クリなどを都市部の消費

者に印象づけるため、試食・直販・実演販売などの形で都市部へ直接打って出るイベ

ントを各関係機関や事業者との協働によって複数回実施するという事業であります。

もちろん、郷土芸能の派遣なども同時に行うことによって観光PRもあわせて行うこ

とをいたしております。

また、商業者と住民が一体となって実施されるさまざまなイベントや祭りは、地域

経済の活性化はもとより、地域文化の継承や子供たちの思い出づくりなど、地域を元

気にするという大きな効果をもたらしているところでもあります。今後一層の創意工夫

あふれる取り組みを期待するとともに、引き続き町として可能な限りの支援をしてまいる考えであります。

津和野商工会は、地域に根をおろす経済団体として、近年のその役割がますます重要視されてきておりますので、その組織強化に向けてでき得る限りの支援をしてまいるほか、官民の協働による経済活動支援対策の一層の推進についてそれぞれの役割を明確化しつつ、さらなる連携強化と情報の共有化を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光の振興についてであります。

津和野町の観光客入り込み数は、昭和54年の152万人をピークとして、以後横ばいから微減の状態ですと100万人前後を保っておりましたが、近年は、平成12年から20年の9年間のうち4回も100万人を下回るという厳

しい状況となっ

ております。くしくも平成21年は、津和野観光がピークであった昭和54年から数

えてちょうど30年目の節目の年となります。これは単なる偶然ではなく、観光の

ゴールドラッシュ的な年から30年間のさまざまな変遷を経た現在、津和野観光自体

が一つの大きな転換期を迎えているということと考えております。こうした背景を受

け、合併後の新津和野町の中長期的な観光振興のあり方を明確に示す必要があること

から、本年度において「津和野町観光振興計画（仮称）」の策定に取り組みたいと考

えております。

なお、策定に当たっては、より多方面の御意見、より専門的な知識、より正確な各

種データなどを集積できるように工夫をしてまいりたいと考えております。

本年度における具体的観光施策としては、まず、本町と観光や経済面でのつながりの強い山口圏域や萩圏域との一層の連携強化によって本町への観光客誘致を図ってまいる考えであります。特に、萩市との直接連携事業である「萩津和野イメージ・アップ事業」については、引き続き効果的な事業展開を図るとともに、山口市との広域観光プロジェクト事業にも積極的に取り組んでまいる考えであります。

一方、島根県や圏域市町との広域観光連携につきましても、引き続き島根県石見観光振興協議会を中心とした「なつかしの国石見キャンペーン」事業に取り組むとともに、「世界遺産石見銀山」を核とする石見観光の取り組みへの連携強化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、今や津和野観光に欠かせない存在である「SLやまぐち号」は、平成21年

8月に満30年の節目を迎えます。JR西日本やSL運行対策協議会、沿線市町など

による30周年記念イベントが多く企画されておりますので、本町も協力してまいり

ますが、このほかに本町独自のイベントも企画しているところであります。これは、

C57型SLを津和野駅に一晩停泊をさせ、山口線沿線に唯一残る回転場施設を中心

として夜間ライトアップや撮影機会の提供、SL夜市などの複合的イベントを実施す

るというもので、このイベントにあわせツアー造成を行うなどして、直接宿泊客の誘

致にもつなげていきたいと考えているところであります。もちろん実施に当たっては、

JR西日本のほか町内各方面の絶大なる御協力が必要となることは言うまでもありません。

また、平成20年度に引き続いて、島根県の御支援によって「津和野

町毎日夜神

楽」公演を9月に実施したいと考えております。1カ月にわたる神楽の
毎日公演は、

町内社中の皆さんの献身的な御協力によって初めて実現するものであ
りますが、昨年

の試験的实施によって、宿泊対策としては非常に有効性が高いことが
実証されている

ところであります。

なお、今年度は、各関係機関で構成する実行委員会形式による実施を
考えていると

ころであります。

このほかでは、今では津和野観光に必要なものとして定着した津和
野ボランティア

ガイドの会による案内サービスの充実、ストリート・パフォーマンスに
よるにぎわい

の創出などに引き続き取り組んでまいる考えであります。

また、従来の津和野観光の資源と日原地域のすぐれた食材や資源を
結びつけること

によって津和野観光の新たな進展を目指すことが必要であります。こ
うしたテーマで
津和野商工会が取り組んでいる「農商工連携事業」や「地域資源全国展
開プロジェク
ト事業」などによるアユ、ワサビ、高津川、安蔵寺山などの食材や資源
を生かした新
たな取り組みにも期待し、支援してまいりたいと考えております。

さらに、昨年、町内有志団体等によって「津和野町エコツーリズム協
議会」が発足
し、体験・交流型観光プログラムの企画・構築について研究活動が開始
されましたが、
津和野観光の新局面の進展にとって有効かつ必要な活動だと考えます
ので、同協議会
と協働すると同時に、可能な限りの活動支援を図ってまいりたいと考
えております。

津和野観光が大きな転換期を迎えたこの時期、津和野町観光協会の
果たすべき役割
はますます重要になってきておりますので、その積極的な活動に期待

するとともに、

可能な限りその早期強化や活動を支援してまいりたいと、このように考えております。

次に、景観対策についてであります。

平成21年4月より、新たな津和野町景観計画及び津和野町景観条例がスタートい

たします。これまでも住民の皆さんへの周知・広報について努めてまいりましたが、

今後も一層PRに努めてまいりたいと考えております。町民の皆様の深い御理解と御

協力をいただき、計画と条例の適正な執行を図ることによって、子や孫の時代に誇り

を持って残せる津和野町にふさわしい景観づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、道路整備等についてであります。

道路特定財源の一般財源化につきましては、国におきまして、従来の「地方道路整

備臨時交付金」にかわり、新たに「地域活力基盤創設交付金（仮称）」

が創設される

こととなりました。この新たな交付金は、納税者の理解を得つつ、おこなわれている地方

の道路整備等を進めるためのものであり、補助事業費と合わせて地方の道路整備費が

確保されたことは評価できるものと、まずは一安心しているところがあります。

町内における道路の整備や維持管理につきましては、県事業と合わせ、効率的、計

画的に実施し、町民皆様の日常生活や産業活動が円滑に行われるよう進めてまいりた

いと考えております。

県道の整備につきましては、改良工事2路線、県営林道開設事業2路線、広域基幹

林道1路線の早期完了と維持工事の確保につきまして引き続き強く要望してまいりた

い考えであります。

町道につきましては、各種の交付金事業を活用して改良工事5路線

の整備を進めて

まいりたいと考えております。また、道路維持管理及び除雪等についま

しては、安全

な通行、機能確保のために、草刈り等を道路愛護団の協力を得ながら実

施してまいり

たいと考えております。また、通常の維持につまましては、全町を引き

続き委託する

などして、厳しい財政状況の中にありますが、地域住民の皆さんの御理

解と御協力を

得て、協働して実施してまいりたいと考えております。

河川砂防事業につまましては、引き続き3地区を継続、急傾斜地崩壊

対策事業にお

いては2地区の継続、また治山事業については2カ所において新規に

着手していただ

く予定であります。安心、安全な暮らしを確保するため、早期完成とさ

らなる整備促

進を、国、県を初め関係機関に対し引き続き強く要望してまいりたいと

考えておりま

す。

町営住宅につきましては、時代のニーズ、特に高齢化社会に対応した居住性の向上等維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、地籍調査事業についてであります。地籍調査事業は、土地に関する基礎的な情報を整備するものであり、土地所有者の財産を保守管理する上で必要不可欠な事業であります。

過疎化が進み、少子高齢化社会を迎えている中で、特に山林部における境界の管理が年々困難となってきた状況にありますので、厳しい財政事情にはありますが、可能な限り早期に地籍調査事業を進めてまいりたいと、このように考えております。

本年度も引き続き3地区において一筆地調査を進め、前年度調査地区の測量等の事業を実施してまいりたいと考えております。

一方、単費による山林境界保全事業等につきましても、本調査がよりスムーズに実施できるよう、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、教育文化の振興についてであります。

教育文化の振興につきましては、郷土の発展に尽力された先人の労苦をしのびながら、次代を担う人材の育成に努め、「教育と文化の薫り高いまちづくり」を目指したいと考えております。

学校教育につきましては、改訂された指導要領に基づく学校教育が小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から実施されますが、本年からはその移行期間として算数・理科・英語などの具体的な取り組みを始める年となっております。基礎的な知識や技能の習得と、その活用力や言語力の育成に努めてまいりたいと考えております。学校図書館の活用につきましては、県のボランティア活用事業を導

入し、図書の

整理や読書活動を積極的に推進してまいりたいと考えております。

いじめや不登校に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

の活用や、昨年導入しました生徒指導総合連携事業により、引き続き対応してまいり

たいと考えております。法改正により義務づけられました学校評価や教職員の評価制

度の定着と特別支援教育の推進やA L Tの活用・充実等に努めるとともに、学校給食

については食品の安全性が社会問題となっている中、地産地消をさらに進め、安心で

安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

また、環境面においては、耐震診断や耐震化工事に取り組むとともに、昨年策定し

ました学校再編計画の推進を図り、環境整備に努めてまいりたいと考えております。

社会教育につきましては、公民館の新体制がスタートするわけであ

りますが、今回

の体制が決して十分でないことを踏まえ、その問題点の洗い出しと対

応を図り、生涯

学習や地域の拠点づくりに努めてまいりたいと考えております。また、

「ふるさと教

育推進事業」による地域の教育資源「ひと・もの・こと」の活用と、地

域全体で学校

教育を支援する「学校支援地域本部事業」の活用により、地域人材の発

掘や公民館活

動との連動性を高めながら、地域に開かれた特色ある学校づくりと家

庭、地域の教育

力の向上に努めてまいりたいと考えております。

さらに、地域学習や家庭教育学級、成人学級等、公民館活動を中心と

して地域の生

活課題に根差したさまざまな学習活動を展開し、町民の皆様が生きが

いのある充実し

た生活が享受できるように努めてまいりたいと考えております。

人権・同和教育につきましては、21世紀が「人権の世紀」と言われ

ながら、今な

お多くの課題が残されております。この課題の解決は行政の責務であ

りますので、学

校教育と社会教育が連携し、あらゆる差別の解消に向け積極的な啓発

活動を推進し、

差別のない明るいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

社会体育につきましては、町民のスポーツへの一層の参加を促すと

ともに、個々の

ライフステージに応じた各種スポーツ活動を主体的・継続的に実施で

きるようにス

ポーツ環境の整備充実を図り、地域のスポーツ活動の活性化に努めて

まいりたいと考

えております。

また、町内各種スポーツ関係団体間の交流の取り組みと総合型スポ

ーツクラブの育

成に努めてまいりたいと考えております。特に、今年7月22日にN

HKによる巡

回ラジオ体操の集いを本町で実施をし、町民の体力づくりを図りたい

と考えておりま

す。

文化財の保存整備につきましては、国指定名勝である「旧堀氏庭園」

主屋の修復事

業を、計画に沿って今後2カ年で復元工事を行ってまいりたいと考え

ています。

なお、本年度の事業は、木工事を中心に、屋根がわらの施工までを予

定しており、

今現在、建物を覆っている仮設を撤去する予定であります。適切な時期

に修復現場が

見学できるよう、機会を設けてまいりたいと考えております。

本年2月に、正式に指定を受けました国指定史跡山陰道（野坂峠越・

徳城峠越）に

つきましては、野坂峠におきまして一部土砂などの崩壊や未整備の石

敷きなどにより

通行が困難となっている箇所がありますが、これらは将来において整

備活用が図られ

るよう、地元住民や関係機関と協議し、保存管理計画の策定に努めてま

いる考えであ

ります。

さらに、国指定史跡「津和野城跡」におきましては、史跡の公有化を図り、文化財

の保護を行うとともに、老朽化の進む物見櫓の修復工事を行ってまいりたいと考えて

おります。

なお、関連遺構につきましても津和野城跡整備検討委員会の意見等を踏まえながら、

より一歩進めた修正計画案を策定するとともに、調査研究を進めてまいりたいと考え

ております。

文化庁から採択を受け、平成22年度までの計画で実施しております「文化財総合

的把握モデル事業」につきましては、各地区に配置しております調査員を中心に調査

を引き続き行うとともに、歴史文化基本構想の策定に向けて策定委員会や運営委員会

において検討を進めてまいりたいと考えております。

その他、数多くある指定文化財の維持管理につきましても、ボランティア団体や町民の皆様の御理解・御協力を得ながら、適切に行ってまいりたいと考えております。

埋蔵文化財発掘調査事業につきましては、道路改良事業を初め町内で行われる各種工事に関連するもの、また文化財保護を目的とした学術的な発掘調査も引き続いて実施し、調査結果につきましては現場説明会あるいは発掘速報展等を通じて町民の皆さんへ周知するなど、埋蔵文化財について理解を深めていただくよう努めてまいりたいと考えております。

文化施設におきましては、安野光雅美術館、これまでと同様に安野光雅先生の御協力をいただきながら、所蔵作品以外で構成する原画展や新作品、初公開作品展を中心

とした展示企画を中心に、コンサートやトークショーなど文化事業を含めた事業を開催してまいりたいと考えております。

また、プラネタリウムと天文台の連携による天文教育や、町内の小中学校の作品展、書画展などの発表の場としての利用等、地域に密着した活用を図ってまいりたいと考えております。さらに、広報活動にあわせ津和野町の観光情報の発信にも寄与できる館外展等も積極的に開催するとともに、来館者に対しまして、作品鑑賞とともに、思い出に残るミュージアムグッズの提供等、効果的な運営に努めてまいりたいと考えております。

森鷗外記念館は、国内では唯一の森鷗外先生の研究施設として、従来から、より多彩な資料調査を進めておりますが、2012年に鷗外先生生誕150周年という記念

の年を迎えるに当たり、記念館協議会の委員の協力をいただきながら、津和野ならではの
はの鷗外研究を図りながら資料の収集やその調査研究に努め、来館者に深い鷗外像を
提供できる展示に努めてまいりたいと考えております。また、企画展の開催や研究情
報誌の発行等を行い、文学館としてのさらなる充実・発展に努めてまいりたいと考
えております。

桑原史成写真美術館は、報道写真の新たな一面を紹介できる展示を企画するととも
に、学生や一般を対象とした「写真教室」などを開催し、写真文化の普及に努めてま
いりたいと考えております。

郷土館、歴史民俗資料館等各施設につきましても、近年の研究成果を公開するとと
もに、一般ガイド業者への情報提供を図って入場者の確保に努めるほか、伝統芸能の

保存・継承にも努めてまいりたいと考えております。

このほか、図書館事業につきましては、情緒豊かな子供の育成を目指し、読み聞かせを中心とした読書会活動を展開するとともに、蔵書検索システムの活用により利用者への充実したサービスの提供と利活用の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、広域行政の推進についてであります。

広域行政につきましては、益田圏域の共通課題を処理するための益田地区広域市町村圏事務組合と鹿足地区で鹿足郡環境衛生組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム事務組合が組織されているところであります。

益田地区広域市町村圏事務組合におきましては、ごみ焼却施設であります益田地区クリーンセンターや常備消防の設置運営などを行っており、昨年からは、県境を接する萩市と消防相互応援協定を締結し、水火災や地震などの災害発生時

に相互に協力し

合い、被害を最小限に防止するための応援体制を構築したところであり
ます。

広域行政組織が果たす役割は、消防を初め自治体単独では解決しが
たい交通対策や

情報通信基盤の整備などに加え、高津川流域の地域資源を活用した工
ネルギー資源開

発や観光・交流・定住の連携など、新たな取り組みの必要性もあるなど、
多方面にわ

たっておりますが、行財政改革が喫緊の最重要課題である現状を踏ま
え、各組織の業

務の円滑な運営と効率化が図られるよう、関係市町と意思疎通を図り
ながら、一層の

広域行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別会計についてでございますが、特別会計につきましては、
各会計とも、

特別会計設置の本来の目的に沿って、適正かつ効率的な事業実施と健
全な財政運営に

鋭意努力をしてまいりたいと考えております。

以上、主要課題と取り組みについて申し述べましたが、依然として厳しい財政状況の中にありますが、新町の発展と町民福祉の向上のため、全力で町政運営に取り組んでまいり決意でありますので、町議会を初め町民の皆様方の格段の御理解と御支援、御協力を賜りますように、重ねてお願いを申し上げ、平成21年度の施政方針といたします。

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で午後2時45分まで休憩といたします。

午後2時33分休憩

.....

午後2時45分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第 4 1. 議案第 3 9 号

日程第 4 2. 議案第 4 0 号

日程第 4 3. 議案第 4 1 号

日程第 4 4. 議案第 4 2 号

日程第 4 5. 議案第 4 3 号

日程第 4 6. 議案第 4 4 号

日程第 4 7. 議案第 4 5 号

日程第 4 8. 議案第 4 6 号

日程第 4 9. 議案第 4 7 号

日程第 5 0. 議案第 4 8 号

日程第 5 1. 議案第 4 9 号

日程第 5 2. 議案第 5 0 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 4 1、議案第 3 9 号町長等の給与の特
例に関する条例

の一部改正についてより、日程第 5 2、議案第 5 0 号津和野町防犯灯設
置事業負担金

徴収条例の制定についてまで、以上 1 2 案件につきましては、会議規則

第37条の規

定により一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長(中島 巖君) それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第39号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
でございますが、

給与抑制のために特例条例を設けさせていただいておりますけれども、既にあり

ます条例の一部を改正するという形をお願いをするものであります。

続きまして、議案第40号教育委員会教育長の給与の特例に関する
条例の一部改正

についてでございますが、これも前案と同様でございます。給与の抑
制を図るため

に特例条例の一部を改正させていただくというものでございます。

続きまして、議案第41号津和野町職員の給与に関する条例の一部
改正についてで

ございますが、これは人事院勧告に基づきまして、勤務時間の変更を行
うための改正

をお願いするものであります。

続きまして、議案第42号職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございますが、これは給与の抑制を図るために特例条例の一部を改正をさせていただきますたいというものであります。

続きまして、議案第43号津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございますが、これはやはり人事院勧告に基づく勤務時間の変更に伴い本条例を一部改正をさせていただきますたいというものであります。

続きまして、議案第44号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、これも人事院勧告に基づく勤務時間の変更に伴い条例の一部を改正させていただきますたいというものであります。

次に、議案第45号津和野町特別会計条例の一部改正についてでございますが、診

療所事業、介護老人保健施設事業の特別会計をこの条例に加えさせていただきます

ということの一部改正をお願いするものであります。

続きます、議案第46号津和野町税条例の一部を改正する条例の一部改正につ

てでございますが、これは寄附金税額控除対象法人の指定に伴う改正でございます、

条例の一部を改めさせていただきますというものであります。

続きます、議案第47号津和野町福祉医療費助成条例の改正についてございま

すが、これは県の肝炎治療費助成事業実施に伴いまして本町の条例の一部を改正をさ

せていただきたいというものでございます。

続きます、議案第48号津和野町乳幼児医療費助成条例の一部改正についてであ

りますが、これは国の法律改正に伴いまして町の条例も改正をさせていただきます

というものであります。

議案第49号であります。津和野町介護保険条例の一部改正についてでございます。これは第4期介護保険計画の介護保険料基準額の改定に伴いまして本条例の一部を改正させていただきたいというものであります。

続きまして、議案第50号津和野町防犯灯設置事業負担金徴収条例の制定についてでございます。この防犯灯設置につきましては、施政方針でも述べさせていただきました。また助成基準等が大きく異なっておりました。これは合併協議の中でも、新町発足後調整をすることになっておりまして、検討してまいったわけではあります。今回ようやくその検討が終わりまして、4月1日から新たな制度として発足をさせていただきたい。ことにいたしておりますけれども、それに伴いましてこの条例が

必要となりまし

たので、新たに制定をお願いをするものでございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、

よろしくお願

いをいたします。

○議長（後山 幸次君） ここで、担当課長方をお願いを申し上げます。

各条例案件に

つきましては、常任委員会に付託して審査することにいたしております

ので、説明は

簡潔にさせていただきますようお願いをいたします。総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 3 9 号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

議案第 4 0 号 教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について

議案第 4 1 号 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 4 2 号 職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

議案第 4 3 号 津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第 4 4 号 津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 4 5 号 津和野町特別会計条例の一部改正について

.....
○議長（後山 幸次君） 税務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 4 6 号 津和野町税条例の一部を改正する条例の一部改正について

.....
○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 4 7 号 津和野町福祉医療費助成条例の改正について

議案第 4 8 号 津和野町乳幼児医療費助成条例の一部改正について

議案第49号 津和野町介護保険条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第50号 津和野町防犯灯設置事業負担金徴収条例の制定につ
いて

.....

.....

日程第53. 議案第51号

日程第54. 議案第52号

日程第55. 議案第53号

日程第56. 議案第54号

日程第57. 議案第55号

日程第58. 議案第56号

日程第59. 議案第57号

日程第60. 議案第58号

日程第61. 議案第59号

日程第62. 議案第60号

日程第63. 議案第61号

日程第64. 議案第62号

日程第65. 議案第63号

○議長（後山 幸次君） 日程第53、議案第51号平成21年度津和野町一般会計予

算より、日程第65、議案第63号平成21年度津和野町病院事業会計
予算まで、以

上13案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議
題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 提案理由の御説明を申し上げます。

議案第51号は、平成21年度津和野町一般会計予算でございます
が、施政方針で

も述べさせていただいておりますように、厳しい財政状況にあります
ので、引き続き

人件費等の抑制を図りながら、町民生活の維持向上、あるいは町勢の発
展のためにど

うしても必要、差し置くことのできないそうした経費について計上させていただいた

予算でございます。対前年度比で3%増の予算となっておりますが、予算総額は歳入

歳出それぞれ70億1,092万5,000円とさせていただいたものであります。歳

出の主なものといたしましては、選挙関係費2,365万6,000円、町営バス運転

業務委託料4,068万7,000円、障害者自立支援給付事業扶助費1億374万円、

保育所運営費委託料4,950万4,000円、児童措置費扶助費4,436万円、生

活保護費1億2,068万1,000円、国保特別会計の繰り出し金が6,212万

2,000円、介護保険特別会計繰り出し金1億7,099万7,000円、後期高齢

者医療特別会計への繰り出し金が2億252万7,000円、簡易水道特別会計繰り

出し金 8,381万4,000円、病院事業特別会計繰り出し金が9,960万

3,000円、じんかい処理業務委託料が4,435万5,000円、益田
広域事務組

合衛生費負担金が7,299万7,000円、鹿足郡不燃物処理組合負担
金が

5,491万8,000円、鹿足郡環境衛生組合負担金が9,739万5,
000円、中

山間地域直接支払い費の補助金を5,330万円、林道受託事業費2,5
76万

1,000円、SL30周年記念事業費で300万円、地籍測量等の委
託料が

9,853万3,000円、下水道の特別会計繰り出し金が7,691万
2,000円、

道路維持工事費で4,500万円、道路新設改良費で2億4,950万円、
広域消防の

負担金で1億9,910万4,000円、嘉楽園用地購入費1億2,79
0万

4,000円、旧堀氏庭園修復事業費で7,797万6,000円、公債費
で21億

8,259万円、このうち繰り上げ償還を3億1,376万3,000円
を計上させて

いただいております。

また、歳入の主なものといたしましては、町税で7億3,767万5,
000円、地

方譲与税で7,400万円、各種交付金で1億2,230万円、国庫支出
金で8億

4,208万5,000円、地方交付税を42億400万円、繰入金を9,
224万

1,000円、それから町債を6億4,600万円などを計上させていた
だいているも

のでございます。

次に、議案第52号平成21年度津和野町国民健康保険特別会計予
算でございます

が、歳入歳出それぞれ10億9,814万2,000円とさせていただ
いております。

歳出の主なものといたしましては、一般被保険者療養給付費6億3,225万4,000円、退職被保険者等療養費6,482万8,000円、そして一般被保険者高額療養費6,998万4,000円、後期高齢者支援金が1億1,276万円、高額医療費共同事業拠出金が1億1,527万円などでございます。

歳入の主なものといたしましては、一般被保険者国民健康保険税1億4,600万円、退職被保険者等国民健康保険税が2,244万3,000円、療養給付費等の負担金で1億3,963万2,000円、国庫の財政調整交付金が7,400万円、療養給付費の交付金で8,593万円、前期高齢者交付金が4億1,121万1,000円、そして県の財政調整交付金が3,050万円、共同事業交付金が1億1,521万2,000円、さらに一般会計からの繰り入れで6,212万2,000

円などを計上

させていただいた予算でございます。

続きまして、議案第53号平成21年度津和野町老人保健特別会計
予算でございま

すが、歳入歳出それぞれ764万8,000円とさせていただいたもの
でございます。

続きまして、議案第54号平成21年度津和野町介護保険特別会計
予算でございま

すけれども、歳入歳出それぞれ10億9,128万6,000円とさせて
いただいてお
ります。

歳出の主なものといたしましては、居宅介護サービス給付費3億2,
766万

7,000円、地域密着型介護サービス給付費6,967万1,000円、
施設介護

サービス給付費4億2,751万3,000円、居宅介護サービス計画給
付費

3,634万8,000円、介護予防サービス給付費6,172万6,00

0円、特定入

所者介護サービス費の5,024万円等を計上させていただいております。

歳入の主なものといたしましては、第1号被保険者介護保険料を1億5,299万

2,000円、国庫負担金では、介護給付費負担金を1億7,788万円、国庫補助金

では調整交付金9,138万2,000円、支払い基金交付金では介護給付費交付金を

3億2,476万4,000円、繰入金では、一般会計からの繰り入れとして1億

7,099万7,000円等を計上させていただいた予算でございます。

続きまして、議案第55号平成21年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算で

ございますが、歳入歳出それぞれ2億9,536万2,000円とさせていただいており

ます。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合への納

付金2億

9,140万4,000円、そして歳入の主なものといたしましては、特

別徴収保険料

6,934万5,000円、普通徴収保険料2,086万6,000円、そ

して一般会計

からの繰入金で2億252万7,000円等を計上させていただいた予

算でございま

す。

続きます、議案第56号平成21年度津和野町簡易水道事業特別
会計予算であり

ますが、歳入歳出それぞれ3億2,057万8,000円とさせていただ
いております。

歳出の主なものといたしましては、旧津和野簡水では、横瀬地区を配
水管改良工事

と工事請負費を1,848万9,000円、公債費の元金1,996万円、

利子

1,264万円、旧日原簡水では、施設電気料600万、あるいは水質

検査料

514万1,000円、公債費の元金6,402万3,000円、利子2,261万

7,000円、津和野地区水道事業におきましては、公共下水に伴います排水管の施

設工事費471万8,000円、消費税を500万円、公債費の元金6,405万

9,000円、利子1,611万7,000円等を計上させていただいております。

歳入の主なものといたしましては、旧津和野簡水では、給水収入を1,460万

4,000円、一般会計からの繰入金が3,025万7,000円、町債では簡易水道

事業債1,410万円、旧日原簡水では、給水収入6,485万4,000円、一般会

計からの繰入金が5,355万7,000円、津和野地区水道事業では給水収入を1億

900万8,000円、基金繰入金を438万8,000円、町債では借換債を

2,310万円等計上させていただいた予算でございます。

続きまして、議案第57号平成21年度津和野町下水道事業特別会計予算でございます

ますが、歳入歳出それぞれ2億7,652万8,000円とさせていただいております。

歳出の主なものといたしましては、汚水処理業務委託料567万5,000円、施設管理業務委託料945万円、森地区の管渠工事請負費6,348万1,000円、公債費の元金1億1,986万円、利子3,721万8,000円などでございます。

歳入の主なものといたしましては、受益者負担金422万円、下水道使用料3,945万6,000円、国庫補助金で汚水処理施設整備交付金3,470万円、一般会計からの繰入金で7,691万2,000円、町債で下水道債が5,130万円、資本費平準化債が6,900万円等を計上させていただいた予算でございます

います。

続きますして、議案第58号平成21年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算で
ございますが、歳入歳出それぞれ451万1,000円とさせていただいた予算でございます。

続きますして、議案第59号平成21年度津和野町奨学基金特別会計予算、歳入歳出
それぞれ1,763万4,000円とさせていただいた予算でございます。

続きますして、議案第60号平成21年度津和野町電気通信事業特別会計予算について
でございますが、歳入歳出それぞれ2億505万9,000円とさせていただいて
おります。歳出で主なものは、バックボーン委託料1,612万8,000円、センター機器の保守管理委託料が681万円、そして支所移転工事等修繕料812万円、

電送等の管理委託料が755万1,000円、土地等借り上げが848万5,000円、

そして今年から計画をいたしております日原地域へのケーブル延長工事等工事請負費

1億990万円、公債費509万1,000円等であります。

歳入の主なものは、インターネット使用料で2,622万6,000円、ケーブルテ

レビ使用料で6,710万6,000円、町債、これは過疎対策債でありますけれども

2,700万円、一般単独債7,780万円などを計上させていただいた予算でありま

す。

続きまして、議案第61号平成21年度津和野町診療所特別会計予算でございます

が、歳入歳出それぞれ9,835万9,000円とさせていただいております。

歳出の主なものとしましては指定管理料4,997万円、歳入の主なものとしたし

ましては、外来収入8,963万3,000円、その他診療収入623万2,000円

等を計上させていただいた予算であります。

続きます、議案第62号平成21年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予

算についてであります、歳入歳出それぞれ5億2,474万3,000円とさせてい

ただいております。

歳出の主なものは、介護老人保健施設事業指定管理料4億3,742万7,000円、

訪問看護事業指定管理料1,007万4,000円、予備費7,435万円を計上させ

ていただいております。

歳入の主なものといたしましては、入所者療養費3億2,696万3,000円、短

期入所者療養費7,036万円、通所者療養費6,232万8,000円、施設利用料

収入5,529万4,000円、訪問看護事業収入791万9,000円

などを計上さ

せていただいた予算であります。

続きますして、議案第63号平成21年度津和野町病院事業会計予算
であります、

病院事業収益の主なものといたしましては、入院収益を3億1,244
万円、外来収

益を2億705万5,000円、その他医業収益を3,512万4,00
0円、一般会

計負担金9,796万円などを計上させていただいております。

病院事業費用の主なものといたしましては、津和野共存病院建物等、
いわゆる建物、

機材備品減価償却費2,684万4,000円、人件費2,898万8,0
00円、指定

管理料6億2,569万8,000円、起債の償還分として利子1,07
1万

9,000円などを計上させていただいております。

病院事業の資本的収入の主なものといたしましては、津和野共存病
院の機器購入企

業債3,200万円を計上させていただいております。

病院事業資本的支出の主なものといたしましては、機器及び備品購入費3,201万1,000円等を計上させていただいております。

なお、不足いたします3,843万6,000円につきましては、内部留保資金により補てんさせていただくことにいたしました予算でございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） ここで、担当課長方をお願いを申し上げます。各予算

案件につきましては、予算審査特別委員会あるいは常任委員会に付託して審査するこ

とにいたしておりますので、説明は新規事業、また額の増減が著しいものに限っての

み説明をしていただきたいと思います。総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 5 1 号 平成 2 1 年度津和野町一般会計予算

.....
○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 5 2 号 平成 2 1 年度津和野町国民健康保険特別会計予算

議案第 5 3 号 平成 2 1 年度津和野町老人保健特別会計予算

議案第 5 4 号 平成 2 1 年度津和野町介護保険特別会計予算

議案第 5 5 号 平成 2 1 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算

.....
○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第 5 6 号 平成 2 1 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算

議案第 5 7 号 平成 2 1 年度津和野町下水道事業特別会計予算

議案第 5 8 号 平成 2 1 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予

算

.....
○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

〔教育次長説明〕
.....

議案第 5 9 号 平成 2 1 年度津和野町奨学基金特別会計予算
.....

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕
.....

議案第 6 0 号 平成 2 1 年度津和野町電気通信事業特別会計予算
.....

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕
.....

議案第 6 1 号 平成 2 1 年度津和野町診療所特別会計予算

議案第 6 2 号 平成 2 1 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会
計予算

議案第 6 3 号 平成 2 1 年度津和野町病院事業会計予算

.....
○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終了いたします。

お諮りいたします。本日の会議は、本日の議事日程が終了するまで延
刻いたしたい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、本
日の議会議事日

程が終了するまで延刻することに決しました。

これより質疑に入りますが、議案第39号より議案第63号まで、以
上25案件に

つきましては、いずれも委員会付託等をお願いいたしたいと思いま
すので、補足的な

事項及び所管外の案件の質疑にとどめたいと思いますので、よろしく
お願いをいたし

ます。

それでは、議案第39号町長等の給与の特例に関する条例の一部改
正についてより、

議案第50号津和野町防犯灯設置事業負担金徴収条例の制定について
まで、以上

12案件について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第51号平成21年度津和野町一般会計予算より議案第
63号平成

21年度津和野町病院事業会計予算まで、以上13案件について質疑
に入ります。あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので質疑を終結いたします。

以上で、総括的な質疑を終結いたします。

冒頭、議会運営委員長より御報告いただきましたとおり、議案第39
号より議案第

50号までと、議案第51号より議案第63号までの合わせて25案
件につきまして

は、それぞれ所管の常任委員会に付託し、会期中の審査にいたしたいと

と思いますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39

号より議案第

50号までと、議案第51号より議案第63号までの合わせて25案

件につきまして

は、それぞれ所管の常任委員会に付託して会期中の審査とすることに

決しました。

続きまして、議案第51号平成21年度津和野町一般会計予算につ

いて、予算審査

特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査とし、それぞれ分科

会で審査をお

願いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51

号については予

算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすること

に決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ

いて、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く議員16名を指名いたした

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、議長を除く議員16名を予

算審査特別委員に選任することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

午後4時30分休憩

.....

午後4時32分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長の選任をお願いいたしま

したところ、委

員長に6番、河田隆資君、副委員長に13番、斎藤和巳君が選任されました。ここで、

予算審査特別委員長よりごあいさつをお願いいたします。河田君。

○予算審査特別委員長（河田 隆資君） 慣例によりまして順番が回ってきたわけですが

けれども、皆様方の慎重な審査を望みますとともに、スムーズな運営ができますこと

を、皆様の御協力によってできますことをよろしくお願いを申し上げます。

また、各分科会よりの執行部に対する関連書類の要求があると思いますが、快くス

ムーズな、また対応をしていただきますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）はい。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 午前中、提出、町長の19号、20号、21号の指

定管理の件で、この前の全協のときに、5年間ぐらいのシミュレーションはというよ

うな形のものを出していただきたいということがあったんですけども、12日にも

うそれに採決に入るといふことになりましたと、12日にももらったんでは資料的に審議

のしようがない。ですので、これはちょっと早目にもらわないと、1年間ならいいん

ですけど、5年間の指定管理の契約を結ぶわけですよ。早急に出していただきたい

と思うけど、その点いかがでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 執行部のほうで、松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 明日出させていただきます。

○議長（後山 幸次君） いいですか。明日資料を出すという答弁でありました。3番。

○議員（3番 沖田 守君） もう一点、先般の全協で、要するに橘

井堂医療法人立

ち上げられましたが、それは第三セクター的なものなのか、あるいは純然たる医療法

人という組織なのか、あるいは私は直営と全く同じというふうにとらえておりますが、

そうであるのかという宿題を出しておきましたが、御検討になられましたやらどうや

らという、これをきょうお聞かせをいただければまことに幸せますが、
と思っております、

お忘れになられたらまた結構でございます。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 第三セクターなり直営なり、そういったものほとんど変

わりはないんじゃないかというこの前の御指摘でございましたが、やはり今回の病院

等の問題につきましては、指定管理者制度という手続の中で行わさせていただきますと

うことであります。これにつきましては、第三セクターといえはこれま

でも道の駅、

なごみの里、そうしたところで第三セクターという形を行っております

すが、今回この

津和野地域の医療を守る、公の医療をやっていただくということの中

で、より経営を

安定していただくということで指定管理制度を今回も設けまして行っ

ております。

今回は、前回の指定管理の状況とは違うように、利用代行制という形
をとりました、

収益につきましては町が全体的な収益を受ける。この交付金という形
で予算も提案さ

せてもらっていますが、交付金の中で医療をすべて賄っていただく
という形の仕組み

を今回はとらせていただいております。直営と言えば職員その他すべ
てを町の職員と

してやるということですか、これは今となってはなかなかいろんな意
味では民間に委

託していくという、時代の中で逆行するというような状況もあります

し、町がすべて

抱えてやるというよりかは、やはり責任の一たんはきちっと指定管理者が受けて自覚

を持って運営をしていただくという形の中で、部分的な業務委託ということではござ

いませんで、病院事業全体の運営は新しい指定管理者が運営をしていただくというシ

ステムをとったということで、今回指定管理者をお願いしたいというふうに思ってい

るところであります。

今回の指定管理者を行うということにつきましては、いろんな意味で非公募という

形でとらせていただきました。その中でいろいろ指定管理者に管理を行わせようとし、

また行わされている公の施設の管理上に緊急に指定管理者を指定しなければならない

ときとか、公募によりがたい特別な事情があるとき、またその他公募を行なわないこ

とについて合理的な理由があるときはこの限りでないという非公募で
きるという理由

なんでありますけれども、まず特別な事情といたしますか、これは今年の
12月12日

にああして厚生連の破綻があったということから、いろいろマスコミ、
テレビ、その

他いろいろ報道があり、そして町民の方々に大きな不安を与えている。
こういうとき

に指定管理者というか、そうしたこれからの運営はどうなるかという
ことが一番問題

でありまして、橋井堂は、日原診療所については受けるということで既
に準備をして

おりましたので、あわせましてははっきりと4月1日からは橋井堂であ
わせて受けてい

ただくということを表示する予定であるということをはっきりと町民
の皆さん方に表

明するほうが町民の皆さん方の動揺もおさまって、4月以降も継続で
きるんだという

安心感を与えるのではないかというふうに思って、町としては当然新

しく、全く新し

い一般公募でやっていくということは非常に厳しい状況もありますし、

職員の雇用と

いう問題もあるということから、町としては指定管理者制度の中で橘

井堂を予定をし

て管理制度を行っていくという形にさせていただきました。

ですから、そういう意味で今回は指定管理者制度を導入して、引き続

いて指定管理

者制度の中でやっていくのが一番ベターだというふうに思って、今の

状況、今回の議

案提案もさせてもらっているところであります。

第三セクターでやるのがというのがちょっと具体的に今、十分12

日までには答弁

できるようにということで十分内部的にもこのあたりは整理をすると

いうことで今お

りますので、現在のところはそういう気持ちで指定管理者制度に取り

組んでいるとい

うことでありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） よく説明をいただきましたので、町の
気持ちというか、

それはよくわかるんですよ。副町長がおっしゃるとおりのようなやり
方のほうが望ま

しいだろうと思います。と思いますが、私が質問したのは、くどくど、今
御説明になっ

たのは私には要らなかった、ほんとは。今度12日まで、こういう指定
管理の方法と

というのが地方自治法というか、立ち上げた医療法人橋井堂というこの
法人は、町が

3,000万と須山先生300万の資本造成であります、こういうも
ので指定管理

というものが——そりゃ道の駅やなんかもありますから似たようなも
のではあります

が、あそこは皆会社組織にしておりますから、スキッとわかりやすいよ
うな説明を一

応いただかないと、いろいろ条例のきょうは説明もあったり、新年度の
予算の説明も

あったりしたんですからわからないことはないけれども、しかし、終極
的には予算説

明等々でも、いうなれば町が丸抱えをしていかざるを得ないというよ
うな状況下にあ

るということですから、もう少しすっきりした説明というものをしな
いと、よう関係

機関にお問い合わせをされて、勉強されてとっては失礼千万になり
ますから、よく

研究をされて、もう一度我々にきちっと、こういう法人でありますから
指定管理を、

今回はこういう指定管理の方法で出すんだという、こういうものをお
示しをいただか

ないと、つい簡単に、わけわからんこうに了解するようになっては執行
部の皆さんに

失礼ではないかと、かように思います。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） これを質問したのは私であったわけ
ですが、私が聞
きたかったのは、今さっきの3番議員さんのお話にもありましたが、こ
の医療法人を
つくろうという法の趣旨というのは、開業医の先生が法人をつくって、
それで運営を
したほうが楽だよというふうなことがもとでこの医療法人をつくって
いいという法が
できたんだというふうに私は理解をしているんですよ。だから、開業医
の先生が医療
法人をつくるというケースが個人でやるんでなくて法人のほうがいろ
いろと便利だと
いうことでこの法ができたんだというふうなことで理解をしているん
ですが、そうす
ると、これは95%が町が出資しているわけですよ。95%出資して
いるところへ
町が指定管理をするという、このところが非常によくわかりづらい。こ
このところを、

だから第三セクターなのかどうなのか、橘井堂はじゃどういうふうな
ことなのかとい
うのをお聞きしたかったわけでありますので、そのときも再度検討す
るということで
ありましたしきょうもそういうことでもありますので、よろしくお願
いをいたしたいと
思います。

○議長（後山 幸次君） 12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 私、個人的に勉強した感じでは、橘
井堂はまぎれも
なく第三セクターです。まぎれもなく資本構成としたら第三セクター、
その第三セク
ターを指定管理として指定したということですので、これは法
的には決して間
違いではない。ただし、好ましくはないというふうになって、私はそう
いうふうに自
分なりに勉強しましたんで。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 本会議は終わったんですか。

○議長（後山 幸次君） いいや、まだ。

○議員（10番 須川 正則君） こういう話をする場ですか。

○議長（後山 幸次君） 聞かれてもいいですよ。

○議員（10番 須川 正則君） いいですよちゅうのはどういう。（発言する者あ

り） ああそうですか。議長許したんですか。

○議長（後山 幸次君） はい。

○議員（10番 須川 正則君） はあそうですか。

○議長（後山 幸次君） 許したけえ皆さん質問しよるんですけえ。

○議員（10番 須川 正則君） いや、資料請求ぐらいならええけど、自分の考えを

述べるちゅうようなことになるといつまでたっても終わりやしません
が。

○議長（後山 幸次君） 先ほど斎藤議員が資料要求を言いました。沖田議員からもい

ろいろ第三セクターじゃないじゃないか、指定管理者であるのかとい

いろいろな疑

義があるというふうな質問を受けました。というのは、執行部からそれだけの明快な

答弁がないと判断されての質問であります。それに対して、12日までには答弁をす

ると執行部のほうは言われたんですが、先ほどいろいろほかの議員さんが言われた問

題は、名前をいうてはどうかわかりませんが、道信議員が言われた橋井堂は第三セク

ターであって法的には間違いではないかというような発言は、今は要らないんじゃない

かというような気がするんですが。皆さんがそれで認識を深められれば問題はない

わけです。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。本日はこれにて散会した

と思いますが、

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。以上をもちまして本

日は散会いたし

ます。どうも御苦労さまでございました。

午後4時48分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 21 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第
2 日)

平成 21 年 3 月

10 日 (火曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 21 年 3 月 10 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（16名）

1番 村上 義一君

2番 下森 博之君

3番 沖田 守君

4番 青木 克弥君

6番 河田 隆資君

8番 原 秀君

9番 中岡 誠君

10番 須川 正則君

11番 滝元 三郎君

12番 道信 俊昭君

13番 斎藤 和巳君

14番 竹内志津子君

15番 板垣 敬司君

16番 村上 英喜君

17番 藤井貴久男君

18番 後山 幸次君

欠席議員（1名）

7番 青木登志男君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中島 巖君 副町長 ……………

松浦 秀信君

副町長 …………… 沖田 修君 教育長 ……………

齋藤 誠君

参事 …………… 長嶺 常盤君 総務財政課長 ……………

右田 基司君

税務住民課長 …………… 米原 孝男君 情報企画課長 ……………

長嶺 清見君

健康保険課長 …………… 安見 隆義君 商工観光課長 ……………

山岡 浩二君

農林課長 …………… 大庭 郁夫君 建設課長 ……………

伊藤 博文君

環境生活課長 …………… 長嶺 雄二君 教育次長 ……………

水津 良則君

会計管理者 …………… 村田 祐一君

午前9時00分開議

○議長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。引き続きお出かけをいた

きましてありがとうございます。これから2日目の会議を始めたいと思います。

7番、青木登志男議員より欠席の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これよ

り本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により8番、原秀君、9番、中岡誠

君を指名いたします。

日程第2．一般質問

○議長（後山 幸次君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、11番、滝元三郎

君。滝元君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。

恐らく初めてだ

ろうと思いますが、トップバッターということでございますので、いささか緊張して

おりますが、通告に従いまして質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたし

ます。

まず、施政方針ということについて通告をしておりますが、昨日、町のさまざま

主要課題にわたって町長さんの非常に丁寧な施政方針、お聞かせをいただきました。

後ほどの質問と関係がございますので、若干、そのときにお聞きをするということで、

この項目については取り下げをさせていただきます。

次に、雇用対策についてということでございます。最近の雇用状況と今後の対策は
ということでございますが、昨日の施政方針の中にもございましたが、御案内のよう
に、昨年の夏以降、アメリカの金融不安に端を発した世界経済の減速というものが瞬
く間に全世界に広がりました。いわゆる百年に一度と言われるような世界同時不況の
様相を呈しており、まさに危機的な状況というふうなことが言われております。

数字的なことを若干申し上げさせていただきますと、08年、昨年
10月から
12月期の実質国内総生産、いわゆるGDPでございますが、前期比で
年率にします
と、実に12.7%の減少と、この3月までに職を失った、あるいは失
う見込みの非
正規労働者は、全国で15万7,800人、島根県で1,785人、さら

に、今後は正

社員の大幅な削減も予定されているという報道もあります。あるいは、

島根県で8年

度に解雇された人数というものが12月の末時点で、昨年同期比で1

7.8%ふえて

いると、2,234人解雇されている。あるいは、1月の全国の有効求

人倍率は5年

4カ月ぶりに低水準になって0.67という数字、あるいは完全失業率

が4.1%、完

全失業者は277万人という数字もございます。一部申し上げました

が、このように

全国的には極めて危機的な雇用情勢ということが言えると思います。

この地方はもともとと言われるように、好景気というのが、全国で言わ
れるほどの好

景気というものはなくて、既に数年前から疲弊した状況にあるという

ことで、私ども

の町では、今に始まったことではないなというふうな気もしております

して、もう既に

深刻な状況に、もう既になっているというふうな状況だろうと思いま
すけれども、御
承知のように、数年前から建設業界におきましては、公共事業が激減を
したというこ
とで、会社の閉鎖が数件ございます。大幅な人員削減もなされておりま
すし、あるい
はまた住宅建築、非常に落ち込みが厳しい、あるいは観光客の落ち込み
も非常に厳し
いと、そんな状態であります。そういったことに、さらに追い打ちをか
けるという形
で、今回世界不況ということでございますが、その既に悪いので、ない
ようでありま
すが、やはりその影響というのも若干あるようでございまして、私は詳
しく調べたわ
けではございませんが、自動車部品の製造しておりますある誘致企業
におきましては、
休業日がふえていると、あるいは残業がなくなっていると、その影響
で部品を運ん

でいる運送業者においては、便数が2便のところは1便に減るとか、あるいはそれに伴って一部人員解雇がなされておる、そのような事態だそうでございます。

そして、さらに、直接この不況とは関係ございませんが、既に、12月、御承知のように厚生連の破産ということで、不採用が21人発生しておるということで、少なくともそのうち何人かは当面職を失うと、そのような事態が起きております。あるいは、病棟の閉鎖ということで、それに伴う影響というものもあるであろうというふうに思っています。私の周りでも、まだ60そこそこ、60の前後ぐらいで、まだ年金ももらえないが、仕事がなくなって、もうぶらぶらしておるといの方も何人か見受けるわけでありまして。このような町内の雇用情勢、極めて深刻だというふうに思っており

ますが、どのようにとらえておられるか、ひとつお聞きをしておきたい
と思います。

で、そして、その対策について、どのようにお考えであるかというこ
とでございま

す。もちろん、経済対策、雇用対策というのは、小さな町でなかなかで
きることでご

ざいませぬ。国や県の対策に頼らざるを得ないということについては
理解はできます。

十分理解できますが、これほどひどいと、やはり何とかならないのか、
即効性のある

施策がいいのか、悪いのかという議論もあるかと思ひます。できれば、
一時的でなく

て、持続可能な施策というのが好ましいというのは、これは十分理解で
きるのでござ

いますが、当面困っている人が仕事がなく、非常に食べるのに苦勞し
ておるとい

方が現実にいるわけでございませぬ。スピードを持った対応というのも
迅速な対応とい

うのも、やはり行政の責務であろうというふうに考えております。

そこらあたり、施政方針をお聞きしますと、確かに急速であると、迅速に対応しなければならぬというふうに言われておりますが、あるいは一面、国や県の制度の積極的な活用を図っていきただとか、できる限りの支援をしてみたいとか、残念ながら、スピード感の、すぐ即効性のある施策というふうに、非常に失礼ではございますが、そのように聞こえない、スピード感というものが感じられないというふうに思っております。

御承知のように、県であるとか、島根県、あるいは他の市町村、当面のつなぎではありますけれども、臨時職員の募集というのをしておるようでございます。新聞報道なんかによりますと、一時的ということで、採用が半数以下というふうな報道もあり

ます。そのような問題があるにしても、鳥取県あたりは、伯耆町でありますとか、琴浦町、北栄町、3人とか5人とか、非常に少ない人数であります。臨時職員を募集して、そういったところには応募した人数がすべて採用しておると、そういうような例もあるわけでございます。何とかひとつそういう具体的に、迅速な対応というものができないものか、ひとつお聞かせをいただきたいと。

これも先日の新聞報道によりますと、林道の建設、作業道の建設ということで、当町もモデル事業として行うというふうなことが報道に出ておりました。非常にこれは結構なことで評価をしたいというふうに思っておりますが、そのような対応をぜひとも望みたいというふうに考えております、そのほかにもですね。

次に、町職員のワークシェアリングについての見解はということでございます。

ワークシェアリング、最近の雇用不安の中で注目をされておりますが、ここにござらんになられたかと思いますが、一つの新聞記事がございます。大分県の姫島村というところの記事でございますが、この村は、人口が2,532人で、村の職員は188人いるんだそうでございます。実に、村民13人に1人という割合でございます。して、当然、給与は安くて、いわゆるラスパイレス指数が70.6ということで、全国の北海道の夕張市に次いで、全国で2番目に低いんだそうでございます。平均給与が45.4歳で28万8,000円という給与だそうでございます。この島では、目的として、島でなかなか働き口のないところでございますので、島の働き口をふやして人口流出を防ぐと、そういう目的のために、40年来、このような政策がなされてい

るということだそうではありますが、津和野町の状態をちょっと考えて
みますと、3月

末の住民基本台帳によりますと、人口約9,100人、職員が定数条例
で見ますと

150人ということで、61人に1人と、平均給与が今年度の、新年度
の一般会計の

予算書を見ますと、一般会計で平均年齢が38.2歳で31万9,400
円、ラスパイ

レス指数がはっきりわかりませんが、多分九十六、七ぐらいかなという
ふうにして

おりますが、これわかれば教えていただきたいのですが、随分、もちろ
ん差があるわ

けであります。

姫島の例は極端な例ではあると思いますけれども、もう一つのある
程度方向性を示

しているのではないかなというふうに思っておりますが、一つの方向
であろうという

ふうに思っておりますが、いささか乱暴な論理であることを承知の上

で申し上げます

けれども、単純に考えれば、給与を1割下げれば、同じ人件費で、当町の場合で言い

ますと職員を15人ほど雇用できるわけでございますね。よく若い人が言っておりま

すが、ふるさとに帰りたいんだ、帰りたいけれども帰れない、仕事がない、一番の大

きな理由は、やはり、ほかの理由もあるんでございましょうけれども、仕事がないと

というのが一番大きな理由というふうなことをよく聞きます。

あるいはまた、職員を減せ、減せというふうな方も、そのようなことをおっしゃら

れる同僚議員さんもおられますが、私は職員のマンパワーっていうのが、いわゆる町

民サービスの源であるというふうにも思っております、減せばいいもんじゃないな

というふうな気がしております。そのようなことを考えますと、ワークシェアリング

について、今後議論をしていく余地があるんじゃないかなというふう
に思っております
して、優秀な専門的な知識を持った職員というのが集めにくいかなと、
そのようない
ろいろな難点もあることは、もちろん想像ができますけれども、こうい
った町職員の
ワークシェアリング、このような時代だからこそ、今後議論をする余地
があるのでは
ないかなというふうに思っております。お考えをお聞かせをいただき
たいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 改めて、おはようございます。本日から一般
質問をお受けす

るわけでありますが、よろしく願いをいたします。

1 1 番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、雇用
対策についてと

いうことでいろいろと具体的に数字をお示しの上で御質問をいただい
たわけでありま

すが、御質問にありますように、経済状況の非常な悪化に伴いまして、雇用にも大きな影響が出ていることは承知をいたしておるところであります。本町におきましても、そういう影響がやはりあらわれていることは事実でございます。そうした対策が必要になっておるといふふうには認識をいたしておるわけであります。

ただ、こういう小さい町でありますので、町独自の対応というものはおのずと限りがあるわけでございますので、やはり、国や県等の制度を積極的に活用する中で、そういう雇用の維持あるいは確保、いったようなものを図ってまいる以外にはないので、はないかと、このようにも考えているわけでございます。

お話しがありましたように、今こういう状況を踏まえまして、全国の各自治体においても、臨時に職員を雇用するというような形をとっておることが新聞、テレビ等で

報じられておりますけれども、県や市であれば、ある程度のこと
ができると思います

けれども、本町のような小さい規模のこの自治体では、おのずと
そうしたことにつ

ても限りがあるわけでありまして。ありますけれども、町におきま
しても、臨時の雇用

ということにつきましては、旧来からもそうでありまして、登録
制度等設けま

して、あらかじめ皆さん方から希望を募って登録をいたしまして、
そして、必要に応

じて臨時的に雇用させていただくということにいたしておりますが、
既に、そうした

手はずもいたしまして、中にはこの希望の申し出がなされておると
いような状況で

もでございます。実態を見ながら、可能な限り、そうした雇用対応
というのは今後も図

ってまいりたいと、このように考えておるわけでございます。

実態の把握でございますけれども、なかなか難しい面がございます。が、

しかし、可

能な範囲で、この調査もさせていただいておりますので、そうした具体的なことにつき

ましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上

げたいと思っております。

それから、職員のワークシェアリングについてもお尋ねでございました。非常に、

新しい最近の試みと言ってもいいのではなかろうかというふうに思いますが、町にお

きまして、まだこのことについて具体的に検討に入っておるという状況にはございま

せん。少数制でいくのか、あるいは雇用の拡大という面で、ある程度の数を確保して

いくのか、いろいろ検討を要する面もあろうかというふうには思っておるわけでござ

いますけれども、これにあわせまして、現状について担当課長のほうからお答えを

させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それではお答えいたします。

現在のところ、市町単位の雇用状況につきましては、そうした数値データを一々を把握す

るシステムがありませんで、津和野町内のみの求職、求人者数等については確認がで

きていないというのが正直なところであります。しかしながら、町内の状況を類推す

るために参考となります幾つかのデータがありますので、報告をしてみたいと思いま

す。

まず、益田圏域内の数値ですが、益田圏域内の最新3カ月、平成20年11月から

21年の1月までになりますが、その3カ月の状況についてであります。この期間

の新規求人数は、これは企業が採用を求める人数であります。1,082人です。こ

これは、前年比19.3%の減少となっております。また、同じ期間の新規求職者数、

これは仕事を求める人の数であります。これは、1,025人で、このほうは前年

比3.5%の増加となっております。この期間同士の新規求人数を新規求職者数で割

りました新規求人倍率は1.06となり、1を超えておりますが、期間を平成21年

1月、1カ月に限ってみますと、前年度月比0.33ポイント低下の0.88というふ

うに悪化をしていることがわかります。

さらに、先月までの繰り越し分に、この新規分を加えました求人数と求職者数によ

る、いわゆる有効求人倍率、これが一番よく使われる数字であります。これを見ま

すと、年間を通じて、この圏域は1を下回っておりますし、直近の1月分だけでは

0.63倍となり、極めて厳しい状況となっていることがわかります。

また、町内の詳細な雇用状況については、初めに申しあげましたとおり不明ではありませんが、傾向を示す数値としまして、津和野町商工会が取り扱った町内事業者の雇用保険の離職手続、要するに、会社をやめられた、で、雇用保険の手続を行った件数を見てみますと、平成19年度が53件であったのに対しまして、平成20年度は、2月末までで、既に62件と残り1カ月であります。既に昨年分を9件、約16%上回っているなど増加傾向にありますし、3月では、特に、離職が集中する時期を残しての数字でありますので、大変厳しい傾向であろうというふうなことが類推されます。

また、町内企業の状況ですが、議員さんからも御報告がありましたとおり、誘致企業におきましては、1月半ばに派遣社員22人の派遣解除を行ったと

のことでありま

す。ここでは、正規社員の解雇は、今はないと聞いておりますが、勤務シフトを変更

して日勤のみの操業を行っているということでもあります。これによりまして、人によ

っては数万円の給与ダウンにもなっているとも伺っております。

町内建設業におきましては、依然厳しい状況が続き、昨年から3社が廃業、または

休業となっております。この建設業の従業員の動向につきましては、詳細は不明では

ありますが、同業会社や林業関係へ再雇用された方もあるというふう

に聞いてはおり

ます。今後の対策であります。町長からも回答がありましたとおり、町としましては、

県基金からの補助金を活用したふるさと雇用再生特別交付金、または緊急雇用創出事

業による緊急的な雇用の拡大、中小企業融資の利子補給、このたびの国、

県緊急支援

融資借り入れに対する保証料補給の創設などの施策によりまして、町内企業の資金繰

り支援や経営基盤強化への支援を行っておりますし、今後も行いたいと思います。そ

うしたことで、雇用の維持につなげていきたいと考えております。

また、現在、県や商工会との共催によります国、県の各種雇用対策事業等の説明会

の開催を町内で行うことを計画をしております。これは、最近、国や県の雇用対策関

係事業が多く改正され、かなり充実をしてきておりますが、いま一つ周知や利用が不

十分であるため、町内業者に県等から直接説明をいただく、そういう機会を設けるこ

とによってその利用促進をして、それを雇用の維持につなげていきたいというふうに

考えるものであります。

また、昨年7月に町のほうで開設いたしました無料職業紹介所にお

いても、引き続

き、情報の充実等周知を図りたいというふうに考えております。スピー

ド感と持続可

能の施策をと、ある意味では難しいバランスということの御提言もい

ただきましたが、

両方大事なことだと考えておりますので、引き続き努めてまいりたい

と思っております

す。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、町職員のワークシェアリ

ングについての

見解についてお答えを申し上げます。

総合的なワークシェアリング政策につきましては、平成15年11

月に厚生労働大

臣の指示により取り組むべきとされたところであります。このことの

実施によりまし

て、雇用の拡大、過重労働の防止や仕事と生活の調和のとれた働き方の

実現に資する

等、効果があるとされたものであります。本町は、このような政策を導入することに
ついては、まだ具体的な検討はいたしておりませんが、職員の給与削減に当たっても
カットから生まれる財源を何に使うのか、あるいは時間外勤務により人件費の財源を
雇用に充てられないか等、議論があるところでありまして、今後、いろいろなケース
について議論を高めるべきと考えております。いずれにいたしましても、今日的な地
域経済情勢、また雇用状況を勘案しながら、今後の検討課題とさせていただきたいと
いうふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） ワークシェアリングにつきましても、今後しっかりと検討していただきたいというふうに思います。

次にまいります。

これから先の4項目につきましては、少子化対策あるいは子育て支援というような観点から4点ほど質問をさせていただきます。少しでも定住の増加を図るためには、安心をして子供を産み、そして、さらに育てることができる、そのような町あるいは子育て世代に優しい町ということを強くアピールすると、幾ら住んでくださいよ、子供を大事にしますよ、口で言うだけでは、相手に伝わらないと思います。そのアピールするということが大事だろうというふうに思っております。残念ながら、失礼ではございますけれども、昨日の施政方針をお聞きしても、そのようなアピールというのが、どうもいまいまいち弱いなというような気がしております。そのような思いを持ちながらお聞きをしていきたいというふうに思います。

まず、産科対策でございますが、益田圏域における医師の確保、ある

いは里帰り出

産の復活等々、今後の展望はいかがかということでございますが、昨年、

御承知のよ

うに、この圏域で唯一お産ができる病院でございます益田赤十字病院

におきまして、

産科医不足ということで里帰り出産が休止をされております。町長も

そのときの新聞

記事で、この地域の親は大きな楽しみを奪われることになると、そうい

う意味のコメ

ントをされていたというふうに記憶しておりますが、まことに残念な

ことございま

す。

さらに、新聞記事によりますと、今後ことしの7月には、また常勤医

が抜けるんだ

というふうなことで、非常に若い親御さんたち、非常に不安に思ってい

る部分がござ

いまして、私の近くでも今2人子供がいて、3人目がぜひとも欲しいん

だけど、どう

しようかなという形で、ちゅうちょしておるというふうなことも実は聞いたこともご

ざいます。新聞記事によりますと、新年度から赤ん坊1人につき1万円の分娩手当を

広域で創設をするというふうな記事もございまして、非常に評価されることであろう

というふうに思います。私はもちろん賛成をいたしますけれども、このようなことも

含めて、今後の展望なり医師の確保なりに関してお聞かせをいただきたいというふう

に思います。

次に、妊婦健診の、県内の現況と今後の方針はということでございますが、施政方

針によりますと、これは国の方針もあるようでございますが、新年度より現年5回の

妊婦健診を年14回にふやすというふうなようなことでございます。

そうは言うても、

これも若干不満を申し上げれば、もう既に、県内でも昨年、あるいは一

昨年あたりか

ら8回だとか、10回とか、14回とか、既に上乗せでやっておられる自治体もある

わけでございますね。そういう意味で、先ほど申し上げたように、財政的な面がある

んではございましょうけれども、やはりちょっとアピールする力が弱いというふう

に申し上げざるを得ませんけれども、県内の状況、どのようになっているのかについ

てひとつお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 産科対策ということで、少子化対策あるいは子育て支援とい

うことを基本にしながらの御質問でございました。その中でも、特に、このお産につ

いての懸念について触れていただいておりますが、圏域におきます医師確保、非常に

厳しい状況にあるわけでございます。特に、この産婦人科、あるいは産

科医の確保と

というのは、非常に困難な状況でございます。全体的な医師不足の中でも、

産科関係の

医師というのは、さらに不足をしておる状況でございますが、これは余

りにも医師の

負担が重いと、勤務に耐えられないといったような状況もあるとお聞

きをいたしてお

ります。御承知のとおり、益田日赤ですらお産に制限をしている状況が

ありまして、

里帰り出産等が現在はできないということになっております。

お話しがありましたように、私も先般新聞の取材にお答えしたんで

ありますけれど

も、この里帰り出産というのは、非常に社会的に大きい影響のあるもの

だというふう

に受けとめております。遠く離れて都会に嫁いでおられる子供さんが、

お産のために

里に帰ってくるということ、非常に安心感を持ってお産ができる、そし

てまた、実家

のほうでは、御両親が、それを喜んで迎えられて、そして、お産をいただきますと、少

なくとも100日は里で過ごされるという、その間の親子、孫含めての生活というも

のは、かけがえのない貴重なものであるというふうに思っておるわけでありませう。そ

れが、奪われてしまったということで、本町におきましても、逆に年老いた方が東京

や大阪へ、子供さんのところへ出かけて行って、お産に立ち会いました、また、その

後のお孫さんの世話をするというような状況が生まれているわけでありませうけれども、

大変な社会問題でもあるというふうに、私ども受けとめておりまして、1日も早く、

そういうことが解消できるように願ってはおるわけでございますけれども、しかし、

その展望としては、極めて厳しい状況にあるということを御理解をいただきたいとい

うふうに思っております。

それから、いろいろなことに対してのアピールが少し足りんのではないかという御

指摘でございました。御指摘は、甘んじてお受けをしなければいけないというふう

と思いますが、ただ、財政等も考えまして、施策に責任を持つという立場からまいりま

すと、まあまあこの程度の表現が精いっぱいではないかなというふうにも思っている

わけでありますが、御意見は尊重いたしながら、今後に徴してまいりたいというふう

に考えておるわけであります。

そのほか、妊婦健診等、具体的なお尋ねもございました。担当課長のほうからお答

えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） それでは、お答えをいたします。

1 番の益田圏域における医師確保のことについてでございますが、

益田圏域及び周

産期地域における周産期医療体制は、平成20年9月から分娩を取り扱う医療機関が

益田赤十字病院の1機関だけとなり、当該病院への分娩取り扱いが集中をしております

す。平成19年度、圏域実績では、分娩件数は653人となり、そのうち542人が

日赤（産科医3人）での分娩であります。医大等からは、1産科医、年100人の分

娩で実施するように要請があるところであります。安心、安全なお産の管理に支障を

来すことが懸念される状況であることを理由に、益田日赤は、昨年11月より里帰り

分娩を休止するなど、この圏域の周産期医療体制確保が極めて厳しい状況となっ

ております。安心してお産を迎えるために、分娩を取り扱う医療機関だけでなく、分

娩を取り扱わない病院、診療所も協力し合って、一貫した方針で分娩ま

でをサポート

しているところであります。妊婦健診、生活指導は、津和野共存病院、

分娩は益田赤

十字病院で行う体制、セミオープンシステムを積極的に活用し、より安

心したお産を

目指し、サポートしている状況であります。

平成21年度からは、益田圏域周辺地域でお産を支える医療機関に

対し、周産期医

療の維持、継続のために必要な経費、または周産期医療の発展に寄与す

るための研究

費確保を図る周産期医療維持、継続等支援助成金交付事業に取り組む

ことにしており

ます。また、近年、産婦人科、産科医及び分娩を取り扱う施設は減少の

傾向にあり、

その確保は喫緊の課題となっています。産科医等については、訴訟のリ

スクも高く、

昼夜を問わず対応が必要とされるなど、他の診療科に比べて医師の負

担が重く、勤務

内容に見合った十分な処遇を確保する必要があり、このため地域でお産を支える産科医等に対し、分娩手当を支給する産科医等確保支援事業に取り組むことにいたしております。今後、益田圏域周辺地域でお産を支える各種事業の確立や産科医師の確保、並びに分娩のできる診療所の開設等に積極的に取り組み、里帰り出産についても復活をしてくれるよう努めてまいりたいと考えております。

この件でございますが、先ほども質問の中でありましたが、1人1万円を、今の分娩を取り扱った医師に対して出していくということと、もう1つは、分娩の実施する機関に対して1万円の、年間を通じて何人か、うちならうちの本町において、その人数によって、その人数分のお金をいろいろな対策に使うということに出していきたいと、こういう2つの方法を、今回予算化をしているところでございます。

2 番目といたしまして、近年出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる

妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦も見られ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まってきているところであります。このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠、出産ができる体制を確保することを目的として、国において妊婦健康診査臨時特例交付金（仮称）が交付されることとなりました。

平成20年12月の実施回数調べでは、平成20年中は14回ふやす予定で、既に、妊婦健診の公費負担16回が1町、15回が1村、14回が1市2町で、ふやす予定なしは6市7町、検討中は1市2町となっております。その後、平成2

1年2月の平

成21年度実施回数調べでは、16回1町、15回1村、14回8市1
1町となり、

島根県全体で14回以上することが決定をしています。本町も妊婦健
診14回を確立

して、安心、安全な妊娠、出産をしていただくように努めていく考えで
あります。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） ありがとうございます。

続きまして、乳幼児医療費についてお聞かせをいただきたいと思
います。通告が若

干適切でなくて、まことに申しわけなく思っておりますが、賢明な担当
課のことでご

ざいますのでおわかりであろうと思いますが、乳幼児医療費の助成制
度ということに

ついてでございます。御理解をいただきたいと思いますが、現在の乳幼
児医療費の助

成制度、当町では3歳児までが、自己負担が医療費の1割ないしは、入院の場合、月

2,000円、通院で月1,000円、6歳児までは自己負担が同様に1割、または入

院の場合で月1万5,000円、通院の場合は月8,000円ということであろうとい

うふうに思っておりますが、御案内のように、吉賀町では、昨年から中学校まで無料

になっております、自己負担が要りません。江津市では、昨年の12月から就学前ま

では無料というふうになっておるようでございますし、新聞の、今年度の当初予算を

見ますと、浜田市でも就学前まで無料と、そのような予定をされておる市町村が近辺

でございます。県内の現況についてひとつお知らせをいただきたいと思いますが、い

ずれにしても、いわゆる自治体間の競争といえますか、子育て世代を獲得をする、あ

るいはそのアピール競争というものが始まっておるなということであ
ろうというふう

に思います。これも財政的な問題があるんだろうと思いますけれども、
今後の方針に

ついてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） それではお答えをいたします。

乳幼児等医療助成制度につきまして、県制度は出生から3歳未満の
個人負担金は、

原則総医療費の1割払いです。個人負担金、一部負担金の上限が入院は
2,000円、

通院は1,000円、薬局はゼロでございます。平成20年12月の県
の調べでは、

県制度と同じものは5市6町1村であり、あとの3市6町では、独自の
軽減制度を設

けております。

3歳児以上、就学前の個人負担金は、原則医療費の1割の支払いです。

個人負担金

の上限が入院1万5,000円、通院8,000円、薬局1割であります。

県制度と同

じものは、2市3町1村であり、あとの6市9町では、独自の軽減制度を設けていま

す。

就学後、20歳未満の慢性呼吸器疾患等11疾患群は、個人負担金の上限が入院

1万5,000円となります。県制度と同じものは7市9町1村であり、あとの1市

3町は独自の軽減制度を設けています。

入院時食事助成なしで県制度と同じものは7市12町1村であり、あとの1市だけ

が独自の軽減制度を設けています。

所得制限を県は3歳から就学前まで行っております。県制度と同じものは、3市

5町1村であり、あとの5市7町は独自の軽減制度を設けています。

近隣の益田市におきましても、21年度からそういうふうな見直しをする予定にし

ております。吉賀町は、既に設けておりますので、本町におきましても、

平成21年

中に、乳児等医療制度につきまして、見直しを図るよう検討に入ること

にしていると

ころであります。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 21年度中に軽減制度を取り入れる

ように見直しを

図るといふ御答弁でございますので、見直しを図るといふことは、もう

取り入れるこ

とだろふといふふうにとめておりますので、ぜひともよろしく御

検討をいただき

たいと思います。

次にまいりますが、育児休暇についてということでございます。最近

の町内及び職

員の取得状況と啓発活動はといふふうには書いておきましたが、同様に、

子育て支援と

というような観点から、平成3年に育児休業法というものが施行されて
おりまして、実
施をしていく上では、取得しやすい職場の要員の確保であるとか、ある
いは周囲の理
解と、そういったものが必要であると思われま。最近の状況について
はいかがでござ
いまいしょうか。

やはり、こういうことは、なかなか民間では難しい場合もあると思
いますが、啓発
をするという意味で、町の職員、やはりなかなか恵まれ過ぎているなん
ていうことで、
とりにくい面も確かにあろうと思えますけど、やはり、かつて前の鳥取
県知事の片山
さんが、本省時代に、私は常に何回かとったんだということで新聞の記
事で話題にな
ったことがございますが、特に、男の人が、男性がとるということが、
非常に大事か
なというふうに思っておりますが、その状況と啓発活動をどのように

されておるか、

どうも余り目に見えてこないというような気がしておりますが、啓発活動についても

お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、育児休暇につきまして御説明を申し上げます。

町職員の取得状況につきましては、平成20年度において4名が取得しております

が、4月に1名、9月に1名、1月に1名が復職をいたしまして、現在1名が取得中

でございます。この取得者につきましては、全員が女性でございます。

男性について

はございません。

しかしながら、町内においては、取得が難しい職場もあるかと考えられますので、

町内の他の職場にも波及できるよう啓発活動は必要かと考えておりま

す。

○議長（後山 幸次君） 滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） こういうことっていうのは、非常に
難しい面、多々

あろうかと思いますが、やはり、意識を変革をしていくと、それぐらい
難しいことで

もやっていく、それぐらいの気でないと、やっぱり子育て支援というこ
とはなかなか

できないんだというふうに思いますので、よろしく御検討いただきた
いというふうに

思います。

最後でございますが、学校の芝、校庭の芝生化ということについてお
聞かせをいた

だきたいというふうに思います。

最近、国内で小学校、あるいは保育園の校庭、庭の芝生化ということ
が注目をされ

ております。子供たちがはだしで走り回れると、けがの心配なしで走り
回れると、そ

のことによる安全性あるいは体育活動の多様性、さらには体力の増進、

子供たちだけ

でなくて、地域住民の交流の場としての活用も期待をされる、あるいは、

これは大き

なことですが、地球温暖化の問題、地球環境への影響、そして、何より

も目に飛び込

むグリーンの気持ち、心地よさといえますか、そういう面での効果もい

ろいろな効果

がありまして、はかり知れないというふうに言われております。

県内でも先進地ということで出雲の市立の大社小学校、あるいは安
来の社日小学校、

この2つが先進地ということで有名であるようでありますけれども、

既に完成をして

おりまして、この社日小学校の資料によりますと、完成するまでに植え

つけ後、日に

ちがかかるとかなと思っておりますと、2カ月半で全面植えつけて芝

生になるという

ことをございますので、夏休みの前に植えつけられれば、9月の初めには、

もう芝生が完

成をするということだそうでございます。社日小学校の場合、6月の半ばに植えつけ

て9月の1日には、もう完成をしたということでございます。

さらに、費用的な面も、割に安く上がりまして、8,000平米の校庭で、もちろ

ん植えつけは、地域、あるいはPTA、学校等々、子供たちともあわせて行ったよう

でございますが、苗代、あるいは芝刈り機も含めて8,000平米の校庭で総費用が

120万円で済んだそうでございます。年間の管理費用は、ほとんど年に1回肥料を

するのと、芝刈りが、2週間に1回程度の芝刈りが主な費用でございますが、大体年

間の費用が、管理費用が15万円で済むと、そのような割に安く上がるものだそうで

ございまして、効果ははかり知れないだろうというふうに思っております。

当町においても、子供を大切にすると、子育て支援という観点から、
ぜひとも検討
する、特に、よそよりも早くすることが意味があるかと思いま
す。このこと
について、いかがお考えか、せめて1つなり、2つなり、モデル的にも
ぜひともお考
えいただきたいと思いますが、お考えをお聞かせをいただきたいとい
うふうに思いま
す。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 近年の学校の芝生化につきましては、各地
で取り組みの様
子が新聞、テレビなどで取り上げられております。従来の高麗芝による
芝生化は、高
額な費用がかかり、養生中は、校庭も使用できないなどの問題があり、
芝生化は進ん
でいないのが現状であります。

しかし、被覆速度が高麗芝の30倍のバミューダグラス種による芝

生化は、少ない

投資と手間で、芝生グラウンドをつくり上げることができることから、

取り組みが広

がっております。芝生化の効果は、体力増進や子供の情緒を安定させる

などのほか、

空気の清浄作用、保水機能など環境への効果、また、雑草も芝の一部と

して駆除しな

いで夏場の除草作業は不要になるなど、そういったいろいろなメリッ

トは考えられ、

先ほど議員さんも固名を出されましたけれども、出雲市立大津小学校

等、既に実施を

された学校もあるようであります。

初期投資費用としては、芝刈り機、肥料散布機など、大まかに100

万円程度とい

うことであります。維持管理費用として、冬芝の種子、肥料など、議員

さん年間

15万円と言われましたが、私のほうでは年間30万円程度が肥料等

を入れて必要に

なるのではないかというふうに聞いておるところであります。

当町の芝生化の取り組みということにつきましては、うちの場合、非常に小規模校が多いわけでありまして、管理が大変になるのではなかろうかというふうなことが懸念をされておりますので、まず先進校の管理状況等を十分に研究をさせていただきまして、それを参考にしながら判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 以上で11番、滝元三郎君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で10時15分まで休憩といたします。

午前10時00分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開

いたします。

発言順序2、12番、道信俊昭君。道信君。

○議員（12番 道信 俊昭君）道信でございます。前置きということになるんです

けれども、私、友人からこういうことを言われたんですよ。病院についてあれこれ言

って、先生の機嫌を損ねて、そんなに言うならやめると先生が言われたら病院は即つ

ぶれるじゃないかと、黙って見守るしかないんじゃないかっていう、断定なのか疑問

なのか、ちょっとあたりは私もわからないんですけども、私は、この選択を迫られて、

これまで迷ってきたのは事実です。こうして、面と向かって言葉にされて胸元に突き

つけられますと、やっぱり一瞬ぎくっとしました。しかし、逆にこれが私の答えとい

うものをはっきりさせるきっかけともなりましたので、同じ過ちを繰り返さないため

にも、あるいは橋井堂に津和野の医療を守ってもらうためにも、現状から目をそらさないでいくことが大切だと考えて、厳しい質問ではありますが少しでもしてまいります。

まず、第1点は、橋井堂は民間が300万円、役場が3,000万円出資した会社でございます。これはかつてはやった、一時期はやった第三セクターになります。当時、第三セクターは、役場の信用力と民間の柔軟性やもうける意欲の双方の利点を持つ組織として成果を期待されましたが、実際に事業が始まってみると、役場は経営に不慣れであり、民間は不安定というマイナス要素が目立って、一民間企業であるために、議会のチェック機能は働かず、そして、多くが破綻しました。その反省を踏まえてできた制度が指定管理者制度です。施設は、役場が所有し、運営は民間事業者でや

るのが大原則です。役場からしてみると、A民間業者がだめなら速やかにBにかえら
れるという利点がある、そういう利点によってこの制度がつけられた
わけですが、橋
井堂は、形は指定管理者ですが、中身はしっかりと第三セクターです。
第三セクター
の欠点をしっかり持っています。

そこで質問ですが、資本構成を正しい指定管理者の形にするわけに
はいかないので
しょうか。つまり、役場の出資分を他の民間業者に持ってもらい、すべ
て民間の出資
にはならないのでしょうか。

続きまして、先ほどは出資についてでしたが、今度は経営についての
質問です。

副町長は理事になっています。前々回の全員協議会的时候、私が橋井
堂とコンサル
タントの契約書を出してほしいと言ったら、きょうは副町長の立場な
ので何とも言え

ないという手続論を言われました。私は、これは木を見て森を見ずじゃないかという

ふうに思っておりますけども、今後このようなことがあった場合に、どのように対処

されますか、お伺いいたします。

3番目は、収入の受け方と支払いのシステムの変更についての質問です。

厚生連のときは、すべての収入を病院が受けて経費も病院が支払うというシステム

でした。今度橋井堂は、すべての収入を役場が受けて、必要な経費を病院に支払うと

いうシステムをとります。この方法だと詳細な経営状況を把握でき、今度は健全な経

営ができると言われます。ところが、私は、民間の小さな会社を経営していますけれ

ども、もうけるということの基本は、いかに従業員がよい仕事をするか、お客様に満

足を与えるかであって、決して、管理監督がきちりしているかではな

いと思うので

すが、いかが思われますか。

次に、このシステムでは、赤字はすべて町が見ることになります。単年度と累積、

あるいは累積のどこまでいったらこれはだめだと思ふ限界の数字を教えてください

い。ただ、頑張りますだけでは、やっぱりだめだと思います。

4番目になります。厚生連の破綻の受け皿として、橋井堂が事前に用意されました

が、橋井堂の受け皿として事前に用意する指定管理者、あるいは形態があるのでは

うか。このことについてお伺いいたします。

最後に、たびたびコンサルタントという言葉が使われてまいりましたが、今回の総

合メディカルというのは、どういうルートで契約をされたのか、よくあるホームページ

ジとか、何とかってというようなこともあるんですけども、このあたりが、私として

は知りたいと思うところでもあります。

それでは、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 12番議員さんの御質問にお答えしたいと思
いますが、まず、

この答弁書の中で、回答ということで、議員さんの御質問要旨がすべて
載っておりま

す。大変ずさんなこの答弁書で申しわけございません。まずもっておわ
びを申し上げ

たいと思っております。

また、冒頭、友人なる方のお言葉について触れられましたが、意得て
妙ではないか

と、このようにも受けとめさせていただいておりますが、私どももそう
したことで、

今日非常に苦心をしておる、そういう面もあることを御理解をいただ
きたいと、この

ように思っているわけでございます。

大きく5点に分けて御質問がございましたが、まず、最初に、今回の

新法人橋井堂

の資本構成等についての御質問でございました。私はこのように考えておりますが、

いかがなものかと思いますが、医師不足、そして、非常に医師の確保が困難なときで

あります。そういうことで、医師は、それ自体が大きな資本であると、このように受

けとめておりまして、新法人橋井堂の資本構成というのは、出資にまさるものがある

と、このように考えておるわけでございますが、いかがなものございましょうか。

その他について、いろいろと御質問でございますけれども、私のほうからそのこと

を申し上げ、副町長なり、担当課長から具体的問題についてはお答えさせていただきます

ますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 議員御指摘のように、第三セクターという

ものにつきますし

ては、本来自治体等の信用力と民間企業の柔軟性、増収意欲の双方の利
点を持った組

織として成果を期待された第三セクターであります。実際に、事業を
始まってみる

と、御指摘のように行政の経営能力の欠如と民の不安定性というマイ
ナス要素が目立

ち、お互いにもたれ合い、一民間企業であるために議会のチェック機能
が働かずとい

った第三セクターが多いのも事実であります。

今回の橋井堂は、指定管理者となるための設立された医療法人であ
ります。医療法

人は、医療法で規定された法人であり、その理事長は医師でなければな
らず、指定管

理を受ける施設の責任者（当然ながら医師であります）は、理事であ
る必要があります

ます。また、議決権も民間企業のように出資の大きさに基づくわけではあ
りません。資

本構成のみで、これまでの第三セクターと同じであるとは考えており
ません。公設民

営では、施設は官が所有しているという意味で、この3,000万円の
出資は、開設

のための諸費用であると考えております。施設を1月から引き受けて
も、実際に、そ

れに従事する人件費などの費用を支払うべき診療報酬等は、3月下旬
にならないと法

人には入ってきません。つまり、施設の運営を引き受けるということは、
2カ月分の

運転資金を自分で調達しなければならないということになってしまう
ため、出資とい

う形で預けたものであります。4月からは、利用代行制を予定している
ため、これは

町から交付金という形で4月、5月というふうに管理費を払うという
形になります。

結局、新たな形で事業を行う場合に資金調達も含めて、どちらが負担す
るかの問題で

あり、第三セクターの問題とは異なると考えております。

自治体が出資した医療法人であることにより、本来、第三セクターも
目指した自治
体等の信用力と民間企業の柔軟性、増収意欲の双方の利点を持った組
織となっている
のではないかと考えております。

医療においては、大学や県との関係において、医師確保を安定化させ
るためにも、
この信用力ということは大変重要でありますし、みずから病院の経営
の経験に乏しい
津和野町にとって、実際に医療現場を預かる医師の方たちみずからが
経営に参加して
もらえることは、きめ細やかで柔軟な対応と経営改善に有効であり、結
果として患者
満足度の向上、増収意欲につながっていくものと考えております。

このことは、公立病院改革ガイドラインの留意事項としても、いずれ
の形態による
としても、経営形態の見直しが所期の効果を上げるためには人事、予算

等に係る実質

的な権限が新たな経営責任者に付与され、経営責任者において自立的な意思決定が行

われる一方で、その結果に関する評価及び責任は経営責任者に帰することとするなど、

経営に関する権限と責任が明確に一体化する運用が担保される必要があると指摘され

ています。

また、議員のおっしゃる意味とは若干違いはありますが、今後経営が順調に推移し、

内部留保資金が充実した段階で、町の出資金にかわる社会医療法人債を発行し、行政

だけでなく、町内の他の医療機関、住民、医療機関従事者、企業などの購入による社

会医療法人化も、この橋井堂は目指していることを報告させていただきます。

手続論云々に関しては、これまでの説明で、橋井堂の医療法人というものについて

御理解いただけたかと思いますが、議会の場で他の会社の理事を兼ねているのだから、その会社の契約についても提出するように言われますが、理事会のこれにつきまして
は、理事会の承認等が必要であることも御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、次に、管理の方法、変更等ではありますが、本来、利用料金制は、収入が

病院に入り、経費も病院が直接支払い、町は設定した利用料金を受け取ればよいとい

うものでありますが、これでは結果として再び運営で赤字になりましたと言われても、

その詳細を町が把握しても結果論であり、主体的にかかわることができませんでした。

指定管理者が健全経営であれば、それも問題はなかったのですが、退職金の未積

み立ての問題などを抱えていることは承知しており、これまでも公認会計士による毎

月の監査や病院等運営会議を実施してきたところであります。

町は、指定管理者制度を公募して、複数の医療機関の中から条件のよいところを取

捨選択とするといった恵まれた環境にはありません。中山間地域の医療を守るという

点では、これまでも行政が一定の関与、支援を行い、どうにか医療を維持してきたと

考えております。

これまでの反省点に立ち、町が一層関与を強めるという意味で利用代行制を予定し

ておりますが、その意味は、医師を中心とした医療法人で資金繰りとかに悩まず、医

療や医療経営に専念する環境をつくることであり、患者の満足度を高め、結果として

収益の改善を図ることができるという考えであります。

関連施設の費用を除いた医業の損益については、毎年度協議の上、予算化し、協議

書を交わします。経費削減や必要人員が決められていきますので、最終

不足資金や内

部留保は、町の病院会計の中に残りますが、指定管理そのものが永久保証でないと同

じように、幾らでも、いつまでも、どんな理由があっても町が赤字を見続けるという

ものではありません。

一方では、医療経営は閉鎖経済であります。医療の単価は診療報酬で決められ、病

床数も勝手に変更することはできません。極論かもしれませんが、患者がふえて病院

収益がふえても、町全体から見れば病人が増加するということは決してよい状況では

ありませんし、町の保険財政から見ても問題であります。

また、救急医療や開業医で不足する外来科目など、医療法人としては不採算であっ

ても実施してほしい部分もあります。健康診断や健康指導など、まず病気にならない

ための予防事業も行政としては求められています。中山間地域の医療

機関として、往

診などの高齢者への対応も重視していかなければなりません。そうし

たものに対する

行政としての負担額を見積もって、さらに民間医療機関と同じような

ものは同じよう

な効率化を求めることになります。

場合によっては、赤字にならないための人員配置の効率化や施設配
備の再検討が必

要な状況もあることも考えられます。その場合も必要な医療とのバラ

ンスの中で、検

討すべきであると考えております。そうした経営努力こそが必要な

であり、最初か

ら赤字でもしようがないとか、幾らまでの赤字ならという計算は、今の

ところ考えて

おりません。

次に、厚生連の場合は、最初から受け皿を検討すべき、経営不安定要
素を抱えた出

発であったことは、議員の皆さん方も十分承知のとおりであります。橘

井堂の場合に

おいては、この医療法人を必死で支えることが重要であり、そのために
つくられた医
療法人と認識しておりますので、御指摘のような受け皿は考えており
ません。

次に、コンサルの問題であります。平成20年11月、これは前年
11月に日原
共存病院の老健への転換と厚生連よりの申し出により公設民営化を導
入することを決
定した後であります。それを支援してもらうために、山陰合同銀行か
ら紹介をいた
だきました。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） それでは、2番目の質問を行います
のが、ちょっと
多岐にわたりますので、メモをしてお答えください。

まず、第三セクターと同じであるとは考えていませんという言葉な

んですけど、こ

れはわかっております。確かに、第三セクターではありません。しかし、

肝心なのは、

中身はしっかりと第三セクターだということなんです。中身がという

ことは、第三セ

クターが破綻していたこれまでの要因をすべて抱えているのです。

ですから、私は、決して第三セクターだとか、指定管理者かどうかと

いう、その区

分けというか、そういうものをここで問いただしているという意味じ

ゃなくて、中身

はしっかり第三セクターなので、そのことをしっかり踏まえておいて

いただきたいと

ということなんです。

で、これは決して調べてみますと、違法ではありません、こういうこ

とが書いてあ

りません。第三セクターを指定管理者にしてはいけないとは書いてあ

りません。ただ

し、これは受け手と、お金をこれから出していくわけですけども、受

け手とそれか

ら払い手が、大体同じなんですよね、役場というのがついてきますので、
ですから、

望ましくはない。ある意味では、この指定管理者をつくったときには、
この制度がで

きたときには、こういう状況というものは、余り想定していなかった、
民間事業者で

AからB、C、Dという選択っていうものを、こういう形を想定してい
たので、これ

は決してそういうものではないということがありましたので、このこ
とをぜひ心にし

っかりとめておいていただきたいということでございますので、これ
はちょっと質問

じゃないんですけれども、そういうことだということです。

それで、続きまして、これは町から2カ月分の問題なんですけれども、
2カ月分の

お金は、管理料（交付金）という名目で支払う形になっていますと言わ
れましたが、

この財源は一体何を使われるのかということをお尋ねします。

続きまして、医療においては、大学や県との関係において非常にというところがここ

にあるんですけれども、私、県にちょっと頼り過ぎておるんじゃないかなというのが

非常に前々から思っていたのですが、県の医療対策室とかいうことに頼り過ぎている

と、で、吉賀町で研修会があったときの県の対策室の方の言葉を聞いておったりして、

で、雰囲気を見ていまして、どう見ても、あれは出雲部に偏重したように思えてな

らなかった。石見部のことっていうのは、ほとんど考えていなかったんじゃないかな

というふうな気がしましたので、この点において、もっと民間人、町民ですわね、町

民とか、津和野町だけじゃなくてほかのところも含めてですけれども、そういう人た

ちとの働きかけというか、連携というか、こういうものを積極的に行わ

れたかどうか、

例えば、知り合いがあったり、いやうちの子供は今医学部に行っておる

んで、医学部

の出身者なんかいますから、そういう方に対しての働きかけなど行わ

れたのか、ある

いは開業医の先生方に、そういう働きかけを積極的に行われたのか、こ

のあたりの積

極度っていうのを、ぜひ質問としてお聞かせください。

それと、次は、社会医療法人債、これ非常に私もこれ見たときに、な

るほど、こう

いふところがあるのかというので、ある意味で、これはいいことだなという

ふうに感じた

んですよ。で、感じましたが、内部留保金が充実した段階でというのは、

いつ、多分

基本的に、病院経営というのはNPOですから、もうけるというところ

では余りない

んですよ。もうけることが主眼じゃない、いわゆるとんとんでいいと

というような病

院経営の中で、内部の留保資金が、いわゆるもうかった段階でっていうのは、これは

ちょっとあり得んのじゃないかと、逆に言えば、後々に病院経営はというところで考

えても、もうかるっていうことがちょっと余り考えないし、逆に、余りもうけても

いけんわけなんで、この段階で、社会医療法人債を云々というのは、これはもうこう

いうことの前段を抜かして、早目にこういうシステムをとっていくほうがいいんじゃないかという、それで、この前、津和野の医療を考える会っていうのが

2回ありまし

たけれども、そのときの町民の方の意見の中には、私たちは、お金を出してもいいん

ですよ、あるいは、労働奉仕をしてもいいんですよと、こういう方が意見の中でおら

れた。ということは、こういう形に、これがお金だけじゃなくて、いろいろな問題で

も町民も守らないけんけ、ぜひ協力したいということの姿勢が、どんと
あらわれてい

ますので、そういう意味で、これは早目に検討していただきたいと思う
のですが、い

かがなものでしょうか。

それから、次の副町長の役割の件で、私質問したときに、ここに議場
の場でと書い

てあります。議場の場で聞かんかったら、どこで聞くんですか。どこで
今のようなこ

とを聞くのかっていうことが、議員ですから、議場の場で聞くのは当た
り前だろうと

いうふうに思っております。このあたりはいかがでしょうか。

それから、そのときに、私はすぐに出せとかっていう意味じゃなくて、
今情報公開

の場、情報は公開しようという世の中の流れの中に、イエスかノーかぐ
らいは答えら

れるんじゃないかなと、まさか出しませんというわけにはいかんでし
ょうから、いや

出しましょう、いついつぐらいまでに出しましょうということぐらい
はできるんじゃない

ないかなというふうに思って、この質問を、最初の質問を出しました。

それから、次は、町は指定管理者制度を公募し云々で、いわゆるいろ
いろなところ

へ当たってみるのに、条件のよいところを取捨選択するといった恵ま
れた環境にはあ

りませんと言われましたが、実際に当たられたかっていうところなん
ですよ。この

質問で、後にしますけれども、具体的にどういうところに、いろいろあ
りますよね、

今徳洲会とか、いろいろなすべて知りませんけれども、こういうところ、
こういうよ

うなところっていうのが、いろいろあるわけなんですけど、現実問題とし
て、当たって

みられましたか、当たったんだったら、大体どういうところに、あるい
は何社ぐらい

に当たってみられましたかっていうことなんです。

で、大分前ですけど、私、去年の今ごろだったと思いますけれども、
今、厚生連以
外のところに当たってみられましたかって質問したときに、いやまだ
当たってませ
んっていうふうに答えられたんですよ。で、それ以降、じゃあ、大体ど
のくらい当た
ってはみたけれども、やっぱりだめだったというんだったら、その話は
わかるんです
けれども、本当に当たってみられたのかどうか、このあたり。

それから、医療や、そのちょっと下のほうですけども、お医者さん
に医療経営に
専念すると、そういう環境をつくることっていうことで書いてあり
ます。先ほどの
私が言った中の、働く人たちっていうのが、非常に生き生きしていない
と、やっぱり
もうかりませんよっていうような本質的なことはこういうことですよ
と言いましたが、
それでいろいろ情報、これは私の取材ですけども、患者数、患者の方

が減っている

と、こういう不安ですよ、これで大丈夫なのかなと、患者として行かれた人が言わ

れていたんですけどね、大会のときに、そういうような声が、御意見があった。それ

とか、働く人に年棒制っていうのは、働いている人にとって将来が不安だと思っ

たんですし、この前のそのときの大会のときには、雇用契約は継続しませんでした

というふうに言われましたが、普通、一般的に考えたときには、やっぱりプロ野球の契約公開

を大体思い出されるんですよ、町民の皆さんは、あるいは働いている人が。という

ことは、雇用契約が大体あれば雇用契約が切れてきますから、それとは違うんでしょ

うけども、雇用契約が一たん途絶えてしまうというふうには受け取られても仕方がない

となったら、働く環境というものが決まっているというふうには受け取

らないと私は思

っているんです。このあたりが、その環境という問題です。

それから、大体あともう1つぐらいなんですけど、一方では、経営、
医療経営は閉

鎖経済と書いてありますね。これはちょっと酷な言い方、これ私、閉鎖
経済って何だ

ろうと思ったんですけども、先ほども言いましたけども、NPO、です
から、もうけ

ることは主じゃなくて、とんとんでもいいんですよってというのが医療、
病院の存在で

すので、このあたりはNPOですのでっていうふうに言ってあげない
と、閉鎖経済っ

ていうような、ちょっと病院の方が見られたときも、余りいいイメージ
じゃない、N

POなのでとんとんですよ、病院の方だけじゃなくて、町民の方もNP
Oだから、と

とんとんでいて、これでいいんです。こういうふうに町民の方に理解し
ていただくと、

この下に書いてある病院の意義というものがわかってくるんじゃないかなというふう
に思っています。

それから、最後ですけれども、益田圏域、益田圏域でこれから医療を
考えなきゃい
けないということが、これはもうわかっているんですね。私も、益田
市の福祉部長
とか、担当課長などと、益田圏域の状況を聞いてみたんです。そうしま
したら、もう
益田圏域どころじゃなくて、石見圏域、そして、萩を含めた圏域で、も
う考えんとど
うしようもないっていう事態に入っているということを言われました
が、その益田圏
域とのつながりとか、あるいは、というものを、この中では、ちょっと
余り触れてお
られないので、どの程度、益田圏域と積極的にやっていくか、で、議員
としても、私
は感じたのは、行政だけじゃなくて、議員としてもそのお互いに交流を

持って、その

状況を知らにゃいけんなというのをつくづく感じましたんですが、圏

域との今のかか

わり合いついていうか、そのあたりがどうでしょうかということを質問

させていただき

ます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 9点にわたっての再質問をいただきました

のでお答えをし

たいと思います。

第三セクターとの問題であります、この橋井堂との状況というの

は、確かに第三

セクターと違いますとは言えません。第三セクターと同じだというふ

うに思っていま

すが、御指摘のように、これまで第三セクターが経営不振に陥って、全

国的にもいろ

いろなところで廃止になるとか、廃業になるとか、県内にもそうしたこ

とが出ていま

すが、こういうことにならないように先ほども申しましたように、しっかりと覚悟を

決めて取り組んでいくということを申し上げたいというふうに思います。

それから、2カ月分の管理料（交付金）の問題ですが、その財源なんですけれども、

これは、今回の21年度の病院事業会計の中等で示しておりますように、全体の指定

管理の中で出ておりますように、全体の年額は、今指定管理の中で出ていますが、そ

れを12で割ったという数字を1カ月の交付金という形で出しますので、町がその会

計にない場合は、町がその会計として一時借り入れするか、町の他の基金からの借り

入れをして、そこの財源に充てて交付をしていくという形になります。

で、老健にしても、病院にしても、診療報酬というのは後日入ってきますので、そ

れは、後々は補てんされますけれども、2カ月分につきましては、常に、
借りかえ、

借りかえというような状況が生まれてくるということです。

で、締めたときには、後から2カ月分ほどおくれて補てんされている
という形にな

りますが、今回の厚生連の状況と同じように、3月31日まで厚生連が
経営されると

いうことになれば、2月の診療報酬は4月に入りますし、3月の診療報
酬は5月の終

わりという形で入ってくるということでありますので、運転資金とし
て、町がいか

そこのあたりを、資金を回していくかということになります。ですから、
これは橘井

堂のほうのかかわりではございません。

それから、大学や県との関係ですが、県に頼り過ぎていないかとい
いますが、そう

はいいましても、私たちも県と連携をとりながら、県の指導も仰ぎなが
らということ

でやっていきますが、医師の確保につきましては、県が直接、物を申せるといのは、

自治医科大学の関係の、島根県から出た医師についてのある程度の人事権というもの

が持たれますが、これは津和野町におきましては、以前までの厚生連という立場での

病院では、そうした県の主体的な配置基準からすれば、まず公立病院、ですから、県

の県立病院なり、町立病院、市立病院、こうした直営の病院に、まず優先配置をする

ということに、県も方針をとっていますので、厚生連自体は、第2次でもありますが、

自治体も出資しているということで県の支援も第2次的なランクにありました。

でも、今度は昨年3月31日から公設化して町がやっているということでありま

すので、そうした意味では、皆さんの市立病院、県立病院と、そういうふうな同じレ

ベルまで上がって、町もしっかり医師の確保について協力、津和野町にも回してもら

わなやれんということは、強く強く言えるという状況になっておりますので、この対

応は、もっともっと県も頼りにします、県にもお願いしていきますが、御指摘のよう

に、民間のつながりというのも大切でありまして、津和野町も県の施策なり、県の人

事なり、また県の赤ひげバンクも通しながらもですが、津和野町独自としても、本当、

おくれればせながら町も嘱託職員の雇用をいたしまして、一生懸命取り組んでおりまし

て、何とか成果が出るのではないかというふうに、今期待をしているところでありま

すので、やはり、津和野町内におられる、それぞれの支援をいただく関係者の方々の

力というのは大きいというふうに思っていますので、今後、さらに、そうした連携は

強めていきたいというふうに思っています。

それから、社会医療法人債の発行ですが、これもいずれは現在の医療法人は、ただ

単の医療法人でありまして、税制等の優遇さは全くございません。ですから、これを

社会医療法人化することにおいて、この税制も非常に有利になってくるという

ことはございますので、橘井堂としても、できるだけ早くそうした状況にいくという

こと、そうなることにおいては、町が今出資金という形で出しています3,000万

円については、少しずつでも返済するという方向でないと、社会医療法人化というこ

とができませんので、そのあたりを橘井堂としては一生懸命頑張っていたら、

また、そうした一般の町民を含めた応援していただく、支援していただく方のそうし

た志を法人債にかえてという形にもなるというふうに思いますが、何

しろ経営を安定

させて、その上で町民の皆さん方にしっかりこの地で根を張ってやりますよというこ

とが見せられれば、法人債の発行ということも早くなってくるんではないかというふ

うに思っています。

それから、私の立場というか、そういうことで議場、議会の場で聞かないでは

ないかということ、確かにそういうことかもしれませんが、情報公開の中であります

ので、今後そういったことは議員さんが直接、例えば、橋井堂のほうに聞かれても僕

は問題ないというふうに思いますし、個人的にも、そういった立場で聞かれるという

ことは、橋井堂としての情報公開もできるというふうに思いますので、私がこの場で

ただ橋井堂についての内部的なことをイエス、ノーということは、なかなか難しい部

分もありますが、できるだけ情報公開には努めていきたいというふう
に思っておりま
す。

それから、橋井堂、今の今後の次の受け皿の問題でありますけれども、
なかなか、
昨年もですけれども、ああいうふうにして厚生連で出ました、それから、
いろいろお
隣の吉賀町の状況等もいろいろ聞いたりしておるわけですが、たまた
ま津和野町の場合、
合は、新たな法人の設立ということを、まず第一に置いておりましたの
で、こういう
早い時期に、こういう結果になるとは予測しておりませんが、町として
は、津和野町
に長年勤めていただいた先生が、そういうふうな思いを持って、この津
和野地域医療
をやっていきたいということがございましたので、町としては、他の全
国展開すると
というような医療法人への打診というのは、今まで行っておりません。

それから、今の年俸制等の問題であります、それから、看護、患者
が減っている
んじゃないかというふうに思いますが、確かに今現場で働いておられ
る方というのは、
厚生連の破産管財人さんのもとで働いておられまして、この3月末を
もって勇退され
る方、そして、橘井堂で新しく4月から働かれる方、そうした方がそれ
ぞれの立場で
現場におられますので、いろいろな意味ではしっくりいかないという
部分もあるかと
いうふうに思いますが、でも、現場では一生懸命患者さんのために頑張
ってもらって
いるというふうに私は見ていますが、年俸制の問題は、これは確かにイ
ンパクトがあ
りまして、非常に不安を与えたところではありますが、橘井堂さんのほう
で社員説明会
等を行う中で、十分理解をしていただいたのではないかとというふうに、
理解をしてい

ただいているというふうに、私も聞いていますし、事実、私もそういった中でお話しをさせていただいて、年俸制もこのボーナスとかいう形はないですが、年俸を12で割った数字が月給として支払うという形でありますので、賞与も含めた総体的な割り算をするということでもあります。で、その年俸制というのも、生活給とそれから能力給というような形に分けて、生活給は当然主に置いておられますので、そういう意味では昇給もあるという制度になっているようでもありますので、社員の皆さんは、そういう意味では納得されているのではないかというふうに思います。

それから、大変言葉的に、閉鎖経済というふうに表現させていただきましたが、確かに、なかなかその収支とんとんというような形で、この地域にやっていただける、本当十分だというふうに思います。ですから、そういう意味で、ただ、

なかなか自分

勝手に経営単価が決められないという意味での使わせていただきましたので、誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。

それから、益田圏域での医療の問題ですが、これは圏域の医療という中でも津和野

共存病院等の位置づけもされていますし、津和野町の今後の地域医療を考える中でも、

津和野共存病院の位置づけというのは、その益田圏域の中であっても当然必要であり

ますし、益田の今の実態から見れば、益田日赤なり、それから医師会病院等について

は、急性期の対応、そして、それが終わった後の、例えば、手術でもあって2週間後、

3週間後、そうした退院との連携というような形は、当然津和野共存病院も使命とし

て担うべきというような位置づけも十分なされていますし、また、津和野共存病院

と日赤医師会という形も、救急等につきましては当然連携をとって患者さんをそういうふうな形で受診をしてもらうような、それは本当緊密な連携の中で、この圏域で津和野共存病院、日原診療所等の位置づけというのは十分なされているというふうに思いますので、その使命を圏域の中の津和野町の責任として、やっぱり果たしていくということが、この地域全体の医療の安定にも寄与するというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 先ほどの交付金の件なんですけれども、一時借り入れ、一借というやつなんだろうけど、繰り返されていくということ、夕張がたしか一借で大体破綻状況、何か途中で操作した形があって破綻したという

ことをふと思い

出したんですけれども、この一借に関しては、よく気をつけられないと、
夕張のよう

な状況になる可能性もないとはいえない。

それと、次、これは先ほどの福祉の方とちょっと話しをしていたとき
に、先生方は、

やっぱり何がうれしいかっていったら、お金は別にしてですよ、患者さ
んとか、町の

人たちが喜んでもらえるということが、非常にうれしいんだというこ
とを、先生から

聞くのは、これはあれなんでしょうけど、その益田圏域のそこの課長さ
んが言ってお

られたのは、やっぱり喜んでもらえる、地域の人に喜んでもらえるとい
うことが非常

にうれしいんだと、このことを非常に言っておられたんですよ。

で、そのときに、これは本を読んでいたときに、こう書いてあったん
ですよ。確保

という言葉、実に上から目線だなと思ったんですよ、これ本に書いてあ

ったんですよ

ね。だから、先生のほうは地域の人に喜んでもらえるのが、うれしいって
言っている

のに、片一方、こっち側から見たときに、医師確保って言葉は、や
っぱりちょっ

とまずいなと、その本を書かれた先生が、書かれたことは、招聘なんだ
と、招くんだ

というふうに、そういう形で言葉を使わないと、今のバランスって
いうのが、片一方

は確保、上から目線って感じ、ですから、私はやっぱり、このあれ
を読んだとき

に、そうだ来ていただくんだっていう、その招聘、お招きするって
いう言葉はやっぱ

りこれから使っていないと確保というのはちょっと問題じゃないか
なというふうに、

気がしました。

それと、もう1つは、年俸制のところですけども、雇用契約が切れ
ない、今副町

長が言われた雇用契約が切れないし、いろいろなことが言われたので、
誤解を招かな

いために、この言葉を使うっていうのは、余りよくない。だから、こ
の言葉にかわ

る言葉っていうか、ぜひその言葉を使っただかくことがいいんじゃ
ないかなと。年

俸制をホームページなんかで見ても都会ではよく使われているんです
よ、最近の企業

というものは、都会のではですよ、ですけど、ダメージが余りにも大き
いので、雇用

契約が切れないのならば、違った形で、あるいはボーナスが入るのなら
ば、誤解を招

くような、この表現というのはやめたほうがいいかなと、別な言葉に置
きかえたほう

がいいんじゃないかなというふうに思っております。

それと、最後に、どんな理由があっても、町が赤字を見続ける云々っ
て、ここがや

っぱり町民の方が一番心配されているところで、だらだらだらだら出

ていって、結局

は気がついたら町が破綻していたというんじゃないか、前回と同じじゃないかという

と、ここを一番心配されておりますので、やっぱり、これは今すぐじゃなくてもいい

ですから、数字を示されたほうがいいんじゃないかなと、ぜひ数字を示していただき

たい。

余談ですけども、株をされている方はわかるんです。株をされた方はわかるんで

ですけども、大体株で損をしない方法っていうのは、2割ぐらいのところで見切りを

つけるというふうにしなさいといけませんっていうのが大体本に書いてあるんですよ、

私もちょっとやったことがあったんでやめたんですけども、そこはやっぱり数字

を出していくという形をとらないと、頑張りますだけでは納得していただけないとい

うふうに思いますので、いつかの機会にまたぜひ検討されて、ぜひ、このあたりで決して私が言ったからという意味じゃなくて、町民の方が、一番ここを心配されますので、ぜひこれを検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、次は、時間も大分あれしてきましたので、この病院関係はこれで終わります。

続いて、スタジオB Bという聞きなれない言葉、私も最近これ聞いたんですけれども、なぜこの問題を出したかというのは、町民の方が、私も含めてですけども、役場へ行った場合に、担当者は津和野庁舎、今津和野庁舎ですとか、今、いや日原庁舎に行っておりますんでという経験が何度かあります。あるいは、9号線で役場の車に出会うことがしばしばあります。どちらかの庁舎で、どうも会議があると、移動され

ますよね、すごく、役場から遠い人とか、車のない人が、役場に相談や話しがあるが、

電話だと見えませんので、見せたいものもあるのでというようなことが、見て欲しい

というような、あるいは書類であったり、物であったりすることがあると、そういう

ことがあります。で、パソコンにカメラをつけたら、テレビ電話になるというのは、

役場の職員の方、何人か現物を見ておりましたので、これはええなあと思って、一般

にもスカイプ (S k y p e) っていう手法で、いわゆるメールと一緒にすね、全く

メールと一緒に、スカイプ (S k y p e) というのがあるのを、私もこの前ちょっと

初めてやって、それを設置したんですけども、これはいいというふう

に思いまして、例えば、ちょっと戻りますけど、役場間同士でお互いに話しをする、移動しなくても

いいっていう、テレビ電話をつければいいわけですよ。こんなパソコンじゃ、とて

もじゃない見られませんから、それを端子で大きなディスプレイに、今ディスプレイ

って安くなっていますから、大きなディスプレイにぴゅうってやって、外部出力でや

れば、幾らでも出ますから、こうすれば、これは今のようなことは解決するんじゃない

いかなと思って、見積もりをとって見たんですよ、日立で。そうすると、たしか

100万円ぐらい、役場間同士っていうのは100万円ぐらいできると。100万

円が高いのか安いのかっていうのはよくわからなかったんですけども、ああ

100万円ぐらいでできるんだなと思って、ところが、そのことを担当者ちょっと

話しをしてみたら、実はっていうことで、既に今のような双方向映像会話システム、

スタジオB Bなるものが、結構以前よりいろいろな公の場所に設置しているのです、私
はということを知りましたので、公民館とか、一部は郵便局もありました、郵便局にもありました。で、行ってみたらあるなあというふうに、えっと思ったんですよ。で、
このシステムは、ただなんですよ。あるんだから、これは光ファイバーを最初に敷設されたということが、非常に大きな要素でして、すごいものが、光ファイバーって
いうのはあるんだっていうことをこういう形で使えばただでできるってというのがわかりまして、で、こんなすばらしいシステムがあるのに、使いこなしたらいいんじゃないかなというふうに感じました。

それで、これをうまく今のように利用できれば、役場が津和野にあるだとか、日原にあるだとか、こっちに持ってこいとか、あっちに持ってこいっていう

言葉が何か最

近再燃されているようなことをちょっと聞きましたので、こういうよ
うなことが一気

に解決するだろうと、私は思いまして、このあたりの事情と、あるいは
使用の仕方と

か、こういうものをぜひ、もう少し詳しくお聞かせ願えればと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） スタジオB Bについてでございます。

本町が整備し

ましたケーブルテレビ施設は、いわゆる通常のテレビ放映だけでなく、
御指摘のイン

ターネットを活用した独自の地域情報システムを構築することも大き
な目的でありま

す。この機能全般をフルに活用した運営のあり方につきましては、地域
住民の皆さん

の自主的な取り組みも含めまして行政として一層推進する必要がある
と考えておりま

す。

町内の公共施設や津和野地域の集会所には、光ファイバーケーブルの敷設とパソコン

が設置してありまして、御指摘の備えつけのミニカメラとソフトウェアによりまし

て、複数でのテレビ電話会議といったものが可能にはなっております。

このテレビ会

議システム自体がCATV施設整備の主たる目的ということではなく、

さまざまなイ

ンターネット機能を通じて地域情報の取得や発信ができる環境を整え、

情報化社会の

中で多様な集落機能や生活を実現をしていただきたいといったことを

目指しておるわ

けでございます。

また、大部分の公共施設や集会所は、災害時などの避難所や地域コミュニティの

拠点としての役割を果たしており、各種組織や団体が、行政機関、他の

地域の皆さん

との交流や情報の発信に積極的に活用していただきたいと考えています。

町といたしましては、活用へ向けたPR活動がまだまだ十分とは言えない状況であ

ると考えておりますので、気軽に使用していただけるようなメニューを提供しながら

出前講座などでの普及促進を図りたいと考えています。

CATV施設を活用した総合窓口機能でございますが、公民館等でのいわゆる行政

の諸証明の発行業務、あるいは買い物支援システムといったような可能性が考えられ

ていますが、こういったことにつきましても、組織的な権限、あるいは機構など、多

方面での検討調整の必要があるというふうに考えています。

御指摘いただきました、このシステムの活用につきましては、高齢化や過疎化の中

での住民サービスのあり方に対しまして、なお一層のきめ細やかな対応が求められる

上では、大変大きな課題であると考えております。

○議長（後山 幸次君） 道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、前回のときにも、私がちょっとイメージとしてです

ね、イメージとして提案させていただいたことが9号線沿いに走る、ちょうど青野山

の下のところの部分ですけれども、そこに走る道路沿いの樹木が非常に煩雑になって、

せっかくの津和野の風景等が見られないと、ぜひあれを何とかして、昭和34年、五

木寛之さんが、ぱっと津和野を見られたときに、入られたときに、ああすばらしい風

景だなあというふうに思われた、その感動というものを、ぜひ具体的にしていたらい

いなと思ひまして、これは、観光からすれば、一見さん、商売からすればショーウイ

ンドー、ショーウインドーに商品が何もなくて、さあ店に入りなさいと

というようなこ

とはあり得んわけですから、このショーウインドーに当たることを、場所をぜひきれ

いにするということは、これは景観上、全体の景観上にも必要なわけですので、それ

で、私は、それじゃ具体的に木を切るといっても、民地と公の場所とどのぐらいある

んだろうかと、そこからちょっと知らないで、民地を一つ一つ当たるには、非常に難

しいので、まず公の場所の樹木を何とかならんのかなと思ひまして、ここにあるわけ

なんですけれども、これ何枚にもわたっております、何枚にもわたっておりますので、

いちいちこれ広げると大変ですけども、こういうふうにかんりの部分が国土交通省が

所有している、これがずっと広がっているんですよ。特に、一番思った日原側からの

国道9号線のトンネルを出た場所のところからわっと見渡せるはずな

んですけれども、

竹やぶでわっと見れないと、あのあたり一帯は、ほとんど国土交通省、

それから、ず

らっというて、これは1つ出しますけれども、これずらっど、国交省の

場所が占めて

おります。これなんかは、交渉するのに非常にいいんじゃないかと。

それから、徳佐側から行きますと建設省のブルドーザーとか、何とか
が置いてある

場所なんかあたりもかなりの部分が国交省ですね、だから、これをまず
整備する、こ

れがそう難しくなくできるんじゃないかなあと、当時は、前回のときは、
伐採しよう

で終わったんですけども、その後に、この伐採したのを、一体どうしよ
うかというこ

とをちょっと考えまして、これを切って、当然捨てるのじゃなくて、こ
れをエネル

ギーにかえていく、エネルギーにかえていくということで、まずエネル
ギーとか、そ

れかあとどうですか、粉炭とか、材木をエネルギーにかえるという、これ
れでちょっと

調べていったんですけれども、以前、日原の枕瀬で粉炭をされていた方
のところへも

ちょっと行ってみたんですよ、美都にあったんですけれども、そこへ行
って、私初め

て粉炭っていうのはこうやってつくるんかっていうのを、実は初めて
見たんですけれ

ども、以前、日原でやっていましたよみたいな話を聞きまして、で、そ
ういうものに

転換していく、一方で、今の雑木を切って、粉炭指定にして、でやって
いける場所、

これがあるなど、それから、もう1つは、津和野町出身で、広島で雑木
のエタノール

化に成功しましたっていうそういう方っていうのが、新聞に、何カ月か
前に出ており

ました。実名を出しますとアサダさんっていう方なんですけど、私も何
か小さいころ

に近くにおられたなあという記憶があったんですが、これが新聞に出るといことは、

かなり積極的にやられているなという方、それから、竹の業者に、ちょっと話しをし

てみたら、今わっと見える竹なんかがどれぐらい使えるんだろうかといつて、ざらっ

とこう専門家に見てもらったら、半分くらい使えるということをおわられたんですよ。

ですから、それは、割りばしになったりとか、いろいろなものになっていくつという

形で使えるし、残ったものは輪切りにして、先ほどの粉炭の工場に持っていけば、そ

こで粉炭という形になる、で粉炭という形になって、もう1つは、その粉炭をブロッ

クに練り込んでいけば、水の浄化にもなりますよと。ただ、これは相当な量が要るの

で、予算的に厳しいなといことは言われたんですけども、これにもなる。

もう1つ小さなことでもいけるのは、実は喜時雨で、この粉炭を土と混ぜ込んで、有機の土をつくっていくというグループと会ってきたんですよ。そうすると、この有機機でつくった作品を、また広島のほうで売って、それにブランドをつけて売ってという循環、すべての循環が発生するんだなあと、で、大規模に切ると業者のあれがいるので、津和野のいろいろな人たちに切ってもらおうという作業、一連の流れを、サイクルをつくれれば、非常にこれは決して無理なことではないというふうに思っておりますが、そのあたりを特に農業関係というか、有機関係等々には、私も余りやったことがないので、よくわからないので、ぜひこのあたりの説明というか、専門的というか、そういうものをぜひお聞かせいただければありがたいと思う次第で質問いたしました。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、御質問にお答えしたいと思いますけれども、

不要な樹木の伐採と利用ということでございます。

まず、国道9号からの景観整備についてでございますけれども、これは一昨年の

6月議会で議員さんから御質問いただいたところでございますけれども、町としても

そのとき申し上げましたけれども、観光振興の上からも皆さんの御協力で整備できれ

ばというところで考えているところでございます。

また、今それぞれの所有者等も議員さんお調べになっているということでございます

す。処理の問題等も含め、また経費の問題等もありますけれども、検討すべきことで

はないかなというふうにも考えているところでございます。

このたびは、それらを伐採した竹や木の活用についての御提案をい

ただいたところ

でございます。まずは、議員さんみずからが足を運ばれまして、多くの
情報を収集さ

れておられますことに対しまして敬意を表したいと思います。

このたびの御質問のそれらの伐採した竹や木の活用についての御提
案でありますけ

れども、議員御提案のように、現在、竹や木は、一部ではさまざまな形
で利用されて

いるところもありますけれども、伐採、搬出にかかる経費がかさみ、採
算のとれる状

況までには至っていないため、十分な活用が図られていないのが現実
であるというふ

うに考えております。

そのような中で、近年、石油代替エネルギーとして期待されている新
エネルギーで

ありますが、現在、当町では、その中の木質バイオマスエネルギーの活
用に向けた町

内プロジェクトを立ち上げているところでございます。特に、竹や木は、

再生、持続

可能な資源で、その活用は、循環型社会構築を目指す上からも重要であり、伐採が進むことにより景観もよくなってくるものと考えております。

町としては、専門的な知識は持ち合わせておりませんが、島根県中山間地域研

究センター等々からのいろいろな情報を収集しながら、その実現に努めてまいりたい

というふうに考えておるところでございます。

若干、センターのほうにも問い合わせまして、情報を得たところでは、現在、特に

竹のほうですけれども、先ほど議員さん言われたような竹炭というような形での農業

利用、これは軟弱野菜の連作障害等の予防になるというようなことでも活用が図られ

るというふうに聞いております。

それから、竹のパウダーということで、1つは畜産利用ということで、和牛の飼料

なり、それから敷き料、そういったものへの活用というのも研究をされているように聞きます。

それから、また除草用のマルチングの資材とか、それから、育苗資材的なもの、それから、食用のキノコの菌床の資材としても活用したりとか、そういったことを研究の上ではやられているように聞いております。それが即採算ベースに乗って生きるかどうかというのとはわかりませんが、そういった面も含め、また今後研究なり、勉強していかなければならないというふうには考えております。

○議長（後山 幸次君） 道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 今の3つのことに関して、非常に丁寧な説明をいただきまして、出発でもありますので、ぜひ住民の皆さんと一緒に考えていくということとで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） 以上で12番、道信俊昭君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時30分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

発言順序3、8番、原秀君。原君。

○議員（8番 原 秀君） それでは、今3月定例会におきまして、

一般質問を通

告しておりますので、執行部におかれましては、明快なる御答弁をよろ

しくお願い申

し上げます。

それでは、最初に、総合振興計画についてお尋ねをしたいと思っております。

昨日の町長施政方針の中にも言われておりましたように、人と自然

にはぐくまれ、

温もりのある交流のまちづくりを目指して町民の一体化、醸成を着実に図ることを基

本にされると、こういうことがございました。また、環境に優しいまちづくり、環境

対策として地球温暖化対策を見据えた視点が必要であると、これは一昨年の町長の施

政方針等にも載っておりました。

そこでお伺いをいたします。百年に一度と言われる経済危機の打開策として、環境

エネルギー分野への重点な投資で景気刺激策、また雇用創出を図るグリーンニューデ

ィールが世界で動き出しているといわれております。日本政府でも日本版グリーンニ

ューディールともいえる緑の経済と社会の変革構想をまとめられようとされておりま

す。2015年までに地球温暖化対策や公共施設の低炭素化を支援するエコ改造事業、

身の回りの製品を環境配慮型製品に置きかえていくエコグッズ事業、
我が国の金融資
産を低炭素化社会構築に向ける投資へと振り向けていくエコファイナ
ンス事業等々で
あります。

また、世界の先頭に立つ日本の自動車、エネルギー技術や里山、森林、
耕作放棄地
など、豊かな環境資源を総動員して、新たな需要と構想を創出し、地域
から景気回復
の波を起こしていきたい、これら等々の構想があるように聞いており
ます。

そこでお聞きをしたいと思っておりますけれども、地球温暖化対策及びこ
の政府が目標と
している日本版グリーンニューディール構想についての御所見をお伺
いをいたしたい、
このように思っております。

また、2点目でございますけれども、昨年取り組みをされました地域
省エネルギー

ビジョンの取り組みの状況等についてお伺いをいたしたいと思います。

この内容といたしましては、平成19年度に津和野町地域省エネルギービジョン策

定事業として策定をされました。同時に、昨年の施政方針がその中に入
っておるわけ

でございますけれども、ちょうど1年前の20年2月に、その成果の報
告がなされま

した。その中を見ますと、2006年度を基準年として2016年まで
に二酸化炭素

排出を5%削減すると、このようにも伝えております。

そこで、お聞きをいたしますけれども、アンケートの結果でございま
す、これによ

りますと、町民の皆さんのアンケートの中で、省エネルギーへの高い意
識を持ってい

る、このような結果が出ているところでございます。町民の皆さんに省
エネルギーに

対する意識を尋ねたところ81.6%が地球温暖化防止のために必要と
回答をされて

いる。事業者の皆さんにおいては、この今後の取り組みについてお尋ねをしたところ、
合計で88.9%が推進をしたい、こういう回答であった、このように載っております。
す。

また、情報提供や環境学習の推進が求められている、この項目におきましても、町民、また事業者の意識調査の中では、津和野町において省エネルギーを推進するために、わかりやすい情報の提供、また省エネルギー学習の推進が求められていることがわかりました。このようにも言われております。行政に期待することがかなりの町民の中で多くの声が上がっている、このように、概要のほうにも載っております。そういう中におきまして、目指せ田舎省エネトップランナー、このようなことで重点目標を掲げられております。この重点プロジェクトをすぐに実行します、こ

のようにも言

われております。

そこで、重点プロジェクトの1番目の、あなたも私もエコライフチャレンジ全員参

加プロジェクト、この項目の中を見ますと、まず、一番目について中
ございますけ

れども、町職員の率先的な取り組みの参加と実施状況の取りまとめ、こ
ういうことの

中で、町民全員参加を目指す上で、町職員は原則として全員が取り組み
ます、また、

町民の実施状況を年ごとに取りまとめて成果を公表する、この中の目
標としては「エ

コライフチャレンジしまね」の参加数世帯、また、それに対する推進員
の設置等々が

ございます。この辺についてもお示しをいただきたい。

2番目のプロジェクト、マイはし、マイバッグのまちづくりを観光資
源プロジェク

トとして目指していくんだと、これにおいても、プロジェクトの目標を

掲げておられ

ます。これについてもお示しをいただきたい。

3番目には、ケーブルテレビ等を活用した環境情報の発信プロジェクト、これにつ

けても目標を掲げておられます。これについても、どういう状況であったかをお示し

をいただきたい、このように思っております。

3番目でございます。過疎地域自立促進法、特別措置法が、いよいよ23年等で失効されるという、これにつきまして、その後の状況はどういうふうな状況であるか、

これにあわせても現在取り組んでおられます状況をお知らせをいただきたい、このよ

うに思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 8番議員さんの御質問にお答えしたいと思いますが、御質問

のとおり、地球温暖化対策というのは、今世界共通の課題でありまし

て、各国が協

調して確実に取り組まなければならない命題であると、このように理解をいたしてお

ります。

そうした中で、お話しがございましたように、我が国におきましても、

日本版グ

リーンニューディール構想、いわゆる緑の経済と社会の変革ということ

とを掲げられて、
今後強力にこれに取り組んでいくということでありまして、非常に、この時期を得た

ものであるというふうに受けとめているわけでありましてけれども、まずは、この政策

の着実な実行を期待をいたすところでございます。

で、本町におきましても、お話しにございましたように、ああして町の省エネル

ギービジョンというものを掲げまして、取り組みに入っているわけ
あります。さら

に、その取り組みを具体化して、そして、着実に実行するというところで、

新たにこの

環境パートナーシップ会議、これは仮称でございますけれども、そういうものも設置

をして、そして、町民を挙げてこれに取り組みたいという、今考えを持っているわけ

であります。今日までの取り組みの状況等につきましては、担当課長のほうから御

報告をし、お答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。と思っ

ております。

それから、過疎地域自立促進特別措置法について、いわゆるポスト過疎法について

は、その後どのようなようになっているかというお尋ねでございますが、新たな過疎対策法

の制定に必要性につきましては、施政方針でも述べさせていただいておりますが、ま

た、議会におかれましては昨年10月に新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採

採択をしていただきまして、国会や、あるいは関係各省への提出をしていただいたところでございます。

全国的には、そうしたこの県議会あるいは市町村議会での意見書の採択とって、採択率のものが70%以上になっているという状況でございます。我が島根県市町村会におきましても、昨年の11月、たまたま現町、本町が、東京に出かける会議があったので、その機会をとらえまして、東京都内において、緊急に臨時総会を開催をいたしまして、そして、新たな過疎法制定について、特別決議を行いまして、直ちに国会あるいは関係省庁等に要望活動をいたしたわけでございます。

で、島根県におきましても、島根県過疎中山間地域対策研究会を設置をされまして、過疎地域の現状と課題を整理をしながら必要な対策案について調査検討を進めてまい

りましたけれども、昨年5月に一応の提言書が取りまとめられまして、
これは、魅力
ある中山間地域の実現に向けて、ポスト過疎法への提言というもので
ございますけれ
ども、これを既に公表いたしております。

で、これは、全国的には、非常に先進をなすものでございます。もち
ろん、今日ま
で過疎立法が続いておりますけれども、その発端、原動力は、我が島根
県であったわ
けでありますので、その自負を持ちながらも、今日、なお取り組みをさ
せていただい
ておるわけであります。

で、この公表されております提言は、旧来の過疎法、そのままではな
かなか難しい
という状況を踏まえての提言でございます。そのために、旧来のこの事
例等も、掲げ
ておりますけれども、新たな提言も、その中に、数多く加えておるとこ
ろでございま

す。

で、そうしたことで、国におきましても、既に政府の関係の皆さんと
か、あるいは

国会の関係の皆さん、島根県にお入りをいただいて、島根県で会合を持
ち、そしてま

た、いろいろな実例の調査等もしていただいております。今、
国土交通省

の直轄事業であります生活サービス機能の確保に関する調査業務とい
うのも、この日

原地域の集落を対象に、社会実験実施を行っておりますけれども、これ
らも新たな視

点でポスト過疎法に盛り込んでいこうというものから、この過疎法は
総務省が所管で

ありますけれども、各省庁にわたっていろいろな資料提供を受ける、そ
ういう形を今

とりつつあるわけがあります。

で、そのほかにも生活交通の実態、いわゆる、輸送体制についてとい
うことで、ま

た新たな取り組みを他の分野でやるというようなこともございます。

で、いずれにい

たしましても、この過疎対策法は、過去の経過から見ましても、議員立法であるわけ

でございます。で、もちろん国会の全議員さん、数の上では過疎というように

関係がないといえればおかしい言い方ではありますが、本当に率直に言

ってかかわりがない、関心がないという議員さんも大勢いらっしゃるわけでありま

すので、私どもは、そうしたこの過疎地域で生きてきた者にとりましては、もう既に説

明するまでもなく、自分のこととしてわかっているわけでもありますけれども、そ

うでない皆さん方に、国会の先生ももちろん一緒になりまして、理解を求めて、今お

るところでござい

ます。で、そういうことで、全体の空気としては、ポスト過疎法なるものが、

全く見通し

がないという状況では、今なくなっております。いずれの形にしても、

新たな過疎対

策法が、議員立法として提案をされると、そういう私どもは見通しを今

立てているわ

けであります。そういうことでございますので、だんだんこの期限が近

づいてまいり

ますので、気を緩めずに、本当に細かく細かくそういうことに取り組ん

で実現を図っ

てまいりたいと、こういうことに今いたしておるわけでございますの

で、御理解をい

ただきたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 第1点目の地球温暖化対策、日本版

グリーンニュー

ディールにつきまして御答弁を申し上げます。

地球温暖化防止対策につきましては、まさに文字どおり21世紀
の国際社会に課

された最大のテーマであり、各国が協調して確実に取り組まなければならない命題であると考えております。

具体的には、御指摘いただきましたように、温室効果ガスの削減を中心として国が総合的に対策をまとめ、行政部門、産業部門、家庭部門など、国家レベルの対応から地域、家庭、個人など、一人一人の生活スタイルにかかわる分野まで、実に幅広い展開をすることが求められております。本町としましても、当然大きな行政課題として関連団体等との連携が求められており、そういったことを図りながら適切に施策を推進していくべきであると考えております。

日本版グリーンニューディール構想につきましては、議員から御説明をいただきましたとおり、昨年の国連事務総長の発言を受け、アメリカを初め、世界各国が取り組

むことを表明しております。我が国政府も百年に一度と言われる世界的金融経済危機

に直面し、この地球温暖化対策と景気刺激が両立する大変重要な政策として位置づけ

ているところであります。

緑の経済と社会の変革が必要であり、環境対策分野における新たな産業・雇用の創

出により、景気拡幅を実現するための具体策を3月をめぐりに取りまとめるということ

としておりまして、大変重要な国家プロジェクトであるというふうに考えております。

この構想が単に公共投資による経済回復策としてのみ過度に期待されるのではなく、

我が国のエネルギー消費構造や国民の生活スタイルに大きな転換を伴い、重厚長大型

の産業経済構造から、いわゆる持続可能な未来像を実現するといった視点が必要にな

ってくるというふうにも考えているところでございます。

2点目の、地域省エネルギービジョンについてでございますが、これも町のビジョンによりまして2016年度までにCO2排出量を5%削減しようという目標を掲げまして、各家庭を初めとしまして、業務部門、産業部門などの取り組みに加えまして、観光客の皆さんも巻き込んだ取り組みということにしておるところであります。民間レベルでは、既に、地球温暖化防止活動推進員さんを中心にされまして、環境家計簿の取り組みであります「エコライフチャレンジしまね」や婦人会、自治会組織でお世話になっておりますが、水質浄化やごみの減量の取り組みを行っていただいておりますので、引き続き、連携、支援をしたいと考えております。

町の取り組みといたしましては、この推進組織であります津和野町環境パートナー

シップ会議の設立準備を行っておりますので、早期に設立をして取り組みへ発展させ

たいというふうに考えております。また、町広報での定期的な啓発活動と省エネ活動

やごみの分別徹底などの実践講座を出前講座として行っておりますが、より一層のP

Rを行って、このビジョンの普及と活動の推進を図っていきたいと考えております。

また、重点プロジェクトにつきましてではありますが、町の職員が率先して取り組む

ということをございまして、現在、エントリーなり、入力作業を行っていくように、

それぞれ呼びかけを強化しているところでございます。それから、町民の皆さんの参

加状況につきましても、年度末をめどに取りまとめをして公表をするというふうに考

えているところでございます。

マイバッグ、マイはしにつきましては、観光協会さんと、あるいは商

工会さん等と

の協議が、まだ進んでおりません。この部分についてはおくれておりますので、早急に着手したいというふうに考えております。

C A T V 網を使った普及啓発活動でございますが、これにつきましても、現在、シリーズものの番組のストックをしておるところでございます。整理次第流していきます。また、町内の活動されている皆さん方の番組をつくるというふうに書いてあります。計画もしておりますので、これにつきましても、御協力をいただくように早急に着手をしてみたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） それでは、一、二点お伺いをいたしたいと思います。

まず、津和野町の地域省エネルギービジョン、これにつきましては、

2016年度

までに5%を削減するという、一応目標を掲げておられます。ということで、この目標を掲げた5%に達成するためには、この今言いました3つの重点プロジェクト、すぐに実行します。これがないと、2016年までには5%の削減の目標が達成できない、このように思っているわけでございます。

そこで、マイはし、マイバッグの観光資源のプロジェクトにつきまして、いまだ協議を見ていない、このようでございますけれども、これも早急に見られるようお願いをしたいと思います。

で、ケーブルテレビ等を活用した環境情報の提供でございます。町民が一番望んでいる情報を提供してくれと、こういうふな結果が出ているわけでございます。そういうことによりますので、目標でありますケーブルテレビによる省エネ

ルギー関連番組

の放映、月1回以上、ケーブルテレビによるビジョン進捗状況の報告、
年1回以上、

こういう目標を設定されているわけでございます。これについても早
急に取り組みを

されるべきだろうと私は思うんですけれども、これについてはどのよ
うに考えておら

れるのかお尋ねをいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 特に、CATVにつきましては、我々
直営といいま

すか、役場で製作、あるいは放送等計画が立てられるということでござ
いますので、

御指摘のように、いわゆるお金がかかる部分ではないというふうに思
いますので、目

標どおり努めてまいりたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 要するに、二酸化炭素排出の5%を削

減するというこ

とが、まず、町民の皆様へ情報を提供して、皆さん共有した中で、この

5%に向かっ

て進まないとならぬと着実に目標を達成できない、このように思っているところ

でございます

ので、とにかく、情報提供はすべてなされるように、それが目標を達成

する起爆剤に

なる、このようになっておりますので、よろしく手配のほうをお願いし

たい、このよ

うに思っております。

それでは、行財政改革についてお尋ねをいたしたいと思っております。

行財政改革につきましては、これにつきましても、20年度の町長施

政方針並びに

今年度の施政方針等にも出ております。その中で昨年実行してまいり

ました事例の幾

つかを申し上げますと、等々でございます。その中で、出前講座の実施、

入湯税の課税、

広告収入等の実施等々がございましてけれども、それについてはどのよ

うな状況になっ

ているかをお尋ねをしたい、このように思っております。

特に、今回この中に載っていなかった部分といたしまして、昨年、時差出勤制度を

実施するんだと、こういうふうな20年度の施政方針でございましたけれども、きの

うお聞きしました施政方針には、そのことが載っていなかったと、ということは、既

に20年度でこれは完成を見たのかと、このように理解をしてよろしいかどうかを、

まずお聞きをしたいと思っております。

それと、入湯税の件につきまして、済みませんね、1、2、3ばらばらに言って申

しわけないんですけども、入湯税の状況で、特に私がお聞きしたいのは、この入湯税

に対して、基金を造成して目的でありますので観光振興に使うんだと、その具体的な

活用はどういうことを考えておられて、基金に造成されているか、この

辺もあわせて

お伺いをいたしたい、このように思っております。

それでは、よろしく申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、行財政改革につきまして

お答えをいたし

ます。

時差出勤制度の導入についてでございますが、職員組合のほうへ提案をいたしまし

て、今継続協議中でございます。

出前講座の実施につきましては、情報企画課で「省エネルギー対策の取り組み」と

いう題で1件して、20人が出席をしていただいております。健康保険

課では、「後

期高齢者医療について」のテーマで2回ありまして65人の方々が出席をいただい

ております。それと、商工観光課では、「景観対策について」1件、17

人が出席をし

ていただいております。福祉事務所では、「障害者自立支援について」をテーマにし
まして1件、30人が出席をしていただいております。環境生活課については、「ごみ
の分別の仕方について」テーマにしまして7件ありまして、135人出席をいただい
ております。総務財政課は、「日常の防災について」1件ありまして、17人が出席
をしていただいております。計13件ありまして、284人が出席をしていただい
ております。

2番目の広告収入事業等の状況であります。広告掲載広告について、広報つわの
3件、3万7,000円、CATVへの掲載ですが、36件、65万5,000円、ご
みカレンダーについて1件、10万円、計40件の79万2,000円
であります。

入湯税につきましては、現在、宿泊客と日帰り客とで課税をしており

ますが、宿泊

客対象の施設は1件で昨年末現在6,826人分の102万3,900

円申告納税を受

けておりまして、日帰り客につきましては、昨年10月からの課税で、

昨年末現在

2万640人分の103万2,000円、あわせて205万5,900円

収納しており

ます。今年度の予算とほぼ同額程度の調定ができる見込みであります。

この活用につきましては、二、三申されましたように、津和野観光振興基金へ2分

の1積み立てて観光振興へ充当したいというふうに考えております。

観光振興の中でどのような、具体的にはどのようなところへ使いたいかということ

でございますが、観光振興は幅広いですが、特に、最近施設等の修繕費等がかさんで

きておりまして、できればそうした形で、すぐにそうしたことができるような体制を

とっていきたいということで、そういう考えを持っているところでご

ざいます。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 時差出勤制度の導入については、ただいま職員組合と

の協議中であると、こういうことでございますけれども、昨年、施政方針で述べられ

たことが、いまだにまだ協議中であるということでございますけれども、これに対す

る協議がまだ継続中であるということであれば、何らかの障害が出てきているのかな

と、このように思っておりますけれども、もしそういうことがあれば具体的にお知ら

せをしていただきたい。障害がなければ、どんどん導入していく、これが当然施政方

針どおりの実行になると、このように思っておりますので、お聞かせを願いたいと思

います。

それでは、情報企画課につきまして、省エネ対策の取り組みということ

で、先ほども

お聞きしましたけれども、1件20人、これにつきましても、どういう

取り組みとし

て出前講座として講座システムとしてどういうふうな内容でやられた

か、これもお聞

きをしていきたい。あと、健康保険課、商工観光課、福祉事務所、環境

生活課、総務

財政課、これについても何らかの件数でやられております。こういうこ

とであれば、

各課に、課長さんに、ここでお聞きをしていきたい、このように思っ

ておりますので、

逐次回答をお願いをしたい、このように思っています。

 広告収入事業等でございますけれども、40件で79万2,000円、

これだけの

収入が出てきたわけでございます。これについても、昨年と、またこと

しの予定もこ

れに予算化されているだろうと思っておりますけれども、これに対す

る状況は79万

2,000円でありますけれども、今年度は、もっとこれにプラスされているのかど

うか、この辺もあわせてお聞きをしたいと思っております。

入湯税については、観光振興基金へ2分の1積み立てるということは、今回初めて

聞いたような気がいたしますけれども、これはどういう理由で2分の1の積み立てと

いうことになっているのか、昨年でやりますと、この辺も2分の1に積み立てていっ

たのかどうか、この辺もちょっとわからないのでお聞きをしたいと思

います。それと、あとこれは基金でございますので、担当課は総務財政だろうとは思

いますが、あえて商工観光課長さんもお見えでございますので、実際、現実、現場と

してはどのように考えておられるか、その辺もあわせてお聞きをしたい、このように

思っております。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） それではお答えをいたします。

時差出勤制度のことですが、ただいま説明をしましたように、職員組合のほうと鋭意協議を継続中でございます。行政の職員も、職場によっていろいろ勤務の形態が違ってまいっております。例えば、イベントが多くて土日出勤の課が多いであるとか、あるいは例えば保育職場もありますし、現場を持っている職場もございます。そういったもろもろの中で、今原案を組合のほうに提示をいたしておりますので、その中で具体的にこういうところが課題であるとか、こういうところがやりにくいとか、そういったことを今あぶり出しをしている最中でございますので、その辺を詰めながら前向きに協議を進めたいというふうに考えております。現在は、そういう状況で

ございます。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 出前講座の情報企画課、省エネ対策
でございますが、

自治会さんのほうにお世話になりまして、このビジョンの説明、それか
ら、特に家庭

部門が中心になります。ここにも記載してありますように、家庭ででき
る取り組みに

ついて、それがどれぐらい二酸化炭素の削減に結びつくか、そして、金
額的に反映さ

れるとすれば、どれくらいになるかといったようなことを中心に参加
者の皆さんにお

知らせをいたしました。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 健康保険課のほうでは、後期高齢者
医療制度につい

て、今日原地域、津和野地域、各地域でさせていただきました。おおむ
ねの時間は

40分ぐらいでやってほしいという希望がありますので、そのようなことをやってお
ります。出前講座ではありませんが、联合会なり、うちのほうもいろいろと周知をし
なくちゃならないということで、後期高齢者につきましては、各公民館のほうに行き
まして、あと8回ぐらいを実施して、合計では10回ぐらいになっておりますが、出
前講座では、あとの8回はございません。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 一度だけ出前講座を行いましたのは、昨年12月
28日、日原地域の連担地区の自治会の求めに応じまして、自治会のほうへ出向いて、
この4月から施行されます景観条例、景観計画の内容説明と、いろいろな意見をいただ
くという会を催しまして、1時間半程度で終わったと記憶しております。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） 福祉事務所で障害者自立支援について出前講座を行っており

ます。中心は、制度説明でございますが、複雑に変わってきておりますので、その利

用であるとか、そうした皆様の質問にお答えするというふうなことが中心でございま

した。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） ごみの分別の仕方という分の出前講座について御報

告させていただいています。7件でございまして、主には自治会、それからサンサン

サービス等で招聘があったものでございます。内容的なものにつきましては、ごみの

1人当たりの排出量がどのぐらいになるのか、あるいは1人当たりの金額が、どのぐ

らい経費がかかるのかと、こういったものを資料を持ちまして説明を

し、そして、ご

みの有効利用活用、資源化、分別することによって資源にするものと焼き捨てるもの、

無駄をいかにして省くか、経費をいかにして軽減化するかということをお話しをさせ

ていただきました。

それから、よく聞かれますのが、プラスチックのごみの分け方等について、わかり

にくいということがありますので、その例をとりながら、また質問に受け答えする中

で説明をさせていただきました。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 総務財政課のほうは日常の防災についてでございま

すが、ハザードマップを今作成しておりまして、その内容等につきまして住民の皆さ

んに周知をいただくためにそうした説明をしております。

それと、入湯税を観光振興基金へ2分の1積み立てということでご

ざいますが、条

例をするときにそういうことでスタートしたところでございます。内容的には2分の

1を観光振興へ使って、その他財源へ使っていくと、そういうふうな形にしておりま

す。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 入湯税の使い方の件で、担当課としての考えという

ことでありますが、先ほど総務課長も答えましたとおり、年間での積立額が100万

円程度ということですので、これが基金がすぐに大変な大きな規模で、金額で有効に

ということであろうとは考えておりませんが、やはりある期間、積み立てていくこと

によって、トイレでありますとか、そういう観光施設整備に将来にわたっては有効な

財源になっていくんだらうと、これある程度個人解釈かもしれませんが

が、私はそのよ

うに解釈をしております。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 出前講座についてお聞きをしたいと思
います。

これは実施をされるというふうに施政方針はなっております。とい
うことで、昨年

13件、要するに13回やられたと、こういうふうにとめてい
るわけではございま

すけれども、これの、要するに出前講座の私は方法的な問題があるんじ
ゃないか。と

というのは、あくまでも呼びかけていく、その集団等が、例えば各自治会、
いろいろな

ところでこういうのをやりましたという、要するにPR的なものがあ
くまでも欠けて

いるんじゃないかと、このように思っております。例えば、来月どこど
こでというこ

とは、いやうちも来月ならいいんだけど、次はだめだという、こうい

う情報のやり

とりが多分1回切りで終わっている、このように思われてならないんですけれども、

その辺が両方とも情報操作の中で、できればこの出前講座、どんどん回数がふえて

くる、私はこのように思っておりますけれども、どのようにお考えであるか、これを

あわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 御指摘的のとおり、昨年からスタートした時点では

町広報等でメニュー、あるいは方法等については周知をしたといえますか、お知らせ

をしたわけではありますが、それぞれのテーマにつきましては、各担当課で取り扱うと

いうことで、私どもの課が取りまとめの課ということになっておりますので考えを述

べさせていただきたいと思いますと思うんですが、おっしゃいますようなところ

で、トータル的

なPRにつきましては、担当課のほうでしっかりしていかなければいけないと思って

おりますので、昨年につきましては、いわゆる受けの姿勢であったというふうに思っ

ております。そういう意味では、それぞれ担当セクションのほうから積極的に町民の

皆さんに呼びかけをするといったようなことも、ぜひともそれぞれ連携をとりながら

努めてまいりたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

税込対策ということで質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます徴収率向上として、県及び市町村徴収担当税務職員相互

併任制度、これを導入されておりますけども、その後の成果等はどのようになっている

るかをお聞きをしたい。あわせて町税等の滞納整理対策本部、これも設置をされてい

る模様でございますけれども、これに対する開催状況等々についてお聞かせを願いた

い、このように思っております。

きのういただきました町長の施政方針の中にも地域経済、地球規模の経済不況の中

で、依然として回復が難しい、なかなか低迷しているが徴収が困難な状況も考えられ

ます。が、特に滞納整理につきましては公正公平な全行政図るためにも法的な措置も

含めて積極的に取り組み、町税の収納向上を図っていく、このようにもなっております

ですので、そういう取り組みにつきましてもあわせてお願いをお聞きをしたい、このよ

うに思っております。

○議長（後山 幸次君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） それでは、お答えを申し上げますが、

まず、県及び

市町村徴収担当税務職員の総合併任制度の関係でございますが、これ
につきましては、

平成18年度に6カ月間、そして今年度平成20年度に3カ月間ほど、
この制度を導

入しまして実施をしております。

この制度は、税の公正公平負担を原点に、悪質な滞納者に対する差し
押さえ処分な

どに県職員とともに県の辞令を受けた町の職員が徴収のノウハウを学
ぶ、こういうこ

とがねらいであります。この制度の導入によります成果につきましては
は、事案により

まして異なることがあります。解決できたもの、あるいは県へ徴収の
引き継ぎ――

これは地方税法の48条でいう徴収の引き継ぎ事務のことです。あります
が、これにより

まして継続して徴収事務を行うものなどがありますが、いずれにいた
しましても、短

期間にこれを一気に解決するという事は非常に難しいものがあるというふうに思います。引き続き学んできた職員の経験、あるいは知識を中心に役場全体の税務職員の専門知識の習得を図ることが大事になるというふうに考えておりまして、あわせて県の指導もいただきながら、今後さらに滞納者への法的な処分を実施して収納率の向上に努めてまいりたいというふうに思います。

施政方針の中でも述べておりますが、特に滞納者へ対しての処分、滞納整理ということにつきましては、いろいろ学んできたノウハウを生かしながら、やはり法的な措置、処分、これを行うことがまず大事であるというふうに考えております。これも口で言うのはみやすいわけですが、それとなかなか全体一気にやるということも人的な問題等々いろいろ難しい面もあるわけですので、特

にといいますか、

徐々にその辺をきちっと整理しながら進めて収納率の向上を図っていききたいというふうに考えております。

それから次に、滞納整理対策本部の件でございますが、これにつきましては、合併後、平成19年度にこの対策本部を設置しているところでございます。町税はもとより、国保税、住宅料、水道料など、年々膨らむ傾向にありますが、滞納者は重複している場合が多く、各担当課及び担当で個々に努力しても限界があるというふうに思います。各課担当が持っている情報を共有化し、処理をすることにより少額な滞納額のうち、うちに解決をして多額重複滞納者をふやさないことが大事であるというふうに考えております。

この対策本部の下に各担当によります収納対策グループを設けてお

りまして、具体

的な滞納整理業務を行うこととし、今年度は昨年末にこのグループ会議を実施してお

りますが、今後も引き続いてこの会議を頻繁に開催いたしまして本部会で決定をしな

がら滞納整理に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 先ほど言われました収納対策グループですか、これを

昨年末にグループ会議として実施をしたということですが、今後もこの会議

を頻繁に開催するというふうにお答えになりましたけれども、その頻繁に開催をす

るというのは、何か月に何回とか、そういう決められたことがあるのかどうか、もし

あれば、それを基準に会議をされながら各課の所有している情報を持ちながら整理に

含んでいく、これが当然のことだろうと思いますけど、まずその辺につ

いて頻繁に行

う開催は決められたことがあるかどうか、これについてお聞かせを願
いたい、このよ
うに思っております。

○議長（後山 幸次君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） 収納対策グループの会議でございま
すが、先ほども

申しましたように、昨年末に実施しております。この内容といたしますの
は、先ほども

申しあげましたように、いわゆる滞納をする納税義務者の方々という
のは、町税もあ

り——例えばです。町税もあり、国保税もあり、水道料もありといった
ようなケース

が多いわけでございます。したがって、先ほども申しましたように、各
担当課でそれ

ぞれ力いっぱいやっても限界がある。これをつけ合わせ、いわゆるこう
いう情報を共

有化して、それじゃあここをどういうふうに滞納の整理をする、あるい

は納税のお願い

いをしていこうかという具体的な個々の納税者に対しての対応をどうするかということ

とを話し合うのが収納グループの会議であると思っております。

したがって、昨年末実施した、きっかけでございますが、それがまだ完結しており

ません。したがって、そういう細かい情報を持ち寄りながら具体的な滞納整理業務を

どう進めるかということをお納グループで協議してまいりたいと。で、議員さん言わ

れました、例えば月に何回やるんかとか、月に1回やるんかとか、そういった考え方

は持っておりませんで、将来的にこの滞納整理がある程度ルールに乗って進むような

体制づくりをまずつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 滞納整理、特に大変だろうとは思いますが、いよいよ

よこの3月、年度末でございます。決算時に影響がないような努力をしていただき

い、このように思っているところでございます。

それでは、消防防災関係についてお伺いをいたしたいと思えます。

まず最初に、昨年実施されておりましたハザードマップを利用した件でございます

けれども、実はこの件につきまして町のほうより説明があったと、こういうことで説

明会にも出席をさせていただきました。ここで若干気になったことがございますのは、

このハザードマップのこの資料の中に洪水のハザードマップ等々説明を受けたわけで

ございますけれども、一番気になるのは災害が起きたときに皆さんが避難する場所、

この一覧表を見たわけでございますけれども、この避難場所、とりあえず災害が起き

た、我が家がつぶれたどうしようとか、いろんな状況が出てくるだろうとは思って

すけれども、そのときに避難する、その避難場所についての整備等ほどの程度のこと

を考えておられるのか、これについてはお聞きをしたい、このように思っております。

それと、2番目のこの災害が起きたときに、緊急対策、いろいろな状況が出てくるだ

ろうとは思いますが、これに対する物資等の保管場所等どのように考えてお

られるか、この2点についてお聞きをしたい、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、消防防災対策につきましてお答えをした

と思います。

ハザードマップにつきましては、本年度作成をすることにいたしておりますが、ほ

ぼ完成をいたしております。

先般、津和野・日原両地区の自治会長さん方にお集まりをいただきま

して県からの

土砂災害危険区域の説明にあわせて御意見をいただいたところ
でございます。

また、その中でも避難場所について現在指定しておる場所をお示しを
したところであ

ります。今後は、地域で実践的な自主防災体制の確立のためにハザード
マップの活用

もお願いしたいというふうに考えております。

その中で避難場所の整備についてでございますが、今回こうした形
でお示しをいた

しました、その避難場所自体がこうした危険区域に入っているところ
も、すべてがそ

れをクリアしている場所だけではないというふうに思います。その辺
については、こ

うした地域にそうしたハザードマップをおろしてまいりますので、い
ろんな意見をお

聞きしながら変更等も含めて考えていきたいというふうに思っている
ところござい

ます。

今回こうしたこの災害に対して、まずは地域の災害を地域で守って
いくというふう
な、そういう体制もつくっていただきたいということで、そうしたこと
も含めてお願い
をしているところでございます。出前講座等もあるわけでございます
すが、そうした
ところも活用しながら、今後進めてまいりたいというふうに思ってお
ります。

それと、災害時の物資の保管場所についてですが、津和野地区におき
ましては、今
は元国民宿舎の青野山荘へ保管しておりますが、本年建設をされます
津和野地区防災
センターへスペースを用意しておりますので、そこで保管をしたいと
いうふうに考え
ております。

日原地区におきましては、日原山村開発センターで保管をいたして
おりますので、

そこで保管をしたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 私、避難場所の整備ということでお聞きをしたつもり

でございます。要するに、何でかといいますと、避難場所は指定をされてそこへ避難

をする。ただし、そこの中の要するに設備ですね、これはどのように考えておられる

かと、こういうふうな質問だったつもりでございます。例えば、その避難した場所、

例えばどこかの集会所、いろんなところがございますけれども、そこに行っただけの場合の、

要するに防災に関連する設備ができていないかどうか、そういうところに避難をするのが

一番正解だろうと、私はこのように思っているわけです。例えば消火器、担架等々、

炊き出し用の炊飯器、スコップ、ブラシ等々の、そういうものが整備されているのか

どうか、その辺はどのように考えておるのかをお聞きしたい、このように思っているわけでございます。

また、防災倉庫等は先ほど御回答ございました、新しくできた消防施設の中でそのまま持っていくんだという、また日原地域におきましては山村開発センターで保管をしていると、こういうことでございます。それでは、その中身ですね、どういうものを備蓄されているのか、またその量等はどのようなものを計って保管をしているのか、これもあわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） まず、物資のどういうものを今保管をしているかというところでございますが、少しそうした防災関係がおくれている面もありますし、今用意しておりますのは毛布を用意しているという状況であります。

したがいまして、今避難場所についてもいろんな設備を用意をしなければいけない
という、その辺はわかっているわけですが、今はまだそうした
ものまで準備
ができていない状況であります。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 防災計画等策定されておられますので、
あわせてこの
辺も頭の中に入れながら、このハザードマップも必要でございますけ
れども、昨年つ
くられました防災計画ですね、この中に要綱だけでなしに、この細かい
部分を頭に入
れながら、その上で各自主防衛という、ほうに皆さん町民に呼びかけら
れないと、一
方的な一方通行、これになってくるんじゃないか。この辺は特に気にな
っているところ
でございます。その辺もあわせてお考えをしていただきたい、このよ
うに思ってお

ります。

次の質問に移ります。

環境対策についてお聞きをしたいと思っております。

これは従来等私も質問した経緯がございますけれども、要するに旧町単位のごみの

収集方法、なかなか統一が図れない、こういうことになっておりますけれども、今年

度はどのように考えておられるか。また図れないのであれば、それは異論どういう原

因があるのか、この辺をお聞かせを願いたい、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） それでは、環境対策についての御質問にお答えした

いと思います。

ごみ処理につきましては、旧町間において分別の種類や指定袋の料金等は合併時に

は統一がなされておりますが、収集方法につきましては、旧日原町では

ほとんどがス

テーション方式であり、また旧津和野町はステーション方式の地区と、

戸別収集方式

の地区があることや、粗大ごみの扱いにつきましても旧町間で相違が

ございます。本

来であれば、町村合併時に統一をすべきところでありましたけれども、

ステーション

の設置場所や不燃ごみを処理しております鹿足郡不燃物処理組合が六

日市にあり、搬

入距離の相違等の問題があることから、合併協議の調整項目の中では、

合併後再編す

るとされているところであります。

町の統一の方向性といたしましては、町全体では既に大多数の地区

で行っており、

収集の効率化が望め、また見た目的に環境にもよく、さらには、ある程

度の大きさや

重さまでの粗大ごみの回収も可能であり、また高齢化社会に向けてサ

ービスの向上に

もつながるステーション方式にすることを念頭に置きながら、現在戸別収集地区の多

い旧津和野町地域の婦人会との意見交換や囑託員を対象に、ごみ収集の現状やステー

ーション化への問題点等についてのアンケート調査を行ったところでございます。――

これは昨年11月から12月にかけて行ったものであります。アンケートの結果では、

現在戸別収集地区のステーション化については新設が可能と答えられた地区も若干ご

ざいましたが、多くの地区では、地区内に適当な場所がない、また集積施設の費用が

出せない、距離が遠くなる等の御意見がありました。現在、ステーション化をしてい

る地区の方からも、箇所不足に対し、ふやしてほしいとか、高齢化による不便さか

ら戸別収集へ変更を望む声等も多くあったところであります。

今後は、問題を抱える地区の方や商店会、婦人会の皆様等、御意見を

徴しながら、

統一化に向けてさらに検討をしてみたいと、このように考えているところがございます。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） それでは、統一化に向けて今年度もいろんな施策を展

開していただきたい、このように思っております。こういうときにこそ、出前講座を

どんどん使っていくべきではないか、このようにも思っているところでございます。

それでは、最後の農林業振興についてお伺いをいたしたいと思えます。

鳥獣被害防止特別措置法、今年度の実施予定、こういうことがございます。鳥獣被

害防止特別措置法、一昨年ですね、19年度の12月に法令で施行された部分でござ

います。これについて、今年度の実施予定はどういうふうなことをお考

えになってお

られるか。たまたま私、町がつくりました被害対策協議会のメンバーで
ございまして、

大体のことはわかるつもりでございます。この中で、特に昨年度、20
年度実施され

ました捕獲おり、わな等々の実施について、いろんな協議をした経緯が
ございます。

その中で特に問題としております、過去でありましたイノシシ被害、こ
れについては、

おり、わな等の設置をして対策を図っていく、現実的にはこの21年度
の3月からそ

の実施に入る、このような予定になっております。クマにつきましても、
いろんな方

策が出ているかとは思いますが。しかし、一番厄介な猿被害ですね、これ
について今年

度はどういう方向で考えておられかをお聞きしたいと思っております。
たまたま、こ

の1月、2月に私の家にも子猿が紛れ込んで、2、3日、どうも納屋の

ほうへおった

ような様子でございまして、ただそれを見ておられました周りの方も、

昔では考えら

れない猿、こういうものであれば、ますます農作物等の不安が大きくな

ると、このよ

うな声も聞いております。そういうことにおきまして、その猿に対して

はどのような

うな方策を持って考えておられるかをあわせてお聞きしたいと思いま

す。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、まず鳥獣被害防止特別措置の

今年度の実施予

定でございますけども、鳥獣被害防止特別措置法に基づきます、鳥獣被

害防止総合対

策事業に当たるかと思っておりますけども、この平成21年度の実施予定に

ついてござい

ますけども、昨年9月に町内に要望調査をまず行いました。そういった

結果とあわせ

まして、議員さんも委員でもございますけども、先般、関係機関とか団体等で構成し

ます津和野町鳥獣被害防止対策協議会において御協議をいただいたところでございま

す。そういったことで、次のとおり要望することとしたところでございまして、

まずソフト事業でございまして、これは10分の10で、予算的には200万円の予

算がついているものでございますけども、これをもって今年度はクマ用の捕獲おりで

ございます。これを津和野地域、日原地域にそれぞれ1基ずつ配備をしたいというこ

とでございまして。これについては現在もドラム缶を2つひっつけたようなのがありま

すけども、このものがなかなか重たいし、機能的でないということ、入ったこともな

かなかございまして、現在また別のが出ておりますので、これをそれぞれに配備を

したいということで今考えているところでございます。

それから、猿用の捕獲おりということで、4基ということで、津和野、日原それぞれ

れ2基ずつ配備をしたいということでございます。これは後ほど猿については対応を

話さなければならぬかと思っておりますけども、一応そういう予定でございます。

それから、イノシシ用の捕獲おり、昨年も34基ほどつくりました。それとくくり

わな、これを予算が限られておりますので、その範囲内で整備をしたいということで

ございます。くくりわなについては、全年度は46セットはなえたところでございま

す。

それから、ハード事業のほうでございますけども、これは木尾谷地区で農地を中心

にフェンスで囲むということで今要望が出ておりまして、延長が大体1,300メー

トルぐらいということでございます。ほかの地域も若干要望も出ておりましたが、なかなか地域での話し合いがまとまらないということで、現時点ではそういう形の計画でございます。

また、中山間地域の総合整備事業というのが始まるわけなんですけれども、そういったものでは、また別に4地区ほど要望が出ているところでございまして、こういったものは整備をしていきたいと思っております。

それから、猿被害についてでございますけれども、なかなかこれといったいい策が出てないのが県下の情勢といいますか、よそのいろんな情報も集めてみているところでございますけれども、そういった中で先ほど申し上げましたように一応は捕獲おりを4基ほどはなえるということで、これは他町村、近隣の吉賀町等でもはなえておられ

まして、実績としても上がっているというふうに聞いておりますので、
そういったこ
とで、ことしこの猿用の捕獲おりを4基準備してみるということでご
ざいます。

あとは対策としては、なかなかこれといった、こういう機材でもって
どうこうとい
うのはなかなかできないところがございます。花火を使ったものとか、
それから地域
を挙げて追っ払うという、地域でいろんな連携を図りながらという、
でないとい
きてないのが実態でございます。それから、ああやって銃でも撃ってい
ただくように
お願いをしているところがございますけども、なかなか猿もすばやく
て、なかなか実
績が上がらないところございまして、去年は12頭ぐらい捕獲した、
抹殺したんで
すけども、これについてはやはり銃がライフル銃であって、そういった
ものでないと

なかなか駆除ができないというのが実態でございます。いろいろと情報等もつかみな

がら、今後ともやっていきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 今のお話の中で、今年度も200万円

の10分の

10の予算的なものがあるようにお聞きしたわけでございますけれど

も、例えば、こ

のクマ用捕獲おり2基、猿用捕獲おり4基ですか、これを除いた部分で

あと予算の残

でイノシシの捕獲用おりをまた、くくりわな等も用意するんだと、こう

いうふうな理

解でよろしいんだろうと思っておりますけれども、せっかく20年度に用意

いたしましたイ

ノシシ用捕獲おり、またくくりわな、これを除く部分で今年度、例えば

クマ、猿、こ

のような差し向けをして、事業として展開をしたらどうかと、こういう

提案でござい

ます。

といたしますのは、イノシシ用とりあえず34基ですか、用意したわけ
でありますの

で、個人でなしに大方の集落には間に合うのではないか。ただ、間に合
わないのであ

れば、若干の補足が要るだろうと思いますけれども、特に猿については
吉賀町等でも

実績があるというふうに今御答弁でございましたので、今年度はここ
の猿に対して集

中の的に考えていく等々の方策を考える余地があるのかないのか、それ
についてあわせ

てお聞きをしたい、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 先ほど申し上げましたように、鳥獣被害
対策協議会での

協議でございます。前回1月に行ったわけでございますけれども、また
それで決定と

いうことではないといたしますか、先送りした部分もございますので、ま

たそういうい

ろんな御意見等も参考にしながら、当然今から要望するに当たっては、
会議等持つと

いうふうにありますので、そういった中で皆さんに諮りながら検討さ
せていただきました

と思います。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 鳥獣被害ということで、だんだん農家
の、特に高齢化

になっております皆さん農作物が目の前で荒らされる、こういう状況
を見ながら、な

おかつまた農作物をつくっていく、こういう意欲はだんだん衰えてい
く、このように

思っているわけでございます。せつかくこの特別措置法に基づいた事
業が展開できる

わけでございますので、この地域に合った対策をともどもに考えてい
きたい、このよ

うに思っているわけでございます。

以上で質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、8番、原秀君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序4、6番、河田隆資君。——河田君。

○議員（6番 河田 隆資君） 本日は通告に沿って3点ほど質問をさ

せていただきま

す。明快な御答弁を期待をいたしまして始めさせていただきます。

まず1点目は、S L運行についてでございます。

施政方針にも少し書いてありましたけども、S L運行日が昨年と比
べますと減便さ

れております。と申しますのも、当然昨年はJ R西日本の企画に乗って
増便された、

これはわかっておりますが、それが減便されたのをそのまま指をくわ
えて見ていたの

かなという疑問がわきまして、そしてこの質問に及んだわけでありま
す。

S L運行日の減便と申しますか、運行予定に対して、町としてJ Rと
どのような交

渉をしたのかなということ、まずお伺いをしたい。そして、それに見合
う、こちらの
いろんな案を提示をしながら交渉に当たったのかどうかということ
まずもってお伺
いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 6番議員さんの御質問にお答えしたいと思
いますが、S Lを
ああして全国的にも本当に数少ない形で運行をしていただいております。
特にこの時
間帯からいって、言うなら津和野のために運行していただいていると
いっても言い過
ぎでないような、こういう状況でございまして、もう津和野観光にとり
ましても欠か
せない存在になっているわけであります。

施政方針でも述べさせていただきましたし、御承知のとおり、ことし
はああしてS
Lが復活いたしまして30周年という大きい節目の年を迎えるわけで

ありますが、今

日30年を迎えるという本当にありがたいことに対しては、この復活のときに御尽力

をいただいた先人の皆様方に心からお礼を申し上げたいと、このようにも思っている

わけであります。

ああして阪神大震災でS Lがちょうど帰っているときでございましたので被災を受

けたわけでありますけれども、再びS Lの姿を見ることができないだろうというふう

に心配をいたしておりましたけれども、関係の皆様方の大変な御努力で、再びその姿

を見ることができまして、あの帰ってきたときのことを今思い出しますけれども、本当

に涙が出る、そういう思いで迎えたわけであります。そういうS Lでございます。今

から先もずっとずっと走り続けてほしいというふうには考えているわけでございます

けれども、なかなか難しい、そうした状況もあるわけではございます。

お尋ねの運行日につきまして、どういう対応をしているかということ
とでございます

が、御承知のとおり、このS L運行については、山口市を初め、沿線の
市町によって

運行対策協議会といったようなものが構成されておりました、もちろ
んこの中にはこ

のJ R西日本の皆さん方もメンバーとして加わっておられますが、そ
うしたところで

具体的なお話をさせていただく機会もありますし、またそうではなく
して直接J Rの

関係の皆さん方をお願いをするといったような機会もありまして、で
きるだけ多くの

日にちで運行をお願いをしているわけでありまして、そうした傾
向を踏まえなが

ら、今日の状況になっておることではございますが、若干の経過に
つきましては

担当課長も深いかわりを持ってまいりますので、御報告に合わせて

回答させていた

だきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは、もう少し詳しく御説明させていただきます

す。

御指摘のとおり、J R山口線のS L運行は、平成20年は129日間でしたが、先

般J R西日本が発表いたしました21年の運行計画によれば86日間と、単純に比べ

まして前年比43日の減便となっており、スタート日も例年より1週間遅い3月

28日となっております。しかし、これは議員さんも御指摘のように2

0年は7月か

ら9月に開催された「山口デスティネーション・キャンペーン」にあわせて運転日数

が大幅に増便されたためでありまして、特に21年で減便となったというものではあ

りません。ちなみに、その1年前の19年は89日間でありました。

ただ、JR西日本によりますと、現在使用しておりますC57型機関車——いわゆ

る貴婦人という愛称もありますが——は、製造から既に70年以上が経過してかなり

老朽化が進んでおりますために、オフの間には相当の時間をかけてオーバーホール

などの徹底したメンテナンスが必要であるとのことであります。SLは、形ある機械

ですので、どんなに丁寧に管理しても永久に使用できるものではありません。一日で

も長くファンの皆様にその姿を楽しんでいただくためには、今後はさらに運行日数を

減らすなどの配慮が必要になってくると思いますので、御理解いただきたいと思いま

す。細く長く使うということになるかと思えます。

また、SLの運行計画はあくまでJR西日本が決定いたしますが、先ほど町長も説

明しましたとおり、運行に関するさまざまな課題や支援策などを協議するため、JRを初め、島根・山口両県、沿線市町などで構成する山口線SL運行対策協議会を設置しておりますので、運行計画につきましても、この協議会を通じて常に要望を行っていただいております。

議員さんの言われるような交渉というイメージの場はないのが現実ではありますが、これまで沿線市町、特に津和野町につきましては、最大の理解と協力をJRのほうからいただいております。現在の運行体制が確立されているというふうには町長の申したとおり考えております。

なお、施政方針でも触れましたし、新年度当初予算でも御審議をいただきたいと思います。本年は山口線にSLが復活して30年目の節目に当たりますので、

沿線の共同イベントへの協力はもちろん、本町独自のイベントも企画
をしております。

これはS Lを津和野駅に一晩停泊させてライトアップするなどの夜間
イベントを行う

ことによって、直接宿泊客の誘致にもつなげたいというものでありま
す。実施に当た

っては、町民の皆様の絶大なる御協力が不可欠ですので、実施の予算を
お認めいただ

きました暁には、改めて周知を図る等、それから実施体制のあり方も含
めて、各方面

への御協力をお願いするということになろうかと思っておりますので、よろ
しく御理解をい

ただき、御協力をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 大体の詳細がわかりまして私も喜んで
おります。ただ、

2点ほど心配事がありまして、このC57型、これは戦後に客車という
よりか貨車を

積んで走るのにすごく大きな力を発揮したというふうに国鉄のOBの方から聞いたこ

とがあります。それが非常に老朽化をしたということは、もう最終的には私の思いの

ように、津和野にもう機関庫をはなえて、こちらを保存をすべきかなという、今の御

答弁をいただいて思ったわけですが、そういうふうな観点から、私は津和野の観

光を考えると、SLを見に行こう、そしてSLに乗りに行こうという2つのタイプ

があります。それで去年は増便されたことによって、かなりの方が期待をして津和野

に来られた、これも事実であります。そしてことしのイベントに対しては、山口沿線

等で手を携えながら共同のイベントをすると、私はいい企画であろうと今思っており

ますが、一つだけ気になることが、これをやられるのが今言われたように8月か9月

ぐらいにイベントを企画をしているというふうな、この施政方針の中に9月に、大体、
そのあたりにイベント企画というふうなことです。そうすると早い段階でこの横
の連携を町内の受入体制を整えないと、ただ、今までの町が行ったイベントの中での
反省点というのは、町民の皆様が余りにも知らなさ過ぎる、それに携わった人たちだ
けが騒いでわかっていただけで、きょうは何があったのというのが大体の感覚なんで
す。そうすると、もっと早く企画をぶち上げて、町民の皆様とともにお客様をお迎え
するという姿勢が大切だろうと思いますが、その点について、今からの予定がわかれば
お尋ねをいたします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 観光施策につきましては、一般論としまして常に

1年以上前からPRをしないと効果があらわれないというのが、これはもう常識になってはおりますが、行政が予算を絡めて行う部分がある以上、予算が確定しないうちに動くわけにはいかないというのも一方のこれも宿命があります。常に担当課としてはそこに悩んでいるところがあります。

しかられるかもしれませんが、このSL、津和野町独自のSLを夜泊めるということにつきましては、既にJRとは打ち合わせを進めてきております。予算がまだ走っていないのということもあろうかと思いますが、そのぐらいでない、もう事は進めないことは確かではあります。ただ、今言いましたように、一方で予算も決まっていないのということで、余り表立って行政として進めないということもありますので、ジレンマではあります。そのはざまといいますが、その両方を加味し

ながら、なる

べく早い時期に手を打って進めていきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 苦しい胸の内はよくわかっております。

予算が通らな

い限りはなかなか難しい。ですが、要望といたしましては商工会及び観光協会に情報

をもたらし、何かあるときにはすぐ受けられる、また情報を共有した中での企画を練

っていただきたい。そのように伝えて皆様の理解をどんどん深めると同時に、新しい

アイデアをすぐ調達できるような体制をとっていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

鷗外生誕150周年についてでございます。私はこれを津和野のお年寄りから聞い

たときに、これは本当にいい観光素材がぶら下がったなと思いました。

私の今期の

テーマが経済の活性化というのをテーマとして活動しております。

その中で昨日の

施政方針の中にもうたっておりますように、2012年には生誕150周年があると。

単純に言えば、あと2年10カ月後ではありますけれども、私は今の御答弁のように

予算の絡むことでありますならば、当然前年度の当初、ですから23年度、2年後の

4月1日から1年間をかけて150周年というくくりを持っていただきたいなという

思いを持っております。と申しますのも、鷗外の誕生日が1月19日となりますと、

年だけでいきますと1月に入ってすぐイベントをして、それからというのなかなか

冷めてしまうなという思いから、行政年度でいけば、ちょうど盛り上げて1月に町の

行事等をやれば一番いいなというふうに考えております。そして、今の

商工観光課長

の御答弁でもありましたように、全国に知れ渡るようにするためには、

やはり早い時

期から企画をして全国に発信をしていかないとなかなか周知しないと

いうことであり

ます。私も同感であります。だとするならば、本年とりあえずこういう

企画を持って

というものをつくりたいということ町民の有識者及び関係の方々を

まず呼ぶ、そし

てその前にやることは、町としてはやるんだという方向性をまず出す、

そして町民に

いろんな御意見をお伺いをするという1年、そしてその次はその夢に

向かって予算化

ができるものなのか、また県や国のそういったものを引き出してこれ

るものかどうか

というのが次の年の1年だろうと考えております。それをすることによ

って、実現可

能ではないかと思っております。

きょうの新聞でも東京の鷗外記念館が建てかえをし、2年後に完成
だという新聞記

事がありました。東京津和野との連携も当然必要になってくると思
いますので、そう

いったイベントについて、どのようなお考えをお持ちかお伺いをいた
します。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 6番議員さんも言われましたが、平成24
年、2012年

1月19日が森鷗外先生がお生まれになってから150周年という記
念すべき節目の

年ということになります。森鷗外記念館といたしましては、この記念す
べき年には特

別なイベントを企画したいというふうに考えておりまして、山崎一穎
先生を初めとす

る記念館協議会の委員の皆さんと協議中であります。

現時点においては、詳細は決定をしておりませんが、これまでの調査
研究や新しい

資料に基づいた展示等を企画したいというふうに考えております。また、他の文学館との交流を深め、鷗外先生の業績を広く紹介をしてみたいというふうに考えております。

議員さんがお話をされましたような町を挙げてのイベントということについては、現時点においては特別にそういったことまで考えてはおりませんでしたけれども、御提案を受けて、どこまで協力がいただけるかということについてはわかりませんが、何らかの行動は起こしてみたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 管轄がどうしても教育委員会ということで、なかなか他町長部署からの連携というものが大変必要になってくると思われま

す。そこで、町長にこの今の考えに対して、やってみる意思があるかどうか

か、やるとし

たらいつまでにどのような形を出したいか、お伺いをしたいと思いま
す。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） まず、先ほどS Lの3 0周年記念についても
いろいろとご意

見をいただきました。S Lの3 0周年にしろ、また鷗外先生の生誕1 5
0周年にしろ、

ある日突然これが沸き起こってくるわけでございませんで、既に早い
時点からわかっ

ているわけでおりますので、早目早目にそうしたことについては取り
組んでまいらな

きゃならないというふうに思っております。

で、御質問の終わった後でございますけども、関連してお願いも申し
上げておきた

いと思うんですけども、申し上げておりますように、S Lあたりという
のは本当に津

和野の観光にとっては大事なものでございますけども、何となく町の

皆さんも今日

30年間当たり前のような気持ちになってしまっておられる部分が私は心配な面がある

るわけでありまして、今回の場合でも、率直に申しますと商工会、観光協会、そうし

た皆さんも何とか町長、この大きなイベントでも打ってというふうな御要望でもある

かというふうに思っておりましたけれども、私は直接的にはそういう意見を受けてお

りません。したがって、主管課に対して、対策協議会ではいろんなことをイベントを

計画して当然おられます。それには構成員の一人として十分な対応をしていかなけれ

ばいけないけれども、そうじゃなくして、もっとも恩恵を受けている津和野町が本気

になって、そうしたことに取り組む、そのことがJRさんをさらに動かしていくこと

になるわけですから、これは財政が厳しいということは重々お互い承

知しとるけども、

町独自のイベントの企画としなきゃいけないということを少し早く担当課長のほうに

も指示をしたというような経過もあるわけでございます。

そういうこともありますので、SLについては、今年、いわゆる21年度のことで

ありますけども、鷗外先生の生誕につきましては、もう少し先ではありますけども、

今から本当に国内だけでなくして、鷗外先生でありますので、世界の皆さんに当然こ

れは注目を受けるわけでございますので、そうしたことを踏まえて、常に教育委員会

でも教育長が答えておりますように、この記念館の運営協議会を中心にして動きを始

めてはおるわけでありまして、さらにその動きを加速させて、早目に準備をす

るように努めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 力強い御答弁でしたので私も安心をいたしました。商

工会及び観光協会の民間の動きが少し鈍い、これも私も存じております。残念ながら

話は変わりますけども、はるかぜ振興券につきましても、会員さんと話をすれば、町

側は20%のサービス、そして商工会の会員等々できちっと話せば、その上にその券

を使われれば、その10%を割引しますよという、そのものが欲しかったなというふ

うに考えております。これは余談ですけども、やはりそういった横との連携が非常に

必要であり、また町の商店主等々を束ねる組織がきちっとした情報を早い段階でもた

らしていただくというのも反省材料としては持っておりますけども、あくまでも中心

的といいますか、サポート的な役割であります町が、ある程度音頭をと

りながらやっ

ていただかないと、なかなか結集できないんじゃないかと思っておりますので、よろ

しくお願いをいたします。

それでは、次の消防組織についてお尋ねをいたします。

これは、私、非常にもう大変失礼ですけども、やじ馬根性でよく火事現場に駆けつ

けます。そのときに肌で感じるのが、こんなに火が大きくなるまでに初期消火が何で

できなかったのかな、昼の火事だと見ている方だとかはたくさんいらっしまったわけ

ですけども、初期消火がある程度スムーズにいったら、そんなにはなかったの

はないかという思いがしてなりません。

そこでお尋ねをしますけども、これ第1分団の分団長にお伺いしたところ、団員が

減少傾向にあって非常に苦しいんだと。そしてその補充のために町にお願いをして

町職員を半強制的に入らせていただいているのが現状であるということから、住民の協力は非常に不可欠なものになってきているんだけど、その住民への消火活動への指導ですね、例えば日原におきまして、前も一般質問で取り上げたことがありますよ

うに、日原の辻々にはホース及び筒先が置いてあって、ある程度の消火活動が迅速に動かせる経験のある方がおればできるということで、津和野はそういうのがなかなかないから難しい、消防車が来るのを手をこまねいて待つしかない。ただ、消防車が来たとしても、人的協力というのが非常に望まれるわけですけども、なかなかそれもできない。団員の若い方に聞きますと、操法訓練はある。ただ役割分担が明確になっていて、筒先を持ったことがないと言われました。

で、私も先日の火事のとちよつと見てみますと、筒先を持った方が、

どっちへひ

ねると散水する、どっちへひねると真っ直ぐ飛ぶというのが、なかなか
わからず右往

左往しているなという印象を得ました。それは操法訓練と違いまして、
全員がその経

験があるのかどうなのかというのが私も疑問視しております。また、過
去の同僚議員

の質問の中にも、定年制を敷いているがために、田舎においては消防団
経験者はいる

んですけども、なかなかそういうものがない。定年延長を考えてはどうか
という質問も

過去にはあったと思います。そういうところで、住民への消火活動に対
する指導を何

らか考えておられるかどうか、お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、消防組織につきましてお
答えを申し上げ

たいと思います。

それぞれの分団におきまして、団員確保に努力をされております。こ
としにつきま
しては、幸いにも16名の入団がございまして11名の退団というこ
とで5名の増員
という形でありました。今後においても、分団がみずから引き続いて勧
誘の取り組み
をしていくと、そういう方針であります。

また、いろいろ経験等も御指摘をいただいたわけではありますが、幹部
会等で今まで
のOBの消防団員の方々にも御指導をいただくようなことはできない
だろうかという、
そういうふうな話も出ております。地域でそうした団員の方々も元消
防団におられた
方々もおれるわけでございますので、そうした指導、あるいは本当に緊
急事態が起き
たときにそこへ駆けつけていただく、そうしたことについてもお願い
していくべきで
はなかろうかと、そういうふうなこともございます。

それと、御指摘をいただきました住民の方々への協力要請でございますが、本当に
不可欠であるというふうに考えております。津和野の町内でも——これは日原地区で
ございますが、各分団に後援会というふうな組織がございます。これは
消防団をバックアップしていくためのそうした組織であります。そうした組織が
今後町全体にも
できることを望んでいるところでございます。そうした組織がそうした
たが形を支援し
ていただく形になればというふうに思っているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 町民の財産を守るという大きなテーマ
ですので、検討
云々という次元ではないと思います。すぐ対応しなければいけないと
いう次元だと考
えております。

1点だけ質問させていただきますけども、日原における各分団の後

援会組織という

ことを言われましたけども、後援会組織というのが、私が想定するのに

金銭的後援な

のか、それとも労力的後援なのか、その辺はどのような後援組織なんで

すか。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 議員さんの中にも元消防団幹部の方がおら

れますので、私

が答えるのはあれかもしれませんが、一応お答えをさせていただきます

す。

後援会、各分団ごとにあります。バックアップをしておるということ

でございます

が、金銭的に消防団を支えるということではなくて、やはり住民の皆さん

共通の認識

ではありますが、消防団が地区におられるので住民の皆様の安全安心、そ

れが担保され

ているという思いが非常に強うございます。そういった中でいろんな

活動をバックア

アップする。本当にお疲れさま、御苦労さま、そういう気持ちの中で、具体的には出初め式が毎年ございますが、その後で交流会というか、そういう会を持つと、具体的にはそういうことでございます。やはり精神的な支柱と、それを支えるということが一番のメインではないかというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 私が申しているのは、火事現場における労力は非常に周りの方々も高齢化が非常に進んでいる。で、我々がもっと若いころは、隣近所の方はその家に飛び込んで、その家の家財を持ち出してあげるぐらいであって、あとは消防団の方が火を消すというふうな役割分担でありました。それは団員数が非常に多い時期です。それは今はもう、その団員数が非常に少ない、周りの方々もなかなか動け

ない、高齢化が進んでいる。だけでも初期活動をスムーズにすれば何とかなるのでは

ないかという思いからやっているわけですし、今副町長が答弁された組織、これは皆

様の思いの中から本当に御苦労さんという、自分のとこが何かあったときには、いつ

お世話になるかわからないということから発生した後援会というのは、これは自由で

いいのではないかと考えておりますが、実際問題としての組織というものが本当に機

能すれば、もっと早くという思いから、この質問をしたわけであります。

そういった

各町民に対する啓発について、何らかの方針なり方策をお考えかどうか、最後にお伺

いをしておきます。

いをしておきます。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 防災でも同じかと思うんですが、やはり一番最初は、

地域は地域で守っていくと、常にそういう組織を持っていくと、その辺
が大切である

というふうに思いますんで、防災組織についても今後そうしたことが
できるようなこ

とを今後啓発してまいりたいというふうに思っているところでござい
ます。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 最後ですので質問はしませんけども、
私の言いたかつ

たのは、消防団の初期消火に対しての知識を住民の人たちに——出前
講座でもいいん

ですよ。そこへ行って、筒先はこうしたら出るんですよとか、こういう
ところにこう

いうものがあるから、これを早く住民の協力を得られるためには啓発
活動をされるほ

うがいいという思いから、この質問をしました。よろしく願いをいた
します。

○議長（後山 幸次君） 以上で、6番、河田隆資君の質問を終わります。

す。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で午後3時10分まで
休憩といたしま

す。

午後2時52分休憩

.....

午後3時11分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開い
たします。

発言順序5、14番、竹内志津子君。——竹内君。

○議員（14番 竹内志津子君） 議席番号14番、竹内志津子でござ
います。通告に

従って4項目質問いたします。

最初は、雇用生活対策についてです。これは、国の政策が出されてお
りますので、

それに沿った形で津和野町がどのように対応されるのかということをお尋ねしたいと

思います。

世界的な経済危機が進行するもとの日本経済も急速に悪化してきて
おります。それ

がこの地方にももろに影響してきておりますが、益田圏域で働いてい
た労働者の中に

は、派遣切りにあって職を失った人もかなりあると聞いていますし、町
内でも石西厚

生連の破産により職を失った人もあります。町内事業者で事業が続け
られなくなった

人もあり、こうして職を失い、次の職場を探していてもなかなか適当な
仕事が見つか

らなくて不安な日々を過ごしている人も少なくありません。

国は、平成20年度第2次補正予算で2つの雇用交付金を創設して
います。その

1つは、ふるさと雇用再生特別交付金で、都道府県に基金を創設し、雇
用失業状況が

急速に悪化している地域に配分されるというもののようです。事業は
民間企業などへ

委託されることが要件となっています。都道府県が直接か市町村を通じて民間企業に委託するものです。津和野町で実際に民間企業に委託して取り組み、雇用創出できるような事業が計画されているのでしょうか。

もう一つは、緊急雇用創出事業交付金ですが、この基金は都道府県に創設されるということですが、地方公共団体が職を失った非正規労働者や中高年齢者等を対象に一時的なつなぎ雇用の機会をつくり出すというものです。地方公共団体が民間企業やシルバー人材センターなどへ委託するほか、地方公共団体が直接に実施する事業も対象になるということですので、津和野町でも事業を興して雇用を図るということも可能ですが、計画があるのでしょうか。

2番目は生活対策です。政府が同じく平成20年度第2次補正予算で、地域活性化

生活対策臨時交付金を盛り込みました。津和野町は既にプレミアムつき商品券——は
るかせ商品券と名前がつけられていますが、これの発行に関して、割り増し分と事務
や印刷に必要な経費などにこれを活用することを決定し、市で既に実施されてお
りま
す。上限額の3割以内については、基金に積んで21年度中の事業に充てること
がで
きる仕組みになっているということです。

昨日、6件の基金条例の制定と一般会計補正予算案に各基金積立金
8,100万円
が執行部から提案されましたが、これに当たるものと思われます。21
年度中に取り
崩して使い切るということですので、この交付金の趣旨に合う使い方
をしていただき
たいと思います。

ところで、この地域活性化生活対策臨時交付金は、津和野町に2億7,
199万

4,000円おりてきているという、これきのうの補正予算に出ておりましたが、商品券の2,000万円と基金積み立ての総額8,100万円の残りの1億7,000万円余りのものは、どのように使われるのでしょうか。これについてお尋ねしたいと思
います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 14番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、
雇用と生活対策についてということで、何点かについてお尋ねでございましたが、既
に施政方針でも述べておりますように、そしてまた、昨日の補正予算、あるいは新年
度予算での提案説明でも御説明をさせていただいているところでありますし、さら
は本日、11番議員さん、あるいは8番議員さん等の御質問にもお答え
をしている状

況でございますので、御理解をいただきましたと思っておりますが、なお、

国や県が進め

ております制度、あるいはまた町が今考えておりますことにつきまして

では、重ねてと

いうことになるかもしれませんが、担当課長のほうからお答え

をさせていただきます

きますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、雇用生活対策につきまして

てお答えをいた

します。

まず、ふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業交付金につ

いてございま

すが、島根県が基金を設けまして、10分の10補助により雇用対策を

行う2事業が

ふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業であります。ふるさ

と雇用再生特別

交付金については、地域内ニーズがあり、かつ今後の地域の発展に資す

ると見込まれ

る事業で、求職者を雇い、安定的な雇用機会を創出する事業を対象として、原則1年

以上の雇用と民間企業等への委託が条件となっております。

ただ、ふるさと雇用再生特別交付金については、津和野冬虫夏草酒プロジェクト共

同体へ冬虫夏草酒等の商品開発、市場開拓事業を委託する予定であります。既に共同

体事業者より事業導入の要望がありましたので、事業採択のポイントとなる新規性、

公益性、継続性について、県と下協議を行うことになっております。

新規性については、構造特区による先進的取り組みであり、冬虫夏草と地酒の融合

は他に例がないこと。公益性については、町が特許権を有し、特許使用料収入も見込

め、町内酒造業4社の後継者が主体となるまちづくりの要素もあること。継続性につ

いては、共同体事業者が、いずれも委託事業終了後もみずから雇用を継

続する意向が

あることなど、事業申請には問題がないと判断しております。

なお、このプロジェクトの商品販売により収入があった場合には、県基金に戻し入

れを行うこととなっておりますが、収益より創業時の基盤整備のため、

リスク排除を

優先しての要望と聞いております。

また、緊急雇用創出事業についてですが、非正規労働者及び中高年齢者等に対して、

緊急的・一時的なつなぎ就業の機会を提供する事業を対象とし、6カ月未満の雇用と

町による直接実施も可能となっております。

現時点で計画している事業ですが、安蔵寺山登山道新規ルート開設事業を予定して

いるところであります。町内自然団体からも要望があり、近年のエコツアーリズムによ

る市全体験ツアーの企画にも資する安蔵寺山中国自然道、安蔵寺山滑峠西尾根ルート

開設のための仮払い、歩道整備を行う予定であります。このルート開設により、安蔵寺山を中心に、杣の里横道、スーパー林道経由の周遊ルートが整備されることになり
ます。

なお、環境美化活動事業も予定しておりますが、これは1級河川高津川の景観対策、城山町有林の松食い虫被害木伐倒駆除等の環境美化活動であります。その他、普通学級への編入を可能にするためのサポート事業等も予定しているところ
であります。い
ずれの事業も国の補助金が決定次第、予算化をしてまいりたいと考えて
おります。

続きますして、地域活性化・生活対策臨時交付金については、絵画、写真等、芸術作品の購入に充てる文化財活性化基金、学校耐震化調査に充てる教育施設活性化基金、
S L 運行30周年記念事業、地域再生特産品キャンペーンに充てる観

光振興活性化基

金、医療機関の運営適正化判断に充てる地域医療推進基金、生活道改良、

町道舗装及

び維持等に充てる道路整備基金、ごみの適正処理、美観対策に充てる環

境整備基金等、

総額3割部分がありますが、8,100万円を基金に積み立て、平成2

1年度の予算

において事業実施をしてみたいと考えております。

それで、御質問のありました残りの1億7,000円万円ばかりの額
であります、

この交付金等につきましては、10月から3月までに事業が実施でき
る事業というこ

とで、そのうちの3割部分については基金に積み立てをし、平成21年
度事業へ繰り

越せるという事業であります、今国のほうへ申請いたしました事業
は、既存で既に

もう予算化をされている事業、例えば若者定住対策奨励事業と観光拠
点の施設整備事

業、医療新法人開設準事業、それと診療所整備事業、緊急医療等対策事業、予防接種

助成事業、それと通院定期バス利用補助事業、じんかい収集処理事業、給水事業補助

事業、下水処理緊急整備事業、水道送水ポンプ整備事業、農地流動化奨励事業、森林

の適正管理のための実態調査事業、緑の担い手確保対策事業、それと小規模土地改良

事業、地域特産ブランド化事業、畜産振興対策事業、観光リフト整備事業、観光協会

商工会との補助事業、観光パンフレット作成事業、町道改良事業、それと先般しまし

た緊急プレミアム商品券補助事業等を充てております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） ふるさと雇用再生特別交付金について、冬虫夏草酒

プロジェクト共同体への商品開発等ということなんですけども、これについては、

この冬虫夏草酒プロジェクトにしか交付金がおろされないというもの
なんでしょうか。

それとも、国の補助金が決定次第ということですので、補助金が決定す
れば、またほ

かのことも考えられるということでしょうか。

それから、この冬虫夏草酒プロジェクトに関して、何人ぐらいの雇用
ができるのか、

その点をお知らせください。

それから、次の緊急雇用創出事業についてですけども、安蔵寺のルー
ト開設のため

にということが予定されておりますけども、今まで安蔵寺のルート開
設については、

ほとんどボランティアでやられておりましたので、このように予算が
つけられて新た

に雇用をされて開設がなされるというのは、大変関係者にとってもう
れしいことでは

ないかなというふうに思いますし、これが今後、エコツーリズム等に大
いに活用でき

るということで、将来性もあるものに使われて、そして雇用も創出されてということ
で、大変いいことだなと思います。

それから、そのほか、環境美化活動等にもされるということですが、
具体的にどの
事業に何人ぐらいというような計画が組んであるのかどうか。そして、
その補助金が
決定次第とありますけども、こちらから計画を出して、これに何人雇用
するから幾ら
ぐらい必要だというような申請の仕方なののでしょうか。それとも国か
らこれこれこれ
だけの額だから、それを使いなさいというようなおろし方なのか、それ
をお尋ねした
いと思います。

それから、次の地域活性化生活対策臨時交付金についてですけども、
いろいろたく
さんの事業に振り分けられているということを御答弁になりましたけ
ども、中にはこ

これは当然今までもやられていて、それが継続しているようなことではないかなという

ふうに思われるものがあります。で、この交付金が出される意図というのは、地域の

活性とか生活対策、それ今本当に大変な状況になっているから国からこういう支援を

しましょうという交付金ですので、やはりそういう面で使われるべきではないかなと

思うんですけども、プレミアムつきの商品券とか、そういう面では生かされている

と思いますけども、中にはこれでいいのかなというようなものも考えられますが、も

う少し工夫の余地はないのでしょうか、お願いします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは、ふるさと雇用再生基金事業については、

私のほうからお答えをいたします。

この補助金の10分の10ですが、補助金の申請の仕方、仕組みは、

当町のこの冬

虫夏草酒の場合を例にとって説明いたしますと、こういうふうに津和

野町で冬虫夏草

酒のプロジェクトとして取り組むという事業を完全に構築をしまして

事業費、いろい

ろ、あと3年度ぐらいにわたっての事業計画、目的等々、明らかにした

上で、雇用計

画もきんちと立てた上で国のほうに申請をして補助採択を待つという

ことになります

ので、どんとお金がおりてきて、それを町で使うというイメージではな

くて、1個

1個の事業を申請をして、それに基づく補助金が、たまたま10分の1

0ですけども、

採択がされればおりてくるという、そういう仕組みでありまして、冬虫

夏草酒のプロ

ジェクトの場合は、雇用は3人を予定しております。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 緊急雇用創出事業でございますが、

まず安蔵寺山登

山道新規ルート開設事業についてでございますが、新規雇用者数については4名でございます。

それと、次の環境美化活動事業、高津川の景観対策城山町有林松くい虫被害木伐倒

駆除事業でございますが、計画では5名でございます。

それと、特別支援教育支援金雇用対策事業、これについては1名でございます。

それと、地域活性化生活対策臨時交付金で、今までの既存の予算等を活用したもの

があるのではないかとということでございますが、先ほど申し上げましたように、一応

10月から3月までの期間で完成できる事業ということでございまして、そうした中

で、今の商品券、プレミアム事業等についてもしておりますし、3月末までにそれを

終えるという形になると非常難しい面もあるわけでございますので、

その辺は既存の

事業でそれに該当する事業を充てさせていただいたと。

それと、最高3割までが基金として繰り越せるということであり
ますので、それに

ついては内容的なものを精査しながら、今回8,100万円ではござい
ますが、それ

を21年度事業へ予算化をしていく、そうしたことにしたところでご
ざいます。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 申請の仕方等わかりましたが、環境
美化活動事業と

ということについては、これ5名ということですが、町内の業者に委託と
かいうことで

はなくて、町の事業として行われるかどうか、それをお尋ねしたいと思
います。

それから、生活対策臨時交付金のことについてですが、10月から3
月までに実施

するということを出されているということなんですが、これが交付金

が出されるとい

うことが町のほうにわかったのは、この金額等がわかったのは遅い時期だったんでし

ょうか。だから今までやっていることを継続に充てるというようなことなのでしょう

か。時期が非常に迫っている中で出されたものということで、なかなか新規の事業と

いうのは難しかったのかなとは思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 国の事業でありまして、国会等の様子もずっと静観

していたわけでございますが、今こちらへ事務的なあれで最終的な連絡、事務的な書

類を出したのが12月を過ぎてからでございます。12月20日という形になってお

ります。

今、申請するときを考えておりましたのは直営という形に考えておりますが、今後、

申請後、そういう面で変わるかと思いますが、今のところ直営でやるという気持ちを持っております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 非常に時間のない中で申請をして交付金を受けるということは大変なことなんだなということをつくづく感じております。

じゃあ次に、2番目の新年度予算についてに参ります。

国の2009年度予算は、年度内に成立の見込みとなりましたが、その中で1兆円
の地方交付税の増額措置がとられています。この増額の内訳は、地域雇用創出推進費
の創設。2番、地域の元気回復に向けた地域活性化財源。3番目、公立病院に対する
財政措置など、医療、少子化対策の充実。4番目、公債費の償還期限の見直しとなっ
ています。津和野町におろされる額はどのくらいで、それをどういう分野に使う計画

を立てておられるのか。新年度予算にどのように反映されているのか、お尋ねしたい
と思います。

次に、公立病院・公的病院事業への国の財政措置も行われることになっているとい
うことですが、津和野町の病院事業への特別交付税措置もあるのでしょうか。地域医
療の崩壊と地方病院経営危機という実態に、国に対して国民の声が反映された結果で
すが、公立病院改革ガイドラインに基づく病院の統廃合や機能削減が条件になっ
ていないか気になるところですが、いかがでしょうか。

それから次に、新年度予算に少子化対策や若者定住対策がどのように位置づけられ
るかということですが、津和野町の広報で調べてみますと、平成17年
9月末——こ
れは合併時ですけども、人口が9,804人でした。今年1月末現在が
9,063人で

す。わずか3年4カ月の間に740人余りが減っています。出生欄より死亡欄が何倍も多いのを見るのは大変寂しい思いがします。

最近、都会でもなかなか仕事が見つからない状況ですので、津和野町の基幹産業である農業や観光業、また林業に対して、町がてこ入れをすることによって、新しい仕事場をつくっていき、まずは若者の転出を食い止めることを考えることが大事ではないかなと思います。

また、子育てに条件がよいからということで、実際に吉賀町へ移り住んだ人がいると聞いたことがあります。前段の議員が言っておられましたけども、医療費が中学卒業まで無料というのは大きな魅力ではないかなと思います。

それから、妊婦健診も吉賀町は昨年度から14回が無料になります。国の政策として乳幼児の医療費も少しずつ負担が軽くなってきていますが、子

育て中の若い親

御さんにとっては、まだまだ大きな負担がかかっていると思います。国

の政策を待つ

のではなくて、町単独で思い切った施策に取り組むべきだと思います。

妊婦健診では、

国の20年度補正予算の中に健診料を14回まで国が見るというふう

に盛り込まれま

したので、津和野町でも21年度から実施されるのだと思いますが、住

宅の確保も必

要だと思います。

私が聞くところによりますと、雇用促進住宅への入居も間もなく再

開されそうです

ので、とりあえずは安心ではないかと思っておりますが、新年度予算に

ついてのお尋

ねをお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、新年度予算につきまして

お答えをいたし

ます。

まず、1番の地方交付税の1兆円の地方交付税の増額措置について
でございますが、

生活防衛のための緊急対策に基づく地方交付税1兆円の増額について
でございますが、

そのうち、地方雇用推進費分として、500億円が国において充てられ
ております。

当町では、普通交付税におきまして、8,600万円が試算されている
ところでござ

います。また、地方財政計画の歳入歳出の見直しに応じた基準財政需要
額への対応分

として500億円が国において充てられているわけですが、当町の関
係では、医師確

保対策分として特別交付税が5,148万円の増額、普通交付税が1,0
89万円の増

額が試算をされております。これらについては、病院関連予算等に充て
たいと考えて

おります。

2番目の公立病院への特別交付税の措置でございますが、以上のとおりでございます

すが、医師確保分についての増額分と従来分6,732万円とあわせまして1億

1,880万円が特別交付税で措置されることになっております。

3番目の少子化対策としては、第3子保育料軽減補助金として107万4,000円、

障害児保育補助金として115万2,000円、妊婦乳幼児健診委託料として

465万2,000円、幼児健診委託料として43万2,000円、乳幼児医療助成金

として543万3,000円を計上しております。

若者定住対策については、若者定住対策奨励金300万円、新規就業者支援資金

120万円、青年農業者等早期経営安定資金60万円等を計上しております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 予算の配分についてはわかりました。

それで、医師確保分についても、特別交付税というのが措置されているようですので、医師確保については本当に今大変な御努力をされているようですが、この交付税が有効に使われるようお願いしたいと思います。

それでは、3番目の津和野町の医療について移ります。

2月28日付で、今後における病院等の経営についてという文書が新聞に折り込まれ、町民に配付されました。このことについては、このような大事な情報は、全世帯に確実に届くような方法がとられるべきですし、早く情報を届けたいという気持ちがあつたにしても、いかにも安易な方向ではなかったかと思えます。町民の批判も幾らかあるように聞いております。

3月1日と7日の津和野町の医療を守る町民集会で松浦副町長が津和野町の医療の現状と今後についての報告をされましたが、関心が高いこともあって、

たくさんの町

民の参加がありました。しかし、これにしても一部の町民が聞いている
だけですので、

やはり全町民対象にきちんとした報告集会のような機会を設けて説明
する責任がある

のではないかと思います。

さて、4月1日から津和野共存病院、老建せせらぎ、訪問看護ステー
ションせきせ

いの3施設も橋井堂に管理委託してスタートするという方針で、今議
会の議決もかか

っています。津和野共存病院は、当面は1病棟体制で出発し、療養病棟
も看護師

10名を補充して、できるだけ早く再開したいということですが、現在
採用が決まっ

ている137名の職員が確実に残られるかどうか、不確定だとも聞いて
おります。町

民が最も心配しているところです。医師や職員の皆さんが本当に生き
がいと誇りを持

って仕事ができるように、経営者側と職員との意思疎通が図られることが非常に大切

だと考えますが、その点は大丈夫なのでしょうか。職員の方の声として、今仕事が非

常に厳しく、残業もしなければならぬような状況でも、残業手当もなかなか請求し

にくい状況だとか、報酬の面では、働きながらいろいろな資格を取り、経験年数も相

当あるにもかかわらず基本給が少なく、能力給もつくということですが、基本給にし

ても能力給にしても、どうしてその金額になるのか、根拠がわからず、職員同士でも

互いに疑心暗鬼になっているということも聞きました。

給与規定があるようですが、それはこの前、つい最近、職員の募集のチラシが折り

込みがなされましたので、それに規定があるということをちゃんと書いてありました

けども、そういう規定があるのならば、きちんと示し、1年頑張ったら

次は幾ら上が

るのだというようなことが職員同士でもはっきりわかるようになって
いることが大切

ではないかと思います。特に医療や介護現場では、職員間の連携がきち
んととれてい

ることと、互いに協力し合っていくことが求められると思います。気持
ちよく頑張れ

る職場であることが、よい医療や介護につながりますし、ちょっとした
ミスも見つけ

合って事故を防ぐことにもつながります。経営状況と職員個々の報酬
の根拠を示すこ

とで経営者と職員、あるいは職員同士の間での意思疎通が図れるものだ
と思います。採

用が決定している137名の職員に残ってもらうためには、こういう
ことが大切だと

と思いますが、管理者に指定する立場で町は橋井堂を指導すべきではな
いかと思います

けどもいかがでしょうか。

2 番目ですが、津和野病院等地域医療基本構想では、入院施設として、
当面は療養
病棟体制を維持するが、老建施設への転換を検討し、将来的には1病棟
と老人保健施
設とするとあります。現在、療養病棟を休止していて、4月1日からの
新しい体制で
も再開できない状況を見ると、さきに述べました基本構想を早めて実
施するのではな
いかと懸念します。本当にスタッフさえそろえば再開するつもりでお
られるのでしょ
うか。

療養病棟休止により、重篤な患者でも遠くの病院へ転院させられた
り、家に帰らせ
られたりと、患者や家族を不安に陥れているようです。このことは国の
医療政策の後
退によるものが大きいのですが、大きく国の責任は重大ですが、病院経
営を投げ出し
た石西厚生連やそれを許した町の責任も大きなものがあります。町民

のこのような不

安を一日も早く解消できるよう特段の努力をすべきだと思います。療
養病棟の復活、

絶対やるというような決意のほどお聞かせください。

3番目は、開業医との連携についてです。橘井堂の経営方針によれば、

日原診療所

では4月1日からは眼科の診療がなくなります。津和野には眼科の開
業医さんがおら

れますので、津和野地域の皆さんはそこを利用できますが、日原にはほ
かに眼科医は

ありません。日原診療所での診療は喜ばれていました。特に高齢者が受
診する率が高

いので、移動の便がない人が多く、また須川、左鎧、青原、その他溪村
などの周辺の

集落から出てこられる人は、日原に出てくるだけで時間と交通費がか
かります。さら

に津和野まで行くのは大変です。近くでも診てもらえることを皆さん
希望しておられ

ます。どうして日原診療所で眼科の診療ができないのか、その理由をお聞かせください。

どうしてもそれができない場合、開業さんとの協議の上で、津和野まで行くのに

シャトルバスを利用できるよう便宜を図っていただきたいと思います。

橋井堂を立ち上げるときに訪問診療等で開業医の協力も得ていきたいということで

したが、こうした話し合いがどこまで進んでいるのでしょうか。

4番目です。石西厚生連職員だった人が不採用になっています。これらの人たちの

中には職を失うと同時に病院住宅が出ていくように言われた人もあり、仕事も住宅も

探さなければならず、不安な毎日を送っておられます。石西厚生連も町も解雇になっ

た人たちに責任をとることもせず、路頭に迷わすようなことをしています。相談を受

けて、私は本当に怒りが込み上げてきました。

石西厚生連に管理委託していた町としては、再就職や住宅の相談を受ける窓口を設けて、これらの人たちの生活が成り立つようにしてあげる責任があるのではないのでしょうか。190人いた職員が137人になるということは、相当数の職員と家族が町外へ出られるということです。人口減少が急速に進んでいるのに、これに拍車をかけることになります。また、再就職を町外に求めた人の中には、妻や子供を残して単身赴任した人もあります。多感な時期の子供さんと離れての勤務はどんなにつらいことでしょう。

今回の石西厚生連の破産劇は、いろいろな面に大きなマイナスを及ぼしています。

関係者は重大な責任を感じ、できる限りの償いをすべきだと思いますが、これについては町長はどのように思われるのでしょうか。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 冒頭にちょっとおわびをしたいと思いますけれども、

一般質問の回答欄のところで、回答のところへ議員さんの質問を上げておりました、

まことに申しわけありません。

石西厚生連は、12月中旬より、突然4月1日からの4施設の運営を要請され、募

集、面接、仮採用、入社手続説明会、組織図の完成、経営会議の定例化といった目ま

ぐるしさの中で、その体制が2月末までに完了したところであります。

3月においても、予算や社会保険や会計システムなどの実務的構築、引き継ぎをし

ながら、新たに任命した管理職を中心に、新規採用スタッフとの意思疎通を図ってい

きたいとお聞きしております。実際は厚生連からの引き継ぎの職員が大部分でありま

すが、まず新たな橘井堂の理念を理解していただき、町民の信頼を得ることから始め

たいという考えであります。新たな受け皿の中で、きちんとした意思疎通を図るため

に話し合う時間を確保することを重視していきたいとお聞きしております。

2番目に移ります。偶然にも基本構想で論じた施設配置等、似通っているというの

は御指摘のとおりであります。しかし、基本構想は将来の人口減を見込んだ10年後

の姿として描いたものであり、今現在、入院、入所されている方がありながら、看護

師不足から1病棟体制とするというのとは根本的に違います。医師不足の中、研修医

がなるべく島根県に戻ってきてもらうように国や県の施策も行われていますが、看護

師も津和野高校出身の看護師が地元で就職できるような確保策も含めて実施し、もと

の2病棟体制への早期復帰を目指しているところであります。

3点目といたしまして、町として日原診療所での共同診療所を地域の開業医に広く

呼びかけております。また病院施設の共同利用も含めて、今年度より院内も在宅医

療支援を設けて連携を一層強化する予定であると聞いております。

4番目でございます。今回の件につきましては、本来は厚生連が責任を負うものと

考えております。その方たちは住宅や再就職の相談を真剣に厚生連になされているの

でしょうか。直ちに町の責任を問うということはいかがなものかと考えているところ

であります。多くの町民の皆さんの理解は得がたいと考えております。

かつて厚生連労働組合委員長から、全職員を町が責任を持って雇用するようとの

申し入れがありましたが、町はその立場にないことを伝えたところがあります。

なお、不採用者の就職斡旋については、町としても管財人に対して強

く要望してい

るところであります。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 今回の問題で、いろいろ町民の方々に対し

まして不安を与

えましたことにつきましては、心よりおわび申し上げたいというふう

に思っています。

課長が答弁をしておりますが、若干3点目の眼科医の問題でありま

すけども、これ

はどうしても協議をする中で、4月からは日原診療所では診療できな

いので、シャト

ルバス等の便宜はどうだろうかという相談を受けておりますので、こ

れにつきまして

はシャトルバスを利用していただいで眼科のほうへ通ってもらうとい

うことはやぶさ

かではないというふうに考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 眼科医がどうしてもできないという

のは、これは財

政的なものが関係しているのでしょうか。本当に日原の地域の人たち

は、眼科医がな

くなるということが大変ショックでして、この点の便宜を何とか図っ

ていただきたい

なというふうに思います。

それから、最初の問題ですけども、病院の職員と、それから経営者と
の意思疎通の

問題ですけども、経営に当たられる方、管理職の方等が、その職員のい
ろんな今抱え

ておられる不安とか不満とかをどれだけ理解しておられるのか、その
点が大事なので

はないかなと、そういうことがわからないで意思疎通を、ただ、自分た
ちは図ってい

るんだがと思っておられるだけでは、本当に4月1日にこの職員たち
がとどまってく

ださるかどうか、本当不安な状況だと思います。これは本当たくさん
の私は職員の

方からも聞いておりますが、この点はいかがなんでしょうか。

それと、やっぱり解雇された人たちに対する町の責任というんですか、それについ

て、直ちに町の責任を問うということはいかがなものかと。多くの町民の皆さんの理

解は得がたいと考えておりますという答弁ですけども、私は逆ではないかなと。これ

だけ本当に今まで頑張って働いておられた人たちが、破産ということで解雇になり、

そして採用も採れないという、そういうところに追い込まれていることに対して町が

何もかわらないというのが、それが当たり前だと本当に町民は考えておられるので

しょうか。そうじゃないと思いますけども、この点はいかがなんでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 1点目の眼科の件でございますが、要望はすごくあ

るというふうにもお聞きしてあるわけですが、今年度までは河野先生

が来ておられた

わけですが、この先生もいろいろとあそこのスタッフも抱えておられまして、あそこ

のほうも年俸制をとっておられまして、こちらのほうにいろいろと来るということに

なれば、自分が持っている診療所のところもきちっとしなくてはならないということ

で、今までも何とか先生の理解を得てやってきましたが、どうしても今回は津和野の

ほうできちっとしたいと、こういうようなお話でございました。1点目はそのような

ことでございます。

それから、経営者の関係でございますが、その中についても、いろいろと話はある

と思うんですが、年俸制のことにつきましても、なかなか職員の方が理解もできてい

ないところもありますし、議員さんがおっしゃるように、説明がないということ

の理解がないのか、ちょっとそこは不明ですけれども、私がお聞きしているところで

は、今の現時点での月給については余り変わっていないと、こういうふうにお聞きを

しています。ただ、どうしても職員の皆様は厚生連時代のボーナスの問題、退職金の

問題、そういうものを含めて言われるので、どうしても落ちているじゃないかと、こ

ういうことになっているとっております。ただ、橘井堂としては、今回私がお聞き

している中では、どうしてもボーナスは2カ月、そして退職金がないので、一月当た

りの単価は上げているんだと。ですから、毎月の状況を見れば、どうしてもそれは下

がっているというふうには思っていないのが橘井堂のほうのお考えだということに思っ

ております。

それで、その中の意見は、いろいろと話し合いで私も毎週水曜日、研

修会議に出て

おりますので、その従業員の皆さんからの御意見等も上がってきております。ただ、

それが直ちに今年度で何とかそのことが解決ができるかどうかということについては、

なかなか難しいであろうというふうに話しておられたように思っております。

3点目につきましてですが、この点につきまして、私のほうにも何人かの方が来

られて、何とか住宅についてはしてもらえんだらうかと、こういうようなお話もござ

いました。それで私は今の状況では本当に退職をされてすぐ出てくださいと、こうい

うようなことはなかなか言われないでしょう。ただし、速やかなうちに退去をしてい

ただきたい。それについてはどうしたらいいかというお問い合わせもありましたので、

建設課のほうの公営住宅なり、民間住宅等についても、どうしてもと言

えば、いろい

ろなことについて御心配をしたいと。ただ、完結するまでするというよ

うなことのお

話じゃありませんが、こういうところはどうかと、そういう

ようなことに

ついて、一切知らないということを使ったということではございません。

ん。

それと、もう一点につきましては、まだわかりませんが、雇用
促進住宅がど

のようになるかということにもありますので、そちらのほうにも自分
なりに行って努

かもしていただきたいと、こういうふうにお答えをしているところで
あります。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 共存病院については本当に難しい状
況ですが、とに

かくスタッフの皆さんが気持ちよく働けるような、そういう環境づく
りをまずはして

いただく、それで4月1日からスムーズにスタートできるということが大事ではない

かと思いますので、関係の皆さんの御努力をお願いしたいと思います。

では、最後の介護保険についての質問に入ります。

この4月は、3年に一度の介護保険の見直しの時期です。介護現場での劣悪の労働

条件のために人材不足が深刻になっています。これを改善するために介護報酬が3%

引き上げられます。介護現場からの切実な声を国も無視することができず、この改善

に踏み切ったのだと思います。介護という精神的にも体力的にも非常に厳しい労働の

対価としては、まだまだ不十分だと思います。

今回、橘井堂が新たに採用した介護福祉士などは、先ほども出しましたけども、経

験年数が反映されているとは思いますが、厚生連時代に比べて報酬が下がったと聞い

ておりますが、3%の引き上げ率が反映されているのかどうか。国の基

準というもの

があって、それに合っているのでしょうか。

それから、ほかの地域とかほかの施設と比較した場合、大差はないのかどうか、そ

この点をお聞きしたいと思います。

それから、2番目ですが、介護報酬の引き上げに伴って介護保険料の引き上げが行

われるのではないかと心配しています。急激な引き上げにならないよう国から介護従

事者処遇改善臨時特例交付金がおろされてきますが、これを基金に積み立て、平成

24年3月31日までに使い切らなかったら国に戻すということのようですが、津和

野町の場合、この交付金で介護保険の引き上げを食いとめることができるのでしょうか。

か。

3番目です。要介護度の調査と認定の仕組みが変わるということですから。これまでも

介護給付費を抑えるために、状態は変わらないのに軽度に変更される
ことがふえて問
題になっています。ところが、今回の見直しは調査項目が減らされ、調
査員が気づい
たことを記す特記事項欄もあわせて減らすことも盛り込まれているの
で、実態が反映
されないのではないかと心配しています。津和野町では実態がきちん
と反映された判
定ができるような対策がとられるのでしょうか。

以上、3点お願いします。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） それではお答えいたします。

1番でございますが、介護従事者の処遇改善によるために介護報酬
を3%、施設
1.3%、在宅1.7%程度引き上げることは承知をしております。しか
しながら、そ
のことが直ちに橘井堂の職員賃金にはね返ることにはならないと考
えています。国は

介護報酬を引き上げたわけではありますが、その施設の経営は指定管理者が行うもので

ありますし、国は報酬基準を示すことはしていないと考えております。

橋井堂は、本

年4月にスタートするわけではありますが、どなたが経営者であっても、

最初から無理

な経営をすることはできないと考えているところであります。

なお、橋井堂でお聞きした限りでは、少し前に話しましたように、大幅に報酬が下

がったとはお聞きしておりません。これは先ほども言いましたように、

どうしても以

前の厚生連の時代の話と今の現実というものを比較をされておるため

に、どうしても

そのことが出るというふうに思っておりますけれども、今回は新しい

スタートをした

いと、こういうようなところですので、何とか御理解をいただきたいなと

いうふうに思

っております。

そして、他の施設ではどうかと。これにつきましては、現在まだ全部を承知しておりませんので、どこが高くどこが低いというようなことは、ちょっとわかりません。

またどこかの機会でお話をしたいなど、こういうふうに思います。

2番目でございますが、本年4月から介護報酬が3%程度引き上げられることに対しまして、保険料上昇の抑制措置として交付金が今年度交付されます。市町村は、この交付金を特例基金として、議員がおっしゃいましたように会計に繰り入れて施行することにより保険料上昇の抑制を図ることとなっております。試算では、3カ年平均で全国で70円、本町では59円の抑制となります。国の方針は、平成21年度は3%上昇分の全額、平成22年度は3%上昇分の半額、平成23年度は無額で、3カ年を通して半額措置となっております。

なお、本町では第4期——平成21年度から23年度の保険料を特例基金にあわせ介護給付費準備基金の取り崩し等により、所得段階第4段階につきまして現行基準額月額3,985円を85円引き下げ、3,900円で年額1,000円の減額と介護保険料の減額を図りたいと考えております。

3番目でございますが、認定調査のばらつき、審査会における複雑化等の認定調査の負担軽減を図るため認定制度が見直しをされます。具体的には、調査内容の改正、調査項目の追加、削減や1次判定における要支援2、要介護1の明確化等であります。本町としましては、この制度見直しにより、14番議員さんの懸念されている事項が起らないよう、調査員の研修や審査の不服等に対する相談窓口の強化、制度見直し後の実態調査等の検証に努めてまいりたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 介護保険の上昇分については、本町は抑制するとい

うことですが、3年後がどうなのなるのか、またちょっと心配になってきますが、当

面は引き上げはないということなんだと思います。

それから、認定方式が変わるということですが、実際に試算をしてみられたところ

があるんですけども、これは全日本民主医療機関連合会というところなんです、

4月実施予定の新しい要介護認定方式に基づいて1次判定をしたところによりますと、

12人の介護保険利用者のうち、8人が現在の要介護度より判定が軽度になったとい

ようなことがあります。で、具体的にはヘルパーさんに週10回来てもらっていた人

が3回になるような判定がおりるというような、そういう具体的な例も出ております

ので、それにならないように、本当に町のほうでのいろんな対策を講じられて、やっぱり年をとるにつれて、本当に介護度が上がっていくのが普通だと思いますので、その点は言うほどのことでもなくて当然のことなんですが、担当課のほうも大変だと思いますし、それからその認定をする方たち、いろいろ今度また変更があつて大変だと思いますけども、認定が軽度にならないようなことをやっぱり当人のことを考えてサービスを受ける立場で検討していただきたいというふうに思っております。

この4月以降、またいろいろな問題とか課題が生じるのではないかと思いますけども、現場のいろんな状況をしっかり把握していただいて、これからも取り組んでいたきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、14番、竹内志津子君の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会い

たしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会するこ

とに決しました。どうもお疲れさまでした。

午後4時16分延会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 21 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第
3 日)

平成 21 年 3 月

11 日 (水曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 21 年 3 月 11 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員（16名）

1番 村上 義一君

2番 下森 博之君

3番 沖田 守君

4番 青木 克弥君

6番 河田 隆資君

8番 原 秀君

9番 中岡 誠君

10番 須川 正則君

11番 滝元 三郎君

12番 道信 俊昭君

13番 斎藤 和巳君

14番 竹内志津子君

15番 板垣 敬司君

16番 村上 英喜君

17番 藤井貴久男君

18番 後山 幸次君

欠席議員（1名）

7番 青木登志男君

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 副町長

松浦 秀信君

副町長 沖田 修君 教育長

齋藤 誠君

参事 長嶺 常盤君 総務財政課長

右田 基司君

税務住民課長 米原 孝男君 情報企画課長

長嶺 清見君

健康保険課長 安見 隆義君 商工観光課長

山岡 浩二君

農林課長 大庭 郁夫君 建設課長

伊藤 博文君

環境生活課長 …………… 長嶺 雄二君 教育次長 ……………

水津 良則君

会計管理者 …………… 村田 祐一君

午前9時00分開議

○議長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。引き続きお出かけをいただ

きましてありがとうございます。これから3日目の会議を始めたいと思います。

7番、青木登志男議員より欠席の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は

16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番、須川正則君、

11番、滝元三郎君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（後山 幸次君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。

発言順序6、2番、下森博之君。下森君。

○議員（2番 下森 博之君） それでは、2番、下森でございます。

本日は3点質問

を用意しております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず第1点目でございますが、高津川のさらなる美化についてという項目を掲げさ

していただきました。

御承知のとおり、国土交通省による全国1級河川の平成19年水質調査によりまし

て、当高津川が2年連続の日本一に輝いたわけでございます。これは、我々流域住民

にとって非常に誇りに思えることである、それと同時に、単に名誉であるということ

だけではなくて、日本一という事実をまた励みにしてこの地域資源である高津川を活

用し、例えば、関連の特産品開発であるとか、それからエコツーリズム、そうした経

済活動やその他まちづくり活動を行ってこの地域活性化に結びつけていこう、そうい

う今取り組みがさまざまに活発化をしております、喜ばしいことであるというふう

に思っております。そういう観点から申し上げますと、この日本一という事実そのも

のが強い情報発信力を持つものでありますから、今後もこの日本一の称号というもの

を永続的に与えられるように、今後もさらなるこの美化活動というのが重要になって

くるというふうに考えているわけでございます。

そんな中で、このたびの水質調査の結果をもう少し詳しく見てみま

すと、今後我々

が取り組むべきポイントというものが浮き彫りになっている、そんな

印象を持ってお

る次第でございます。

具体的に申し上げますならば、今回のその評価というのはBODの

数値というもの

をもとになされました。このBODというのは、生物化学的酸素要求量

という言葉で

ございますが、これだけでも難しい言葉であります。ただ、きょうは時

間がかなり長

くなりますので、説明についてはこれについて省略をさせていただき

たいと思います

が、要は、このBODの数値が高ければ高いほどその川は汚れていると

いうことにな

るわけでございまして、高津川の場合はその値が最小値であったこと

から、全国の、

同じく最小値であった6つの河川と同時に日本一に認定をされたとい

うのが今回の主

題でございます。

一方で、国土交通省のほうでは、今後は、河川をこのBODのみではなくて、もっと多様な視点から評価をしていこうという考え方に変わってきております。それが、今後の河川水質評価の指標という形で取りまとめられておるわけでございます。で、ちょっとこの辺の内容についてごく簡単に説明をさせていただきたいと思いますが、今後の河川水質管理の指標というのが、3つの視点から取り上げられております。

1つ目が「人と河川の豊かなふれあいの確保」、それからもう1つ目「豊かな生態系の確保」、それからもう1つ目——3つ目ですが「利用しやすい水質の確保」のこの3つの視点でございます。

そして、それぞれの視点ごとに項目が定められておりまして、例えば最初に申し上

げた「人と河川の豊かなふれあいの確保」におきましては、評価項目としてごみの量はどうか、それから透明度はどうか、それから川底の感触はどうか、それから水のおいなどはどうかと、そうした項目ごとにこのA・B・C・Dまでの4つのランク分けをしようということになります。

で、この平成19年には、この新しい指標というのはランキングの評価には加味はされておられませんけれども、ただ調査はなされておまして、これによる高津川の調査結果がどうであったかと申しますと、まず「人と河川の豊かなふれあいの確保」の中、「ごみの量が少ない」、それからもう1つ「ふん便性大腸菌群数が少ない」という項目もあります。それから「水のおいが不快でない」と。それぞれの項目はAラ

ランクでございましたが、「川底の感触が不快でない」これがBランクと
なっております

す。それから「透明度が高い」については未測定でございました。続いて、「豊かな

生態系の確保」の中における「DOが多い」という項目があります。これはDOとい

うのは、水中に溶けている酸素の量のことでございますが、これがAランクであった。

それから「きれいな水にすむ生物が多い」これはBランクでございました。それから

「NH₄のNが少ない」と、このNH₄のNというのはアンモニア態窒素——アンモ

ニア関係のそうした濃度の水質汚染の指標でございますけども、これについては未測

定であったということでもあります。また、最後のこの「利用しやすい水質の確保」こ

れについても高津川は未測定であったというようなことでもあります。

これら、国土交通省では、その調査結果をですね、ランクを全国マッ

プにして公表

されておるといふこととございます。

以上が、この新しい視点の指標の概要とそれに基づいた高津川のその調査結果で

ございますけども、こうした動きを見ても、将来的にはこのBODのみではなく

て新しい視点の指標によるそうした評価も加味された上で、このランキングが示され

ていくということも考えられるわけとございますして、その辺は十分注意をしておく必

要があるだろうということとです。

また、たとえ今後もBODのみの評価で継続をされるということになったとしまし

ても、今回平成19年の調査では7河川が全国で日本一になったわけとございます、

その中でも三重県の宮川というところは、先ほどから申し上げているすべての項目が

Aランクになつとるわけとございますして、高津川も今後真の日本一と

いうふうになっ

ていくためにはですね、同じようにすべての項目でAランクを獲得し

ていく、そうい

うふうに努力をしていくというのが今後の目標になっていくのではな

いかなというふ

うに思っております。

で、高津川は、これまで官民間問わず多くの方々がかかわってこられま

して、美化活

動を展開をされております。その積み重ねの結果が、今回日本一

にもなったと

言えるわけでございまして、大変敬意を表するところでございます。

それと一方で、今後もさらに多面的な活動というのが期待をしたい

というふうに考

えておるわけでございますが、その活動の過程の中においては、今申し

上げてきたよ

うな課題というものをそれぞれの活動主体がやはり共有をしておく

ということが、非

常に大事ではないかなと思っております。そんな中で、津和野町はやは

りいろいろな各

種協議会等も持っておりまして、さまざまなネットワークを持っていらっしゃいます。

そうしたものを通じながら、これまで申し上げてきたような課題等も問題提起をして

いただいて、各種活動をこれからコーディネートをしていくということが、その役目

があるのではないかと思いますし、ぜひともそうしたことをしていただきたいという

ふうに感じておるわけでございます。この辺について町としてどのようにお考えにな

っているか、まずは質問をさしていただきたいと思います。よろしくお願いいたしま

す。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 改めて、おはようございます。本日も一般質問をお受けする

わけでありますが、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、2番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いた
が、高津川のさ
らなる美化についてということで御質問でございますが、高津川をい
つまでも清流日
本一と評価していただける川とするためにはどうしたらよいか、ど
うすべきである
かと、これは大きな課題であると、このように考えております。今日ま
でも多くの
方々の力によって清流を保つてくることができましたが、今後なお一
層その取り組み
が重要になってきておると、このように考えております。御指摘があり
ましたように、
調査の方法等につきましても今後さらにさま変わりをしてくるであろ
う、まあ言うな
らば、厳しくなって評価基準が示されてくるんじゃないかなと、こ
のような思い
もいたしておるわけでございますが、そうした中で現在、このひとり津
和野町だけで

の取り組みということにとどまらず、流域市町挙げてその取り組みについて検討を始めさせていただきますという状況にもあるわけでございます。これはまた、単に水質浄化を図るということのみにとどまらず、この清流高津川を地域の振興発展に生かしていくために大いに、まあ利用するといえますか、活用しようじゃないかと、そういう思いを持っての取り組みでございます。で、今後、圏域におきましても具体的なそうしたことへの取り組みがなされてまいらなきゃいけない状況にあるわけでありまして、まず、当面本町が今取り組んでおりますその状況については、担当課長のほうから御報告をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） それでは、高津川のさらなる美化に

ついでに御質問

にお答えをさせていただきたいと思っております。

高津川が2年連続して水質全国1位の1級河川として公表されたことは、大変喜ばしいことであり、高い評価を得続けることにつきましても議員のお考えと全く同じ思いでございます。

新たな河川水質管理の指標につきましては予備知識がなく、改めて勉強させていただきました。だいたのところではありますが、日本の河川は近年水質の浄化が進み、BODにつきましては9割近くが環境基準を満たしている状況にあることから、議員が先ほど申されましたように、国土交通省は「人と河川の豊かなふれあいの確保」や「豊かな生態系の確保」また「利用しやすい水質の確保」といった項目の評価を加えて、わかりやすい方法に変えていく方針のようでもあります。

水質浄化につきましては、流域市町とも生活雑排水を直接河川に流さない下水道や合併処理浄化槽の普及促進を図っているところでありますが、住民の方々も流さない工夫やEM菌による浄化運動等なされているところでもあります。

このたびの本町景観計画でも、高津川筋を景観形成地区に指定するなど川を中心とする景観をより美しく将来に残していくものとして位置づけたところでもあります。

御紹介がありましたように、新しい指標の項目にあります「人と河川の豊かなふれあいの確保」の評価項目に「川の中や水際のごみの量」「川底の感触」「水のおい」といったものがありますが、以前からごみの不法投棄や野焼き、空き缶等のポイ捨てなどの撲滅を呼びかけ続けているところでもあります。

本町の河川管理や浄化の面では、一部地域ではありますが、河川愛護団や団体、有

志の方が草刈りやごみ拾い等のボランティア活動を続けていただいているところでもあり

ますし、県事業といたしましては、河床掘削や草木の除去、さらには自然型の護岸工

事等、水生生物や景観に配慮をした施策を行っているところでもあります。

また、議員が御指摘のとおり高津川の景観保全にかかわる団体は数多く存在し、そ

れぞれの思いを持ちながら熱心に活動をされておられますし、しかしながらそれらを

取りまとめる、あるいは連携させる組織等が存在しないため情報が共有されず、おの

おのの自主的な活動にとどまっているのが現状であります。今後、高津川の持つ貴重

な資産を後世につなぎ実りのある保全活動を展開するためには、おのこの団体が情

報を共有し、明確な共通目標を持つことが重要と考えております。

このような観点におきましては、議員も御指摘の手法は重要である

と考えるので、

貴重な御意見としてお受けとめさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） おおむね納得のいく御回答をいただいたというふうに

受けとめております。

最初にも、まさにこの流域での取り組みが重要であるというお言葉も町長からもい

ただいております、まさにそのとおりでございます、津和野町だけではなくて、

吉賀町、そして益田市へのそうした拡大も、取り組みの拡大というものも必要になっ

てくるだろうと思います。

御存じのとおり、今、島根県のほうでも新しい農林水産業農山漁村活性化計画なる

ものもつくっておられます。その中で益田圏域のこの地域プロジェクトとして、高津

川流域保全というのが掲げられておりまして、2011年度までの具体的な目標を設定して、それに基づいた今活動を2008年度からされている状況にあるわけでございます。それなんかをよく見てみますと、一口に高津川保全と申しまして、それはまさに農林漁業の経済活動から、それからまた流域住民の生活にかかわるところまで非常に多岐にわたっておるわけございまして、それぞれのその意識啓発が非常に大事であるなあということを痛感をしたわけでもございます。

そして、今申されたように、この高津川は1市2町にまたがるものがありますから、そうした中でまさにこうした県の計画等にも、できればこうした問題提起なんかもしていただきながら広げていっていただきたい、そのように感じているところでもございます。津和野町として、また県域に対してリーダーシップをとりなが

らそうした活

動の輪も広げていただきたいというふうに思っておりますので、どう

ぞよろしくお願

い申し上げたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

2番目でございますが、「民間活動の支援について」という項目を掲
げさしていた

だきました。これは、平成19年12月定例議会において私の一般質問
でも取り上げ

さしていただいたものでございまして、それをきょうは再質問をさし
ていただきたい

ということであります。

当時どういう内容の質問をさしていただいたかと申しますと、これ
からの社会は住

民参画と官民協働によるこのまちづくり、これが非常に大事になって
くるわけござ

いますが、その中、我が津和野町におきまして、これまでさまざまな
民間活動が展

開をされてって敬意を表するところでございますし、今後もさらに各地で花が開き底辺が拡大をしていく、活動の底辺が拡大をしていく、そういうことが必要になってくるだろうと思っております。

一方で、この民間がまちづくり活動をしていく上で1つ課題として考えられるのが、

そういう事業資金をですね、いかに捻出をしていくかと。すべての組織がそうである

とは思いませんけれども、大体の組織というのがそういう悩みや課題を抱えていらっ

しゃるんではないかなと思っております。ただ、町のほうに、じゃあ、それで補助金

をとということになりましても、まあ、厳しい財政状況でございますから、町が補助金

を出すというのはなかなか現実的ではない。そうした中で、国や県あるいは大企業等

が設立をしております助成金の支援制度というものは結構たくさんご

ございますので、

そうしたものを町として町内の民間まちづくり活動をされている方々にですね、広く

積極的にこの情報提供をしていただく、そうしたことで活動支援ができるんじゃない

か。また、時には必要に応じてその申請の相談をする、そういう支援もできる、そう

したことがこれから民間活動支援策として考えられると思うし、そのための、町も、

体制づくりをしてほしいと、そのようなお願いをさせていただいたわけでございます。

これに対する御回答といたしましては、前向きに考えたいというようなことでもござ

いました。

あれから約1年経過をしておりますので、その後どうした取り組みをされてきてい

るのか、なかなか私どもには情報が伝わってきませんので、またこの場で質問をさし

ていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 民間活動支援について御回答申し上げます。

この民間活動への支援強化策につきましては、各種助成制度などの普及や紹介をなるべく広範囲に、また気軽にわかりやすく行える1つの取り組みとして出前講座を始めたところであります。

また、宝くじ助成制度によります地域の伝統文化や芸能活動の推進、都市農村交流の助成制度、農家民泊実施のための調理講習、また社会実証実験によります地域課題の整理など、関係する団体や地域に直接あるいは町広報を通じてPRを行いまして、一部は申請手続・連絡調整などの支援を行っておるところでございます。しかしながら、個別的あるいは具体的な普及、支援につきましては担当部署の対応

にゆだねられ

ていることから、いわゆる行政機構全体としての普及支援システムに至っていないの

が現状でありまして、統一された対応方法や支援のあり方、事後検証などについて総

合的にコントロールをする機能が必要であると考えているところでございます。

いずれにしましても、行政と住民が協働で取り組むまちづくりの推進には重要な課

題であるというふうに考えておりますので、体制づくりも含めて引き続き努力をして

まいりたいと考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） はい、ありがとうございます。特に今御回答の中の中

段以降の部分でございますが、行政機構全体としての普及・支援システムに至ってい

ないという現状と、それから今後総合的にコントロールする機能が必

要であると、そ

うした課題が浮き彫りになってるということについては評価もしたい
と思っておると

ころでございます。

きょうは、国あるいは県の助成事業というものが、我々町から民間に
ですね、ちょ

っとおりてきてないんじゃないかということ、この身近で具体的な事
例というのを示

さしていただきながら、もう少しこの問題について盤を詰めさしてい
ただきたいとい

うふうに思っております。

この平成20年の国の補正に伴いまして、国土交通省から地域住宅
モデル普及推進

事業という助成制度が募集をされました。これは、地元産の木材といっ
たその地域建

材を活用して住宅を建築をすとか、それから空き家とか古民家を改
修して、そして

そのU I Jターンの希望者に定住促進のためのその生活体験用の施設

を整備する場合、

そうしたときに、上限2,200万円ですか——この金額ちょっと後で
変更になって

るかもしれませんが、その2,200万円を上限としてその施設整備費
を100%補

助をしてくれるという事業であります。これを受けて島根県のほうで
は、その募集対

象を県内の住宅関連事業者あるいは木材林業関連業者、いわゆる民間
業者ですとか民

間組織、それを対象として設定をして募集をされたわけでございます
が、これは残念

ながら私自身はこの事業というものを申し込み期限が来てから締め切
りが過ぎてから

ですね、知ったわけでございます。

なぜ、残念ながらということを上上げたかといいますと、私の地元
のその左鐙地

域では2年前から左鐙小学校がこのままいくと廃校の危機にあるとい
う中で、保護者

の方々を中心に一生懸命にこの定住対策に取り組んでこられたわけ
でございます。そ
の定住対策を進めていく中で、やっぱりこの住宅問題というのが大き
な壁として立ち
はだかってきている、そういう現状でございましたから、もしこの助成
事業というも
のをその募集の締め切り前にわかったとしたならば左鐙地域の皆さん
本当に喜んで
すね、喜び勇んでこの申請を恐らくお願いをいただろうというふうに
想像をしておる
ところでございます。

この左鐙地域のこころ辺の活動というのは、2年前当初にも、町長に
もまず最初に
陳情もさしていただきました。それから、教育長にも小学校関連という
中で何度も陳
情に伺わせていただいたと、まあそんなことも通しながら情報企画に
ついても左鐙地
域のこの定住の取り組みというのはよく御存じのことではないだろう

かと思っとなるわ

けでございますが、そしてまた私自身も1年前に、この問題を左鐙地域の定住につい

てで言ったわけじゃ何もないわけでございますが、1年前に民間支援策としてそうし

た助成事業の積極的な情報公開も情報発信もしていただきたいということを一一般質問

で取り上げてきた経過がある、そうした中で、今回こうした情報がやはり示されてな

かったというのは、私としては少々残念な気持ちで受けとめているというのが実情で

あります。

町としても、この事業でございますが、財布は基本的には痛まないわけでもござい

ます。そうした中で左鐙のまちづくり活動の推進にもつながっていく、また事業主体

は民間事業者でありますから、2,000万円程度であっても一つの経済対策にもな

っていく、またそれが回り回って木材の活用につながれば林業の発展にも少なからず

貢献をしていくということでございますので、決してデメリットのあるものじゃない

んだらうというふうに思っております、そうした中では、今回こうした、やっぱり

お互いにメリットがありながら情報発信がされない、そして活用されないというのは

非常にもったいない話だなあというふうに感じておるわけでありませう。

誤解がないように申し上げますけれども、そうした情報提供をなされて悔しいんで、

それ、うっぶんを晴らすためにきょうここで取り上げてるわけではもちろんございま

せん。この民間活動の支援をですね、積極的に今後も展開をしていただきたい、それ

を願う中で、じゃあ、今回こうした事態に陥ったのはどこに、現状、問題点があった

のか、それをやはり浮き彫りにしたい。そうした中で浮き彫りにするた

めには、より

具体的な事例をですね、提供したほうが、浮き彫りがしやすいという思

いの中でこの

具体的な事例を示させていただいたことを御理解をいただきたいとい

うふうに思うわ

けでございますが、そうした中で、改めまして、町としてこの事態を踏

まえてどうい

うふうにお考えになっているか、最近は国や県の助成事業というもの

も、町に、以前

に比べるとしっかり説明がなされない環境にもあるということも聞いて

しておりますんで、

そうしたことも踏まえて、情報がおりにいなかったのか、またこのモデ

ル事業なんか

は国の制度に従って、県と町が、市町村が、協働で行う事業であったん

じゃないかな

と想像をしとるわけでございますが、島根県との意思疎通が、はっきり

しっかりでき

てない中で、町としてはこの事業があることも知らなかったのか、ある

いは知ってた

としても、緊急でできた事業でもありますので、そのスケジュールが非常にタイトで

あったために民間までおろす時間がなかったのか、そうしたことの背景も含めてどう

いう問題点があったのかというのをお示しをいただければというふうに思っております

ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） まあ、こうした厳しい時代でございます。町においても、財

政状況も非常に厳しいと、住民の皆さん方の御要望にこたえるような対応ができない、

そういう状況でもありますので、私は常に、この国や県の施策等についてはですね、

情報を十分に収集して、そして行政自体で取り入れるべきものについては取り入れる、

そしてまた、民間の皆さん方によってその制度が活かされるものにつ

いては、十分な

この伝達・紹介をするようにということを常に各担当課にも指示をいたしておるとこ

でございますけども、内部的に申しますと、そうは言いながらも、国や県の通達等が

参りますと、それぞれの所管の課でだけ処理をして、その書類等も副町長を通じて私

のところへ上がってくるというようなこともままございます。その場合に、私は、少

なくとも、直接関係があるなしにかかわらず、各課、課長は承知をしておかないとい

けないということでそういう指示をしてまた書類を返すというようなこともあるわけ

でございますけども、なお十分でないという御指摘をいただきまして本当に残念であ

り、また申しわけなく思っておるところでございますけども、さらにこうした取り組み

につきましてははですね、徹底を図ってまいりたいと、こういうふうに思

っております

ので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） ありがとうございます。まあ、さらに
徹底をしてとい

う町長のお言葉でもございますので、その辺について信じていきたい
というふうに思

っております。ただ、きょう、こうして取り上げている中で、私自身の
非常に重要に

思っている課題でもありますので、もう1つだけちょっと具体例を示
した中で、もう

一度念押しをお願いもしていきたいというふうに思っておることをお
許しをいただき

たいというふうに思うわけであります。

1つ、今、具体例を示したわけでございますが、これはまあ何となく
左鐙地域のた

めということで誤解をされてもいけないっちゅう思いもあるんですが、
もう1つ、や

はり全体、先ほども全体のつもりで言ったつもりでございますが、もう

1つ実は具体

例として身近な出来事がございました。これは、たまたま、きのう竹内

議員さんが取

り上げられたテーマでもあったわけでございますが、ふるさと雇用再

生特別交付金で

ございます。これは、新規雇用した場合に約3年間程度その人件費10

0%を見てい

ただけるといふような、これは厚生労働省発の事業だというふうに思

いますが、これ

が島根県が主体になってやられてる事業であります。私は議会離れま

すと酒屋をやっ

ておりますので、その酒屋として日ごろからおつき合いがある県の機

関がありまして、

そこからたまたまこのふるさと、この事業ですね、この再生特別交付金

の事業、こん

な事業があるよということで教えていただいたわけでございます。そ

れはちょうどい

い事業がありますねという中で、申請主体は町であるということでしたので、町に、

早速、こういう事業があるらしいですがってお願いをして、ほいで本当に締め切りぎ

りぎりのところでございましたけれども、手続をしていただいているということです。

この点については真摯に対応していただいております町には感謝を申し上げます次第でございます。

　　だけど、今、議員として、そしてこの質問を取り上げての趣旨から申し上げますと、

本来ならば、そういう事業が町におりてきた時点で、町から民間へ情報発信がなされ

て、そしてニーズの把握をして、そして必要に応じて、応募があればその申請手続を

していくということが、これが本来のあり方であったのではないかなというふうに思

っております。

実際、後でまた県の別の関係者に聞いてみますと、この事業、県全体では相当募集総額を上回る応募があったというふうに聞いておりまして、それだけそのニーズが高い事業であったということを裏づけてるというふうに思っておりますし、もっと詳しく聞いてみますと、この事業、島根県内の自治体間によって非常に応募が多かった市町村と、ほとんど関心がなかった市町村とに区別がはっきり大体分かれつつありまして、それはどこに背景があるかという、まさに市町村から民間に情報提供がなされたかどうか、そこの差がこうした結果になってあらわれてきたんだろうというふうに言いました。これは、実際の数値を見て裏づけをとったわけではございません。そうしたお話をいただいたということでもありますけれども、そうした中で、やは

り津和野町は今まででほとんど応募がなかったんだろうと思いますけれども、こうした結果になる。ほかの、まさに、情報がしっかりできてる、情報伝達ができてる市町村については、民間がそれだけ助かってる中で、やはりそこに差が出たということは非常に残念だと思いますし、津和野町の場合もこれだけ経済が冷え込む中では、やはり今後、行政としてその辺の気持ちをしっかり認識をしていただいて、姿勢というものも改めていただく必要があるんじゃないだろうか、そういうことを受けとめている次第であります。

そこからまた連想をするわけですが、たまたま、きょう具体例で出した2事業というのは、私がよその機関から聞いたからわかったというようなことでございます。もしかしたら、私自身も知らないところですね、もっともっ

といい事業と

というのが、民間に情報提供がなされないために埋もれてしまって、気づ

かずにそのま

まなくなってしまうんじゃないか、そんなことを思うと、非常に

こうもったい

ないなあというようなことを感じているということでございます。

最初の繰り返しになるわけでございますが、これからの、本当、社会
というのは、

住民参画と官民協働によるまちづくり、これが非常に大事であるとい

うふうに私は信

じておりまして、それを推進する重要な手法の1つとして、こうした民

間活動の支援

策というのはぜひとも積極的に推進をしていただきたい、そのように

期待をするとこ

ろでございます。今回のこの事業、例えば、緊急に出てきたものでござ

いますので、

もしかしたらスケジュール的に難しく、そうした情報提供が難しか

ったというのも

あるかもしれません。そうしたことも想像できるかもしれませんが、やはり民間がこ

れからまちづくりを積極的にやっていかなければならない、また経済がこれだけ冷え

込む中で非常に苦しくてそうしたニーズを求めている。そうした限りにおいては、行

政側においても、スピーディーな情報伝達ができるような仕組みづくりというものを

これから構築をしていただきたいということを願う次第でございます。

例えばでございますが、これは、私、これまで一般質問で何度も取り上げてきたこ

とでもありますけれども、例えば平素からメールマガジンですとか、それから、ある

いはSNSという方法もあるのかもしれません。そうした方法によって民間企業や民

間組織と行政とが、平素から情報のネットワークというものを持っておいたならば、

それを活用して、緊急の場合であってもタイムリーでまたスピーディ

一なそうした情

報伝達ができたんじゃないだろうかということも考えます。また、的確な情報を発信

をしていくためには、平素から、逆に今度は町のほうが各地域の課題と
いうものを情

報として持つておく必要がある。地域の課題だけではなくて、その地域
地域でどうし

たまちづくりの活動が行われていて、その活動はどうした今課題を抱
えているのか、

そういう情報を、逆に平素から持つておく必要があるんじゃないかと
思います。そう

した中で、そこに課題があるところに的確な情報も伝達をしていける
んじゃないかな

あと。そのためには、以前、沖田議員さんが提唱されておりましたけれ
ども、私は、

地域担当制という、そうした組織づくりなんかも非常に意義があるも
のではないかと

思っております。そうしたいろんなそのシステムの構築というのを考

えていっていた

だきたい。そして、最終的には情報企画課なのかもしれませんが、総合的にやはり情

報を管理をしていく、そういう部署が必要であろうと思いますし、そう

した中で、き

よう最初に答えに出てきましたが、その総合的にコントロールする機能というのをし

っかりと持たした組織づくりというのをしていただきたいということ

を、長くなりま

したけれども、最後をお願いをしまして、この質問については終わらせていただき

いとっております。

何とぞよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

3つ目でございますが、危機管理についてという項目を掲げさせていただきます。

これも以前私のほうで一般質問をさせていただいたことに基づいてきよう再質問をさ

していただくということであります。

まず1つ目でございますが、これは平成20年6月議会の一般質問
でさしていただ

いたことでございます。このたび、平成20年に津和野町のほうでは防
災計画をつく

られたわけございまして、その中で特に、避難場所とか避難経路の住
民周知、ある

いは案内看板の設置というようなことを早急にやらなければならない
んじゃないかと

いうお話をさしていただいたわけでございますが、その後どういうふ
うな経過になっ

たかということ。これについては、きのう、原議員さんのほうでも関連
した質問をさ

れておりますので、まあ重複のないところでお答えをいただければで
結構ございま

すので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、そのハザードマップについては、もうちょっとここで突っ
込んでお聞き

をしておきたいわけでございます。

今、津和野町のハザードマップは、ちょっと私自身は確認をしており
ませんでした

ので申しわけないわけでございますが、通常ハザードマップというの
を想像しました

ら、例えば急傾斜の危険地域ですとか水害の危険地域、それとともに避
難所みたいな

ものが、こう一つのマップに写されているというものをイメージする
わけございま

す。今回、津和野町の場合は、そうした危険地域というのは、どういう
ことに基づい

てそのマップに求められているのか、その辺をですね、まず1つ具体的
に教えていた

だきたいというのが1点目でございます。よろしくお願ひしたいと思
います。

それから、2つ目は、これは平成20年12月議会、つい最近でござ
いますが質問

さしていただいた中で、新型インフルエンザの今話題が非常に心配事

として出てきて

おりまして、町としても早急な対応が必要ではないかということでありました。当時

の御回答としましては、また年が明けて21年になって早々にですね、また県と具体

的な話し合いが始まっていくというような御回答でもございましたので、今はもう平

成21年の3月になりました。その後、どうした取り組みがなされているのかを再質

問をさせていただきたいということでございます。

それから、3つ目でございますが、これは、これまで一般質問で取り上げたことで

はございません。御承知のとおりでございますが、この4月1日から津和野警察署の

管内の3つの駐在所が廃止をされるということになりました。その3つのうちの2つ、

これが津和野町内に関するものでありまして、畑迫と左鐙の駐在所がなくなるという

ことでございます。当初、警察署からもそれぞれの地域に御説明に上が
られまして、

廃止に至る経過を聞いたわけでございます。ただ、非常にこの地域が高
齢化をしてき

て、また犯罪も、おれおれ詐欺を初め非常に高齢者をねらったものが多
くなったりと

か、防犯面からやはり駐在所がなくなるということは地域住民にとっ
ては本当に不安

に思うことでもございます。そうしたお話もさしていただいたわけで
ございますが、

警察署としてはやはり全体としてのパトロール強化、これをやはりき
ちっとやりたい

ということで、犯罪がやはりもう昼夜を問わずというふうな状況にな
ってきておりま

す。そうしたことにも対応するためにも、パトロール強化をするために
やはり人員の

また組織の再構築をしなければならない中で廃止に至ったということ。

それはそれで、

やむなくという形ではありましたが、そういう状況もやはり納得もせざるを得

ない状況であったわけでございます。ですから、駐在所を、今さら、じゃあ、またと

いう、左證に残してほしいというようなことをここで申し上げるつもりはないわけで

でございますけれども、要は、話を聞いておりましたら、今回こうした経過に至った根

本的な理由として、やはり津和野警察署の管内に配属をされる警察官の絶対的な人数

が足りないということが、根本の理由としてあるということでございます。で、い

ろいろ話を聞いてみますと、島根県全体の警察官の数としてはそんなに減ってはいな

いんだそうございまして、やはり過疎化の率が激しいがゆえにかもしれませんが、

どうしてもこの地域層の中で津和野の警察署に配置される警官の数がふえていかない。

そうした中で、全体としてのそういう絶対的な人数が足りなくなってきたという

ふうなことであります。で、そうした経過も踏まえる中で、きょう、一般質問の中

で取り上げてお願いをさせていただきたいということは、津和野町は人口がまさに減

って少ないわけであります。ほかの県内の町・市と比べましても。しかし、御承知の

とおり、これだけの観光客が来ておられる中で交流人口という中では非常に多い。そ

んな中でまた安全・安心であるまちであるということは、これは町の、まさに観光P

Rにおいても大事なことでもありますし、また、まさにその安全・安心の対策のその

ものとしても、やはり警官というのは絶対に必要なものであろうというふうに思っ

ております。そうした中で、この津和野町として津和野警察署管内のその絶対的な警官

数、これを増員をしていただくための取り組みというのは、ぜひともしていただく必

要があるのではないかと、そんなことを考えまして、この3つ目の質問を取り上げさ

していただいたということでございまして、これについて御見解をいただきたいと思

いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、危機管理につきましてお答えを申し上げます。
たいと思います。

避難場所及び避難経路等の住民周知につきましては、8番議員さんにもお答えをし

たとおりでございますが、ハザードマップが完成をいたしましたので、今後はそれを

活用していただくとともに地域で自主防災組織の確立ができるように町としても案内

看板の設置・要援護者リストの提供等地域の自治会、民生委員の方々等

と関係との連

携を蜜にしまいたいというふうに思っております。

ハザードマップでございますが、このマップの中には、先ほども申し
ましたような

避難場所・避難経路等の住民周知のための図は掲載しておりますが、そ
れに、県のほ

うからも土砂災害危険区域を指定していただきましたので、それをそ
のハザードマッ

プの中に入れております。それを見ていただくことによって実際にそ
の避難場所がこ

こで適正なのかどうか、その辺についても地域へまずはおろして、そし
て地域の皆さ

ん方にもいろいろ御意見等もいただきたいということで、先般も両地
区で自治会長さ

んにお集まりをいただきまして、そうした説明会を持ったところでご
ざいます。今後、

そうしたものを使っていただいて、出前講座等もありますが、そうした
ところで皆さ

ん方と一緒にあって、本当に実践的なものにしていきたいというふう
に思っておると
ころでございます。

次に、新型インフルエンザ対策につきましては、1月の21日に県に
おいて担当課
長会議が開催をされまして、各担当課で出席をいたしたところござ
います。町長は
県計画策定審議会の委員でありますので、県は2月23日に開催され
ました医療審議
会感染症部会において、行動計画等の原案策定を終わっており、今後3
月中に対策行
動計画の内容説明を行い、市町村においても各課の関係部局が連携し
て、対策会議を
立ち上げるよう検討もしてほしいということでございました。

現在、県策定の島根県新型インフルエンザ行動計画につきましては、
2月の23日
から3月の16日までの間、県民の意見、提言を求めるためにパブリッ
クコメントを

実施中であります。当町におきましても、今後、行動を起こしていかなければならぬ
と考えております。町民の皆様へはC A T V等で予防啓発を呼びかけておるところ
でございます。

続きまして、津和野警察署管内の駐在所の関係につきまして、お答えを申し上げます。

津和野警察署管内の所管の駐在所の廃止、津和野町内は畑迫、左鐙についてござ
いますが、につきましては、議員、御指摘のとおりでございます。地域における駐在
所の果たしてきた役割は、単に地域の安全、安心を担保するものにとどまらず、深く
その地域に根づき、地域コミュニティーの一翼を担っております。そのような意味に
おいては、その地域の住民の皆さんの心情は本当によく理解できるところであります。

しかしながら、今日的な社会情勢の中で、増加する犯罪等を従来の体制で防ぐことは困難な状況が生じているものの、また事実であろうかと伺っております。特に、夜間の防犯体制の確立が急がれておりますが、管内の警察官の増員は期待できず、結果として駐在所の廃止をもって、その体制の構築をせざるを得ないと聞いております。

島根県も本町と同じく大変厳しい環境下にあります。地域の安全、安心を確保するため、機会をとらえ、警察官の増員について要望をいたしたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 最後の警察署の関係については、ぜひとも増員確保策もよろしくお願いしたいと思っております。

それから、まあ、危機管理の点についても、これはきのうも原議員さんのほうもお

っしゃっていらっしゃいましたけれども、こうした災害というのは、ま
ずは起こらな

いということを願うばかりであります。ただ、いつ起こるかわかりま
せんし、起こ

ったときにやはり被害を最小限に食いとめていくというための対策て
いうのは、抜か

りがあってはいけないと思います。そして、やはり検討もするという中
ではあります

が、やはりこういうものは本当に緊急にでもね、いつ起こるかわからな
いわけござ

いますから、できるだけ早い中での対策というものを、どうぞよろしく
お願いをした

いというふうに思っております。

それと、ハザードマップについて、まあ、お答えもあったわけござ
います。この

辺については、特にその住民周知の方法が、まあ今のような方法ですね、
例えば、自

治会長をまず通じての説明会で、あとは委ねるという感じに受けとめ

ましたが、それ

からでは出前講座で要望があったときだけに行くという、そうした報告だけで十分な

のかどうかというのは、私はちょっと疑問も感じるところもございません。

そもそも、大体、防災意識っていうのは、まずは避難についても、それぞれ個人の

方のまず自己判断っていうのが大きな部分を占めるというのが第一ではないかと思

います。

例えば水害が起きたときに、これまた左鐙の例をちょっととってしま

いますが、今の、恐らくハザードマップでは、水害が起きたときには、水没する地域の中に左鐙小

学校、いつも体育館があそこは水没しますので、そこが避難所になっているというの

は非常に矛盾を感じたり、現実的には感じたりするわけです。だけど、まあ地震があ

ったりとかいうときには、まさにあの辺は避難所になっていくんで、まあケース・バイ・ケースだというふうに思うんですよね。その中で、やはり避難としたときに、じゃあ、その当事者っていうのが、まずはどこに避難をしたらいいかっていうのを、日ごろからやはり意識をしておく、毎日じゃなくてもですね、こうしたケースではここにやっぱり逃げるんじゃないかなあとかいう事前準備をしておくというのが最も、この防災という意味においては、大事だろうというふうに思います。そのために、その判断をしていただくための、示唆を与えるための防災計画でもあってほしい。そうした中で、ハザードマップなんかでも、その説明を通して、また、それぞれ聞かれた方がそうしたケース・バイ・ケースの自分の身の処し方というのを判断をする機会にも

していただきたいとも思っておりますので、まあ、そうしたことを踏まえながら、こ

の住民周知というものも今後も展開をしていただきたい。そのことを
お願いをいたし

まして、私からの質問は終わらしていただきたいと思います。

どうも、ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） 以上で、2番、下森博之君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序7、10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 10番、須川です。

○議長（後山 幸次君） はい、須川君。

○議員（10番 須川 正則君） 10番、須川でございます。通告に
従いまして、一

般質問をさせていただきます。

当津和野町におきまして、鳥獣害被害防止計画書というものが既に
発表をされてお

ります。その件につきまして、二、三、質問、提案、要望等を行ってま

いりたいと思

いますので、御答弁のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

近年、野生鳥獣による被害は全国的に大きな社会問題となっております。農作物の

被害は、毎年200億円にも上り、被害は特定の中山間地域に集中しており、被害は

大変激甚的でありまして、中山間地に住んでおります住民にとっては毎日の生活を維

持するのにも大変深刻な大問題となっております。津和野町におきましても、現状は

ほぼ同様でございます。いわゆる過疎、高齢化も大変速いスピードで進行をしてお

ります。このような情勢の中で、さらなる耕作意欲の低下、耕作放棄地の拡大という

ようなものも既に発生をいたしております。

そういうことを踏まえまして国も、平成17年度には野生鳥獣被害防止マニュアル、

18年度には、これらの実践論といたしまして、現場ですぐ役立つ技術

マニュアルを

作成をいたしております。

そういたしまして、平成19年度、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のため

の特別措置に関する法律、という法律を立法化いたしております。

これが、要するに鳥獣被害防止特措法というものでございますが、この鳥獣被害防

止特措法に基づき、各市町村においては、鳥獣被害防止計画を作成をいたしますと、

まあ、いろいろな面で優遇措置が国から受けられるというものでございます。

先般、新聞報道を見てみますと、この鳥獣被害防止計画をつくっているのがどの程

度あるのかなというような報道が出ておりました。まあ、島根県においては最終的に

は約90%の市町村が作成をすると、というようなことも出ておりました。また、全国

的に見ますと、まあ、これは平成19年度のデータでございますが、東

京都ではゼ

口%、埼玉では1%、茨城、岐阜県などでは2%という、まあ、いわゆる都市部にお

いてはこの鳥獣被害については、まあ、私ども田舎に住んでいる者と違いまして、大

変理解が得にくいということでもあります。しかしながら、津和野町の現状を見てみる

と、ほとんどの全域での地域、また、町民のほとんどが何らかの形で鳥獣被害を受け

ていると思っております。特に、中山間地域で農業を営んでおります住民にとりまし

ては、大変深刻な問題であります。

少し話がそれましたけれども、したがって、津和野町におきましても鳥獣被害

防止計画というものを既に作成をいたしております。まあ、市町村がこの計画をつく

りますと、交付税の拡充や、都道府県からの鳥獣捕獲権限が受けられます。まあ、例

えば、進入防止さくを設置する場合に、市町村の負担割合が従来は25%でございま

したが、これが約10%減るという、まあ、最近にない、かなり優遇した法律ではな

かろうかと思っておるわけでございます。国も、中山地域における野生動物によりま

すところの深刻な被害に対処するために本気で対策に乗り出したと言えるのではなか

ろうかと思っております。

先ほども少し申し上げましたが、津和野町におきましても鳥獣被害防止計画は既に

作成されておりました、インターネットで公表をされておりました。そういうことで、

私は今回、この鳥獣被害防止計画に基づいて質問をさせていただきます。

まず、被害の現状、及び被害の傾向についてでございますが、全国的に見ると全鳥

獣被害金額約200億円の八、九割は、イノシシ、猿、シカという種類でございます。

まあ、津和野町においても、約同様な傾向が見られるわけでございまして、まあまあ、ただシカにつきましては、目撃情報はありますが、今のところ被害は余り出ておりません。

まあ、イノシシ被害についてでございますが、主に水稻の被害であると思われま

す。被害対策がなされている田畑では被害金額はかなり少なくなっていると思っておるわ

けでございますが、対策がなされていない圃場では、まあ、野生動物も食べ物を探

ためにそういうところを選んで、侵入をして被害を与えているという現状であろうと

思うわけでございますが、そのような分析をされているか、お聞きをまずしたいと思

います。猿についてでございますが、猿についての被害額について、まあデータが間違っ

いたそうでございますのが、で、この私がいただいたデータからいいますと約9倍で

ございますが、この猿の被害、大体、本来この被害金額というのは、共済、農業共済

の被害補償金額によりまして算定をいたしているというのが現状でございますが、猿

については、いわゆる自家消費型の農作物が主でありまして、今の調査方法からい

ますとなかなかデータの的のってきていないのが現実でございます。

これらの被害金額を足しますと、まだまだ多くなるのではなかろうかと思っております。

ます。

まず、この被害金額を出す一つの参考にしたらどうかと思ひまして、一つのデータ

がございます。地球生物会議が猿1頭当たりの被害金額について算定をいたしてあり

まして、1頭当たり被害金額の平均は9万6,478円だそうでございます。まあ、

これも大体、頭数がわかっておりますので、被害金額を出すのにもある程度参考にな

るのではなからうかな、思うわけでございます。

もう一点、クマについてでございますが、まあ、県のクマの保護計画が、多分一昨

年か2年ぐらい前だったと思いますが、発表されておりました、まあ、

18年度はク

マの被害金額が出ておりますが、19年度はなしとなっておりますが、

まあ、これ全

く信用できません。

まあ、いずれにいたしましても、今までの対策では被害の減少はかなわないという

ことであります。

町長さんの施政方針演説の中にもありました。津和野町鳥獣被害防止計画を策定し

たので、本年度は鳥獣被害防止総合対策事業を活用するのだと、かなり強い決意で述

べられておられました。今までは対策をとりながら、なかなか被害金額

が減少しない、

増加しているという現状でございます、まあ、今回このような法律が
できまして、

かなりな優遇的な措置もあるということでございますので、これを機
会に、ぜひとも

対策をさせていただきまして、被害金額が減っていくという結果を、ぜ
ひ望みたいと

思うわけでございます。まあ、担当者の決意をお伺いをいたします。

捕獲体制でございますが、今回の法律では鳥獣被害対策実施体とい
うものを設置す

るようになっております。まあしかし、対象鳥獣捕獲員についての記述
はありますが、

鳥獣被害対策実施体についての記述はありませんでした。この実施体
についての指名

及び任命について、計画書の中でいずれ提示されるんであろうと思
いますが、まあ、

わかりましたら発表をしていただきたいと思います。今からは、この被
害対策実施体

の方が、いわゆる被害者の頼みの綱ではなかろうかと思うわけでございまして、大変重要な位置を占めるのであろうと思うわけでございまして、ぜひとも明らかにしていただきたいと思っております。

被害防止対策についてでございます。被害防止対策協議会という組織がございます。

協議会の役割については公表されておられません。しかし、役割について、有害鳥獣の生息状況、捕獲状況等を報告するように位置づけられております。19年、20年、これらの報告を受けたのか、受けたのならお知らせをしていただきたい。

最後になりますが、鳥獣被害防止の事業についてお伺いをします。この件につきましては、同僚議員が既にお伺いをしておりますが、その中で、1点ほどお伺いをいたしたいと思っております。

同僚議員の答弁書を見ますと、イノシシ用の捕獲おりをまた、予算が余ったらつく
るといようなことが書かれておりますが、今まで、20年度におりが24基、日原
地区にはおりが10基、くくりわなが40セットほど導入をされておりますが、まあ、
おりについて30、34基かな、このぐらいのものができてる、これ以上必要なのか
どうかということ、どういふわけで必要なのか、お伺いをいたしたい
と思います。

今からの鳥獣被害対策は猿とシカだということをする猟師さんが非常に多い。どちら
も大変、対策に頭を悩ますという動物でございます。

特にシカについては、まだ被害の実態はございませんけれども、かなりの猟師さん
が目撃をされております。山口県ではかなりシカに対する被害という
ものも多く出て
いるという現状もありますので、まあ、こういうことについても将来的

にも考えてお

く必要があるのではなかろうかと思っております。

イノシシについては、かなり対策は行き届いていると思っておりますが、捕獲計画

についても、それなりに成果が上がっていると思っております。

まあ、しかしながら猿については、全くだめでございます、これ、平成、

2004年の7月の2日に日本、これ津和野町と日原町と合併する前でございますが、

ニホンザルのフォーラムがございました。私、ここ出席をいたしまして、このときの、

ちなみに係の方が、今副町長さんでございます松浦さんが農林課長時代でございます

て、このときの被害対策も、今と約同じでございます、追っ払いが主体となってい

ると、まあ余り変わっていない。猿の被害はだんだんふえていると、いうことでござ

います。当局のほうでは、これを何とか食いとめるために、銃による捕

獲作業という

ものをやっておりますが、18年度が津和野町で3頭、19年度が5頭と、いうふう

な数字が出ております。計画では大体40頭ほど捕獲するんだというようなことでご

ざいますが、まあ、なかなか、そこまでいっていないということもございます。まあ、

猿というのは非常に難しい、頭のいい動物でございますして、これらをその、被害を少

なくするというのは、まあ大変難しく経費のかかるものであらうと思わうわけでござい

ますが、この際でございますので、抜本的な対策をお願いをいたしたいと思ひます。

以上、何点かございますが、答弁をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○町長（中島 巖君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 10番議員さんの御質問にお答えしたいと思

いますが。

鳥獣被害防止計画についてということでございますが、鳥獣被害対策につきまして

は、昨日、8番議員さんの御質問に対しましてもお答えをさせていただいているとこ

であります。まあ極めて深刻な問題になっておると、このように受けとめておりま

す。幸いにああして、昨年、鳥獣被害防止のための特別措置法が制定をされました。

これ、かつてない立法であるというふうに受けとめて歓迎をいたしておるわけであり

ますけども、この法律に基づきまして本町におきましても、既に鳥獣被害防止計画を

策定させていただいておりますが、今後は、この計画にのっとりまして総

合的な事業を進めて、少しでも被害を食いとめてまいりたいと、このように考えてお

るわけですが、その対策についての取り組みの状況等につきま

しては、担当課

長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、鳥獣被害防止計画についての御質問でござい

ました。数点、御質問がございましたので、順次、御回答申し上げたいと思えますけ

ども。

まず、1点目の、被害の現状、及び被害の傾向についての中でございますけども、

まず、御質問のありました、田畑における被害対策の分析についてでございますけど

も、まあ、分析と言えるものは特別に行っておるわけではございませんけども、議員、

御指摘のようにやはり、対策を講じてある田畑と、行ってない田畑を比較するとやは

り、講じてある田畑に被害が少ないことが明白であるというふうには

認識しておりま

す。

特に、地域一帯で取り組むほどその効果は高いと、いうふうに思われますので、地

形的に可能なところにつきましては、鳥獣被害防止総合対策事業等の活用によりまし

て、今後は、進めてまいりたいというふうに考えております。町のいろいろな対策等も

ございますけども、それよりこの事業が有利であるということで、そういう方向に持

っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、被害金額の調査方法についての御質問でございました。けども、その前

に、これも、議員さんも申されましたけども、この計画にのせてあります、イノシシ、

猿、クマの被害金額が信用できないということでございまして、私のほうも、この、

質問いただいてちょっと調査を、再調査をいたしましたところ、大変申

しわけないこ

とでございますけども、被害額が誤っております、そういったことで、
お手元に資

料を、ございます、お配りしておりますけども、そういったことで、数
値が誤ってお

りました。まあ、訂正とおわびを申し上げます。資料のですね、下線部
分の数値がち

よっと抜けておりました、まあ、事務的な単純なミスでございます、
大変申しわけ

なく思います。

そういったことで、これにつきましては、御指摘を受けた後、すぐに
県と相談をさ

せていただきまして、現在、訂正の手続をさせていただいているところ
でございます

ので、御了承をお願いしたいと思います。

それでは、御質問の被害金額の調査方法についてでございますけど
も、これにつき

ましては、農家からの電話等による被害報告を受けまして、その作目ご

とに、県が示

す益田地区単価でもって算定をしているところでございます。まあ、議員、御指摘のよ

うに、水稻につきましては、共済組合のほうの被害のほうで、補償額のほうで算定を

してるというような状況でございます。まあ実際には、出沒等はかなりあるように聞

いておりますので、かなりの被害額が出るはずなんでございますけども、まあ役場の

への報告というのが、なかなか出てこないというようなことで、その実態というのは

つかめていないのが現状であります。ですから、数字的にはかなり高い数字が出るも

のとは、実際の数字はそういうものだと思います。

それから、御指摘いただきました19年度クマの被害額、まあ、これについては、

先ほど訂正をお願いしたところでございまして、当然、果樹のほうで6万5,000円、

それから蜜どうのほうで4万5,000円の被害報告があったと、いう
ことござい

ますので、おわびを申し上げます。

それから、従来の対策では被害は減少しないというような御指摘で
ございすけど

も、まあ確かに御指摘のように、だと、私たちも思いますけども、まあ
今日まで行っ

てきております施設整備はやはり個人の負担が大きくて、また、地形や
道路、それか

ら河川等により、完全に農地を囲むというのが無理であります。やはり、
実際には、

山林や里山に人の手が加わりまして、風通し、そして見通しをよくする
ことや地域全

体で地道に追い払うことを続けていかなければなかなかその対策が、
効果的なものに

なっていないというふうに考えております。

町としても、目撃情報ですね、迅速な周知をするために、昨年1
月からCAT

Vの特殊端末機を使いまして役場なり、それから公民館の特殊端末機からですね、直接、特に猿でございますけども、情報を即座に流すというような方法も、今、行っているところでございます。

それから、大きな2点目の、今後の取り組み方針及び、捕獲体制でございますけども、猿についての新しい対策についてでありますけども、県並びに県の研究機関との連携はもとより、県内外の他の市町村の情報収集にも努め、早急に対応できるものは、このたびの国の事業等活用し、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、本年は、鳥獣被害対策総合対策事業でもって猿用の捕獲おりを津和野、それから日原、両地域に2基ずつ配備したいと考えているところでございます。

また、この事業によりまして犬による猿の追い払いとかですね、それから、緩衝帯等の事業もやれるわけなんですけども、なかなかそれぞれ取り組むに
しては、なかなかいろいろな課題等ございまして、なかなかこういう了解が、了解がいただけないという
うか、取り組む方がなかなか見つからないというような状況でございます。まあ緩衝帯についても、やはり個人の山林を伐採するわけでございますので、なかなかそれが
進んでいないというところでございます。

それから、鳥獣被害対策の実施隊についてでありますけども、まずはこれについては、設置が義務づけられているものではございません。まあ位置づけとしては、非常勤の公務員でありまして、隊員は狩猟税の減額措置を受けられますけれども、町からの
の出動要請に対しまして、6割以上は出動していただくということが

条件になるわけ

でございます。

本町の場合は現在、津和野地域で4地区、それから日原地域で、まあ、1地区とい

いますか、10班という班編成がございます。そういったもので、組織しております

捕獲班、全員で108名おられるわけでございますけども、これらに、緊急の場合の

対応をお願いしているところでございまして、この実施隊の設置の必要性についても

協議会で御検討をいただいたところでございます。

まあ、その結果が、出動要請に対する6割以上の出動。それから、その中から捕獲

員を選定するというのがなかなか難しいという御意見等もございました。また、近隣

市町の状況等、総合的に判断させていただいて、現時点では現行の中で対応するとい

うことで、設置をしないということとしたところでございます。

それから、3点目の被害防止対策協議会についてでございます。

まず、構成メンバーについてでありますけども、本町では、従来から津和野町有害鳥獣捕獲等実施要領というのを定めておりまして、その要領の第4条において構成員が示してあるところでございまして、これに伴いまして各委員をお願いしているところでございます。現在、それで実施をしているというところでございますので、御了解をいただきたいと思います。

それから、有害鳥獣の生息状況、捕獲状況等の報告についてでありますけども、本協議会は平成20年の4月16日に設立したところでございますので、20年度からの報告ということになります。今年度の、狩猟期前、10月末まででございますけども、イノシシについては、223頭でございます。うち、おりでの捕獲が151頭、

くくりわなで37頭、銃で35頭の捕獲の報告がございました。なお、

平成19年度

は年間で170頭でありましたので、イノシシはかなり増加している
というふうに考

えられます。また、これに、イノシシについては猟期、今は終わりましたけども、

11月から2月まで猟期でございますけども、それでかなりまた数字
が出てるので、

全体ではかなりの数字が上がってくるのではないかなと考えていると
でございます。

また、猿につきましては、目撃情報が32件でありまして、そのうち
8件の緊急出

動をお願いしたとでございます。それから、捕獲のほうは12匹を捕
獲したところ

でございます。

それから、クマにつきましては目撃情報が54件で8件の緊急出動。
それから、そ

れに伴いまして、有害、まあ、危険であるということで、県のほうの許

可をください

たものが、捕獲許可が出たものが4件出されましたけれども、実質的には捕獲ができ

なかったというような状況でございます。それから、錯誤捕獲、これについては、誤

ってイノシシ用のおりに入ったものでございますけれども、これは、3件ありましたけ

れども、いずれも放獣という形で、結局駆除されたものはございません。

まあ交通事

故で1件ほど、1頭ほどクマが亡くなっておりますけれども、そういう状況でございま

した。

それから、21年度の事業計画についてでございますけれども、これは、

昨日8番議

員さんにお答えしたとおりの内容でございます。まあ、そういったことで御了解をい

ただきたいと思っておりますけれども、その他、先ほど御質問があった中で、特にシカの目撃

が多くなっているということでございました。シカについては、私たちが
もまだ把握は

してないんですけども、県内ではかなり出ているというふうにも聞いて
おります。ま

あ、こういったことも、そういったいろんな情報も私たちが、もう少し
つぶさに集め

なければいけないかなと思いますけども、そういった情報をいただき
ながらですね、

その実態をつかみながら、今後に対策を講じてまいりたいと思います。

特に、猿対策は、昨日もちょっと申し上げましたけども、なかなかい
いものが出て

ないということでございます。まだ、この今年度の計画も、今後、昨日
も議員さんか

らも、8番議員さんからも御提案等なり、御意見もいただきましたので、
そういった

ことも参考にしながら、今後、協議会のほうで協議をしてまいりたいと
いうふうに考

えております。

それから、もう一点、なんか以前津和野町で取り組まれた、発信装置をつけたとい
う情報も、ちょっと、さっきお聞きしましたけども、まあ、これについては現在、当
時はなんか違法であったというようにも聞いておるんですけども、それについても、
現在は、自治体特認ということで、できるというようなことをございますので、まあ、
そういったことも含め、今後は、検討課題の一つではないかなというふうに理解して
おります。

以上であります。(発言する者あり)

ああ、そうですか。はあ。えっと、そうですね、21年度の実施計画の中でですね、
イノシシ用の捕獲おりの関係ですね。去年は、34基つくりまして、うち、日原地域
10基でということなんですけども、これも協議会の中でいろいろ議論をされとりま

して、この扱いを、というか、実質は個人管理になるということがどう
しても多くな
るんで、ある程度、その、それぞれの地区にある程度の数配置されな
ければならな
いというようなことで、それに見合うものをある程度、人数分ぐらいは
はなえてはい
かがというような御意見が多かったということで、一応はそういう理
解をしておりま
すけども、けども、すべての方々がそれを求めているというわけでもあり
ませんので、
今、それぞれの地区にどれだけ必要かというのを再調査をするという
ことで、お願い
をしております。そういった中で、また協議会を、そういうなの含めま
して、協議会
でそういった、ことしの予定というのはですね、また再検討すべき分は
していきたい
というふうに考えております。

以上でございます。

○議員（10番 須川 正則君） 議長。

○議長（後山 幸次君） はい、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） まあ、被害対策、これ経費との関係があるわけでご

ざいまして、経費がかかれば個人的にはなかなか対策がとれないというのが現実でご

ざいまして、高い経費がかかりますと、どうしても中山間地では普及しにくいという

現実があります。先ほど、犬の追っ払いと、での追っ払いという話ができました。私、

まあ、以前も、この犬については発言をさせていただきまして、犬の追っ払いがいい

のではないかと感じておりました。しかしながら、この犬の追っ払いについても、大

変な経費がかかるということでございまして、全く個人ではできないということでご

ざいます。

これ一つの例でございしますが、いわゆる青森県の下北半島、あそこ、

いわゆる二ホ

ンザルの生息地の北限であるということでございまして、特別天然記念物ということ

でなっております、なかなか駆除ができないということで、物すごく猿がふえまし

て、この数字間違っているかもしれませんが、500頭余り多分駆除するんだという

お話がありまして、これ新聞等で、またテレビ等でも取り上げられまして、かなりな

批判を浴びたという経緯もある地域でございしますが、ここで、モンキー・ドッグという、

要するに、犬が猿を追っ払うということで、犬を訓練するという、その2匹ほ

どはなえた、用意したということでございしますが、これ訓練をするのにかなりな経費

がかかります。何十万円ってかかるんだそうございまして、それが、いざ実際にそ

の仕事をするに当たりまして、年間200万円の予算を組んでいると、

そのぐらいそ

の経費がかかるということでございまして、日本じゅうでもこの猿、犬
による追っ払

いをやっている県というのは日本全国で8県しかない。かなりな経費
がかかる。とても

現実的ではないんだなと思っておるわけでございます。

先ほどの、それで、まあちょっとこれ話がそれましたけれども、先ほ
どのおりの件

でございますが、21年度にも、おりをつくるんだというそういう意見
の方が多いと

いうことでございますが、まあ本来、今までにもこのような、いわゆる
有害鳥獣に対

しますところの貸し出し用のおりというのがつくられております。私
が承知している

限りでは五、六基ぐらいあるのではないかなと思っておるわけござ
いですが、ここ

一番問題なのが、いわゆる個人管理になるということになりますと、有
害のときでな

くしても一般の猟期でも使用ができるということでございます。まあ、
猟師さんにと

っては大変不公平であるという意見が出ております。

こういふことで、これ、ある市で、まあ、ある市といやあ、この辺で
は大体、見当

つきますが、市で見解が出ております。狩猟中は、個人が希望して入猟
税などを支払

い、個人が調達した猟具をもって狩猟する期間である。狩猟期間とは、
そういうもん

であると。もし補助導入おりの使用を許した場合、使用できる人と使用
できない人が

出てきます。しかも、毎年新規の狩猟免許取得者が出る中で、補助のお
りを希望され

てもなかなか供給することができない。したがって、補助のおりは使っ
てはならない

んだと、いいながらも、今までのそのおりをかなり使っている。しかも、
使わないで

放置してあるおりも二、三見当たるといふことが、これ猟師さんからこ

ういう文書来

ておりまして、私もこの放置されたおり見てもおります。したがって、

20年度でか

なりな捕獲おりをつくっておりますので、21年度の事業からはこう

いうおりという

のは、まあつくらなくてもいいんではないかなと思っておる次第でござ

います。

もう一点、猿についてでございます。

猿の捕獲おりを、まあ、計画の中にはつくるということになっており

ますが、先般、

農業、私、農業委員でございますので、農業委員会の中でもこの猿の捕

獲おりについ

てお話がございました。いわゆるパイプハウスを利用して、その、かな

り大がかりな

捕獲おりをつくったらどうかと、まあ、課長も多分話は聞いておると思

っております

が、これは既に四国の高知県ではこういう取り組みがしております。か

なりな成果が

上がっている。

小さいおりというのは、猿というのは大変利口な動物でございます
て、必ず食物を、

安全なところへ行きませんと食べません。中へえさ入れておいても引っ
張り出して木の

上に登って食べるという、そういう習性があるわけございまして、お
りでとれても

1匹か2匹。しかも、団体行動で、団体を行動いたしますんで、全部そ
ういう様子を

見ております。一回入りますと、後は絶対入らないというふうなことが
考えられるわ

けございまして、捕獲するなら群れごと捕獲するべきだと思ってお
りますので、か

なり大きいおりをつくってやらないと、余り効果が上がらないのでは
なかろうかと思

うわけでございます。

以上、2点につきまして答弁をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 御質問いただきました、まず、この事業
等で導入しまし

た捕獲おりの関係でございますけども、これについては、この協議会
も議題になっ

たところでございます、それより前にも津和野地区ではかなり導入
があったという

ことで、各支部で支部長さんの会議をやりまして、今後については猟期
内は使用しな

いということを取り決めをしております。

それから、このたび1月にやりました協議会の中でも、やはり不公平
だというよう

な御意見もいただきましたので、農家からは当然使うべきだというよ
うな御意見もあ

りました。けど、まあ、最終的には、皆さんにある程度そういったもの
が行き渡るま

では、猟期内は使用しないということで申し合わせをしたところでご
ざいますんで、

これを不法に使ってるという事実があれば、それは違反してる——違

反といたしますか、

申し合わせに違反をしてるということでございますので、それについ

ては私たちのほ

うからも、それは指導なり、支部長さんのほうにそのようにお願いをし

たいというふ

うには思っております。

それから、パイプハウスを利用した捕獲おりということでございま

すけども、これ

も御意見としても出ております。ただ、場所的なものなりですね、いろ

いろ意見とし

てはいただいたところなんですけども、まだ設置というところまで意見が

まとまらなかつ

たということで、そういう御提案をいただいたことは事実でございま

すので、またそ

ういう御意見もあったということを含めて協議会のほうに諮ってまい

りたいと思いま

す。

○議長（後山 幸次君） 須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） まあ、いろいろ検討することも多い
んだと思います。

先ほどちょっと答弁者のほうからお話がありましたように、農家の
方は利用してほ

しい、幾らでも少しでもとってほしいというのが、私はそりゃ当然立場
としてそうだ

とっております。実は私も狩猟免許を今、一昨年でしたか取りました。

狩猟して生

活の足しにするというんではないわけでございまして、どうしても私
の田んぼの周り

にイノシシが出てやれんし、猿が出てやれん、なかなか猟師さんに言っ
ても対応して

いただけないというのが現状で、自分でやるしか方法がないというこ
とで私も狩猟免

許を取らせていただきました。お金が2万ちょっと1年に要るんです
が、そういうふ

うにして、立場が違うわけでございまして、いわゆる有害鳥獣の駆除と
いうことが、

私ら本当に主になって考えてる。したがって、普通猟師さんなんかだっ
たら、小さい
イノシシなんかだったら逃がすわけですが、私なんか絶対逃がしゃあ
しません。ぶち
殺します。それが大きくなったら必ずうちの田へまた来ますんでねえ。
そういうふう
な考え方の違いというのはあると思いますが、何とかうまくあいに
調整をしていか
なくちゃならないんであると思っております。

今回、この法律ができて、既に自然保護団体が国のほうにも意見
書を出されて
おります。この内容、まあ、二、三ございますので、皆さんに少しお知
りをいただき
たいと思うわけでございまして。

「計画作成の際は、被害農家に加えて自然保護団体も加えること」と
いうことが第
1条に載っております。2条目に、「私たちが真に取り組まなくてはな
らないことは、

これまで生息地でない人里に出てこざるを得なくなっている根本的原因に対する対策

である」と。具体的には、野生鳥獣が帰られる広葉樹林の復活であると。夢のような

ことですが。こういうふうな意見もまかり通るという時代でございます。

先ほど猿のフォーラムに行ったときに、私、ここちょっとメモがございまして、こ

のとき感じたんで書いたんだろうと思うんですが、猿の被害を受けてる人口と受けて

いない人口を比べると、被害者のほうが少ないと。全国的に見て、全員が猿の被害を

受ければ、こんな生ぬるい対策ではないもっとひどい対策がとれるんじゃないかとい

うことをこの中に書いております。今でもその考え方は変わりません。

自然界の動物

と共存というのは私はあり得ないと思っておりますが、本当に共存を今から考えてい

かなくてはならないということであるのならば、農業共済による被害補償制度の拡充、

農業共済にいたしましても共済金が出るといいましても、全額出るわけではございません。また、野生動物との共存を旨とした被害補償制度の確立というものを考えていて

いただかないと、いわゆる被害者というのはたまったものではないと。しかも被害を受ける家庭より、先ほど来から私は話しておりますが、都会地の方々にはなかなか私どもの考えが理解していただけないと、殺すということになるとかわいそうだと

というようなお話が出てまいります。そういう人が多いということになりますと、なかなか私どもの意見が通ることが少なくなっているということでもございますが、

私は1人で2役でも3役でもこなしながら、あらゆる場を通じてこういう意見という

のは今からもずっと述べていってみたいと思っておりますので、今後ともこの有害鳥獣のことに关しましては、議員である限り頑張って意見を述べてまいりたいと思っております。

これで、一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） 以上で10番、須川正則君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で10時50分まで休憩といたします。

午前10時35分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。発言

順序8、15番、板垣敬司君。板垣君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 今回、3月議会においては、一般質

問の通告におい

て趣旨等に十分な配慮が足りず、きょう施政方針についてということ
で町長にお尋ね

するところでございますが、思いつきのままというか、大変不適切な表
現等が多々あ

るかと思いますが、何とぞ寛大なるお気持ちで御答弁をいただきたい
と思います。

最初に、今回の施政方針演説の中で、人材、まあ、行財政改革の推進
ということで、

人材育成の基本方針の策定をことしから取りかかりたい、そのために、
新たに行財政

改革推進室を設けるということで施政が述べられましたけども、人材
育成ということ

は、確かに町の行政をつかさどる中で、あらゆる観点で効率的な運営さ
らに活力ある

町政の推進のために大変重要な部門だと思えます。今回、行財政改革推
進の観点から

このような取り組みがなされることにつきまして、その設置目的なり

が早急に達成さ

れますことを特にお願いを申し上げる次第であります。

次に、財政面から人件費についてお伺いをいたします。今回、人事院
勧告によって

休息时间と休憩時間の取り扱いで、実質勤務時間が15分短縮される

という条例の改

正案が提案されておりますが、今日の地方の経済、民間の事業所なり、

そういった苦

しい状況の中の現実を見たときに、今なぜ人事院勧告をそのまま踏襲

したこのような

改正条例が出されるのか、大変理解に苦しむところであります。さらに、

昨年度まで

は、労使交渉の中で、給与5%カットということで予算が執行されたか

と思いますが、

今回は3%ということで2%去年よりもカット率が減ったということ

でございますが、

この辺についても、先ほどのような経済情勢・景気の低迷の中で、どう

いう御判断を

されたのかなと、大変理解に苦しむところであります。

続いて、少し今回は国の政策の関係で3月の補正予算と一部ダブる
ということで、

若干、施政方針として果たして、お伺いしてもよろしいかどうか迷うと
ころでござい

ますが、昨日来からの同僚議員からの質問にもありました地域活性化
生活対策臨時交

付金というのが2億7,000万ばかり予算計上され、既に20年度予
算でおおむね

のところは予算化、まあ、支出され、残りの30%部分8,100万に
ついては

21年度に繰り越すというか、20年度では基金に繰り入れ、それをま
た21年度で

は繰り出すというようなことで政策に使われるということでございま
すが、再度、き

のうも質問がありましたので大変重複して恐縮でございですが、その
中の8,100万

については、文化財施設の活性化基金ということで550万、これにつ

いては絵画な

り写真購入ということの説明の中にあつたかと思ひます。それから、教育施設という

ことで、学校の耐震化等々に向けての設計監理委託料等に750万、それから観光振

興という目的のもとに700万、これはSL運行の30周年記念という

ことで記念すべき今年度に当たつて、何か特に従来より変わったイベントなりを取り組んでいこう

という御説明もありました。さらに、地域医療推進活性化基金といひましようか、

100万円ほど医療機関の今後の運営等についてそれを使うと。それから道路整備で

は、4,000万が生活道路の舗装維持等に向けられる。それから環境整備として

2,000万、ごみの適正処理・美観環境対策等で使われるというよう

な基金が21年度に繰り越されて、これを21年度に使われるということ

が、この辺につ

いて今回の交付金自体の地域の活性化なり生活対策という趣旨が十分
生かされた使い

方が望まれるわけでございますが、そうした中には、直接経済活動に寄
与しないとい

うようなこともあるのではないかなと思いますが、もう少し町長のお
考えをお聞かせ

いただいたらと思います。

それと、これも施政方針とは若干かかわらない部分かもしれませんが、例の国の定

額給付金、本町の場合1億5,300万円がその給付金として予算化さ
れておられま

すが、この支給時期とか支給方法、そういったものは、あすの12日の
議決をもって

なされるのかと思いますが、まだきょう現在、私、その辺を十分承知し
ておりません

ので、現在、はるかぜ商品券ですか、発売が3月2日から行われて、町
民の皆様もた

くさん買っていただきたいなと思いますけども、やはりこの定額給付金というものが、

早く、一日も早く町民の皆様のもとに出されることによってこの春風商品券も買って

いこうかという気にもなろうかと思いますが、その辺の今後のスケジュールというか、

予定等についてお聞かせいただいたらと思います。

少し長くて恐縮でございますが、個々の課と教育委員会等、それから福祉事務所等

についても個別に最初にお伺いしたいと思いますが、まず最初に今回教育委員会では、

国の、城跡含めて国の指定範囲が嘉楽園等にも及んだということで、旧津和野藩の藩

邸跡が、国の配慮によりまして1億2,700万円、さらに物見やぐらの修復費とし

て1,200万円、そういう大変ありがたい国の配慮があるわけでございますが、現

在も本町においては、旧堀氏庭園の修復工事も平成22年の完成を目

途に鋭意工事が

進捗しておりますが、つい最近では県の文化財である永明寺の鐘楼・鷺原八幡宮の社

殿、多胡家老の晩鐘等々の修復も、緊急ではありましたが、県の配慮で修復を見たところ

でございますが、そうした一連の文化財の保護・修復等の流れからすると、私は、

本町、殿町の養老館というものが、非常に従来から一日も早い修復を望んでいたのでは

はないかなと思って、この国との折衝ということの中でのことはよくわかりませんが、

養老館の修復のほうへ国へ理解を求めてやったほうがむしろよかったですのではないかな

とも思えるところでございますが、許される範囲でその辺のところをお伺いしたらと

思います。

昨年6月の補正で、豊かな体験活動推進事業ということで、町内の小学生、小学校

が体験活動ということで海辺のほうへ、隠岐島ですか、行かれて、95
万程度の予
算——これもほとんど国費で賄われたかと思いますが、これは今、国が
進めようとし
ております子ども農山漁村交流プロジェクトということを進める背景
があって、
20年度に島根県下のどっかの町村でやってもらえないかということ
でこの予算化が
されたはずだと思いますが、この辺の95万円の事業費をもって進め
られた推進事業
と、今後国が進めようとしておられます子ども農山漁村交流プロジェ
クトというもの
が、どう相関関係として今後津和野町で、この95万をどのように検証
しこれからの
推進のために検討をされておるのか、この国の事業は3省にまたがっ
ておりますので
教育委員会サイドだけでは判断しかねる部分もあるかと思いますが、
しかし95万の

スタートからすれば教育委員会サイドとしても十分今後の考え方を反映すべきではないかなと思って質問をいたします。

それから、まだ予算書を十分、いただいて時間がありませんので拝見しておりますが、本町の図書館の体制については、私も従来から日原地区にある図書館、津和野の図書館、その図書館の体制について少し格差があるのではないかと、その辺について文教の町として図書館の重要性を見たときには、今までの体制がどのように今後なろうと、どのようにしようとしておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、今度は情報企画のほうに入りたいと思いますが、最初に、質問ではありませんが、ちょっと苦言を申し上げたいなと思いますが、町の広報ということでございます。

実は、私の住んでる地元にも、今回平成20年度県知事功労表彰ということで、農業部門で表彰を受けられましたある方の地元で祝賀会を行いました。その中では、知事表彰の式典の資料として本町から4名の方がいろんな角度で功労があったということ
で表彰がなされておりましたが、広報の掲載記事はそれぞれ担当課がそれぞれの扱い
というか気持ちをいち早く伝えるということも必要であったかと思いますが、早い人では12月号、遅い人ではまだ出てないと、そういうような状況ではないかなと思
いますが、これはやはり、せつかくの、大変な御苦勞があつて表彰を受けられたわけで
ございますから、4名の方がひとしく広報に掲載されるというような配慮は当然だと
私は思います。これは苦情ですが、情報企画のことについては、環境問題というか、

私は、従来からエネルギー問題について質問をさせていただいておりますが、木質ペレットということで、同僚議員からもバイオマスエネルギー等々の今後の本町としての考え方が問われておりますが、現在、なごみの温泉にその木質ペレットを使ったエネルギーというようなことも考えておられるやにも聞きましたけども、その辺のことについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、平成12年ですか、シルクの染め織り館ということで今まで旧日原町のまちづくりの一環として進められておりましたこの館の取り扱いについて新たな展開を迎えたということで、大変残念な結果だとも思いますし、時代の一つの流れの中で好機な判断であったかなとも思いますが、今後も、染め織り館の有効活用について現状高津川を背景とした自然体験型の交流施設として考えてると言う

ておられますが、

私は、昨年設立されましたエコツーリズム協議会の一メンバーとして

安蔵寺山、さら

に健康ということで蚕を主体とした体験、さらには染め織り館を利用

した草木染め

等々のエコツーリズムの1つの提案を企画として出さしていただいて

おりますが、非

常に、今回3月議会で、シルク染め織り館は閉館しますよと、そういつ

たことを聞か

されますと、担当は情報企画だということでございますが、エコツーリ

ズムは商工観

光課ということで、この辺のお互いの情報の交換なりこれからのこと

について、意見

のやりとり等があっただけでしかるべきではないかなと思いますが、これ、あ

った上でのこ

とかもしれませんが、大変、エコツーリズムは、私は6月と10月に具

体的には計画

を提案書として出しておりますが、それまでに間に合うような体制が

できればいいな

あと、ひとしく大変思ってるところでございます。

それから、福祉事務所のことにつきまして、前回今回シルバー人材センターに対す

る大変温かい御理解のもとに当初の目的を十分達せるような予算配分がなされて、大

変ありがたく思っております。そういう、これから、大変高齢化社会の中で、健康と

地域貢献ということで両面を持ったこのシルバー人材センターの位置づけというもの

は大変重要であるし、強力に進めていかなければならない部分だと思っております。

それと、一方、子育てのサポート支援センターということで、大変、去年ですか、

幼花園の建設の関係で直地の児童館のほうへ移転を余儀なくされたわけでございます

が、非常に少子化の中で子育てをされる母親の不安な精神というか不安な気持ちをお

互いに交換し合うことで、よりよい子供の養育というものがあるとい
うことは大変必
要だと思いますので、今後とも強力に進めていただきたいと思います
が、一部任意の
民間では、従来場所を利用して活動もしておられるようござい
ますが、こうい
ったものがあちこちで広がることはいいことだとは思いますが、そ
の辺のことにつ
いて現在のお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

それから、建設課のことについてお尋ねしたいと思います。ことし
も1月から
2月の土曜・日曜日というかそういう期間を設けて、交通社会実験が1,
400万ば
かりの国費をもって実験が行われたところでございますが、既に平成
15年、16年
とも、そういった国の事業として循環バスの運行とかパーク・アンド・
ライドとかい
うようなことで、将来の津和野の交通体系等々の実験がなされてきて

おりますが、今

までの同僚議員の質問にも具体的なその今後の工程表というか将来のハード部分にお

ける公示等が十分私どもにはまだ届いておりませんが、今どのような状況にあるのか、

今回のその、ことしの1月に行われた部分においても、高岡通りというもの本当に大

型車の離合が非常に難しい、さらには商店もあって最近では観光客の流れもそちらにも

向いとるわけでございますので、歩行者の安全等々、そういった観点から今回の実験

がなされたかと思いますが、その辺の直近のアンケートは、エブリプランというところ

ろに松江のほうへ住民から送るという手はずになつておりますが、担当課として今まで

の実験の検証と今回の実験、さらに今後国と町がどのようなパートナーで将来のビジ

ョンを築いていくか、その辺についてお聞かせいただいたらと思いま

す。

それと、地籍調査のことについて、まあ、建設課の中に入っておるわけでございます

すが、予算書の、ぱらぱらっと見る限り（「通告性の意味がないよ」と呼ぶ者あり）

はっ、（「通告性の意味がない（ ））」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（後山 幸次君） どうぞ、発言してください、板垣君。

○議員（15番 板垣 敬司君） はい。地籍調査事業ということだけを見ますと、前

年対6,100万円の減額になっております。よくよく見ると、職員なり給料なり職

員手当なりの組み替えというかそういったものが科目から消えておりまして、委託料

ということだけを見ますと1,200万円ぐらいの減額になっておりますが、この地

籍事業については、この6,100万と1,200万の減額、その辺について今までよ

りも事業の進捗が減るのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

以上、少し長くなりましたが、施政方針について御質問いたしたいと思

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 15番議員さんの御質問にお答えしたいと思

いますが、冒頭、
お言葉にもございましたが、本来一般質問の通告は、要旨をなるべく具

体的にという
ふうになっておるのがルールであろうかというふうに思います。した

がいまして、十
分なお答えができないかもしれませんが、その点はひとつ御理解

をいただきたい
と思っております。

まず、職員の勤務時間の変更につきまして今回条例を御提案をさし
ていただい

ています。新聞等でも報道しておりますように、全国的にあるいは県下、
県初め市・

町・村それぞれにあのような条例提案をさしていただいております。い

ろいと御意

見のあるところであろうと思いますけども、まず従来既にこの提案説

明で申し上げて

おりますように、職員の勤務時間中には、旧来、まあ、旧来といえます

か、今日現在、

この休息时间と休憩時間というものがございます。休息時間は職場を

離れてはならな

い、いわゆる仕事を置いて一服するそういう時間でございます。休憩時

間は職場を離

れて自由な行動をとってもいいというのが今日までの制度でございま

すけども、これ

を改めて、休息——手を置いて一服するという時間をなくして、いわゆ

る全時間にわ

たって仕事をしなさいということになりました。そのかわり、12時か

ら1時まで、

いわゆる昼食の時間でございますけども、旧来はその中に15分間こ

の一服する時間

が15分間ありまして、本来でありますと、庁舎を離れて食事をするとかいったようなことは法の精神からいえば少し逸脱しておったわけではありますが、しかし、その辺は臨機にお互いに対応しておったというような面もございますけれども、これを今回の改正では明確にしていくというようなことでございます。

　今なぜかということもございますけれども、人事院の勧告が示されたと、旧来、県もそうありますが、特に弱小の町村はこの人事院勧告あるいは県の人事委員会の勧告に沿ってそういうこの勤務条件等定めてきておりましたので、今回もそれに従わさしていただくということでございます。

　特に、この勤務時間につきましては、御承知のとおり、現在津和野の職員の例をとってみましても、職員が広域連合等の事務局に出向しておりまして、広域連合等につ

きましては、当然、県の勤務条件に従って勤務をいたしております。それからまた、
逆に、現在本町に県の職員を受け入れておりますけども、この職員は本来県の勤務時間
に従うべきものでありますけども、町に入ってきますと、やはり町のこの制度に従
って勤務をするということになっておりますが、現在のところ、県も町も同様でござ
いますので、さしたる支障もなく勤務ができるわけではありますが、そういう状況もあ
りますので、できるだけ整合性を持った状態に置きたいというのが私どもの思いでござ
いますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、給料の減額でございまして、ああして本年度まで職員については
5%のカットを求めてまいりました。既に3年間にわたって協力をしてくれてお
ります。で、財政状況は非常に厳しい、決して好転はしたということでは

はございます

んけども、まあ前年にわたって協力も求めておりますので、今年は、ひとつ、他の町

村の例等もいろいろと参考にしながら3%でということにさせていただいたわけであ

りますので、この点もひとつ御理解をいただきたいと思っております。

それから、生活給付金定額給付金等についてもございましたが、できれば、予算の

説明をいたしておりますし、またあす予算等に対しての御質疑もあろうかと思えます

ので、そのほうにゆだねさしていただければという思いがいたしております。

す。

それから、養老館の文化財指定の修復についてもお話ございました。御承知のとおり

りに養老館が現在まだ国の文化財指定ということになっておりませんので、広範な上

段史跡で指定を受けてまいりましたので、私どもとしては、殿町一帯ま

でこれを広げ

ていただく、そしてその中で養老館等も国の重要な文化財としてまず
指定を受ける、

そして、国の財政支援を受けながら修復に入りたいと、このように考え
ておりまして、

状況が状況でありますけども、財政状況等を考えますと、やはりまだ、

今これに手を

つけるということは非常に難しい状況があるということでございます

ので、御理解を

いただきたいと思います。

それから、図書館の体制等についてございましたが、これまた教育長
のほうからお

答えをしたいと思いますが、表彰を受けられた皆さん方の、いわゆる顕
彰といいます

か、町民の皆さん方に御披露さしていただくということについてそご
があったようで

ございまして、大変、関係の皆様方には申しわけないと思っております。

おわびを申

し上げ、早い時期にしかるべく対応させていただきたいと思っておりますので、お許しをいただきたいと思います。

それから、シルク染め織り館の運営についてでございますけども、施政方針でも述

べておりますように、今日までのいろんな経過を踏まえ、また多くの御意見を参考に

しながら、当面あのような御提案をさせていただいておるわけですが、その根

本となりますのは、やはり研修生が確保できないということでございますので、これ

は染め織り館設置の本来の目的を果たしていくことができない状況が今生まれており

ますので、この状況の中で同様な予算措置を続けていくということは、この財政事情

の厳しいときにいかなるものであろうかということで、今回あのような措置をさして

いただいたわけではありますが、このことにつきましては、議長さんにも

お願いをして

おりまして、この会期中に全員協議会を持っていただきまして、またそこでもう少し

御相談をさしていただいたらとそのように考えておりますので、御理解をいただきた

いと思っております。

その他につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく
お願いをいた

します。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、人材育成基本方針につ
ましてお答えを

申し上げたいと思います。

人材育成基本方針につきましては、平成20年度で策定をしたいと
いうことで、今

準備を進めておりまして、ほぼ完成に近づいておりますが、策定委員会
等、庁議のメ

ンバーで編成しております策定委員会で先般1回かけたわけですが、

一部意見等も出

まして、これを今再修正しておる段階であります。できましたら、この

議会中に全員

協議会を開いていただいて、御説明ができる場を持たせていただきた

いというふうに、

そういう気持ちであります。内容につきましては、そのときに詳しく説

明を申し上げ

たいというふうに思っております。

それで、平成21年度につきましては、まず、職員が育つ環境づくり

を目指したい

ということで、職員が伸びる職員研修の実施というそういう目的を持

って業務検討委

員会を持つ、それと、職員が生きる人材評価制度の構築を図るための人

事評価制度研

究会を持ちたいということで、そういう組織も持ちたいというふうな

そういう気持ち

を持っておるところでございます。

それと、人材育成方針にのっとり本町の次代を着実に推進するため

に、行財政改革

推進室を主管課に設置するというので、そういうことも今考えてお
るところでござ
います。

それと、次に、地域活性化生活対策交付金（発言する者あり）あっ、
ああ、そうで

すか、濟いませぬ。それは、じゃあ、そうします。

○教育長（斎藤 誠君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 教育委員会につきましては、3点ばかりあ
ったかと思いま

すが、まず1点目につきましては、先ほど町長が答弁をされましたので、
省略をした

いというふうに思います。

それから、豊かな体験学習の関係であります。去年は木部小学校が
対象として実

施をしております。議員さん言われるように隠岐のほうに交流学習
に行っております。

す。

で、基本的には、学校が行うそれぞれの事業というふうなものは、基本的には学校

長の判断の中で取り組めるかどうかというふうなことを行っておりまして、情報とし

ては、こういう事業がありますというものは、各学校に流しておりまして、あとは学

校長の判断で、希望があれば教育委員会のほうで事務手続をして実施をしま

いる、というふうなやり方をしております。したがって、20年度、21年度につ

きましては、特に、今の、現在においては希望がない、というふうな状況であります。したが

って、教育委員会として、学校にどうしてもやっていただかなくてはならないと

いうふうな共通的なものにつきましては、教育委員会のほうである程度御無理を願

いますようなこともあろうかと思っておりますけれども、基本的には学校運

営につきまして

は、学校長の判断中でスムーズな運営ができるようなやり方をしているところ
であります。

それから、図書館のことにつきましてであります。図書館の重要性
というふうな
ものは重々理解をしておりますし、重要であるというふうに考えてい
るところであり
ます。したがって、今現在において、津和野地域と日原地域におい
て、開会時間
あるいは、体制等に若干の差はあるということは、そういう状況になっ
ておきまして、
今後、そういったことにつきましては、何らかの改善をしていかなくて
はならない、
というふうに考えているところであります。

それから、職員体制につきまして、今、津和野地域においては、職
員を配置して
おりますけれども、事情がありまして退職をされますので、今の状況が

らすると、な

かなか、新たに職員をとというのは難しい状況であろうと、いうふうに判断をしております

まして、当面は嘱託職員で対応をせざるを得ないかなというふうに考えているところ

であります。ただ、やはり図書館司書の資格というふうなものは重要視をして、そう

いった資格者を対象としてまいりたい、いうふうに考えております。

それから、図書館の活用というふうなことにつきましては、ああして検索システム

を導入をいたしましたし、それから県とのネットワークにつきましても、随時、構築

をされておりますので、そういったものの普及あるいは活用を広めてまいりたいとい

うふうに思いますし、開館時間等についても、今後、検討して統一化を図ってまいり

たいというふうに考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） どちらからいく。（発言する者あり）（「わしが

先よ」「情

報企画課」と呼ぶ者あり)

はい、情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） はい。情報企画課関連の御質問でございます。

環境問題であります。御指摘の木質ペレットによります。なごみ温泉のエネル

ギーという点でございますが、総体的には、いわゆるその新エネルギーの構築という

観点から、現状、内部の関係機関によりまして構想会議を、現在、練っているという

状況であります。したがって、現状、御報告なりできるということにつきまして

は、いわゆるこういうふうな木質ペレット、そういったようなものも使いながらです

ね、一つのエネルギーとしていろんな視野を考えたいということであり、

りませんが、いず

れにしましても、きのうの、いわゆるその日本版グリーンニューディー

ルということ

も関連してまいりますけれども、当然そのエネルギー対策として、この津和野町に限

らず、いわゆる高津川流域、益田圏域、そういったような、いわゆる森林資源を中心

にしながらですね、幅広く連携をして、どういうふうな、ボリュームも含めてできる

のかと、あるいはそれによって、当然新たな雇用なり、産業といったような部分も含

めて新エネルギービジョンとしてですね、構築をしていきたいというのが現状の考え

方でございます。当然、菜の花プロジェクト等、農水にかかわるバイオマスタウン構

想、そういったもろもろ含まれてまいりますけれども、そういう意味で、現在、役場

内部の関係機関において、これを進めるべく協議を進めているところでございます。

○参事（長嶺 常盤君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） 子育て支援事業についてお尋ねですので、お答えを申し上げます。

子育て支援事業につきましては、昨年、場所を直地児童館に変更いたしまして、推進をいたしているところでございます。施政方針にもありますように、地域と連携を図り子育ての家庭への支援を行っているところでございます。

21年度につきましては、議員もおっしゃいましたとおりですね、子育ての重要性を考慮しながら、一層の推進に努めたいとは思っております。現状の、津和野での場所の御指摘もありましたので、場所が変わったということで、内容につきましては、過渡的な取り組みとして支援を行ってきたところでございますけども、今後は全町の部分も考慮しながらですね、要綱等を定めまして、支援をしてまいりたい

いというふう

に考えております。

以上でございます。

○建設課長（伊藤 博文君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、建設課の体制の御質問にお答えします。

冒頭まず、今年度の交通社会実験につきまして、町民の皆様に御協力いただきまし

て、無事終わることができました。大変ありがとうございました。お礼を申し上げま

す。

交通社会実験についてでございますが、過去、循環バス通りやで道案内、そしてこ

としの、歩行空間の創出ということで、やってまいりました。結果を生かしまして、

町としてですね、やっていくときにはそういうデータをもとにしてですね、この社会

実験の結果を生かしてまいりたいと思います。

なお、今年度の歩行空間の創出についてはまだ、アンケートなり、そういうまとめができておりませんので、そのまとめが、今年度でできますので、高岡通りの道路の改良等、計画できましたときには、そういう結果を利用いたしまして、よりよい道路を計画してまいりたいと思っております。

それから、地籍調査についてでございますが、地籍調査は毎年一筆地調査、その次の年にはその一筆地調査が済みまして、次の年にはそのくいを打ったところの一筆、一筆を測量する、その次には、その測量した成果を図面におこして、国のほうへ持つてあがると、こういうふうな流れになっております。町財政もああいうふうに厳しい中で、昨年度より直営2班、委託が1班と、班数が1班減りましたので、今年度はそ

の前年から引き続いておりました、測量なり測量の成果を図面におこすというような作業がおちてまいりますので、そういう意味から減額となっております。ですので、事業自体は今年度も、直営2班、委託1班、去年と同様に進めてまいり考えであります。

以上です。

○議員（15番 板垣 敬司君） 議長。

○議長（後山 幸次君） はい、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 冒頭申し上げましたように、施政方針演説、施政方針の範囲にとどめるべきだったものが、予算にかかわるところまで踏み込んだ質問をいたして、大変申しわけありませんでした。今後は、十分気をつけてまいります。

地域医療の確保ということで、今日、橘井堂の立ち上げからこれから

の運営につい

て鋭意協議がなされておりました、私も大変気になるところではござ
いますが、今回、

そのシルクの染め織り館と、そういったものの一連の試作を見た中で、
やはり生みの

親、育ての親、さらに、今日、話題になっておりますが、みとりという
か、映画でも

日本映画がアカデミー賞をとられましたけども、「おくりびと」と、と
いう映画です

が、そういう、みとりというような、親が子供を先、親が子供の先立つ
のを、みとる

という感じのように私は思いますが、シルク染め織り館は、まあ、育て
ることができ

なかったかな、そういうことを大変残念に思います。橘井堂については、
今まさに生

もうとして、まあ、生んではおりますが、これから大変、町民の皆さん
が一丸となっ

て育てる大切なものではないかなと思っております。ぜひ、これから厳

しいことが予

測されますが、町長を中心に一致団結して、町づくりに邁進してまいりたいと思いま
す。

大変、きょうは失礼いたしました。これをもって質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、15番、板垣敬司君の質問を終わります。

.....
○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩と
いたします。

午前11時37分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いた
します。

発言順序9、3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 議長、3番。

○議長（後山 幸次君） はい、沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 議席番号3番、沖田守であります。

本日は、未曾有の大不況下での津和野町の対策について、並びに疲弊しております

本町の農林業に若者の呼び寄せ策を考えたらどうかと、こういう2点について質問

をいたすわけであります。

私は、これまでの質問で、まず津和野町の町は行財政改革を果敢に行って、そして、

町の財政に少しゆとりを持たないと、この町の将来は危ういというような意味合いで

の質問や、さらには12月の定例会では、疲弊し切ってしまった、この町の地場産業

というか、産業振興にもう少し、思い切った施策を講じていかないと、

これまた大変

なことになりますよと、というようなことを質問してまいりました。

で、12月の定例会で私の質問に山岡商工観光課長は、町の財政の改革、行財政改

革も、地場産業の産業の振興策が伴わないとかなうものではない、この

ように答弁を

いただき、私は意を強くしたところでありますし、さらには、担当部署の

商工観光につ

いても、観光産業を町の基幹に据えとる本町としては、観光というのは

町の総合力そ

のものであると、このような答弁もいただいて、非常に私は感銘を受け、

大きな期待

を、今、しておるところであります。

御承知のように、きょうは、申し上げたように不況下での本町の対策

をいかなさ

れるかということでお伺いするわけではありますが、町長の初日の施政

方針お聞きもい

たしました。

そして、昨日から始まった一般質問で、滝元議員や竹内議員や先ほど

の板垣議員

等々から、町の21年度に向けての取り組み等々についても質問があ

って、それぞれ

お答えがありますので、いささか重複する面もあるかと思いますが、不

況対策に絞っ

て御質問を申し上げますと、こういうことであります。

今さら申し上げるまでもなく、同僚議員も、アメリカに端を発した今
回の世界同時

不況というものは、100年に一度の危機である、まあ、こういうふう
なことで言い

尽くされましたので、そこら辺はあえて省略をいたしますが、去る2月
の臨時会で、

町も地域商品券のはるかぜ商品券の発行、あるいは信用保証協会への
保証料の補助

等々、1年3,100万からの補正を組んでいただいて、既に実施をし
ていただいて

おる、まあ、こういうこともあるわけではありますが、それにしましても、
都会もそう

であります、この地方も大変な不況になってきた。きのうも、滝元議
員の一般質問

にこの津和野というふうな町、要するに過疎が進む山間僻地の、言うな
れば中山間地

という表現で、表現されておりますが、この田舎町については、今まで
も、そう景気
のいい時代が続いたとは思わない、まあ、いようなお話もありました
が、まさにそ
うではあります。そうではあります、昨年来から非常に危機が叫ばれ、
本町につい
ても予断を許さない、こういう状況になってきたというふうなことが
実感として、町
執行部ももちろんでありましようが、我々もそのように受けとめてお
ると、こういう
ことでありますから。

そこで、本町について具体的な質問に入るわけではありますが、新年度
でそれぞれ、
重点の施策、あるいは予算というものが既に御提示になされて、一通り
の説明も受け
たところでありますが、その中身を、いささかお尋ねをしたいと。

特に、申し上げておきますように、重点施策と予算額、その中で、私
は、こういう

時期にはどうしても、公共事業というのが、ある意味では即効性が高い
んではないか

というような意味合いから、公共事業投資の内訳について、新規であつ
たり、継続で

あったり、並びに維持補修というふうなものが、長い歴史の中で、今ま
で、道路が建

設され、あるいは橋がかかり、あるいはいろいろな施設建物が建ってまい
りましたが、

随分年数を重ねてくると、この維持補修というものに相当な、今後、予
算を必要とす

るのではないかというような意味合いで、この点についての質問。

そして、2番目には、その中の、特に維持補修に必要な、道路や橋梁
や建物等につ

いて、町が財産台帳持っておりますから、十分把握はしておいでだろう
とは思いますが

が、年次ごとに、やはりきちっとこれを把握をしておく、こういうこ
とが大事では

ないかと思って、この調査が果たしてできておるのかどうなのかとい

うことをお尋ね

をしたい。

それから、これも既に、きのうからの質問等でお話をちょうだいしておりますから、

いささか重複しますが、国のあの第2次20年度の補正予算に絡む緊急対策、あるいは

は21年度の予算等々が、津和野町の財源確保のために、どの程度、確保ができてい

るのかということについて、まずはお尋ねをするわけであります。

お願いを申し上げます。

○町長（中島 巖君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 3番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、

御意見のとおり世界的な経済危機は、我が国や、そして地方の経済にも大きな影響を

及ぼしているところであります。まさにこの経済激甚災害と呼んでもいい、そういう

様相を呈しておると、このように考えています。

で、このような状況の中で、国あるいは県におきましても、経済あるいは雇用対策、

そうしたこと、さまざまなこの支援策を打ち出しております。非常に結構なことだと

いうふうに、私ども地方の者は受けとめておるわけでございます。で、お話がありま

したようにこういう時代にはありますので、経済にこの即効性があるということが一

番大事なわけでありますが、それからいいますと、これも御意見がございましたよう

に、この公共事業、こうしたものが最も即効性があると言えるというふうに思ってお

りまして、新年度予算につきましても、まあ、そうした面では、厳しい財政状況の中

ではありますけども、考えさしていただいたというところでございます。

で、そういうことでございますけども、具体的なこの新年度予算の編

成、そして、

またその中身、これらにつきましては、少し具体的にお答えをさせていただきたいと、

このように思っておりますが、数字がかなり上ってまいりますので、担当課長から御

説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○総務財政課長（右田 基司君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、新年度予算の重点施策と予算額について

お答えを申し上げます。

新年度予算における重点施策と予算額は、まず町づくりにおいては、津和野町づく

り基金1億円、これは、合併特例債を充てさせていただきまして、この基金を積むも

のでございます。新規でございます。

それと、生活関連におきましては、バス確保路線補助金3,084万4,000円、

これは新交通システムによるものでございまして、一部変更継続でございます。

医療対策についてでございますが、通院定期バスの利用補助金40万7千300円、

これは継続事業でございます。

人工透析通院等扶助費177万円、これも継続でございます。

救急医療対策事業負担金639万4,000円、これも継続でございます。

検診委託料1,131万、これも継続でございます。

と、医師確保対策賃金190万4,000円、医師確保のための臨時雇い賃金を今回計上しております。新規でございます。

それと、コンサルティング業務の委託料105万円、これも新規でございますが、

これについては、生活活性化生活対策基金、繰り越しております基金を充当しております。

福祉対策でございますが、社会福祉協議会の補助金3,988万7,0

00円、継続

でございます。

老人ホーム措置費5,228万4,000円、これについても継続でございます。

シルバー人材センター育成事業補助金820万円、これについては今年度から組織化をされるということで、新規でございます。

生活保護費1億2,047万3,000円、継続でございます。

少子化対策においてでございますが、幼花園の建設事業、最終年度になるわけですが、2,642万1,000円の継続でございます。

乳幼児等医療費助成金543万3,000円、これは継続でございます。一部変更等がされております。

それと、農林業振興においてですが、がんばる地域応援総合事業補助金703万4,000円、今年度から新しい補助金できております。

中山間地域直接支払補助金5,330万、これも継続でございます。

農地、水、環境保全構造対策事業地域協議会の負担金 863万2,000円、これについても継続でございます。

森林整備地域活動支援交付金 741万1,000円、これについても継続でございます。

商工観光振興においてですが、地域再生特産キャンペーン 400万円、これについても基金を繰り越して、これに充当するものでございます。

夏まつり実行委員会補助金 450万、継続でございます。

商工会の補助金 860万についても継続でございます。

中小企業融資利子補給金 200万についても継続でございます。

中小企業育成資金貸付金 1,500万、これについても継続でございます。

SL30周年記念事業 300万でございますが、これについても基金を繰り越して本年度で充てるものでございます。

観光協会の補助金 600万5,000円、これも継続でございます。

地籍調査事業、地籍測量業務等の委託料ですが、4,834万5,000円、これについても継続でございます。

土木事業でございますが、県営工事負担金1,360万、これについても継続でございます。

道路維持工事費4,500万、これについては通常の500万に4,000万の基金を、繰り越しております基金をここに充てております。

道路新設改良工事費2億4,950万、これについては継続でございます。

河川環境整備費1,083万3,000円、これについても継続でございます。

教育文化の振興においてですが、耐震2次診断設計監理委託料2,149万1,000円、これは新規でございます。

それと、理科教育設備備品の購入118万8,000円、これについても新規でござ

ざいます。

それと、学校デジタル対応用テレビ購入費150万、これについても新規でございます。

歴史基本構想策定費787万、これについても、これは新規と書いとりますが、去年からの継続でございます。

物見やぐら修理工事1,290万5,000円、これについては新規でございます。

嘉楽園用地購入費1億2,790万4,000円、これについても新規工事でございます。

それと、安野光雅美術館原画作品購入費500万、これについても新規でございます。これについては、基金を充てて、今年度で事業を導入するものでございます。

桑原史成写真美術館写真購入費、沖縄の写真購入ですが、50万円、これについて

も基金を充てて今年度事業をするものでございます。

それと、公債費についてですが、元金を繰り上げ償還をいたしまして、
3億

1,376万3,000円、これを繰り上げ償還するものでございます。

以上、などでございます。

○建設課長（伊藤 博文君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、議員さん2番目の御質問にお
答えいたします。

道路の維持補修につきましては、道路愛護団長等からの連絡や、日々
の道路パト

ロールにより必要に応じた工事を随時発注しているところであります。

橋梁につきましては、橋梁台帳において整備していますが、現在全国
的な橋梁長寿

命化修繕計画策定事業により点検を行い、維持補修をしてまいりたい
と考えておりま

す。

建物につきましては、学校の耐震診断1次、2次の結果に従い新年度

に日原小学校

の改修を予定しているところであります。ほかの学校についても診断結果を踏まえて

随時進めてまいりたいと考えております。

また、旧堀氏庭園、物見やぐら修理工事等、新年度に計画し、次年度以降、三渡八

幡宮本殿、養老館等の建物を計画に沿って維持補修してまいりたいと考えております。

町営住宅につきましても、新年度に中座住宅の屋根の補修を予定しておりますが、

全体的には入居者の皆さんより報告等により、随時維持補修をしてまいりたいと考え

ております。

○総務財政課長（右田 基司君） 議長。

○議長（後山 幸次君） はい、総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 3番目の件でございますが、国の20年度補正、

21年度予算で津和野町への財源確保の関係でございますが、平成2

0年度補正予算

に計上いたしております、国より経済対策として地域活性化生活対策
交付金が交付さ

れることとなりました。本町に対しましては、2億7,194万4,00
0円が交付と

なります。なお、その実施事業は平成21年10月1日より平成22年
3月31まで

に執行できる事業であります、そのうち3割までが特定に充てた基
金として、翌年

度に繰り越しできることとなっておりまして、当町は8,100万を繰
り越しに充当

しております。この特定した基金につきましては、平成21年度におい
て予算化して

おります。

次に、定額給付金事業交付金1億5,364万5,000円についてで
ありますが、

1人当たり1万2,000円から2万円の定額給付をするものでありま
す。

また、子育て応援特別手当交付事業として、287万8,000円が
交付となりま
した。

平成21年度予算におきましては、さきにも述べておりますように、
地方交付税に
おいて、生活防衛のための緊急対策に基づく、地域雇用推進費かつ当町
試算で
8,600万円。

医師確保対策分として特別交付税120万掛け99床分ですが1億
1,880万円、
前年より5,048万円増でございますが。

それと、普通交付税59万円掛け99床5,841万円、前年より1,
089万円増
等、新たな財源として計上しております。

あっ、済いません、大変失礼しました。先ほど、平成21年10月1
日よりと言っ
とりますが、平成20年10月1日より平成21年3月31日までに
執行できる事業

であります。訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 大体、平成20年度の、まあ、国があ
あして第2次補

正予算で、ある意味では国民の声を反映して、あるいは日本の未曾有の
この大不況に

対して各自治体に対しても、それなりの予算措置を講じたということ
で、今、御答弁

いただいたような、こういう予算が補正で計上されたことは、まことに
結構だと思い

ますし、速やかな執行が望まれるということで、本議会に提案がありま
すので、有効

な対策になるように、お互いに努力をせにゃならないと、このように思
いますし、

21年度予算等につきましても、お話のように新規の事業をかなり取
り入れていただ

いたと、まあ、こういうことありますから、少しはこれでこの町の景
気浮揚に、い

ささかなりとも効果を期待できるのではないかと、こういうふう
に判断をしております。
す。

この3月議会に資料として、今、提出をいただいております、この津
和野町からの
緊急経済対策要望書というふうなものも出されております。

私は、12月議会でも、まあ、産業振興の中で申し上げましたが、や
はりこの平素
から町の産業振興や、まあ、すべてのこの行政執行する上で、町内の各
種団体との連
携というのが非常に大事ではないかということをお願いしてまい
ったわけでありま
す。
が、特にこういう緊急を要する雇用の、雇用というか不況対策等につ
いては、商工会
から、ああして緊急経済対策要望というものが出てはまいって
おりますが、各種団体
との、トップとの会談というのは、私は必要ではないかと、この
ように思っております。

すので、再度こういうことを提案をしておきたいと。

そして、やはり各種団体はいろんな要望をしまいりますが、私は、町の産業振興やこういう不況対策というふうなことは、行政だけでできるものでは決してないといふふうには、かねがね思っておるんであります。何が言いたいかといえは、それぞれの各種団体の役割分担というのが明確でなければならない、すべてが、行政に要望したりすることだけで効果が発揮できるものでは決してない、しかるべき、それぞれの各種団体の役割が十分果たされるという、これが何より大事ではないかということをおし上げておきたいと思えますし、後ほど町長の所見もお伺いしたいわけでありませう。

で、余談になりますが、きのうからの一般質問の中でも、ああして病院の破産がありました。石西厚生連の破産がありました。町民の方が、そこで働いて

おられた従業

員の方々は、すべて、これは町の責任だというふうにとらえておいでになる向きが非

常に強い。私は、これまでの諸会合の中でも、意見として申し上げてまいりましたが、

本来確かに町も深いかわりを持ってきた、津和野共存病院、日原共存病院等々であ

りますが、生まれは、少なくとも農協病院としての生まれであり、主たる構成員とい

うのは農業協同組合であるということを何回も申し上げてまいりました。したがって、

農業協同組合というこの組織が起こした責任、前段、だれかの発言の中にもありまし

たが、この結末についてのある程度の責任というものを、私は、明確にせにやあなら

んというのを、絶えず今日まで思っておりますので、執行部におかれまして、これ

からも、これから橘井堂を立ち上げて、御提案のありますような、この

医療設備等々

をこれから受けて運営経営をしていくわけでありますけども、そこら
辺に、重きを少

しはお持ちにならないと、町民にそのことをお話しにならないと、すべ
て町の責任と

いうふうなことでは決してないということを、あえて申し上げること
ではないかもわ

かりませんが、それぞれの役割分担というのは重要であるということ
を申し上げてお

きたいと思います。

で、前段の議員の質問の中にも、私は、今、町の経済というのは、企
業で解雇者が

随分出ております。吉賀町にある会社、あるいは津和野町にある会社
等々、あるいは

町内の建設業や等々でも、どうしても廃業せざるを得ない、休業せざる
を得ない、こ

ういうふうな零細な企業が続出をしております。したがって、雇用不安
が非常に高ま

っておる。まあ、こういうことでありますから、そういう実態というものは、やはり
各種団体から、あるいは業界から報告を受けるのもさることながら、せめて職員の皆
さん方が、地域性でも組んで、そして、くまなくそういうことを承知をしておくとい
うことは何より大事であるということも、あわせて申し上げておきたい、思います。

実は、12月の末での、県の労働局の発表、これ初日の滝元議員の質問の中にも、

るる、国を初め、今日の雇用の状況の報告というか、お話がありました。

二番せんじ

のようではあります、12月末の県労働局が発表しました県内の解雇者は、

17.8%ふえて2,234人だと、これ12月末時点でありますから、

この3月末で

はまだまだふえるんだらうと思いますが、そのうち、製造業だとか、建設業が70%、

7割を占めておる。まあ、こういう現状。そして、うちその臨時やパート以外の常用

雇用の方でも2,070人という、正社員にも大きな影響を与えてきたんだという、

こういう県労働局の発表がございました。非常に深刻であるなという感じを受けたわ

けであります。先ほど申し上げたように、町内の若年層を中心にですね、それぞれの

会社で解雇されたという、そういうお話をあらゆるところで、今、耳にいたします。

こういうふうな大変な状況だということであります。

で、景気浮揚策には、まあ財税上の問題が絡んでまいりますから、私どもが町当局

に、思い切った施策を打って、あるいは思い切った予算を組んでと申し上げましても、

そこにはおのずと限界がありますが、おかげで、大なり小なり、十分とは言えずとも、

国がある程度の緊急対策を講じてくれたり、新年度予算でも、国を挙げ

て、景気対策

は何より優先だといって、現内閣も進んだらと、こういうことでありますから、その
ようなことに意を注いでいただいて、この景気浮揚に鋭意努力をいただきたい。

そこで、私は、実は大型の、先ほど説明いただいたように、まあ新規の事業の中には、大型が物すごくあるわけでありませんが、継続事業は継続してやらなければならない、
その上に予算計上せなければならないということですから、大変ではあります。大変ではあります。維持補修というものに重きを、これからは置かざるを得ないのではないか
と。もう合併をして旧日原であろうと、旧津和野であろうと、長い歴史の中で、いろいろな道路や橋梁やいろいろな施設、建物が建ってまいりましたが、相当、年月を経てきた、そうするとどうしてもそこには、維持補修というものを入れざるを得ない

得ないという、

こういう状況下でありますから、できるだけ、それを詳しく行政当局は把握をして、

そして、年次計画を立てて、その補修、維持補修等にですね、予算を計上する必要が

あるのではないかと。毎年の予算書を見させていただきながら、まあ、要するにこの予

算の内訳が表になって出ておりますが、維持補修というのは、おおむね新年度も

70億ばかりの予算になっておりますが、大体、パーセントにいわしますと0.数%

という維持補修費であります。今年は、先ほどお話があったように道路補修だけでも

4,500万という予算を組んでいただいておりますが、私は、せめて、

1割とは申しませんが、5%や6%、せめて毎年四、五千万程度の予算を組んで、維

持補修というふうなものに重きを置いた、今後の行政運営がなされな

ければならない

んではないかということ常々思っておりますので、それを強く今回は御提案を申し上げたいと。

で、本来大型の、まあ、大型はなかなか入れにくい状況であります、大型の事業

というのはどうしても町内で、零細な企業が、まあ町にすれば相当数あるわけであり

ますが、なかなか行き渡らない。それよりは維持補修等で、できるだけ、50万円、

100万円の事業であろうとも満遍なく、くまなくそれぞれの零細企業、事業者の中

に仕事が行き渡るような策ってというのが、これが特にこの不況下の中で私は必要では

ないかというようなことを申し上げたいと思うのであります。

言わんとするところは、大きな事業をぼんと出しても、それは、ある一社が入札で

落札をしてどうしてもひとり勝ち政策になってしまうと、こういうこ

とでは小さい零

細な事業家はもちませんよと、こういうことでありますから、そこら辺
に意を注いで

もらいたいという意味であります。

非常に、若者を中心に解雇された方々、あるいは相当年配というか、

お年を召した

というか、そういう方々も解雇の対象にもなっておりますけれども、隣

の吉賀の例を

出して恐縮千万であります。ああして医療や福祉の世界、非常に今我
が町でも問題

になっておりますが、そこの従事者が少ない。昔よく、3 Kの職場なん

ていうなこと

を言われましたが、福祉の世界というのは非常に長続きがしない、まっ、

こういうふ

うな現状をとらえたときに、吉賀がおとりになる、あの施策というのは

非常に的を得

たというか、ある意味では国の申し上げてきたような緊急対策等々に

よって幸いをし

て施策が講じられたというふうにも受けとめられるんですが、
我が町でも、星
の里を抱え、その他老健施設等々、まあ津和野にシルバーリーフもあり
ますし、こう
いうところの施設従事者というものの今後のためにも、今、職を失われ
た方や、ある
いは私はUターン、Iターンも含めて、こういう方たちを、町がある程
度予算を覚悟
して、そして、まあ、六日市学園だけが施設じゃございませんけども、
そういうとこ
ろで資格を取得するというような策も今後必要になってくるのではな
いかと。必ず、
あした、あさってからの予算審議や、あるいは新年度の予算の中、病院
等々の審議の
中でも従業員の確保の問題等々が非常に問題になってくると思います
が、もう少し、
二、三年先を考えながら、こういうところにも意を注いでいく必要があ
るのではない

かということをお願いしておきたいと思います。

以上のようなことを申し上げて、若干の、町長さん初め、12月議会でも申し上げ

ましたが、それぞれの課長さん方の思いというものを、まあこういう、テレビがおか

げさまで入っておりますので、町民に訴えてもらいたいと、このように思います。

○町長（中島 巖君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） いろいろと御意見を承り、また、多くの示唆をいただいたわ

けでございます。その中でも、かねがね御提言をいただいております、行政は常に

町の中の状況を十分把握をして、そしてその関係者と連絡、協調を密にして、そして

物事を進めていかないといけないということでございまして、まあ、そういう思いを

持ちながらも今日まだこの不十分な面がありまして大変恐縮いたして

おります。

で、お話がありますように、現在本町では、農林業の振興と、まあ、
商工と言いな
がらも観光の振興というのを大きい2つの柱にして施策を進めさせて
いただいとるわ
けでありますけども、そういう中でこの商工、観光というのは一つのこ
の組織的なも
のを持ったりして、お話をしたり聞いたりする機会がございますし、ま
た農林業につ
いては、まあ、農林振興協議会のような形もあってそれなりにお話をさ
していただい
たり聞いたりすることもありますけども、それらが一緒になっている
いと意見交換
しながらという場が本当に今日持てておりません。言うなら、農、商、
工の連携した
そういうものが確かに必要であろうと、特に昨今ではいろんな形で医
療に参入といっ
たようなこともあって、それがその地域おこし、地域づくりにつながっ

てる面もあり

ますので、今度そうしたことにやはり重きを置いてまいりたいと、このように考えて

おるわけであります。

それから、この維持補修についてでございますけども、私自身も、できるだけ、こ

の維持補修費に予算を振り向けたいという気持ちはありまして、予算編成の都度そう

というようなことも思いながら、また感じながらしとるんでありますけども、思うに任

せない状況があるわけでありますが、御意見のとおりでございますので、今後ともそ

のことについてはひとつ十分思いを注いでまいりたいと、このように考えております。

それから、せっかく御意見ございましたので重ねてお願いもしたいんですけど、先

ほどありますように、まあ例えば今回のお話がありました厚生連、あるいは病院の問

題にいたしましても、なかなか町民の皆さん方には、わかりづらいところ
があるかと

思います。そしてまた、町民の皆さん方の思いというのは極めて素朴で
あると私は思

っております。わかりづらい面については、私どもが当然その説明責任
というものが

あるわけでありますけども、なかなか思うに任せない面もございます。

そうしたこと

で、議員の皆さん方がせつかくの機会があるとすれば、また正しい、ひ
とつ御説明も

情報伝達もお願いを申し上げたいなと、このように考えておるところで
ございます。

各課長にも思いがあればということでございますので、思いがあれば
発言を許しま

すのでひとつ補完をしていただきたいと、このように思っております。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 大きいテーマが不況対策ということ

でありますので、

私のほうから口火を切らせていただいたらと思います。

議員さんの御質問の中の、各団体が役割分担を明確にした上で連携をとすることは、

全く同感であります。そのことにつきましては、施政方針の中でも29ページのほう

で、全く同じような言葉で表現をさせていただいておりますので、逆にうれし

く思っております。

それから、町内の動向についてやはり、足を使って把握をすべきだということにつ

きましては御提言どおりだと思いますし、じゃあ、今私どもがそういうふうにして

いるかと言われると、やはり不十分な面があるかと思えます。今、こういう不況、

または雇用が大変な状況になりましてからは、商工会とは非常に綿密に、ほぼ毎日の

ように情報交換をさせていただいておりますし、町内の誘致企業につ

きましては直接

足を運んで情報交換は行わさしていただいておりますが、

それ以外の企業

まで、じゃあ、直接出向いているかという、そこまではいっておりま

せんので、今

後、御意見のとおり、できるだけ足を使ったきめ細かな情報交換、ま

たは情報収集

に当たりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） なかなか求めましても、直ちにこうい

う方法でという

解決策が直ちに出るというようなものではない、しかしながら、この不

況下でありま

すから、できるだけ、与えられたというか、せつかく予算化されたこの

予算が十分速

やかに波及効果を及ぼすように、執行に努力をいただきたいと、こう申

し上げておき

たいと思います。

それから、財産、要するに町が保有しとる財産、道路であるとか建物
であるとか橋

梁であるとか、まあもろもろあるわけでありましたが、こういうものを、
確かに、財産

台帳みたいなもので、きちっと整理をしておいでになるんだろうと思
いますが、私も、

パソコンというか、昨今のそういうものには極めて疎いわけでありま
すが、マイクロ

フィルムみたような、何かの形できちっと整理をして、何年度の建設で、
築後何年た

ってるからこうだとか、道路もこうだとか、確かにシルバーセンター
等々を中心にし

て道路維持管理というふうな町道についてはやっておいでになります
が、そういう人

たちの声だけを聞いて、云々だとか、道路愛護団の声だけを聞いてとい
うようなこと

でなしに、台帳の中でもある程度、ここの箇所を優先せざるを得ないか
なという、そ

うしてそこには、現場へ行って確認するというような、橋梁やなんかでもあちこち私

どもの目に入りますが、もう欄干がガクガクしておるといようなところがあるわけであ

りまして、これ事故につながったときには大変だから、本当にわずかな経費で補修が

できるところは積極的にそういうところは取り組むという姿勢が私は大事ではないか

と、これを、苦言ながら呈しておきたいと思います。

次にまいります。私は、次の農林業に若干関係するこの質問になつてくるわけであり

ますが、これも、ある意味では不況対策と同じような中身で実はとらえられたわけであり

ます。

と申しますのも、12月の定例会で産業振興で、農林業や商工業や観光についても、

こうですよというような一部御提言も申し上げましたが、特にこの農林業というの

が、ある意味では日本の国の中で、言うなれば都会地の中で脚光を浴びてきたと、こ

うということも実は背景にはあります。ありますが、この津和野の中で、施政方針演説

や、あるいはきのうからの一般質問の中でもお話がありました、即、津和野の町の農

業や林業が即、そう簡単に都会地で仮に必要ななられた方を受け皿として受け得ると

というようなわけには、なかなかいかない側面を持つとという、こういうお話もあり

ましたから、確かにそうだと私は思います。と思いますが、ある意味ではこういう不況

をチャンスにとらえていただきたい。そうして、果敢に、疲弊し切った、本当に衰退

した産業の立て直しのときに、わざわざ、そりゃ、都会地の失業者を求めるというこ

とよりは、この地で一生懸命頑張られとる方に頑張ってもらうのが一番ではあります

が、そうは申しましてもなかなかそうはいかないということもまたあるわけでありま

すから、いろんな意味合いで私は今回の不幸を、ある意味ではチャンス
のバネにして

いただきたいという意味合いでU I ターンの方々を定住の形で農林業
を中心とした、

そういう施策を打ち出す必要があるのではないかと、これを申し上げ
るわけでありま

す。

労力を必要とするような農家が本当にあるのか、法人があるのかと
言われましても、

そう簡単に本町ではないと私は思いますが、先ほどから申し上げるよ
うに、こういう

機会に本当に農家の農地の保全をするだけでも、なかなか手間がない
というか労力が

ないという、こういう現状、それから高齢化の率が39.数%になって、
約4割にな

ったという、こういう状況ですから、当然といえば当然なんです、こ

ここでひとつ、

やはり思い切った振興策に合わせてこういうものを考えていく必要がある。したがっ

て、これまた吉賀町がやられた、六日市学園の入学生を対象にやられたわけでありま

すが本当は、東京や大阪で、あるいはこの近辺の広島や北九州でっというようなこと

になるかもわかりませんが、この津和野が持っておる構想というふうなものを十分つ

くり上げて、そうして説明会というふうなものを持たれたりするとい

う、こういうことも私は考える時期に来ておるのではないかと、こういうことが申し上げたいのであ

ります。

実は、2月の定例県議会、これ2月26日の新聞報道でございましたが、県は議員

の、まあ県会議員の皆さんの一般質問に対して、農業への失業者の受け皿、農業法人

や集落営農組織、農業参入企業226団体に対して調査をしたと、その結果は農業団

体57団体で110名の21年度末までに雇用を図りたいと、こういう県側の答弁が

新聞報道されたわけではありますが、県も、当初予算などを通じて新規就農の後押し、

そして、これはきのうの一般質問の回答にもあったかと思いますが、さらに1人当た

り月額9万8,000円の研修費を雇用主に助成をするというような支援制度も創設

をされたというふうに報道を見ました。きのうのお話にもあったかと思いますが、そ

ういうふうな県の制度もあるということになれば、即これが、我が町が考えておるこ

とに即座に適用できるかどうかというのは問題があるとは思いますが、検討の余地は

十分あるというような気もいたします。

私は12月の定例会のときに、産業後継者の育成基金はこうですよ、

もう少し幅広

く使わなきゃだめですよ、もったいないですよ、宝の持ち腐れにしてはだめですよ、と

ということも申し上げました。で、我が町にはおかげさまで皆様方からの温かい寄附好

意によって奨学金制度も持って、こういうふうな中で考えることがもう少しあるので

はないかと。これも検討課題として、ぜひ検討いただきたい。まあ、別にまた予算を

工面をして予算措置をすることも大事であります。が、せっかく持っておるものもある

わけでありますから、ここら辺も大いに使っていただく、広く使っていただく。旧日

原で造成したもんだから旧日原でなければならないというような合併協議の、どうも

整理の仕方がなされておるようではありますが、私に言わせますと、町の合併であろう

と、どこの企業の合併であろうと、負の財産もプラスの財産も、一緒に

なったら一緒

に使わないと。

ザマクなお話になりますが、人間社会の中で男女が一緒になります。

結婚という儀

式を経て夫婦になります。女房が持ってきた持参金というかお金は2

人が一緒になっ

て生まれてきた子供に養育費に、おまえが持ってきた分だからこれは

使うわけにはい

かないという、こんなばかげた話はまずあり得ないんでありますから、

両町が合併を

したらお互いにその金でこの町の産業を興すために、あるいはこの町

の振興のために

大いに使って結構ではないかと私は思います。広く町民に呼びかけて、

私は、そのよ

うなことを果敢にやっていただきたいと、これは12月にも申し上げ

ましたから二番

せんじになりますけども、あえて、くどいようであります、申し上げ

ておきたいと

思います。

いろいろ申し上げてまいりまして、これという決め手を、こういうふうにされたら

どうですかというだけのものも持ち合わせませんが、申し上げたようなことを果敢に

挑戦する21年度にさせていただきたいと、こういうことを申し上げて、最後に、町長

さんも新年度の施政方針演説の中で紛れもなくこの9月には衆議院の総選挙が遅くと

も9月にはあると、まあ、それまでにもある可能性もあるわけでありませんが、私は、

一言多いかもわかりませんが、現政権与党が必ず引き続き政権与党になる可能性とい

うよりは、政権与党になり得る、政権が変わる確率がかなり高い状況下に今日あると

いうことを、町長さん以下、町執行部は胸に秘めていただきながら軸足を少し変えて

いく必要な時期に来ておると、このことを一言申し上げて質問を終わ

ります。

○議長（後山 幸次君） 答弁は要らんのですか。

○議員（3番 沖田 守君） 言いつ放しではいけませんので、一言
ぜひとも私の意

に沿うようなお返事をちょうだいしたいと、かように思います。

○議長（後山 幸次君） はい、農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、農林業に意欲のある若者の定
住策の実施につ

いてということで御提案いただきましたけども、ただいま議員さんの
御提案なり御説

明で、かなりもう、私が今から言おうとしていた部分が含まれておりま
すけども、そ

の辺は繰り返しになるかと思えますけども、あわせてお聞きしていた
だきたいと思

ますけども。

世界的な経済の落ち込みによる国内の雇用情勢の悪化から国におい
ては農林業分野

での雇用確保を求めてきており、そのための支援事業、これ、先ほど議

員さん申され

ました農の雇用事業というものでございます。9万8,000円という
事業でござい

ますけども、こういったものが出されてきております。しかし、その受
け皿となる認

定農業者、そして農業法人のところでの雇用に当たっては、これには条
件がありまし

て、1年以上の雇用とか、それから雇用保険、それから労災保険への加
入というよう

な、そういう条件がございます。そういったことがありますので、なか
なか条件が厳

しく、当町のような水稲主体の小規模な法人での雇用は難しい状況に
あるわけござ

います。

しかし、議員さん申されましたように、一方では、世界の食料事情の
見通しや安全、

安心な国内農産物の消費者意識の変化など、農業に対する国民の関心
は高まってきて

おり、後継者を確保するためには絶好の機会であるとも言えます。

町としても、議員御指摘のように、早急な対応をしなければならない
と考えており

まして、限られた農地の中でございますので、まずは本町の地域特産で
ありますわさ

びを中心とした、ビジネスモデルの提案をしていきたいというふうに
考えておるとこ

でございます。

いろいろ作目は当町にもあるわけでございますけども、やはり従来
からこの地に

根差しているわさびが一番いいのではないかとということで、内部では
検討していると

でございますして、特に、近年導入しております導水による畳石方式の
水田わさび、

そして畑わさび、そしてハウスわさび、これらを組み合わせることによ
りまして年間

の作業がある程度回るのではないかとというようなことで、そういった
提案をしてまい

りたいというふうに考えておるところでございます。

また、林業分野につきましては、林業のみでの経営というのは厳しい状況と考えますが、農業分野との組み合わせや町においての間伐材の搬出が進むべく路網の整備、また木質バイオマスへの取り組み等を進めることにより新たな雇用も生じてくるものと考えます。

いずれにいたしましても、本町においては、先ほど議員さんも言いましたように独自のいろいろな制度はあるわけでございます。産業後継者、農業だけではありませんけれども、産業後継者派遣研修制度や若者定住住宅の支援制度、そして地域限定、これは先ほど若干議員さんも触れた部分でございますけれども、そういった地域限定の40歳未満の新規就農者の方を対象にした3年間の支援制度等、独自のものがございます。

これらとあわせまして、遊休ハウス、また遊休農地、そして空き家情報等の把握に努

めまして、それらを町のホームページ等に公開すること等によりまして広く後継者の

確保に努めてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 大変失礼をいたしました。言いつ放しでお返事をいた

だくのを忘れるような、まことに不細工なことでありましたが。

ただいま農林課長からそれぞれお考えをいただきました。精いっぱい、いろんな制

度も持つとるわけでありますから、それを使って一步一步着実に事が進むように鋭意

御努力をちょうだいしたいと、こう思います。

今、町内の建設業者等々の方々も非常に公共事業の縮小の中で大変だと、で、これ

は12月にもちょっと申し上げましたが、少し異業種にやはり重きを置いていただく

ような、そういう方たちを対象にした、ある意味では研修会みたいなものも、まあ、

業界の方々がみずからそう思われるのが、そういう意欲で持っておやりにならないと

意味はないと思いますが、行政のほうからも勉強会らしきものを持たれて、異業種に

参入、農業という異業種に参入できるかどうかの検討ぐらいには入る必要があるんで

はないか。で、農業後継者が非常に大変になってきたんだから、そういう方たちとう

まく組み合わせることができるのではないかというようなこともあわせて検討する時期

に来ておる、一刻も早くやらないとますます農地はだめになってしまう、農業は衰退

してしまう、こういうことでありますから、鋭意御努力をいただきたいと、こう思います。

最後に町長、私が再度申し上げましたことに何か御見解ございました

たらちょうだい

しておきたいと思います。

○町長（中島 巖君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 政局をにらみ、ゆめゆめ誤りのない対応をと、

こういう御指

摘であったと思いますが。

御承知のとおりにやがて国会の選挙が行われるわけでありまして

も、仮に現代の

自民党を中心にする与党の皆さん方が勝利をされたとしても、ねじれ

国会というのは

解消しないわけでございます。ましてや、現代の政局から見るとその選

挙結果がどう

なるかということも極めて不透明な面があるわけでありまして、私ど

もはそうしたこ

とも十分視野に入れながら今日まで、旧来とは変わった形で諸先生方

ともお会いをさ

していただき、与野党問わず、重要な事項についてはお願いもしてまい

っておるとい

う状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議員（3番 沖田 守君） 以上で終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で3番、沖田守君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で2時10分まで休憩
といたします。

午後2時01分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序10、4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 議長、4番。

○議長（後山 幸次君） はい、青木君。

○議員（4番 青木 克弥君） 通告に従いまして、質問をいたします。

まず、最初に施政方針についてでございますが、施政方針については
昨年度も多分

同じことを聞いたというぐあいに思いますが、施政方針をお聞きをい

たしまして昨年

度の施政方針もまた改めて読ませていただきました。いろいろ、前段のところから今

日の状況等々が述べられてございますけれども、ほとんど初めのところは昨年と同じ

でございました。特に予算のことにつきましては、いろいろ枠配分の中で予算配分を

したいというような意向の中でございましたが、その中で基本的な物の考え方が4つ

について述べられてございます。この点についても今年度は同じような考えのもとで

基本的には変わらないということでもございました。

何が言いたいかといいますと、去年もその中で枠配分の中の配分枠の中でというよ

うな説明の中で3番目に、施策の選択を集中を徹底するんだということが述べられて

ございます。その中で、昨年も、一体そんなら重点施策といった物は何ですかっ

うぐらいにお尋ねをいたしました。昨年のお答えの中では、基本的には、

観光と農業

振興だというお答えでございましたが、今年度は特に、21年度につい

ては大変に今

問題になってる課題がございます。それは既に、私が説明するまでもな

く、地域医療

の問題でございます。この辺は今いろいろなところで、いろんな取りざ

たをされ、い

ろいろなことが飛び交ってございますけれども、基本的には地域の人

の命を守るとい

うのがやっぱり重点施策の第一に挙がるんじゃないかというぐあいに

思っております。

そういう意味で施政方針を聞いておりましたところ、残念ながらその

辺のところは全

体の中で近々な課題として取り上げられてなかった。非常に残念でご

ざいました。

で、各項目の中の地域医療の確保というような項目の中で述べられ

てございますけ

ども、これは、いわゆる一般的な方向や今後の希望が淡々と語られてございまして、

若干その中に、今から指定管理をお願いするであろう橘井堂のことについて触れられ

てございます。だが、先ほど申し上げましたように産業振興も、あるいは景気浮揚策

も、この住民の命が守られてこそ、次の展開に行くんではないかというぐあいに思っ

ておるところでございます。したがって、その辺の課題のとらえ方、そういうような

ものについての町長の御認識をお伺いをしたいというぐあいに思います。

それから、2番目に、先ほども申し上げました、予算の中で施策の選択と集中とい

うことを申し上げましたが、予算を枠配分をする中でも当然、昨年も申し上げました

が、何を切って何をふやすんだというところが見えなければならぬというぐあいの

ことを昨年も申し上げました。今回予算書が配られて中を見ても
と、昨年も触れ
ましたけども、例示でお願いをして触れましたが、例えば負担金、補助
金、それから
委員会の問題ということで、昨年の当初の予算と本年度の21年度の
ことについての
見て比べてみますとほとんど変わってございません。ということは、そ
の辺に一体い
つメスが入られたのか、大変に残念でございますが、その辺のこと
について、それ
はこういうぐあいに変えたんだと、こういうことで昨年と同じなんだ
ということがご
ざいましたひとつ御提示をお願いしたいと思います。

それから、3番目に人材育成のことについて触れられてございます。
行財政改革の
推進の中で述べられてございますけども、人材育成につきましては、ま
あ、20年度
に実施をされ、あつ、19年度に検討され基本計画を策定をし、実施を

するというよ

うなことで計画をされてございますが、その中で3つの視点が述べられてございます。

それは、職員の意識改革と研修制度の充実と地域リーダーの育成と
いうことで述べ

られてございますが、先ほどの説明の中では、この件については基本計
画が策定中で

あるので、できたら全体会議の中でお話をしたいという御説明がござ
いしましたが、こ

こでは1つだけお伺いをしたいというぐあいに思いますが、その中に
述べられてる中

に、職員が生きる人材評価制度の構築というぐあいに述べられており
ます。これは一

体いかなるもので何をねらっているのか、そのことについてだけ説明
をしていただけ

ばというぐあいに思います。当然、以前からも述べられておりますよう
に予算の中で

おける人件費は最大の事業費というぐあいに位置づけているというぐ

あいな御説明が

ございますが、私も、この人材あるいは人件費というものは真摯に、あるいは真剣に、

いろいろな評価を受けながら考えなければならない問題だろうというぐあいに思いま

す。安易に、また、人件費を削減するべきものでもないというぐあいに思いますが、

そういった意味で、この職員が生きる人材評価制度といったものは一体何なのかとい

うことについてお伺いをしたいと。

以上3点についてお願いをいたします。

○町長（中島 巖君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 4番議員さんの御質問にお答えしたいと思っております。

施政方針についてということでございますが、世の中刻々と変化はいたしておりま

すけども、そうはいいまして、行政は継続性が重要でございまして、

特に毎年ころ

ころ方針を変えてというわけにはならない、そういう原則的なものがあるわけござ

いますけども、そうした中で一体何をその重点施策としてということで、特にこの今

日の課題として医療の問題が最も喫緊の重要課題ではないかという御指摘でございま

したが、もちろん私どももその考えでございます。文言としての表現の不足はあろう

かと思えますけども、予算措置を含めて重要課題としてこれを取り組ませていただく

ということにいたしておりますので、御理解をいただきたいと思いま

す。
それから、いろいろとこの特別予算編成については今年も枠配分方式ということで

やってきておるけれども、一体どういうなとこに視点を置いてそれを求めてきたのか

ということでありますけども、枠配分方式ということで各課にはそれ

なりの枠を配分

して事業計画なり、予算編成を求めるわけでありますけども、特に今年
の場合は全体

的の中で特別枠と言ってもいいかと思えますけども、まあ、事業につい
ても多少なも

のはありますけども、特にこの厳しい財政状況の中で新しい財政指標
等とらえていか

なきゃならない時代になりましたので、まずは思い切った繰り上げ償
還をまずはやっ

て、財政の健全化を図っていかないけないということで、これに旧来よ
りも増した思

いを求めたということでございます。

それから、限られた財源の中でありますので、なかなか、どこを思い
切って見直し

たのかということでありますけども、現実的には、ここをこうというこ
とですべてに

わたって物を切り、見直すということが非常に難しいわけございま
して、もともと

限られた財源の中で町民の福祉を向上していかんやいけないという命題がありますの

で、じゃあ、これをひとつことしはやめてしまおうじゃないかとかいうことにはなら

ないものばかりであるわけでありまして、その辺では具体的にこれとということが示さ

れにくい状況にあるということはひとつ御理解をいただきたいと、このように思っ

ております。

それから、人材育成でございますけども、これが今、ひとり本町だけでありません

で、非常に大事な時代に入っております。

余談でありますけども、今度の新しいポスト過疎法。これを求める中にも、人材の

育成ということを大きく、私どもとしては、盛り込んでおるといような状況があり

ますが、この人材の育成というのは、単に、今行政に携わっとる者のとらえ方でなく

して、少し広くとらえた人材育成でありますけども、過疎地域の振興を
図るにおいて
も人材の育成というのは非常に大事なことであるという考え方をし
ておりますが、
そういう中でありますので、特にこの今行政に携わつとる職員はさら
にひとつ、その
他の知識を高めて、そして住民の皆さん方の負託にこたえていかなき
やいけないとい
うふうに考えておりました、行財政改革の中でも重要な項目として位
置づけておるわ
けであります。

当面考えておりますのはそうしたことで、まずは研修をさらに深め
る機会を持つと、
旧来の、単に、県がスケジュール的に計画した研修に乗っかっていくと
いったような
ことにとどまらず、独自の研修計画も立て、あるいはもっと広い分野で
の研修の機会
も当てるとか、いろんな形で研修を深めさせて、そして人材を育成して

いこうという

ことでありますが、それをやる中でやはり、人事の評価というものも当然やっていか

なきゃいけないというふうに考えておりますが、人事評価につきましてはまずは人材

を育成することに主力を置きまして、そしてある程度のこの研修がたった中で、やは

り個人差といったようなものも、あるいは出てくる可能性もありますので、そのあた

りからそれぞれな評価をしながら、さらに足らざるところにおいては研修を深めさせて

いくとか、そういうことを考えていきたいというのが現時点で考えておるものでござ

います。

回答にならない部分があったかと思いますが、とりあえず以上お答えをいたしたい

と思います。

○議員（４番 青木 克弥君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今、お答えをいただきました。

私が申し上げているのは、もちろん行政というのは継続をしていくわけでありませ

ら、当然、その継続性が確保されなければならないと、たとえ首長がかわっても、行

政というのは継続をして、それが担保されなきゃならないということはもちろんでござ

いますけれども、やはり単年度におきます、それぞれの課題についてはやはりそこ

に何かの光を当てていくということが私は大事じゃないかというぐあいに思っておる

わけでございます。

予算の中にも、何を削ってということは大変難しいという御答弁でございましたけ

ども、先ほど、若干例示を挙げて負担金の問題等々を挙げておりますけれども、これ

は毎回私が指摘をさせていただいておりますけれども、この辺につい

て本当に検討さ

れているのだろうかというぐあいには、私は非常に疑問を持っておるわけでございます。

詳細について、ここで質問するつもりはございませんけれども、例えば各種各担当

課が持っている委員会がございます、いわゆる委員報酬でございますけれども、これに

つきましても約40弱の委員会がございます、1,600万ぐらいの報酬が出てお

るわけでございます。それは、一体、本当に検討されているのかというぐあいには思い

ます。事あるごとに、この点についても意見を述べさせていただき質問をいたしましたし

た。その辺のことについて、昨年、一昨年と決算委員会の中で町長、総括答弁の中で

も町長に直接私は質問をいたしました。それについては、やはり検討の時期に来てる

から検討したいという御答弁でございましたが、依然として、全く同じ

でございます。

また、負担金につきましても、これも一般質問の中でも質問いたしました。この点

につきましても負担金につきましては、少なくとも5億何がしの負担金が出ています

し、補助金につきましても、2億5,000万近くの補助金が出てございます。これ

もやはり予算書の中で詳細に昨年の当初と比較してみますと、ほとんど同じでございます

ます。本当に検討されているのかと、非常に疑問を感じておるところでございます。

そういった意味で、今質問をさせていただいたわけでございますが、もちろん例えば

広域で取り組んでいる事務組合等々との負担金といったものは当然それを削ってどこ

へということにはならないというぐあいには思いますが、中身を見ますと昨年度も

いろいろ御指摘をさせていただきましたが、いろいろな協会がござい

ます。何とか協

会、何とか協会、これは全国の協会があり、島根県協会があり、あるいは中国の支部

あり、そういったもので、それぞれに負担金が出てまいっております。

今財政が厳し

いと言いながら、それじゃ、こんなことをつき合っとしていいのかと、

そういうよう

な物の考え方でいいのか、いうことを強く指摘をしておきたいという

ぐあいに思いま

す。

人材育成については、今の人材評価の問題でございますが、重ねてお尋ねをいたし

ますが、人材評価をやるのについては、つまり今の職員の、いわゆる評価制度を独自

で開発するということなのか、それとも、今、策定中の基本方針といったものが見え

てないからちょっとわからんわけですけども、その辺のことについて、もう一つ詳し

く説明いただければいうぐあいに思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 重ねてのお尋ねでございますけども、特に、
見直しについて

の関係でございますが、確かに議員さんからは、いろいろと御意見をい
ただき、御指

摘もいただき、また、私どもも委員会等でもお答えしておりますけども、
全くこれに

ついて手を触れてないということではないわけございまして、特に
予算編成等にお

きましては、つぶさに担当からの意見を聴取したりして取り組みをし
ておりますが、

ほとんどとっていいわけでありまして、どういいますか、この法律制
度にのつつ

てやるものにつきましては、これはまあ当然、それなりにやらにやいけ
ませんが、零

細な、この町独自でやる補助制度的なものがありますけども、これは、
非常に難しい

ことをごさいますして、例えば、1万円だ、2万円だという補助金を出す、

そういう組

織、団体があるわけでありましたが、そのわずかな金額でありますけども、

組織、団体

としては、そのことが非常に大事だというものがほとんどでございま

して、なかなか

これをすべて整理をしてしまうということが難しいという状況であり

ます。

それから、中には全国的なつき合い的なものについては整理をして

きておるものも

ありますけども、そうは言いながらも広く連携をとって、いろんなこと

を進めていか

なきゃならないということになりますと、やはり、このつき合い的な形

で、どうして

も脱退をとということができないような面もありまして、これをいたし

ておるわけであ

ります。

それから、委員会にしても非常に多いじゃないかということをごさ

いますが、これ

も、もちろん法律制度にのっとして設置をしなけりゃならない審議会
や委員会も数多

くありますし、それからまた、こうした時代でありますので、広く町民
の皆さんから

意見を求めて、ということになりますと、どうしてもそういう形のもの
を数多く設置

をしていかないとならないと、こういうこともございますので、その点
はひとつ御理

解をいただきたいというふうに思いますが、いずれにいたしましても、
委員会あるい

は審議会の設置、それから負担金、補助金等の予算につきましては、引
き続いて御意

見を尊重しながら、取り組みはしてまいらなきゃいけないというふう
に思っておりま

す。

それから、人材育成のことにつきましては、実は、この議会にその基
本方針を御説

明をさせていただこうということで、準備をしてまいりましたけども、
本日現在まだ
御提出をするところに至っておりませんが、会期中には、ぜひともそうし
たものをお目
通しをいただきたいと、このように考えとるわけではありますが、とりあ
えず、重ねて
の御質問でございますので、この点については副町長のほうからお答
えをさせていた
だきますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） それでは、お答えをいたします。

人材育成の基本方針につきましては、先ほど町長申しましたように、
ただいま準備
中でございます。

その中で、人事評価につきましても位置づけをしております。この予
定で位置づけ
をしたいということで今策定中でございます。

それで、人事評価の制度的なものでございますが、これは基本方針を

本年度中に策

定ということでございまして、それを受けまして制度的には21年度
において構築を
していこうというふうに考えております。

今現在での概要でございしますが、具体的には人事要綱の制度におき
ましては、いわ
ゆる能力評価と、もう一つは実績評価、これは目標を定めまして、その
目標の達成度
を見る、その2本立てになろうかというふうに考えております。

それで、そういったことを目標を立てまして、一つは自己評価、ある
いは上司の評
価、そういった形で評価をしていくと、それで、それは面談方式におい
て行っていく
というふうに考えております。

そういった中で職員の気づきを、面談の中で気づきを与えていき
たい、そういうこ
とで課題、自分で、自分に持つておる足らざる点、あるいは課題、そう
いったものを

抽出いたしまして、明確にいたしまして、それをまた改善をすると、そ
ういった、ス

パイラルといいますか、課題を抽出して、それを改善して次に進むと、
そういうスパ

イラルができればというふうに考えております。それによって、職員の
資質向上にと

図っていきたいというふうに考えております。

詳細につきましては、21年度で構築をするというふうにしており
ますので、また

制度ができましたら、また御報告の機会もあろうかと思っておりますので、よ
ろしくお願

をいたします。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 人事評価の点については、後ほどまた
詳しい説明があ

るということでございますので、その中でまた議論をさせていただき
たいというぐあ

いにと思いますが、一つだけ申し上げておきたいのは、その人事評価制度

そのものが、

いわゆる、その人事評価のいろいろな視点の中で若干いびつになるケースがあるとい

うことがございますので、その点には十分注意をしていただかなければならないとい

うことと同時に、基本的には一般に企業の中で今の評価制度なんかも取り入れられて、

今言われたような課題がいろいろ取り上げて、まずは自己評価は、1次評価、2次評

価というような形でやられているわけでございますけども、一般企業の中ではそれが

直接、いわゆる賃金にはね返っていくわけでございますので、ただ、いわゆる一般行

政の中に携わる皆さん方については、その辺は十分に注意をされてやれるべきだろう

というぐあいに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

次は、今先ほど施政方針の中でも若干触れさせていただきましたが、

病院問題でござ

います。

これにつきましては、いろいろ同僚議員もお話しをし、質問し、指摘をされている

ところでございますが、私はこの点をどういうぐあいにとらえるか

というような、ま

あ、視点の問題と、それから基本的な物の考え方だけをお伺いをしたい

というぐあい

に思います。

いろいろ個々の内容につきましては、いろいろ議案提案がされてございますので、

あるいは予算の中で、その中で議論をさせていただきたいというぐあ

いに思っており

ます。

12月12日、いわゆる厚生連の破産から、いろいろな問題が吹き出してまいりま

した。

これは、我々のサイドから考えますと、いわゆる、この地域医療体制

のあり方その

ものが問われたということと同時に、行政が若干なりともこれに携わ
ってまいりまし

たから、その辺の行政のあり方といったものが現在問われているんじ
ゃないかという

ぐあいに認識をしているところでございます。

当然、この病院の存続だとか充実については、一般全町民の願いであ
りますし、そ

れから特に、具体的には申し上げますと、療養病床の復活、そういった
ものが喫緊の

課題であろうというぐあいに思っておるところでもございます。幸い
にして、そうい

うような方向の中で、今後の医療対策というのが示されているという
ぐあいに思って

おりますし、予算の提案の中にも、99床の提案がなされておりますし、
交付金も、

その関係の中でなされているというぐあいに思いますので、方向性と
しては、その方

向に行っているというぐあいには思いますが、まずはそういうような現状のところを、

やはりその行政に携わる職員個々がどういうぐあいに認識をしているかということが

非常に問われているんじゃないかというぐあいには思っておるわけです。

以前も、この病院問題については、当初この場に立たされて以来、3年になるわけ

でございますけども、当初から地域医療を守っていく、あるいは、その辺の責任とい

うのは行政が多分に負わなければならないということを申し上げてまいりました。

それは、すなわち病院問題というのは、いろいろな問題をその中に包含しているか

らでございます。もちろん、雇用の問題がございますし、定住対策がございますし、

あるいは地域のコミュニティーの問題もございます。そういうようなものが、一々行

政課題としてとらえられるわけでございますから、そういった意味で、

先ほど申し上

げました職員のそれぞれの認識といったものが非常に大事だというぐ
あいに思います。

そこで、現在皆さん方のこの認識が、職員一同どういうぐあいに図ら
れているのか、

それをどう周知をしようとしているのか、いうことについてお伺いを
したいというぐ

あいに思います。

この点につきましては、先ほども下森議員の質問の中にもございま
したが、情報の

収集だとか、あるいは伝達だとか、あるいは、その状況認識だといった
ものは、各課

管内で話し合わなきゃならないというような御指摘がございました。

私もそのように

思っております。そういった意味で、今の職員間の認識といったものが
どういうぐあ

いに図られているかということについてお尋ねをしたいというぐあ
いに思います。

2番目には、若干具体的になりますけども、橋井堂に今、一応指定を
したいという
方向で提案をされておりますが、経営をしていく上では当然、事務とか
人事とかいっ
たものについて専門的な知識が必要だし、そういう、その重要なところ
をだれが担う
のかといったものが非常に大きな課題だろうというぐあいに思います。

御提案になっている中では、その経理といったものについては、総合
メディカルに
委託するんだというぐあいになされてございますけども、まあ、この項
では、内容に
ついて聞くつもりはございませんけども、その総合メディカルに委託
をする、どのよ
うな人なのか、その辺についてお尋ねをしたいというぐあいに思いま
す。

それから、3番目でございますが、今までは、いわゆる指定管理が利
用代行制とい
ったものでなされておられませんから、いろいろその管理について、ある

いは資金支援

について、といったものについて若干の問題があったというような御指摘もございま

したが、ここで指定代行制をとるということになりましたと、当然、町当局がその責任

を随分負わなきゃならないというぐあいだと思います。同僚議員の質問の中にも資金支

援を一体どこまでやるのか、というような質問がございましたが、歯どめがどうされ

るのかというようなことをお尋ねをしたいというぐあいだと思います。

私は、反対に、今この利用代行制といったものは、ほとんど町営の運営になるよう

な感覚を持つわけでございますから、その辺は思い切って、その町が、どこまで覚悟

するかという、覚悟を示す大きなチャンスでもあるというぐあいにとらえておるとこ

ろでございます。その辺についてお聞かせをください。

4番目には、先ほど申し上げましたように99床をというような計

画の中で進めて

いくためには現在のスタッフでは当然なされないわけでございますので、今の全員以外の募集を図らなければならないというぐあいに思います。

先日も募集のチラシが入ってございましたけども、その募集を図る上で今現在いろいろ内定をされている方々に説明をされている段階の、いわゆる賃金の問題、報酬の問題については、いろいろなことがささやかれておりますけれども、やはりこの地域で人材を確保するということについては、医師を初め各スタッフの待遇といったものが大変に大きな要因になろうというぐあいに思います。

そこで、今、橘井堂が提案されている賃金では人が集まらないよということになり
ますと、当然その差額をどこかが持ってきて募集をかけないと人員は集まらないとい
う結果になろうというぐあいに思いますが、その辺の条件はどう考え

ているのか、そ

して町はどう負担をしていこうとしているのか、その辺についてお伺いをいたします。

次に、当然、中心になる医師確保につきましては、現在も専従のスタッフを使われ

て今のあちこち走り回っておられるようでございますけども、将来にわたって、この

問題は、この数十年は続くというぐあいに思っておりますから、当然その医師確保に

については、さまざまな手を使いながら、確保の方向へ向かわないと当然うまくいかな

いというぐあいに思いますので、その辺については専門のプロジェクトチームという

のが必要になるんじゃないか、というぐあいに思いますが、その辺についてはどうい

う御見解でございましょうか。

最後に、現在病院を利用されている方々につきましては、今現在も検討中ござい

ます地域交通システムといったものは、大変に大きな影響を及ぼし、あるいは関心の高いところがございますので、その進捗状況についてお知らせを願いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） お答えをする前に、医療対策室長として、おわびとお願いをさせていただきたいと思います。

地域医療問題につきまして、町民、町議の皆様には大変な御心配、御不安をおかけしていますことに対し、心からおわびをいたします。まことに申しわけありません。

現在、町におきましては医師の招聘、看護師さん、D P、O P、S Pさんなど、看護フタッフの確保に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

また、あと数十日になりました本年4月1日に、橋井堂での津和野共存病院、老人

保健施設せせらぎ、訪問看護ステーションせきせい、日原診療所の

() を必ず実

施していくように決心をしているところでございます。そのためには、

町長、副町長、

医療対策室一丸となって努力することをお約束したいと思っております。

町民、町議

の皆様の御理解、御協力を賜りますように、よろしくお願いいたします。

私もピンチ

はチャンスだと考えておりますので、過去の反省の上に立って、未来に

進んでいき

いと考えております。

お答えをいたします。

1 番目でございますが、津和野町として橋井堂を支えていき、地域医

療を守るとい

う観点は、町職員一体となった認識としてでき上がっています。

機会あるごとに、町長も直接職員に説明しており、また具体的な事項

の周知につい

ては行政内部の組織を通じて行っておりますが、町の医療という問題

は、医療だけで

なく、保健、福祉に限らず、財政も重要な問題であり、津和野町の将来を決める町民

全体の問題という認識でございます。

2番目でございますが、事務部門に関しては、必要な人員は確保できたと伺ってお

ります。また、新しい会計システムや金融給与計算システムの導入で税理士や社会保

険労務士などの専門家に支援を依頼しているとお聞きしています。

3番目でございますが、まず、指定管理を引き受けるための、新たな運転資金の確

保や医療を実施するための設備、機器の導入を除いた医業損益の責任は原則、指定管

理者側にあります。ただし、年度での資金繰りは町が行わざるを得ない状況でありま

す。

赤字については、増大しないよう予算管理の面で毎年協議を行っていく考えであり

ます。

こうした手法で改善されない場合は、歯どめもやむを得ませんが、必要な医療との
バランスの中で検討すべきであると考えております。

特に、現場がわかる人たちの協力を得ながら経営努力をしていくことが指定管理制
度のメリットであると考えております。最初から、赤字でもしょうがないとか、幾ら
までの赤字ならという計算はする考えは、今のところ考えておりません。

関係スタッフ、特に医師、看護師の増員のため、給与等の条件を考慮する必要がある
と考えておりますが、他の職員とのバランスや、町内や他の医療機関とのバランスも
あり、また医師、看護師も多様であり、その専門性、経験、年齢など、一概に他と比
較できない面もあるところであります。

こうした点を考慮しながら、町が一定負担をするためにはどのような

な方法がよいか

など、今後橘井堂と十分協議してまいりたいと考えております。

5番目でございますが、これにつきましては議員さんもおっしゃっておりますよう

に、既に担当の臨時職員を採用し、地域医療対策室のメンバーと一緒に活動しており、

一定の成果を上げつつあります。今後も安定した確保のため、理事長を中心に打ち合

わせをしながら、当面は常設の組織として活動していくつもりであります。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 交通体系の御質問でございますが、このことにつき

ましては施政方針でも述べさせていただきましたが、生活バスの利便性などのサービ

ス水準が他地域と比較しまして低い地域を交通空白地域として設定をいたしました。

その地域へ向けて、いわゆるワゴン車タイプの車両であります。予約

制運行、デマ

ンド型でございますが、この運行、そして日原地域ではただいま、毎日
運行していな

い地区が4地区ございますが、このうちの3地区につきましては、毎日
運行するとい

うことで当面21年度のなるべく早い時期に実施へ移してまいりたい
というふうに考

えております。

この実施に向けましては、去る2月に津和野、日原両地域審議会に諮
りまして、こ

のほど答申をいただいたところでございます。この後、国、県あるいは
関係事業者等

の調整と並行いたしまして、来月から地元説明会を行いまして、運行ル
ートなどの設

定を行った後、最終的には地域公共交通会議での承認を得て、国への所
定の許可申請

等の手続を行っていく運びとなっております。

また、通院等の助成制度につきましても、この統一基準に基づきまし

て、新たな措

置をこのデマンド型運行の開始と同時に実施をしてみたいという

ふうを考えてお

ります。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） ただいま室長の大変力強い決意が述べ

られましたので、

ぜひ、その決意に基づいて前に進んでいっていただきたいというぐあ

いに思います。

が、1つだけ、2番目の今の経営上の問題のことをちょっとお尋ねを

いたしました

が、この中で税理士や社会保険労務士などの専門家に支援を依頼して

いるということ

でございました。で、ございますが、いわゆる経営といったものは。基

本的には、中

の、いわゆる従業員されている方々、働いている方々が心地よく働く、そ

のためはどう

するかといったものが一番大きな問題だろうというぐあいに思います。

で、税理士、社会保険労務士、その辺のところでそれが本当にできるのかといったのは若干の疑問を持つところでございますが、それは個々の資質の問題であるので、余り言及するところではございませんけども、ここにことしの3月1日の読売新聞に非常に興味深い記事が載っておりました。これは各自治体に交付税の減額で若干の地域手当を出すというようなことを各町村が上乘せをして出したというようなことがございます。

その中に、おもしろいことが書いてございます。職員組合との交渉のことが書いてございます。その中に、地域手当について、なぜ上乘せをして出したかという理由の中に「給与が下がると職員組合との交渉が難航する」という理由がございました。これは、私、非常に興味深く見たんです。

どういふことかといひますと、いろいろ、その賃金決定や労働条件を
決める場合に
当然、その組合があるにせよないにせよ、交渉いたしますが、その中で
いろいろな決
裂があつたらめんどくさいから、そういうことは触れんこうおこうと
いふふうなこと
になつてゐるんだといふぐあいに思ひます。

そういう面では、若干以前の厚生連の経営の中にも、そういうことが
あつたやに何
つておりますけれども、言ひたいのはどういふことかといひますと、幾
ら労働組合が
強かろうが、基本的には決定権を持つのは経営者でございますから、一
般に言われて
いる労働組合が強いからとか、いわゆる職員組合の権利意識が強いか
らといふような
ことで、いろんなことが取りざたをされる風潮にございますけれども、決
してそうでは
なくて、最後に決定するのは経営者でございますので、そういうような

ことで今の

2番目の質問をさせていただいたということでございます。

それから、もう一つ、歯どめの問題をちょっとお伺いをいたしました
が、今の段階

で幾らまでの赤字ならというような考え方はしていないということで
ございましたが、

一応経営をし、あるいは危機管理をする上では最も重要なことではな
いかというぐあ

いに、私は反対に思っております。常に最悪のシナリオを描きながら、

このときはど

うするんだという、もちろんそういうような対策がないと、そのときに
なってどうる

するんかと、当然、破産をして申しわけありません、では済まないとい

うぐあいに思

います。そういった意味で、こういうような物の考え方では私はいけな
いのじゃない

かというぐあいに思っておりますので、もう一考お願いをしたいとい

うぐあいに思い

ます。

その辺の見解に異論がございましたら、お願いをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 先ほど、2番目の経営の問題でありますけ

れども、当然、

経営者が判断をしなくてはならないということではありますが、十分こ

の点につきまし

ては、橋井堂のほうへ十分そのあたりを言って、的確な判断をするよう

に要請をして、

また指導もしていきたいというふうに思ってます。

それから、最悪のシナリオというふうに思ってますが、当然、限りな

く、こうした

赤字が続くとかいう問題でなしに、常に経営の分析を主体的に行いな

がら経営改善に

努めながら、そしてやっぱりこれからの津和野地域の医療を守るため

には、病院経営

自体ではどうしても賄えない部分、町民の要望が強い、例えば診療科の

非常勤であっ

ても診療料を終えて、そこで診療をする。そうしたことは当然そういう意味では、そこの部分の負担は町が行うというような、きちっとしたですね、やはり明確に説明できるようなシステムを構築しながら、情報公開を行って皆さんの判断も仰ぎながら十分な対応をとっていきたいというふうに思ってます。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今、いわゆる、その金銭的なことでのお話がございましたけども、特に医療、病院といったものはマンパワーでございますから、人的な要因といったものが一番大きなものを占めるいうぐあいに思います。

したがって、人的ないろいろな要因でいろんな問題が起きるわけでございますから、その辺のことをどう把握していき、どういうぐあいに守っていくかというようなことを常に考えておかなければならないというぐあいに思っております。

その辺は、ちゃんと説明ができるようにというお答えがございましたが、もう一つ

その辺で同じようなことを申し上げますが、4番目のスタッフのことで、賃金のことで、賃金のこと

で若干お話しをさせていただきますが、その賃金を決定するのに、医師、看護師、多

様であり、その専門性、経験、年齢など一概に他と比較できない面もあるところとい

うことで表現してございますけども、基本的にはこのどこの病院でも賃金を決める場

合に、一定のモデルとか、一定の基準といったものを持っているわけでございますの

で、当然、この回募集をされまして説明された中にも当然今の基本給の話が説明され

たというぐあいに思いますが、そういうようなことで基準は一般に使われている医療

職表の1表から3表まで、1、2、3表でございますけど、それが基本的には一番大

きな基準になっているというぐあいに私は認識しておりますので、その辺のことも十分に頭に入れながら、他と比較できないということは、あり得ないわけでありまして、その辺をよろしく今後ともお願いをして質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、4番、青木克弥君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序11、9番、中岡誠君。

○議員（9番 中岡 誠君） 議席番号9番、中岡でございます。

きょうは通告によりまして、2点ほど質問をさせていただきます。

簡潔に質問をいたしたいと思います。

先般、「津和野殿町通り」また「永明寺」がフランスの観光ガイドブック「ブルーガイド」の中で、最高評価の三つ星に選ばれたということが出ておりました。このことは日本国内の中で20地域が選ばれておられます。

今日まで歴史的町並みの保存のために努めてきた成果だと思っております。

特に、観光振

興に長い間、旧津和野町では取り組んできておられました。地域の皆さん、行政の方、

またボランティアの方の御苦勞があったと思います。このガイドブックに載っており

ます地域につきましては、全国有名なところの観光地でございます。

また、フランスのガイドブックの中では非常に絶賛しておるということを知りてお

ります。そういう中で、先般、県庁のほうにも聞きますと、出雲、島根県内では松江、

出雲も選ばれております。県の観光振興課では観光の追い風と期待をしておるという

ことでございました。大変、名誉なことであると思います。

そこで、質問はホームページ等の活用効果を問うということでありませんが、旧津和

野町におきましては、全国に先駆けまして、私が言うのも、釈迦に説法ではあります

が、日原地域の方につきましては、今までこういうことがありませんの

で、あえて申

し上げますが、全国に先駆けて、昭和48年3月に津和野町環境保全条例を定め、今

日まで30数年間、歴史的町並みを継承保存してまいりました。この環境条例は津和

野の歴史的文化遺産を対象とした保存地区や保存記念物、建物を定め、その保全を目

的としておりました。環境条例では、地域や対象の範囲、制限効力、条例の運営面で

限界があり、今日の社会状況に対応した制度ができなく、それに対する制度が必要と

なってきたおりました。そこで、日原地域に条例がなく、津和野町として、町全体の、

合併いたしましたために、町全体の新たな景観の形成と豊かな住まいづくり、環境づ

くりを目指して総合的な景観づくりの施策が必要となりました。

国の景観法は、昭和16年に施行されました。この景観法を従来の津和野町環境条

例を生かしながら新たな津和野町景観条例に移行したというものであります。この条例は、4月1日より施行されるということをお聞きし、先般つわの広報の3月号に掲載されておりました。その掲載した最後に詳しいことは今月下旬に概要版を配布されるということであります。

そこで、津和野町景観条例の施行経過の中で今回、景観地区、形成地区というようには、地域と地区とに分かれております。形成地区におきましては旧津和野、日原地域、旧津和野と言ってはあれですが、津和野地区、日原地域の中で11地区を選んでおります。その中で、今日のこの景観条例をつくるまでに、いろんな説明会、意見交換会などをやられております。私も一、二回出た経緯がありますが、そういう中で経済委員会に付託されて審査をし、認めたということでもあります。その審

査後の地域に

対して説明不足であるということで、ぜひともやっていただきたいと
いうことをお願

いをいたしました。そういう中で地域の説明会等やられた、その結果も
伺おうと思っ

ております。

続きます、2番目でありますが、この景観条例につきましては、い
わゆる規制を

してその地域の皆さんの生活を狭めるということになしに、その地域
の皆さんの、い

わゆる生活文化、また見た目をよくするというようなものでございま
して、いわゆる

罰則のない条例でございます。しかしながら、見た目がけばけばしいも
のであったり、

また建物につきましては高さ制限等いろいろな制約が条例であるわけで
ございますが、

この景観条例を生かしまして観光振興にぜひとも役立てていただきた
い、そのように

思っております。そういう中で、2番目の廃屋看板等の撤去についての
お願いをする

ということを書いておりますが、今町内回ってみますと廃屋が非常に
たくさん目につ

きます。この景観条例につきましては、全域を対象ということでありま
すんで、いわ

ゆる山間地域でありましても非常に目にとまります。寂しい感じがす
るわけですが、

このことにつきましても、今後どのようにするかということが、説明会、
また意見交

換の中で出たと思われれます。それと、看板等の不法看板等につきまして
も、今現在、

県のほうでもそういうものにつきましては非常に目を光らせておられ
ます。そういう

ことで、余りないとは思いますが、現状看板等につきまして、どのよう
な対応されて

おられますかお伺いをいたします。

この、先般私が、先ほど同僚議員からもありました、エコツーリズム

等のお話もあ

りました。そういうことで、金城でありました会議にちょっとのぞきま
したが、県の

環境課の方が座長でございまして、これからエコツーリズムも生かす
ためにはどうし

たらいいかというような、現に先般この日原地域の山村開発センター
でもございまし

た。そののちょっと、何といたしますか、広域のものでありまして、その
会に出ました。

そういう中で、ぜひとも、これからの観光地、観光振興のためには重要
文化財または

名所史跡それだけでは今後の観光客はなかなか足をとめていただける
のは難しいので

はないかと、さらに言えば宿泊してもらうのが難しいのではないかと、
それにプラス

はやはり環境、それと風景、風物、そこに住んでおる人柄、人情、そう
いうものの触

れ合いを観光客の方は、これからの観光客は求めておるといような

お話を聞きました

た。これは県の職員でなしに、アドバイザー的な広島の業者の方でありますので、ま

さに実践をしておりますので、そのとおりだなあというのを強く感じました。そうい

う中でこの景観条例を設けたということは非常に地域の皆さんの関心も高いと思いま

す。したがって、特にこの日原地区におかれては非常に今まで観光というところが非常

に薄い。で、今も言いましたように、エコツーリズムにつきましても、わずかな人間

で観光の、何と申しますか、プランを立てておけば、ま、業者任せではいけませんの

で自分たちで立てて、そうしてお客さんの誘導をしていただく、そうして地域の発信

をしてその地域の活性化にもつながるということでもあります。同僚議員の中にも2名

ほどの方がその会にも入っておられます。それで、日原地区におきまし

ては、商工振

興をやっております下部組織がありますけど、そういう中でも一、二回
の全体の会も

設けておりますが、いずれにしましても、この景観条例というのは、一
石二鳥、すぐ

できるものではございません。今まで津和野の環境保全条例が三十数
年前にできて、

今日までできておりますが、なかなかその過程の中ではいろんな障害な
り、弊害があっ

たと思います。この景観条例もそういうものの中で乗り越えていかな
くてはならない

と思います。特に全体を見つめておるわけでありまして、これから先、
町民の皆さ

ん、またその地域の方々の協力なくしてはできないのではないかと思
います。

以上申しましたように、まず一つとしては、このガイドブックが発行
されたことに

よってホームページ等の活用、効果を問うということでございます。2

番目には、こ

の景観づくりのために説明会を過去やられたと思います、そういう中

でどのような説

明をされて、その会がどうであったかということをお聞きしたいと思

います。それと、

廃屋の問題につきましてをどのようにお考えであるか、また地域の方

からどういうふ

うな意見も出たか、このこともお聞きしたいと思います。

○町長（中島 巖君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 9番議員さんの御質問にお答えしたいと思います
ますが。

景観条例についてのお尋ねでございます。

景観計画、そして景観条例がいよいよこの4月1日からスタートさ
していただくわ

けであります、この計画と条例の適正な執行を図ることは、長い歴史
とそして豊か

な自然に恵まれております津和野の町をさらに魅力のある町とするた

めに大変重要で

あると、このように考えております。

ただ、御質問にもありましたように、津和野地域におきましてはかなり古い時代から環境保全条例といったような、この条例を定めまして町づくりをしてまいったわけでありまして、日原地域におきましてはそうしたことが旧来なかったわけでありまして、まずはひとつ周知に努めまして、そして町民の皆さん方の理解と協力を求めることが何よりも大事だろうと、このように考えておるわけであり

ます。そういうことで今日までも努めておりますが、お尋ねの点等につきましては担当課長からお答えをさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは、御質問にお答えいたしま

す。

まず、御質問の中で御紹介いただきましたフランスでのガイドブックの件ですけど

も、実物がこれでありますが、フランスから取り寄せたものですけども、

このガイド

ブックはフランスで最もポピュラーな旅行ガイドブックの一つである

「ブルーガイ

ド」名前のように青い本ですが、「ブルーガイド」という本でありまし

て、これで観

光面で日本で三つ星に選ばれたのは、全国で、御紹介のようにわず

か20カ所で

ありました。津和野以外では東京、富士山、京都、奈良など、いずれも

日本を代表す

る観光地ばかりですので、これに選ばれたことは、津和野がフランス人

から見た日本

を代表する観光地の一つであるということを認められたことだと思

まして、大変な

名誉であると喜んでおりますと同時に、今後、フランスを初めとする欧

米諸国からの

観光客の増加につながることも大いに期待をしているところであります。

島根県からは、津和野のほかには、これも御紹介いただきましたが、松江と出雲が三つ星に選ばれておりまして、県別で見ますと島根県のこの3カ所所が全国最多であります。また、個別観光施設にも格付がなされておりますので、少し詳しく御紹介をしてみたいと思いますが、津和野からは、三つ星としまして、これも御紹介ありました「殿町通り」「永明寺」、それから二つ星には「葛飾北斎美術館」「太鼓谷稻成神社」「乙女峠マリア聖堂」、一つ星には「津和野カトリック教会」「藩校養老館」「森鷗外旧宅」「西周旧居」が、それぞれ選ばれております。

本町では、現在、これを町の観光協会のホームページに掲載してPRをしておりま

す。また、全国最多の選定数を誇る島根県でありますので、県のほうにも何らか県としてまとめてPR対策が必要ではないかと働きかけはいたしておりますが、県のホームページに「報道発表資料」として掲載をされているほかには、現在のところ県としての具体的な動きは出てないのが現状であります。

それから、松江市の観光協会にもお聞きしましたが、ホームページ掲載以外は特にしてないということでありました。出雲はちょっと聞いておりません。PRが不足という面もありますが、この本自体は日本語が、こちらでやれば別ですが、特に出しておりませんで、日本でも全く発売されませんので、これを日本でPRするよりは、フランスでPRするほうが有効なのかなと、そんなこともちょっと思います。そうはいいまして、やはりこういう光栄ですので、いろんな場ではPRをしていき

たいというふ

うには思っております。

それから、次の御質問ですが、景観計画、条例の説明会等に関する御質問ですが、

まず条例制定前、景観計画を完全に策定する前に意見交換会を住民の方にしておりま

す。これにつきましては、良好な景観計画に対する意見交換会としまして、策定前の

平成19年10月から11月にかけて、町内の4会場で実施をいたしました。御指摘

のように、景観形成地区という11カ所の景観形成地区を設けて計画のほうでおりま

すが、その11カ所で行ったわけではありませんが、11カ所の景観形成地区が対象

となります地域を4つに分けて行いました。その詳細は今から御紹介するとおりであ

ります。

まず、19年の10月23日には夕方、津和野小学校で行いました。

ここの対象地

区は城山景観形成地区の一部、町田・森村景観形成地区、中座・大蔭景観形成地区、

山並景観形成地区を対象とした説明会でありましたが、出席者は8名でありました。

それから、10月28日の午前10時からプラサ枕瀬で行いました。

ここを対象と

しましたのは、青野山眺望景観形成地区の一部、左鐙・川筋景観形成地区、日原・枕

瀬景観形成地区、高津川筋景観形成地区、堤田景観形成地区を対象とした説明会をや

りましたが、出席者は5名でした。

同じ日の午後1時半から直地児童館で行いました。この対象は麓耕景観形成地区、

青野山眺望景観形成地区の一部でしたが、出席の方は5名でした。

それから、11月1日夕方、津和野町民センターのほうで行いました。

これは、殿

町景観形成地区、城山景観形成地区の一部、本町景観形成地区を対象と

したものであ

りますが、出席者は8名でありました。

この意見交換会では、残念ながらどの会場も出席者がごらんのよう
に少なかったん

であります。御意見は大変貴重な意見をいただきました。その詳細に
つきましては、

長くなりますので、昨年8月の経済常任委員会において詳しく御報告
をさせていただきます

いたとおりであります。

また、条例制定後の住民説明会、経済常任委員会のほうで御指摘もい
ただきました

ので、制定後住民説明会を実施をしております。その概要ですが、時期
は平成20年

の12月から21年1月にかけて、年末年始になりましたが、津和野地
区で4会場、

これは、町民センター、小川公民館、畑迫公民館、木部公民館の4カ所
です。日原地

区では8会場、青原公民館、程彼公民館、池河公民館、山村開発センタ

一、プラサ枕

瀬、滝元公民館、須川公民館、左鏡公民館の8カ所、合計の12会場で実施をさして

いただきました。ここも出席者は全部合わせまして60人と、年末年始であったこと

や天候がたまたま雪が多かった日に重なったりもしましたので、出席者が大変少なか

ったことを反省をしております。この説明会を通じましては、ほぼ説明会ですがやは

り意見もいただきまして、全体としては、ただ出席者も少ないということもあらわし

てるかもしれませんが、津和野地区の町内は別にしまして、やはりまだまだ「景観」

という言葉自体がなじみが薄いということがあったなというふうに思っております。

それから、その一方では、特に日原地区のほうですけども、高津川を初めとする自然

景観の保全に対する意識が高いと、やはり「景観」という言葉からは自

然景観とか高

津川とか、そういうことをイメージされる方が高くて、高津川水質日本一ということ

も踏まえて大変誇りを持っておられるということが、大変高いなということとは肌で感

じることができたところであります。

また、この説明会とは別に自治会の要請によりまして、これは日原の連担地区です

が、「出前講座」を1会場で実施をしております、17名の参加をいただいております。

また、住民以外への、これは補足になりますが、説明を合わせて行っております、

平成20年の11月には国土交通省の浜田河川国道事務所、それから同じ日に島根県

津和野土木事業所へ説明に行っております。年が明けまして2月になりまして益田建

築組合の津和野支部へ説明に行っております。また、同じ、年が明けて

3月、もう今

月になりましたが、島根県建築士会の益田支部を通じまして会員さん
に対して概要を

説明した文書を送ることとしております。それから、津和野商工会の工
業部会の会員

さんには商工会だよりの誌面をおかりして概要を説明するということ
も行うことにし

ております。建築関係の方への説明が必要だからであります。

以上、計画、条例の周知等につきましては鋭意取り組んでいるつもり
ではあります

が、まだまだ出席者も少なかったりして不十分であると認識しており
ますので、今後、

条例の施行後も含めて引き続き、その周知徹底を図ってまいりたいと
考えております。

またこれも、新年度予算で御審議いただきたいんですけども、その一
つとしまして

景観シンポジウムというものを著名な講師を呼んでの計画も考えてお
りますので、そ

のようなことを繰り返しながら機運を高めていきたいというふうにも
思っております。

それから、3番目ですが廃屋看板のことについてですが、廃屋と看板
に分けてお答
えいたします。

廃屋を撤去する場合の新しい景観条例上の手続としましては、「建造
物等除却届出
書」という書類を所定の添付書類とともに提出をしていただくという
ことに事務的に
はなります。

なお、建造物の撤去につきましては、景観上の配慮のほかには安全面や
衛生面、文化
財的価値判断など物件によっていろいろな観点での配慮が必要となる
場合もあります
ので、役場全庁的な対応についても考慮する必要があるというふうに
考えております。

ただ、この景観計画条例におきましては、恐らく、御指摘の点は、景
観上見苦しい

廃屋についての撤去の御質問だろうと思いますけども、残念ながら今

回景観条例計画

には、こういう面が少し弱い面がありますので、今後御意見もいただき

ながらこうい

う面について条例計画を、なお強力なものになるように協議を進めて

いく必要がある

なというふうに感じております。

また、屋外看板につきましては、現在は島根県の屋外広告物条例に基

づく申請によ

って、町のほうで権限委譲を受けて設置や撤去の許可等の事務を行っ

ております。時

折、こうした申請を行わない違法広告物が見受けられます。監督者はあ

くまで県です

が、監督者の県との共同により毎年広告物パトロール等を実施してお

りまして、危険

なもの、汚いもの等の看板類の撤去につきましては設置者の責任にお

いて行われるべ

きでありますので、そういう危険、汚い看板等については撤去するよう

にパトロール

等を通じて指導を繰り返しているところであります。

それから、最後になりますが、議員さん御質問の中で観光振興についてエコツーリ

ズムの事例も述べられましたが、津和野町の今後の観光振興について

エコツーリズム

の取り組みが大変大切であることが本当にお説のとおりでありまして、

全く私も同感

をしております。この点に関しましては本年の施政方針の31ページ

にも同じ考えを

述べているところであります。引き続きエコツーリズムによる観光振

興も進めていき、

さらに景観対策も観光に資するように図っていきたいと考えておりま

す。

○議員（9番 中岡 誠君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 中岡誠君。

○議員（9番 中岡 誠君） まだ施行されておられませんので、なか
なか今後のこと

についても計画についても、これといった計画がないかとは思いますが、今出ましたシンポジウムの計画、これについては幾らかできてきておると思います。今までのことを検証してみますと、説明会については非常に出席者が少ないということでありま

す。これについては、課長言われましたように、なかなか景観条例という名前になれてない、そうして町民の方々もこれについて、何と申しますか、関心がない、いわゆる

経済的なものが見返りがないというようなことであろうかと思えます。ですが、先

ほど言いましたように、これからの観光振興のためには、ぜひともこの自然を生かしたものでないと、これから先のお客さんはなかなか望めないであろう

ということも私も考えております。

そういう中で、今11地区の形成地区を指定されておられます。そう

いう中で、特

にこれから先この地区の中で、この地域については重点的にというよ
うなことがあります

ましたら、またそういう地域につきましては重点的に出向いて行って、
これ地域の皆

さんの協力がないと行政だけではできません。この条例の中にもうた
ってありますよ

うに協働の景観条例だということで、したがって罰則、過料、をそうい
うものについ

てもまだできてないというようなことであります。ですが、全国の先進
地を見ますと、

やはりそういう条例の中に罰則等も設けておる地域もございますが、
やはりこういう

田舎の町民、住民の方々の感想は、条例をつくと何か縛るんではない
かと、規制が

あるんじゃないかと、それについて罰則があると自分らの生活権が脅
かされるといい

ますか、自由にできないと、ですが、要は、そこに住んでおられる方が

不自由になる

ような条例では、これからはなかなか難しいであろうと。一つ言えば、

お願い条例で

も、それを意識すれば、意識改革になれば、その地域がまた発展すると

というようなこ

とでありますんで、このシンポジウムの計画と、それと、特に、今掲げ

ました11地

区の形成地区の中で今後行政としても取り組んでいきたいということ

がありましたら、

またその地域をお知らせ願いたいと思います。それと、この条例につき

ましても、C

ATV等もございますんで、4月以降からは、ぜひとも流していただい

て、機運を高

めていただきたいと思います。

それでは、シンポジウムと今後のことについてお願いをいたします。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） まず、シンポジウムについてですけ

ども、これはま

だ、新年度予算で予算計上しておりまして、今から御審議をいただくと
いうことを踏

まえて御説明をさせていただきますが、日時は平成21年の9月ごろ
を考えておりま

す。まだ日にちまでは確定しておりません。それから、会場についま
しては、日原

地区側でどうかというふうには考えております。それから、基調講演
につきまして

は、これもまだ確定しておりません。ただ、皆さんがどこかで顔をごら
んになったこ

とがある程度の著名人というふうには考えております。それから、あとは
その方を交え

てのパネルディスカッション等々を考えております。それから、全体経
費は100万

円程度を考えておりますが、そのうち50万円、2分の1は島根県から
の補助をいた

だくということもこれも、まあ確定ではありません、島根県のほうに申

請をしておる

と、そういう、今これ以上のことは決まっておられません。

それから、景観形成地区の中で、特にというのがあるかということなんです、済

みません、正確に申しますと、景観形成地区につきましては番号の振ってあります

1から11までの11地区と、もう一つ、本当は12地区なんです、あえて番号を

振ってない地区が1つあります。それが、殿町景観形成地区に無番としております。

それから、1番の城山景観形成地区から11番の堤田景観形成地区までの11と、

11プラス1というのが正確な景観形成地区の数になります。

無番にしておりますのが、これが意図がありまして、殿町の景観形成地区について、

特にと考えている景観形成地区であります。もちろん、一番歴史景観上重要なところで

ありますし、観光にとっても、観光スポット、先ほどのブルーガイドで

も三つ星の地

域でもありますので、できるだけ早い時期にこれを、景観形成地区より

さらに一步進

んだ景観法上、「景観地区」というそういうランクが、さらに上があり

ますんで、そ

こへの格上げを目指したいという地区にしておりますので、あえて無

番ということに

しており、あえてと、特にという地区はここになります。

それから、CATV等の利用で景観計画条例のPRということですが、これは係に

指示をしております、今現在準備中であります。

○議長（後山 幸次君） 中岡誠君。

○議員（9番 中岡 誠君） えらい、先走ってこちらからいろんな

ことを申しまし

たが、そういうふうな計画があるということは非常に、これから先、新

年度についま

しても心強いことであろうと思います。

それと、住民以外の説明ということが先ほど出ております。そういう

それと、住民以外の説明ということが先ほど出ております。そういう

ことにつきま

しては、ぜひとも積極的に出て働きかけていただいて、いわゆる前段の質問等にもあ

りましたように、県のほうでもいろんな事業等も環境課のほうで出ております。そう

いう中で先般も、エコツーリズムについては、わずかではあるが、ぜひとも活用して

ほしいというようなことも出ておりました。そういうことで、これから先にも目を通

していただいているいろんな事業の中で景観について活用できるものがあるれば、またそれ

も使っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。マナー条例の設定についてということとであります

が、これは全国でいろいろな、ポイ捨て条例、たばこのポイ捨て条例、いろいろな、空

き缶のポイ捨て条例、そういうふうなものがあります。そういうものをひっくるめた

ものを「マナー条例」で今、施行しておる県、市がございます。そういう中で、この観光、津和野の町におきましても、来ていただくお客さんに対して不愉快な思いをさせるということは、いくらいい文化財、また史跡があっても、お客さんはその不愉快なことを一秒でも感じたら、津和野は何だというような感情になるかと思ひます。

そういう中で、町民我々が不愉快な思いをさせない、自分もそういう目に遭ったら不愉快だというような観点から、この、私が感じておりますのは、ここに書いてありま

すように、津和野町マナー条例として基本的なルールにより、生活環境の問題を取り

上げ、町民の健康と、来ていただいた観光客に安心、安全な町としてのイメージアッ

プをお願いする、というものであります。先ほどから出ました、山野、河川への不法

投棄、吸い殻、空缶のポイ捨て、歩きたばこ、公共施設での歩きたばこ
でありますが、
そういう中でまた医学公衆衛生面での児童喫煙の禁止等、そういうこ
とがこの田舎の
町でも、ああ、やっておるんだなあという印象をお客さんに与えれば、
住んでおる
我々も安心、安全でありますし、来ていただいたお客さんも、また観光
客の方も、あ
あなるほど津和野はさすが文化の町だ、というようなイメージをぜひ
とも設けていた
だいたらと思うわけであります。

決して、マナー条例をつくったから、過料するとかなんとかちゅうん
じでなしに、
例えば公民館活動の一つとしたり、また学校教育の一つとしたり、そう
いう中で現在、
ま、いろんな方面で学校関係、地域につきましても婦人会、また自治会
等で、また河
川の愛護団等でいろいろな活動をされております。そういう中でプラ

ス、その上のも

のを求めていただいたらなあという、これはお願いでございますが、そういう中で今

後取り組んでいくためには、やはり各課の強調、先ほどから出ますけど、いろんな各

課でのものを持ち寄って何かの会議のときにこういうものも載せていただいて、どこ

どこの場所を禁煙にしようじゃないかとか、どこどこ公園も禁煙地にしたらどうかと

というようなことも一つの、まあ、提案であります、を皆さん方でお考えになって、こ

れもすぐというわけにはいきませんが、近い将来にはぜひともこういう条例等も設け

まして、この津和野の町のアピールにつなげていっていただきたいと思えます。

そういう中で現在、町内での禁煙、分煙、禁煙所の有する店舗の把握はということ

ですが、今都会のお客さんではインターネット、また電話等でも

予約をすると

きに、あなたのホテル、旅館は禁煙ですかとか、それから、分煙をしておられますか

とか、そういう、今はお客さんのニーズであります。そういう中で、この津和野につ

いてもそういう店舗があるかないか、という、その把握されておるかということでご

ざいます。

2番目は、これは、先ほど言いましたお願いになりますけど、今後の活動として努

力義務、また禁止でもない、過料、罰則のない条例、お願い条例であります、そう

いうものも、例えば、先ほど言いましたように、観光課でやるとか、まあ、観光課で

やるといいにしても、それは町のことではありますが、ただそういうチラシ等を、マ

ナーについてのチラシとか、それから、たばこでいいますと、携帯の灰皿があります、

そういうものの津和野のデザインしたものをそれにつけてお客さんに配布する、そう

いうことをやればまたイメージアップにもつながるのではなかろうかというふうに思

います。そういう中で行政としてどのようなお考えであるかをお聞きします。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） マナー条例についての御質問をいただきましたので

お答えをさせていただきます。

町内の禁煙、分煙、喫煙箇所を有する店舗につきましては残念ながら町では把握し

ておらず、保健所の資料によりますと喫煙所を有する施設が2施設であります。これ

は保健所に登録しておりますのは、日原、津和野、両道の駅であります。

店舗ではあ

りませんが、町立の学校等につきましては、全面禁煙が5校、屋外喫煙

所が5校で、

役場や病院、公民館等の公共施設につきましては館内禁煙としており

ます。しかしな

がら、各自治会の集会所等につきましては、それぞれ取り決めをされて

いるようでご

ざいます。

受動喫煙の防止につきましては、健康増進法の25条で学校、体育館、

病院、集会

場、官公庁施設、飲食店、その他、多数の者が利用する施設では、受動

喫煙を防止す

るための必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定められて

いるところであり

ます。

また、不法投棄につきましても、廃棄物の処理、及び清掃に関する法

律第16条で

「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定めており、25

条では「5年

以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併

料すると定め

ておるところでございます。

御提案の津和野町マナー条例の制定につきましては、さきに申し上げましたとおり

法律により規制されているところもありますが、歩きたばこや、だれが捨てたか特定

ができないような小さいごみや、よく苦情が来ますペットのふん等につきましては処

罰することが難しいことも考えられるところでもあります。不法投棄やごみのポイ捨て

の禁止、ペットの飼い主のマナー向上等につきましては広報や立て看板等で啓蒙を続

けておるところでございますが、残念ながら一向に根絶しない状況にあります。しかし

ながら、議員が御指摘のとおり、迷惑をかける者がいたり、景観を損ねるような行為

は許されることではありません。既に条例化をした自治体があるようでもあります、

町外者への周知の方法や効果等についても調査を要し、条例化につきましては検討課題とさせていただきますし、観光の町にふさわしい町になるよう、御指摘にもありましたように、担当課同士が連携を取り合って今後検討を進めてまいりたいと、こういうふうにご考えておるところであります。

○議員（9番 中岡 誠君） 議長。

○議長（後山 幸次君） 中岡誠君。

○議員（9番 中岡 誠君） このマナー条例というのは、私も勉強しながら、非常に難しい、何と申しますか、課題であるなあということでもあります。

たまたま私の友達が千葉県船橋におりますので、その友達に電話で聞いてみますと、実は船橋市ではマナー条例があると、それは駅周辺であるということでありました。そういうことで、船橋では、そうした中で、私もインターネットで調べてみます

すと、17年4月より過料制度に入ったと、1年の猶予期間があって16年に施行しましたが、17年の4月より過料に入ったということが出ておりました。その友達に電話をしますと、やはりそうだということで、まあ、人口の多いところは、そういうことができるのでありましょうが、クリーン推進課という課を設けておまして、その職務権限がある生活巡視員というのを係の方をはなえておることです。

そうして、過料は2,000円、で1回は注意をすると、で、その注意したときの態度にもよるんでしょうが、なかなか聞いてくれない方については2,000円の過料切符を切るということでありました。その収益、収益と言うてはおかしいですが、過料の金額も出ておりましたんで見てみますと、平成18年度、月に202件の過料で

あります。そうしますと、やっぱり2,423件、ま、そのあれによつては過料の回数、または、あれがあつてないように思うわけですが、それに2,000円掛けるわけですから、484万円何がしかの金額は出ておりました。それが18年度。19年度はやはり年度別に、やはりそういうことで減っておると思います。次に、183件で440万円の金額が上がっておるということが実際に出ておりました。やはり、これをやるためには随分勇気が要ったと思いますが、やはり大きい町であれば、これは市民であろうが、よそから来た人であろうが、駅周辺、公園、で指定された地区については、もちろん張り紙等もしてあるそうであります。そういう中で過料制度というものができてずっと続いておるというようなことでもあります。

そういうことでございますので、要はそういう、まあ、需要者ちゅう

たら失礼です

が、人数のたくさん、人口のたくさんおられるところで、そういう、行政のほうでも、

そういう巡視員的なものが設けられるような市であればできるでありましょうが、な

かなかこういう地域ではできないと思います。そういうなことを申し上げまして、や

はり全国ではそういうこともあるんだということを知っていただきましてこれから

のマナーにつきましても考えていただきたいと思います。

もう1点は、健康増進法はもう出て決まっておるということであり

ますが、なかなか我々はそういうことを、この町内では余り聞いておりませんが、そ

うことがあるならば、そういうことも、先ほど言いましたように、CATVなり、

それから今介護予防で各種の運動、または集会がありますけど、そういう席の中でも

やはりPRして、そういう、増進法でこういうことであるんだということも一つの行

政の仕事であろうかと思えます。もちろん、住民の皆さんの御理解がないと、強制は

できませんが、もし、そういう、健康増進法での、もう条例があるということであれ

ば、そのように今後やっていただきたいと思えます。このことについて、健康増進法

のことで今後のことをお聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 健康増進法のことについて御質問でございますが、今後私

たちのほうにおきましても、町民の皆さんにいろいろな面で、広報なりまたケーブルテ

レビ、そういう、まあ、集会等でもそういうことをお話しをしてみたいと、この

ように思っております。

○議長（後山 幸次君） 中岡誠君。

○議員（9番 中岡 誠君） とりとめのないような、お願い条例みたいなことで終

わりますが、ぜひとも、健康第一であります、明るい、安心して住めるような津和野

町でないと今後ますます、こういう時代でありますので、衰退するであろうと思いま

す。このことを、皆さんもひとつ肝に銘じまして、行政の方もお願いをして終わります。

ありがとうございます。

○議長（後山 幸次君） 以上で、9番、中岡誠君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序12、13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 本定例会の最後の質問者となったわけでございます

けども、通告に従いまして3点ほど御質問させていただきますので、よろしくお願

いしたいと思います。

まず最初に、次期町長選挙についてでございます。

合併をし、はや3年5カ月ばかり経過しとるわけでございます。中島町長さんにおかれましては、津和野町、日原町が合併し、初代の新津和野町の町長として、町のかじ取り役を行ってもらっておるわけでございます。合併協定項目の中で解決してない諸問題も残し、一つずつ調整しながら、日々頑張っておられるわけでございます。ここ近年におきましては大きな問題である病院問題が浮上しておるわけでございますが、年の初めに病院問題から始まり、その年も病院問題に終わるとい、大変大きな問題がいまだ終結しない状態で推移しとるわけでございます。

また、国政におきまして、この中山間地域、特に、小さい自治体におきましては、いろんな改革も持たれまして財政状況が厳しい状態になり、また予算編成も思うようにならない現実になっている中、次期町長選挙に対しまして、どのよう

なお考えであ

るかをお聞きしたいわけでございます。

町長の職務をお聞きいたしますと、全国的に見ますと全国町村会理事
また島根県中

国地方を中心とした大きな大役部といたしまして、島根県町村会会長
を初めとして、

大きな役職だけで約70ばかり、また町の当て職を入れますと、まだそ
れ以上になる

というような公務多難な町長自身のお体であるわけでございます。そ
うしたお体であ

りながら、すばらしい体力と能力の持ち主だと、甚だ感服したりしてお
るわけござ

います。

町長さんにおかれましては、木部村に入村して以来、昭和の大合併、
また平成の大

合併といった大きな行政の節目に携わってこられた方であり、行政マ
ンとして60年

ばかり以上のすばらしいキャリアと実績をお持ちになる方であるわけ

でございます。

どこへ行かれても、津和野の中島町長さんは素晴らしいお方であると

いうお声を聞き

ます。私自身も大変うれしく誇らしく思っているところでございます。

これもひとえ

に町長さんを支えていらっしゃる執行部の素晴らしい部下をお持ちの

上、また町長の

お人柄を尊敬しての議会議員の協力もあったからではないかと、かよ

うに思っている

ところでございます。

新津和野町も病院問題等、財政問題を初めとして、大きな問題が山積

されている中、

私としては中島町長さんの右に出る人はいないではないかと思ってい

るわけござい

ます。

また、うわさでは次期全国町村会長の最有力候補の一人であるとい

うようなことも

耳にしとるわけでございます。

また、町民の皆様方も次期町長選挙に関しまして、いろんな関心をお持ちでござい
ます。「ぜひとも、中島町長さんへ再度挑戦していただければ」という
ような声もか
なり聞いとるわけでございます。そういう観点から私自身も、ぜひとも
町長さんに再
度出馬をしていただきたいという思いは町民の方と同じでございますけ
ども、この際、
次期津和野町長選挙に対しまして、今現在のお気持ちが決まるとれば、
そのような形
でお聞きしたいと思うわけでございますけども、町長さんの御所見を
お伺いしたいと、
このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 13番議員さんの御質問にお答えいたしたい
と思いますが、
次期町長選挙についてということでございますが、大変なお言葉をち
ようだいたし

まして恐縮いたしております。

私は、議会の皆様を初め町民の皆様方の温かい御理解と、そして御支援をいただきながら、今日まで町政を担わせていただきました。改めてお礼を申し上げます。

お話がございましたように、新町発足後、最初の町長であるということもございまして、特に、私は、合併の経緯を踏まえ、旧両町が名実ともに一つの町として歩みができますよう、言うならば真の合併成就を命題として町政を担ってまいりました。が、幸いにいたしまして、今日まで旧両町間で、地域意識をあらわにした諍いといったよ
うなものは少しもなく、新しい町としての歩みができておりますことは、大変うれしいことで、喜んでおるところであります。

合併協議の中でいろいろと約束をされてまいりました懸案の事項に

つきましても、

町民の皆様方の御理解と、そして御協力によりまして、逐次調整をさせて
いただいて

おりまして、その点につきましても感謝をいたしておるところであり
ます。

ただ、合併時には予想もできなかった、その後における国の地方切り
捨て政策と言

っても決して過言ではありませんけども、そうしたことによりまして
地方財政が極度

に悪化をいたしましたために、十分な施策が打ち出せずに予算編成も
思うに任せない、

そういう状況に立ち至っております。町民の皆様方には満足していた
だけのような行

政運営ができなかったことは、まことに申しわけなく、また心外に思っ
ておるところ

であります。しかしながら、そのような状況にありながらも、今日多く
の町民の皆さ

んから、引き続いて町政を担うようにとの大変ありがたいお言葉をい

ただき、恐縮す

るとともに感激をいたしておるところでございます。厳しい状況にはあ
りますが、多く
の課題に対して真摯に取り組んでまいりましたことを認めていただい
てのことと感謝
をいたしておるところであります。

近時におきましては、お話ございましたように、病院問題が大きな課
題となりまし
て、特に、医師確保につきましては、今日まで昼夜を分かたず東奔西走
してまいって
いるところであります。厚生連から橘井堂へ支障なく医業が移行できる
ように、そして
町民の皆様安心して医療を受けていただくことができるように心を
砕いているとこ
ろであります。

そうしたこともございまして、今年が町長改選の年であり、秋には私
の任期が到来
することを承知しながらも町長選について深く考えるいとまがなく今

日を迎えている

というのが実情であります。

しかし、こうしてお尋ねをいただき、また激励の言葉もちょうだいい
たしました。

猶予なく改めてみずからの次期町長選への対応について考えさせてい
ただきたいと、

このように思っております。が、まずは、課題山積の中、次期4年間、
町長の激務に

耐え得ることができるかどうか、健康状態等見きわめながら、さらに多
くの町民の皆

様方の御意見をいただいてまいりたいと、このように考えております。

そして、遅くとも6月定例会においては、明確に意思表示をさせてい
ただく考えで

ありますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げ、お答
えとさせてい

たきます。

○議長（後山 幸次君） 斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 町長さんから、今考え中だというよ

うなお言葉であ

りました。健康をわきまえながら十分に考えて、6月定例会には確実に御返答をいた

だくということがございました。いろんな、先ほど申しましたように町民を初め、私

ども、ぜひとも、体力が続く限り町長をやっていたいただきたいという思いはだれも同じ

ではないかと思しますので、その点を十二分にお考えいただき最終結論を出していた

いただきたい、かように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは続きまして、次の質問へ入らせていただきたいと思ひます。

公民館についてでございます。公民館が合併項目の中で日原地区、津和野地区とい

う形で違った形で推移しとり、3年ばかりかけましてやっと一本線のあらかたの筋が

見えてきて地域へ対して説明会等をやられて、スタートラインに今、4月から立とう

としているわけでございます。

そうした中で、非常勤公民館長さんのことについてお聞かせ願いたいと思うわけ
でございます。

非常勤公民館長を置くということでございます。日原地区におきま
しては、従来ど
おりの形をとるといのが、どうもそういうよう流れになつとるわけ
でございますけ

ども、津和野地区におきましては、旧町村単位の公民館を何とか現状の
形というよう

なこともありまして、非常勤公民館長を置くというよう形になって
おります。その

点に関しまして、津和野地区の各公民館があるわけでございますけど
も、4月1日か

ら稼働する前に当たり、公民館長の人選に着手されているわけござ
いますけども、

今現在どの館も次期非常勤公民館長が決められているのかどうか、お
知らせ願いたい。

もし、いまだ決まっておらない館があるとすれば、どのような形が、
いろんな問
題のネックがあって決まらないのか、もし分析していればお知らせ願
いたいと、かよ
うに思っているわけでございます。

次に、公民館の報酬についてでございますけども、地域説明会におき
ますと、おお
むね150日の出勤をもってと、というような御説明がなされていたと
思うわけござ
います。金額にして年間約100万円弱になるのではないかというよ
うなお話を聞い
ております。この150日についてお聞きするわけですが、どの程
度の出勤が
1日としてみなされているのか、まずお聞かせ願いたい。

なかなか、今から常勤の主事が残るわけでございますけども、公民館
長といっても
非常勤ということでございまして、朝、公民館におり、「きょうは何も
ないですか」、

「いつからか用事ございませんか」そういう形で朝覗いて、「きょうないですよ」と

いうたのが1日になるのか、また、「昼から、きょう、この行事があるから出てくだ

さい」というのが1日とみなすのか、それとも、役場の職員と同じように勤務時間が

5時過ぎまでおるのが1日とみなすのか、その点によって150日というのがどうい

う形になるのかというのが、今まで審議会の中で話をされた中で、どうもその点があっ

きりしないのだと、いうようにお聞きもしておりますので、その点について、はっき

りした御回答を願いたいと思うわけでございます。

また、報酬に関しましては、それは年俸でやれるのか、出役によって月に何日出た

から何日分を払うのかというような形のものかということ、まず最初にお知らせ願

いたいと思うわけでございます。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 公民館長の選出につきましては、2月末を
めどに各地域で
推薦をしていただくというふうをお願いをしておりましたが、現在の
ところすべての
館が決まっているというふうな状況ではありません。できる限り早い
時期に決定をし
てまいりたいというふうに考えております。

要因ということではありますが、基本的にはそれぞれの地域で推薦を
していただく
というお願いの仕方をしておりまして、うちは特に推薦ができないとい
うふうな状況で
はないと、そういった声は今のところ聞いておりませんので、そういう
ふうな状況で
はないというふうに判断しているところであります。

それから、館長の報酬ということではありますが、その支払い方につ
きましては非
常勤の館長さんの場合は今の条例上、支払い方法が年に2回というふ

うな形で決まっ

ておりますので、それに従いまして、9月と3月というふうな支払いの仕方をしたい

というふうに考えております。

それから、1日の出勤時間ということではありますが、原則的には8時半から17時

15分というふうに考えておりますけれども、基本的には、行事等のあり方によって、

日数的にはもっと多くなるというふうなこともあろうかと思えますし、また夜間の会

合等、そういったものもあろうかと思えますので、ある程度の運用はあるのではない

かというふうには思っておりますが、基本的には8時半から17時15分というふう

な考えで今のところおります。

○議長（後山 幸次君） 斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） まだ決まってない館もあるということでございます。

幸いにして木部地区におかれましては前議員でありました有福さんが館長だということ

とで、あれも、選考委員の一人でありまして、なかなか決まらず、それなら仕方がな

いから私がやるという形で決まったような経緯もあるわけですが、他の館の館長

の選考をどうですかというと聞くと、「なかなか難しいんです」と「人材がおるんで

すけども150日出勤というのがネックになっている」と、このようにお話を聞くわ

けでございます。やはり館長さんとかを候補に挙げる方はいろんな、今地元でも、と

か町内においていろんな役を持つてる方が多いわけでございます。そうしますと、今

の役をこなすのに自分の仕事ができないという方が候補者の中になんかおるわけです。

そうした中において、やはり150日の出勤といえますと、今現在の職員の方が

230日ぐらいしか出勤してないんですよ、有給休暇含めると、約平均とりますと。

そうしますと、そのらあの方と比べましても、かなりの日数の出勤を要するという形

になるわけなんですかね。そうしますと、やはり自分の今の持っている、いろんな方

の地域のための役職、また自分の仕事、そういう面から考えますと150日というの

は非常に厳しいんだというような声も聞いております。教育長の話ではその150日

は別にネックにはなっていないと解釈されているようでございますけども、私は、それ

が一番ネックではないかと、かように思っております。

もし、2月末までに館長さんを決めなくてはということになつとるんですけども、

3月1日から、それが施行されるわけですけども、もしないようでしたら、若干課内

会議でも開いていただき、その150日というのはもう一度考えてい

ただき、それな

らそれを、あと100日にするとか、何とかして、その金額は、まあ、
もちろん出勤

によって変わるわけですけども、その点の若干の緩和措置をとらない
と、私のいろん

な話をした中においては、非常に、新たな人選は難しいんじゃないかと、
かように思

っておりますので、もし課内会議でそういうことができるなら、そのよ
うにやってい

ただきたいと思うわけでございますけども、その点、教育長、どうぞ
ざいましょう

か。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 基本的に150日ということで、人選が若
干難しいという

話は現館長からの情報として得たところがあります。ですが、今も、1
50日以上と

いうのは基本的に、先般の条例等でも可決をさせていただいておりまし

て、そういった

意味では何とか、現行の150日以上ということで、とりあえずは選出
をしていただ

きたい。で、そういった課題、あるいは出勤日数がさほど必要がないと
いうふうな状

況が出れば、それによってはまたそういったことを改善していくとい
うことは考えら

れると思いますけれども、基本的に現体制、2名体制の中でやっている
という状況で

ありまして、そこでの影響が少ない範囲ということでは150日程度
というふうな状

況をつくったということでもありますので、とりあえずスタートについ
ては何とかそう

いう形をお願いをしたいというふうに考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。

本日の会議は、13番、斎藤和巳君の質問が終了するまで延刻いたし
たいと思いま

すが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本日は13番、斎藤和己君

の質問が終了するまで延刻することに決定しました。

それでは、引き続きお願いいたします。

斎藤和己君。

○議員（13番 斎藤 和己君） 今の状態で150日を目標にして募集を募るとい

ことでございますけども、もう3月も10日を過ぎ、あと残すところ20日ばかりし

かないわけでございます。4月1日には新たな新公民館体制でスタートするわけでご

ざいますので、やはりそれがいまだに決まらないということになると、やはり真剣に

考えて、こういう形なら公民館長が何とか受けてもらえるという形をやらないと、不

在のまま新公民館体制に移るわけには私はいかないと思いますので、その点十二分に

中で協議していただきたいと、かように思っておるわけでございます。

それでは、農林業について、次の質問に入ります。

まず、農林業についてでございますけども、その中で農業の分野で入ります。農業

分野の中においても、かなり広い範囲でのことがあるわけですが、今回はその中

におきまして、私としては津和野町のブランド作物の普及について、また若者の農業

の就農に前進するためにもというような思いから質問をさせていただきたいと思うわけでございます。

全国的に減反政策が昭和40年の後半から始まり、約40年と数年の年月が経過しているところでございます。

当町の基幹作物としては、米が主体であり、転作作物としてある程度のブランド化

した作物がこの減反政策によりできた場合もあるわけでございます。その作物で、主

にメロン、またミニトマト、クリ、わさびといったハウス物、また奥の田んぼとか自分の周りの山林等を造成してのクリとかいうようなものが減反政策により行われ、そういうような、全国的に有名なブランドまでにはいかななくても、かなりの有名な、ある程度、市場が相手してくれるブランド作物ができておるわけでございます。

しかしながら、少子高齢化がどんどん一般的に進んでいく中において、それに携わっている農家の方がだんだん高齢化とともにやめるとか、また規模を縮小するとか、そういったところによりまして採算度が少しずつ減少しているのではないかと、このように思っておるわけでございます。そういうような中、この景気の大不況の中、先ほど、いろんな同僚議員の質問でありますけども、やっとな国のほうが農林業のほうへ

目を向けられたというようなことが報じられており、またそのような雇用の確保にも

県を挙げて国を挙げての施策が講じられているわけでございます。そういうときこそ

津和野町も、このブランド商品を確保するためには、最大のよい時期ではないかと、

かように思っておるところでございます。今ある作物をさらに拡大生産する方法と、

また新しい作物をつくり出す方法があるのではないかと思うわけでございます。やは

り、新しい一作物を商品としてつくり出すためには、4年から5カ年の年月が最低限

かかると、このように私は思っております。

今まで、いろんな農家の方がこの減反政策により、いろんな作物に挑戦してまいり

ました。しかし、残念ながら、その商品化するまでにはやはり四、五年かかるという

ようなことが、まさにそのとおりでございまして、2年、3年、いろん

な物を投資し

て挑戦したわけでございますけども、何の見返りもなく、ただ投資だけで終わったの

が今までの事例ではないかと、かように思っておりますので、今こそ新しいブランド

商品に向けて行政が本格的に取り組むべきではないかと思うわけでございます。

ましてや、国の施策ある自給率を今現在二十何%を50%に上げるということにな

っとるわけでございますけども、米に対しましては100%であるわけではないんで

すけども、ほかの作物に関しましては、かなりの予算の投入と農家を助けるという意

気込みがないと、この目標は達成されないのではないかと、このように思っておりま

すので、私としては、町単で取り組みが必要であると、もちろん、国、県のいろんな

作物の奨励のことは言うまでもなく、それを導入しながら、私としては、

やはり、こ

の際津和野町独自の施策をもってやるべきではないかと、かように思
っております。

その一つの方法として、価格保障制度も導入し、この物なら何とか一
人前の商品が

できるまで町を挙げて応援するからというような形のものををもってや
っていただきた

いと思うわけでございます。そうすることによって、津和野町の農業に
対する意識も

変わり、また都会に出ている若い方々が、いろんなところで職を失った
場合、それな

ら田舎に帰って農業を見直してみようじゃないかという気にもなれる
のではないかと、

かように思います。やはり、田舎に帰っても自分の生活が安定してない
とできるわけ

ではございません。空気がおいしいからだけでは田舎では生活できな
いわけござい

ますので、私はやはり生活保障をもっと充実したものでないと、今から

の農業は、特

にこういう津和野町のようなところでは生活できないのだというのを
感じておるわけ

でございます。どうか、その点におきまして町単で取り組みをお願いし
たいと思うわ

けでございますけども、その点に関しまして、今現在町といたしまして
は、どのよう

なお考えをもって今から津和野町の農業、特にこのブランド商品、基幹
作物に関して、

どのような考えをお持ちであるかお聞かせ願いたいと思うわけござ
います。(発言

する者あり)

それでは、次に林業についてのほうを質問させていただきます。

特に、林業が衰退している中、いろんな無理の面をお願いするような
形になるわけ

ですけども、質問させていただきたいと思うわけでございます。

この数年、町行造林の新植事業がなされてない状態が続いとるわけ
でございます。

予算面もあるとは重々わかっとなるわけでございますけども、そうすることにおいて、

いろんな弊害が、弊害というより問題が生まれそうな気がするわけでございます。や

はり、鳥獣問題、また地球温暖の問題からも従来の杉、ヒノキという新植だけでなく、

広葉樹等の鳥獣対策にもなるいろんな木々の新植も考えていく必要があるのではない

かと思っていますところでございます。

また、今まで植林された山林に対し、高額な費用が投入されておるわけございま

す。その投資を、100%無駄なく財産づくりに生かすため、また山林の付加価値を

高めるためにも、時期時期に合った保育管理をする必要があると思うわけございま

す。

その点、町行造林を初めとして、今後の保育に関しまして、どのよう

にされている

のかお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

今まで、山林従事者不足ということで税金等いろんな費用を投入して、みどりの担
い手確保という事業に着手し、みどり担い手資金がかなりの金額が今まで投入されて
いるわけでございます。その結果、ある程度の山林労働者は確保されているのではな
いかと、このように思っておられるわけでございます。

また、この中で、ことし、21年度施政方針の中にも、さらなる担い
手確保に努め
るといふ文言も掲げておるわけでございます。

そういった中、私は、担い手の今までの投資を無駄にすることなく、
せっかく若い
方が山林従事者になられた経緯があります、このままでいくと、どうも、
せっかく投
資した担い手の仕事先細りになりつつあるという懸念を抱いており
ます。予算的に
見ても、随分、前と比べたら半分以下、それ以下になつとる予算規模で

はないかと、

このように思っておりますので、その点に関しましても、そのせつかく
の長い間投資

してきた担い手育成の労働者のためにも、その方が十二分に生活でき
る、あるいは仕

事に従事できる事業量というのは、組む必要があるのではないかと思
うわけでござい

ますけども、その点に関しまして、どのようなお考えでありますか、お
聞かせ願いた

いと、かように思っております。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、2点ほど御質問いただきました
けども、最初

にブランド作物の普及ということでございます。

安全・安心な国内農産物への消費者意識が高まる中で、議員御指摘の
ように本町農

産物のブランド化に向けた取り組みは重要であり、昨年より益田圏域
でも地域農産物

の有利販売プロジェクトを立ち上げておりますので、より一層の連携を図り、推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

そして、道の駅での野菜、果樹等の販売額も伸びてきておりまして、また去年は里芋とクリ加工品など、東京の高級スーパーとの取引へ結びつけた地産都商への足がかりもできてまいっているところでございます。これらをさらに進めるために、従来からの支援策は継続するとともに、農商工連携事業また、がんばる地域応援総合事業、これ県単事業でございますけども、そういったものを活用した事業展開をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議員さん言われますように、新しい作目をという御提案でもございましたけども、なかなか、この地に合った作目、いろんな作目あるわけでございますけども、そうい

った中でというよりは、従来からある作目を中心に、そういったものを伸ばしていく

ほうがいいのではないかなということで、先ほども議員さんのほうに御回答申し上げます

た部分もございますけども、まずはそういったビジネスモデル的なものを提案しながら

らということで、そういった、今ある作物をある程度生かしていくというふうに基本

的には考えております。

それから、従来からあります、まあ、米もなかなか大変な状況ではあるわけござ

いますけども、やはり売れる米づくりをすれば、ある程度は、この分野でもやってい

ける部分もあるんだろうというふうに思いますし、先般、JAの橋本組合長があいさ

つの中でされておりましたけども、JAとしても、今のヘルシー米については、西い

わみ独自で売っていきたいというような発言もございました。そうい

ったことで、そ

うというような組み合わせもしながらやっていくのが一番だろうという
ふうに思います。

それから、JAを通してではございますけども、今、ブランド化とい
うことで、こ

の地域、津和野町だけということではなしに、この地域、まあ、益田の野
菜、特に野菜

などは、なかなか規模も違いますし、市場でございますけども、市場主
義やってます

けども、吉賀町、それから津和野の農産物というのは、低農薬野菜、無
農薬野菜、有

機野菜的なものでございますので、そういったものを広島市内のスー
パーとの連携と、

への販売というようなことも今進めているところでございますので、そ
ういったものを

進める中で、主な作目を決めていくというか、それについてはある程度
多くの、品目

的には多くはなるかもしれませんが、そういったものもやりなが

ら、ここに合っ

たものを基本的には、先ほど言いましたビジネスモデル型のような形
をつくりながら

やっていきたいというふうに考えております。

それから、生産者の高齢化というようなことでございます。そういっ
たことで後継

者の確保というのは今が、逆に言えば、こういった農業に対して国民の
目が向いてい

るといようなことで、一つのチャンスという表現もございます。そう
いった中で、

3番議員さんにお答したとおり、そういった後継者の確保というのは
今後も努めてま

いりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、特に若い方につきましては、認定農業者という、まあ、町
の制度を持っ

ておりますけども、国の制度を使うに当たっては、そういった認定農業
者でないと、

なかなか支援制度もございませんので、できるだけ、そういったことも

進めながら、

また、そういう後継者の育成も努めてまいりたいというふうに思います。

それから、もう1点、2点目でございますけども、林業関係でございますけども、

町行造林は旧日原町が平成10年度、それから旧津和野町が平成17年度を最後に分

収造林事業の新植が行われておりません。その最大の原因は、木材価格の低迷と造林

事業が長期間を要する経営であるということにあると考えております。

現在の木材価格では当初の分収契約期間が終了し皆伐した場合、皆伐の販売収益は、

わずかに見込めるものの、植栽から皆伐までの間の下刈り、枝打ち、それから間伐な

どの施業に要した費用までは賄える状況ではありません。

同様の分収造林事業を行ってきた島根県林業公社の試算においても、長期収支見込

みでは、分収金収入468億円に対し、借入金511億円を含め今後の

支出の総額は

1,111億円で、約643億円もの赤字になることが試算されております。

したがって、津和野町の町行造林でも同様に契約終了時の分収林収入から、これまでの経費を差し引いた収支では、大きな赤字となることから新植を凍結した経緯があるところでございます。

次に、議員御提案の落葉樹の新植についてでありますけども、旧日原町では下瀬山町有林において平成5年度に2ヘクタール、平成6年度に1ヘクタールを育成天然林改良事業として、クヌギを植栽しておるところでございます。まだ伐期には至っておりませんが、これまでの事業費を計算してみますと、1ヘクタール当たり約270万円でありました。詳細については今後調べてみたいと思っておりますけども、この件はすべて

を補助事業では行ってはおりませんが、例えばすべて補助事業で行ったとして現在の基準で試算してみますと補助金が148万9,000円で、125万3,000円の負担となっております。伐期時の販売額にもよるわけでございますけれども、採算性としてはこれも厳しいところがあるか、というふうに考えられるところでございます。

しかし、伐期までの期間が短いことや、水源涵養機能が高く、花粉が少ないことなど環境面でのメリットもあるということで、今後の町行造林事業の方向性とあわせ、検討事項とさせていただきたいと考えております。

また、現在まで実施してきました町行造林地につきましては、引き続き適正な枝打ちや間伐を実施するとともに、満期を迎える造林地は長伐期への移行を勧めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

特に、もう1点。みどりの担い手の確保と申しますか、そういうような事業もやってまいりました。なかなか労働者の確保はその面でも、まあ、十分であったかどうか
わかりませんが、これらの方々が引き続き業務ができるように今後もいろんな方向性を出していきたいというふうには思っております。

今、チップを使ったチップボイラー等の計画等も新エネの部分でもございます。そういう部門も出てくることによっては、ある程度そういった労働者の確保も出てくるかとは思いますが、いろんなものを含め今後検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 農業のブランド化というのは、新たには、今現在では考えず、今既存の作物の販売の販路、を販売量の拡張に向かっていき

たいというよ

うなお言葉であります。やはり、いろんな今それに携わっとる農家の方
が高齢化にな

り、また、その後継者づくりのために若い方に継承してもらうためには、
いろんな施

策を持っていかないとできないのではないかと思うわけでございます。

現、国の施策

だけでなく、私は、やはり津和野町の農家の住民、また津和野町の町民
をふやすため

にも町単独時の支援策をもって、これに当たるのが一番いいのではな
いかと思うわけ

でございます。財政が厳しい中というのは、重々わかっておりますけど
も、津和野町

は県、国の支援だけでなく、町単でもこれだけのことをしとるんだとい
うような意気

込みを持って今後そういうような方々へ対しての支援を充実してやっ
ていただきたい

と思うわけでございます。ましては、若い方が津和野に帰ってくる起爆

剤になるので

はないかと思っておりますので、その点に関しまして再度、町長さんなり、副町長さんに御所見をお伺いしたいと思うわけでございます。

また、林業面に関しましては、町行造林は今後、今までのような造林はしていかな
いというような御答弁に解釈されるわけでございます。町行造林に関
しましては今後
検討課題にさせていただきたいということでございます。

先ほど申しましたように、やはりみどりの担い手資金、数千万円以上の資金をもつ
ての要請した案件であるわけでございますので、私は、そのためにもやはり、どうい
う形であり、担い手という言葉を使った以上、担い手の方が就労できるような事業は
責任を持ってやるのがベターだと思うんですけども、ただ財政が厳しいだけではなく、
私は、農林業の発展、津和野町においても観光と農林業の発展がという

言葉をまず第

一に聞くわけでございますので、その点に関しましても、今までの事業量を確保して

いただきたいという思い、また山林労働者にきつい中にも頑張ってきた人たちのため

にも、今後とも、そういうようで、安心して、今の仕事に従事できるような事業体を

組んでいくのが行政の責務と、このように考えておりますので、その点に関しまして

も、再度、町長さん、副町長さんの御所見をお聞かせ願いたいと思うわけございま

す。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 確かに、こういう厳しいときではありますけれども、手をこま

ねいては何も解決しないわけであります。

特に、この生産の関係というのは、投資をして、そしてまた新たな所得を生み出し

ていくということを繰り返していかなければいけないだろうと、このように考えてお

りますので、どれだけのことが今後、取り組みができるかわかりませんが、御

意見は十分踏まえて今後の施策に当たってまいりたいと、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 林業関係につきましても、当然、この日本というか、とに

かくこの日本の価値観というもんも非常に大切なものでありまして、あるマスコミの

報道の状況を見ますと、日本人の人口が1億2,700万人のうちの農業に携わって

いる人が、まあ、農林業も含めてですが、310万人、漁業に携わっている人が、約

20万人で、その中で人口で言えば、2.6%ぐらいの人口が日本の食料の40%ぐ

らいを今担っている。それは、私たちが住んでいる中山間地の力である

というふうな

論法もあります。こうすることで、中山間地の力を落とさないような、

やっぱり施策

を中山間地の自治体は持っていくべきだというふうに思ってますので、

今後も十分そ

の点を考えて進めていきたいというふうに思ってます。

○議長（後山 幸次君） 斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） これをもちまして、私の質問を終わ

らせていただき

ます。どうもありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） 以上で、13番、斎藤和巳君の質問を終わ

ます。

以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いた

したいと思いま

すが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。

それでは、以上をもちまして本日は散会いたします。大変お疲れでございまして。

午後4時46分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 21 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第
4 日)

平成 21 年 3 月

12 日 (木曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 21 年 3 月 12 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 3 号議案 津和野町課設置条例の一部改正に
ついて

日程第 3 町長提出第 4 号議案 津和野町職員定数条例の一部改正
について

日程第 4 町長提出第 5 号議案 津和野町まちづくり基金条例の制
定について

日程第 5 町長提出第 6 号議案 津和野町医療推進基金条例の制定

について

日程第 6 町長提出第 7 号議案 津和野町観光振興活性化基金条例
の制定について

日程第 7 町長提出第 8 号議案 津和野町環境整備活性化基金条例
の制定について

日程第 8 町長提出第 9 号議案 津和野町道路整備活性化基金条例
の制定について

日程第 9 町長提出第 10 号議案 津和野町教育施設活性化基金条
例の制定について

日程第 10 町長提出第 11 号議案 津和野町文化財施設活性化基金
条例の制定につい

て

日程第 11 町長提出第 12 号議案 津和野町介護従事者処遇改善臨
時特例基金条例の

制定について

日程第 12 町長提出第 13 号議案 津和野町病院事業の設置及び管
理に関する条例の

一部改正について

日程第 13 町長提出第 14 号議案 津和野町病院事業利用料及び手数料条例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 15 号議案 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 15 町長提出第 16 号議案 津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 16 町長提出第 17 号議案 津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 17 町長提出第 18 号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 18 町長提出第 19 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 19 町長提出第 20 号議案 公の施設の指定管理者の指定に

ついて

日程第 20 町長提出第 21 号議案 公の施設の指定管理者の指定に

ついて

日程第 21 町長提出第 22 号議案 公の施設の指定管理者の指定に

ついて

日程第 22 町長提出第 23 号議案 町道路線の廃止について

日程第 23 町長提出第 24 号議案 町道路線の変更について

日程第 24 町長提出第 25 号議案 町道路線の変更について

日程第 25 町長提出第 26 号議案 町道路線の変更について

日程第 26 町長提出第 27 号議案 町道路線の変更について

日程第 27 町長提出第 28 号議案 平成 20 年度津和野町一般会計

補正予算 (第 6 号)

日程第 28 町長提出第 29 号議案 平成 20 年度津和野町国民健康

保険特別会計補正

予算 (第 4 号)

日程第 29 町長提出第 30 号議案 平成 20 年度津和野町老人保健

特別会計補正予算

(第 4 号)

日程第 30 町長提出第 31 号議案 平成 2 0 年度津和野町介護保険
特別会計補正予算
(第 4 号)

日程第 31 町長提出第 32 号議案 平成 2 0 年度津和野町後期高齢
者医療特別会計補
正予算 (第 2 号)

日程第 32 町長提出第 33 号議案 平成 2 0 年度津和野町簡易水道
事業特別会計補正
予算 (第 4 号)

日程第 33 町長提出第 34 号議案 平成 2 0 年度津和野町下水道事
業特別会計補正予
算 (第 4 号)

日程第 34 町長提出第 35 号議案 平成 2 0 年度津和野町農業集落
排水事業特別会計
補正予算 (第 2 号)

日程第 35 町長提出第 36 号議案 平成 2 0 年度津和野町奨学基金
特別会計補正予算
(第 2 号)

日程第 36 町長提出第 37 号議案 平成 2 0 年度津和野町電気通信
事業特別会計補正

予算 (第 4 号)

日程第 37 町長提出第 38 号議案 平成 2 0 年度津和野町病院事業
会計補正予算 (第
4 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 3 号議案 津和野町課設置条例の一部改正に
ついて

日程第 3 町長提出第 4 号議案 津和野町職員定数条例の一部改正
について

日程第 4 町長提出第 5 号議案 津和野町まちづくり基金条例の制
定について

日程第 5 町長提出第 6 号議案 津和野町医療推進基金条例の制定
について

日程第 6 町長提出第 7 号議案 津和野町観光振興活性化基金条例

の制定について

日程第 7 町長提出第 8 号議案 津和野町環境整備活性化基金条例

の制定について

日程第 8 町長提出第 9 号議案 津和野町道路整備活性化基金条例

の制定について

日程第 9 町長提出第 10 号議案 津和野町教育施設活性化基金条

例の制定について

日程第 10 町長提出第 11 号議案 津和野町文化財施設活性化基金

条例の制定につい

て

日程第 11 町長提出第 12 号議案 津和野町介護従事者処遇改善臨

時特例基金条例の

制定について

日程第 12 町長提出第 13 号議案 津和野町病院事業の設置及び管

理に関する条例の

一部改正について

日程第 13 町長提出第 14 号議案 津和野町病院事業利用料及び手

数料条例の一部改

正について

日程第 14 町長提出第 15 号議案 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 15 町長提出第 16 号議案 津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 16 町長提出第 17 号議案 津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 17 町長提出第 18 号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 18 町長提出第 19 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 19 町長提出第 20 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

日程第 20 町長提出第 21 号議案 公の施設の指定管理者の指定に

ついて

日程第 21 町長提出第 22 号議案 公の施設の指定管理者の指定に

ついて

日程第 22 町長提出第 23 号議案 町道路線の廃止について

日程第 23 町長提出第 24 号議案 町道路線の変更について

日程第 24 町長提出第 25 号議案 町道路線の変更について

日程第 25 町長提出第 26 号議案 町道路線の変更について

日程第 26 町長提出第 27 号議案 町道路線の変更について

日程第 27 町長提出第 28 号議案 平成 20 年度津和野町一般会計

補正予算 (第 6 号)

日程第 28 町長提出第 29 号議案 平成 20 年度津和野町国民健康

保険特別会計補正

予算 (第 4 号)

日程第 29 町長提出第 30 号議案 平成 20 年度津和野町老人保健

特別会計補正予算

(第 4 号)

日程第 30 町長提出第 31 号議案 平成 20 年度津和野町介護保険

特別会計補正予算

(第4号)

日程第 31 町長提出第 32 号議案 平成 2 0 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補

正予算 (第 2 号)

日程第 32 町長提出第 33 号議案 平成 2 0 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正

予算 (第 4 号)

日程第 33 町長提出第 34 号議案 平成 2 0 年度津和野町下水道事業特別会計補正予

算 (第 4 号)

日程第 34 町長提出第 35 号議案 平成 2 0 年度津和野町農業集落排水事業特別会計

補正予算 (第 2 号)

日程第 35 町長提出第 36 号議案 平成 2 0 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算

(第 2 号)

日程第 36 町長提出第 37 号議案 平成 2 0 年度津和野町電気通信事業特別会計補正

予算（第4号）

日程第37 町長提出第38号議案 平成20年度津和野町病院事業

会計補正予算（第
4号）

出席議員（16名）

1番 村上 義一君

2番 下森 博之君

3番 沖田 守君

4番 青木 克弥君

6番 河田 隆資君

8番 原 秀君

9番 中岡 誠君

10番 須川 正則君

11番 滝元 三郎君

12番 道信 俊昭君

13番 斎藤 和巳君

14番 竹内志津子君

15番 板垣 敬司君

16番 村上 英喜君

17番 藤井貴久男君

18番 後山 幸次君

欠席議員（1名）

7番 青木登志男君

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 副町長

松浦 秀信君

副町長 沖田 修君 教育長

齋藤 誠君

参事 長嶺 常盤君 総務財政課長

右田 基司君

税務住民課長 米原 孝男君 情報企画課長

長嶺 清見君

健康保険課長 安見 隆義君 商工観光課長

山岡 浩二君

農林課長 大庭 郁夫君 建設課長

伊藤 博文君

環境生活課長 …………… 長嶺 雄二君 教育次長 ……………

水津 良則君

教育次長 …………… 広石 修君 会計管理者 ……………

村田 祐一君

午前9時00分開議

○議長（後山 幸次君） 皆さんおはようございます。引き続きお出
かけいただきま

してありがとうございます。

これから4日目の会議を始めたいと思います。

7番、青木登志男議員より欠席の届け出がでております。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりま
すので、これよ

り本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、12番、道信俊昭君、

13番、斎藤和巳君を指名いたします。

日程第2. 議案第3号

○議長（後山 幸次君） 日程第2、議案第3号津和野町課設置条例の一部改正につい

て、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。本案件を原案のとおり決す

ることに賛成の

方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第3号津和野町課設置条

例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第3. 議案第4号

○議長（後山 幸次君） 日程第3、議案第4号津和野町職員定数条例の一部改正につ

いて、これより質疑に入ります。ありませんか。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 改正案のほうで、定数が町長の事務部局の職員が

127人で3人ふえてるんですが、これがどこから動いたのかなと思

いましたら、教育委員会の事務部局から3人ということになってるんだろうと思

いますが、どうい

うわけで教育委員会から3人も動くのか。教育委員会の事務的なことが

関連するのか。

職員の教育だから教育委員会から動くんか。そこの辺が、何か教育委員会の事務がた

いへんになるんじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 今回、公民館の施設のあり方について4月から新し

い……。公民館の職員3名、館長が3名おるわけですが、それを廃止してそれを事務

局部局へ引き上げるというものでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第4号津和野町職員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第5号

○議長（後山 幸次君） 日程第4、議案第5号津和野町まちづくり基金条例の制定について、これより質疑に入ります。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 6号以下の条例につきましては大体理解できるわけですが、まちづくり基金というふうにはなっていますが、かなりいろんな使用目的が広くてどういうふうなものに使われるのかなという思いがしてお

ります。そのう

えに合併特例債を充てられるということでございますので、当然、国に
対しての利息

は払っていかなければいけないものを、今、どういう使用目的で基金を
つくられるの

かなという疑問がひとつあります。その点を少し御説明をいただけれ
ばと思っており

ます。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 議員言われましたように、合併特例
債を充てて基金

に充てるものでございますが、新町建設計画に基づいたまちづくりを
推進するために

こうしたまちづくり基金を設置するものでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかに。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） それでは、今の御回答は読んで字のご
とくでありまし

て、そのぐらいは……。もう少しわかりやすくこういったものに使いた

いという目的

意識があって、これを創設したんだということをお伺いしたいと思っ
てるのですが。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） 用途の目的といたしましては、先ほどの財
政課長が言いま

したとおりでございます。要は財調減債的に使いたいということでご
ざいます。

もう一つの意味は、合併特例債で基金を積むわけでございますが、償
還のピーク、

財政的な困難度のピークを平準化したいということで、そういった意
図もあります。

将来負担比率に影響しますので、その辺の数値を見ながら償還のピー
クをならしてい

きたいということでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第5号津和野町まちづくり基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第6号

○議長（後山 幸次君） 日程第5、議案第6号津和野町医療推進基金条例の制定につ

いて、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第6号津和野町医療推進基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第6．議案第7号

○議長（後山 幸次君） 日程第6、議案第7号津和野町観光振興活性化基金条例の制

定について、これより質疑に入ります。ありませんか。17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 先に前のところで質問すればよかったのかもしれま

せんが、ここをずっと基金が今からあるわけですが、これは各課に分けてこういうふ

うな基金をつくったというふうな考え方でいいわけですか。

例えば、商工観光とか環境整備とか教育というふうに、ずっとこう分けてやってお

るが、10月1日から3月31日までに使えと。その基金を残して積み立てるとい

うなことですので、各課によって配分したというふうに考えてよろしいのですか。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 課に分けたというかたちではないの

ですが、この交

付金に見合う事業といたしますか、そうしたかたちができる事業につい

て、課の意見等

も当然お聞きもしておりますが、そうしたかたちで事業を組んで残せ

るものを21年

度へ残したというものでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。本案件を原案のとおり決す
ることに賛成の

方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第7号津和野町観光振興

活性化基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第8号

○議長（後山 幸次君） 日程第7、議案第8号津和野町環境整備活性化基金条例の制

定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第8号津和野町環境整備活性化基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第9号

○議長（後山 幸次君） 日程第8、議案第9号津和野町道路整備活性化基金条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第9号津和野町道路整備活性化基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第10号

○議長（後山 幸次君） 日程第9、議案第10号津和野町教育施設活性化基金条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第10号津和野町教育施設活性化基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第11号

○議長（後山 幸次君） 日程第10、議案第11号津和野町文化財施設活性化基金条

例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成

の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第11号津和野町文化財

施設活性化基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1. 議案第 1 2 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 1 1、議案第 1 2 号津和野町介護従事者処遇改善臨時

特例金基金条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第 1 2 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第12号

津和野町介護従

事者処遇改善臨時特例金基金条例の制定については、原案のとおり可
決されました。

日程第12. 議案第13号

○議長（後山 幸次君） 日程第12、議案第13号津和野町病院事業
の設置及び管理

に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。3番、沖
田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 新旧対照表の「第10条受付時間並び
に診療時間及び

休診日」ここで現行はこうであるが新しくはこう変えたいという、要す
るに従来の休

診日は「第2土曜・第4土曜及び日曜日」というところが「土曜日及び
日曜日」にな

り、国民の祝日に関するところ等については従来どおりですが、第2・
第4土曜とい

うものをあえて土曜は休診にするという、ここの辺の意図。どうい
うことで改定をし

ようとされたのか、説明をいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） このことにつきましては、橋井堂の
ほうのいろいろ

な役員というか、そういうなかでもいろいろとお話がありまして、賃金
面や労働条件

の問題のなかで第2・第4土曜日については外させていただきまして、
完全週休2日

制にさせていただきたいと。こういうような御提案がございまして、そ
のような方向

を、やはり働く者にとってもそのようにしてもらいたいという要望も
多いというふう

に聞いておりますので、そのようにさせていただきたいと。このように
思っておりま

す。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 労働者というか、要するに……。気持ちはわからんこ

とはない。今日的な状況下のなかで公立の病院等については、土曜は診療しておらな

いわけでありますから。しかし、せっかく今まで、これから出てくる診療所等につい

ても同じであります。津和野共存病院のせめて土曜の診療というのは比較的診察を

受ける患者が多かったのではないかという、私は気がするのですが、そこら辺はそう

ではないと。土曜日の受診は余りないと。そういうようなことで、やっでもある意味

では住民にサービスにならないというような意図も働いたのか。ただ、労働条件等の

考え方だけでこういう決定をしたのか。

ちよっところ、疑問に思うのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） ものすごく詳しくということじゃご

ざいませんけれ

ども、このあいだの経営者会議のようななかに出かけてみますと、やはり働く人なり

近隣のいろんなところの公的な部分ではそのようになっておるということが、主にそのように聞いております。

土曜日のことにつきまして診療が少ないとか多いというのは、ちょっとそこまで聞いておりませんが、余り支障がないというふうに……、絶対支障がないというのじゃなくて、余り支障がないというふうな思いでそのようになったものと思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 14条の医療対策室分室の設置でございますが、設置をすることができるということでございますが、その配置をされる人というのはどういう身分で配置をされようとしているのか、今、そういうお考えがあ

ればお聞かせ

をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 今、町として考えておるのは医療対

策室の職員がそ

ちらのほうに行って、役場の仕事を持ちながらこの開設をする事務等

についてかかわ

りたいというのが1点。

もう1点につきましては、やはり町においてもきちっとそこに出か

けて行って、い

ろいろと皆さんと、役員の皆さんともいろんな話をしたい。そして、今

の一職員のみ

でなくて、私も含め副室長もいつもということにはなりませんけれど

も、いろんな面

においてのいろんな相談・指導等について携わってまいりたいと。この

ように思って

おります。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） そうしますと、要するにそこに机があるだけそのまま

ということ、というふうに理解していいんですか。例えば、そこへ張りつけて、いわ

ゆる出向みたいなかたちでやるのか……、のではないのですか。その辺はちょっと。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 身分は町の職員ということですので、出向という扱

いでは今のところ考えておりません。ただ、毎日現金が動く整理ということもござい

ますので、そういう意味では町もそこへ行って連絡を密にするということが必要だと

いうふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 11番。先ほど3番議員さんの聞かれました土日の

休診のことをございですが、余り調査をしていないような感じであり

ますので、余り

聞いても意味がないと思いますが、やはり土曜日すべてを休診にして
しまうというの

は、少なからず影響があると思うんです。そこら辺の調査をされたのか
どうなのか。

心配なのは土曜日・日曜日、2日完全にあきますと民間のところが半日
程度やってお

られるところもありますが、いわゆる救急車のコンビニ利用みたいななか
たちのやつが今、

非常に問題になっていますが、2日丸々あくとなると、結構救急車の出
動がふえてく

る、そういう面での影響が多いんじゃないかなという気もするんです。

だから、その

辺の調査なりはされたかどうか。影響の調査です。

それと、近隣の公立病院すべて土日が休みと。そういう面での労働条
件的なことも

考えたということですが、近隣もすべて土日休みなんですか。

益田の公立、

あるいは山口あたりの公立病院、すべて土日は、もうすべて休みなんですか。そこら

辺ちょっと教えてください。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 山口県のほうはわかりませんが、管内のそう

いう大きなところは大体そういうふうになっておると思っております。

救急車の件につきましては、広報のほうにも書かさせていただいておりますが、今

の津和野共存病院というのは救急病院をもう取り下げております。しかし、初期救急

とって「今、自分がこういう状況なんじゃが」ということで、かかりつけ医的なこ

とについてはお聞きして、そのなかで対応ができるなら来ていただきたいと。こうい

うようなことをやっておられるわけでございまして、本当の救急については益田日赤、

今の医師会に搬送をされていくというふうになっております。

そして、今の第2・第4土曜日を全部したら大変じゃないかというこ
とで、私もそ
こまでの調査をきちっとしてというのは、ちょっと聞いていませんが、
ただ、状況的
には今の第2・第4土曜日をそのようにしても余り支障がないんじゃ
ないかと。ただ、
絶対必要がないというようなことは絶対ないと思っておりますが、そ
ういうことでや
られたんだろうと思っております。

今の一番主は、やはり、そういう働く方も今、大変医師、看護師いろ
んな職員の皆
さんをいろいろと私たちも確保にいておるわけですが、そういうな
かでも、そうい
う労働条件をどんなもんだろうかということもお聞きしてますので、
その辺もすごく
考えられたのではなかろうかというふうに思っております。

- 議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。12番、道信俊昭君。
- 議員（12番 道信 俊昭君） まず1点は、医療対策室のところに

職員が配置され

るということは、私は図書館でちょっと勉強しましたら、最悪のパターンだというふ

うに書いてあるんです。病院を経営された先生が書かれた一冊の本を
読んでみますと、

要するに内容がよくわからない人が行って、今、経理のことだけ言われ
ましたけれど、

ころころ、ころころ変わっていくと。実態がよくわからないうちにまた
変わっていく

という、最悪のパターンを何かこう歩んでいるなという感じが、今、し
ております。

これ、ぜひ専門家的な方をここへ配置されたらどうかなというふう
に思うんですけ

ど、このあたりをちょっとお聞きしたいのが1点。

それから、今の土曜日の休日に関して、益田圏域のなかでイーガのな
かで、医師会

が今度4月から休日を内科と、小児科医を運営されると聞いておるん
ですけど、その

あたりの情報とか、私は個人的にちょっと情報は入れたんですけども、

そのあたり行

政としてきちっとそのあたりの把握をされているかどうか。

この2点とちょっとお伺いいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 今回の分室につきましては、今の医

療対策室の一職

員が毎日そこに行って、そして自分の仕事を持っていきながら開設の

準備なり、いろ

んな書類のことの整理をするというのが主な仕事でございます。

ですから、その病院のオブザーバーではないんですが、そこの支援を

するというぶ

んにつきましては、先般も話したと思うんですが、今の総合メディカル

なり、そうい

うものも今ついておりますので、そういうなかで毎週水曜日に経営者

会議をやりなが

ら、そのなかで町も入らせていただいてやっている。こういうことで

ございますの

で、今は町がいろんな病院経営にまで踏み込んでやる人をそこへ行ってやっているということではございません。

ですから、いろんな相談については総合メディカルなりそういう方と経営者の方と
そのなかの連絡というものはまたいろいろとするようなことは考えておりますけれども、町がそこで全部を指揮をしていくというような状況じゃございません。ですので、
その辺についてはそのように御理解いただきたいと思っております。

そして、イーガの件につきましては、大変申しわけありませんが、私自身はちょっと今、本当に4月1日をとにかく出たいというだけのことで、本当に医師確保やら看護師さん、OT・PTSTさんそれぞれの方の確保に全力をつい挙げるところでございます。そこまでちょっと勉強しておりませんで申しわけないと思っております

が、また確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 医療対策室についてですけども、「町長が必要があ

ると認めるときは」という、そのところで結局開設時に当たっている整理とか、

開設に当たっての新しい準備を当面しなければいけないからということで、それがあ

る程度めどがつかいたら職員を派遣するのは……。もとのところへ、庁舎のほうへ帰る

と。そういうようなことかなというふうに受け取ったのですが、そうでしょうか。

それから、休日診療の対応のことですが、日原診療所は土曜日をやるっていうふう

に、確かなっていると思いますけども……。じゃなかったですかね。休日にやっぱり

まったく診療がなされないというのは、結構土曜日に勤めておられる方があるので土

曜日を頼りに……。本当に益田のほうへ救急的なものがますます集中するというよう
なことになるのではないかなという思いがするのですが、津和野町
内でどこかで休
日診療が受けられるというようなことを考えられてはいないのでしょ
うか。

それから、そうは思いながら職員の今応募がある職員、採用がもうい
っぱい、いっ
ぱいでぎりぎりのところで、さらに募集をしているという状況のな
かで、土曜日の
診療をするということは、それだけスタッフが必要になるからと。今、
ぎりぎりだか
ら土曜日ができないというそういうような事情もあるんでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 今の分室の件につきましては、先ほ
どから話もあり
ますように、とりあえず当面のいろんなことについてやっていきたい
と。ですから

っとその後も引き続いていくというような考え方では今の時点ではございません。

というのは、どういうことかという、やはり4月1日までにいろいろな準備があります。その準備について、今の医療対策室の職員が当面行きまして、そしてある程度の事務が落ち着けば帰ってくると。こういうようなことを考えております。

今の時点はそういうふうなことを考えております。(発言する者あり)

それで、4月1日からも引き続き、それでも現状は事務があるわけですので、済いません、開設もですがその後のいろいろな事務もあるから当面4月からもやっていきたいというふうに考えております。

ただ、何月までというようなことについては、ちょっと考えておりません。

それともう1点の、病院の今の土曜日の休日の問題ですが、これにつきましても、

今からいろいろとまた橘井堂とも話をしなくちゃなりません、今のところは議員さんがおっしゃるような問題もあると思っておりますし、今のスタッフが足りないという問題もあるかと思っておりますが、私たちが今、お聞きしているところでは、先ほどから申しますように、今の職員の勤務体制が一番大きい、その次にはスタッフがな

いというようなこともあるかというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 3回目になりますから、最後にもう一度くどいようですがお聞きしておきますが、ひとつひとつの条例で出てまいりますから、今、先ほどの意見もあつたように、せせらぎの土曜・日曜はお休み。しかし、日原の診療所は毎週土曜をやる。こういうふうになつとるわけ。

課長の答弁にいちゃもんつけるわけじゃありませんが、はっきり、例

えば津和野共

存病院については、ひとつはお医者さんと看護師さん対策のためにこ
うせざるを得な

いというようなことが、大きな要因ではないかと、内々に思うわけ。な
ら、やむを得

ないのではないかと思ったりする。しかし、「職員の勤務体制のために」
こう言うて

大前提に言われると橘井堂というところが津和野病院なり、せせらぎ
なり、診療所な

りを一括経営を運用すると。こういうことになると日原診療所だけは
土曜日毎週勤務

をする。まことに整合性がないということになりますので、答弁してい
ただくときに、

こういう理由だから今回はこう条例で動かし始めてもらうと。やらせ
ていただかにか

ならんというようなところをちょっと強調しないと、ちょっと理解が
しにくい。診療

所は毎週土曜勤務するんでしょう。そうすると、ちょっとあなたの今の

答弁では整合

性がないわけ。理由はこうこうだから、ま、ひとつこういうかたちでスタートさせて

ほしいと。そこら辺をちょっと言わないとどうも理解しにくい。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 3番議員さんのおっしゃるとおりですが、

結局、今、非常

に厳しい人員のなかでということもありますし、これまでの病院の勤務の実態からし

て非常に医師を含めて看護師も含めて夜勤等の当直、これがもう労働基準法ぎりぎり

というような状況で運営されて、スタッフも本当に背伸びをするというか、本当つま

先立ったそんな対応をしてもらっている状況であります。

この4月からのことは、今度は新しい病院とスタッフでスタートするわけですが、

その全体をみたときにも、やはりずっとそういう状況を続けるということについて

は、医師にとっても看護師にとっても非常に負担が大きくなる。そういうこともあり

ますし、また土曜日の診察の状況を見ても1日開けるということになれば、それだけ

医師の負担も多くなる。こういうことでは今後の運営が非常に医師の勤めてもらう状

況も悪くなるということになりますので、将来を見通しながら何とか御理解をいただ

くなかで、土曜日を休診したということであります。

ただ、そう言いましても開設をしてから動き始めて町民の利用する皆さん方から、

そうした土曜日についての大きな要望等が起きる場合は、それは当然またその段階で

十分検討をさせていただいて町長が定めるということもありますので、そのあたり

で対応させていただきたいというふうに思いますが、当面4月段階はそうした医療ス

タッフ全体のことも考えながら対応させていただきたいというふうに

考えておるとこ

ろであります。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 第14条のところでもう1点ちょっと

確認をしたいの

ですけども、この地域医療対策室分室ということで設置をされておる

なかで、今さっ

き、副町長は現金を扱うことがあるので置くんだちいうように、ちょっ

と私聞いたよ

うに思うんですけども、そういうことですか。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 当然毎日、今度は収入を町が受けるという

ことに、今、し

ておりますので、毎日の現金そのものを置かず、今から具体的に詰めて

いかなかいけ

んのですが、現金をもらってそれをうちの金庫まできちっと入れるの

か、日計表をき

ちっともらって確認をして、そういうことは当然行わなくてはなりま

せんので、企業

会計でありますので、そうした意味では毎日の現金取り扱いということにかかわって

きますので、そうした事務も当然分室のなかで橋井堂との引継ぎということとは毎日行

わなくてはならないということは、今後事務は起きてきます。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） それは病院のことに関してだろうと思うのですが、

後の施設。要するに町の収入となる部分、これに対してはどのような現金の動きになる

のか御説明をお願いしたいと。あわせて。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） そのほか通常の企業会計でなしに一般会計ということにな

りますので、今の出納管理者のほうが現金の管理をするというかたちになります。当

然、利用料等それぞれの施設で払われる場合もあるかというふうに思

いますので、そ

ういうことはきちっと報告をいただいて納入するというかたちが出てくるというふう
に思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 土曜日を今度休診にするということ
で、これは4月

1日から施行するということになっておるのですけれども、ということ
とは橋井堂に指

定管理者を任せてからのことだろうと思うんですけれども、今、137
名の職員を採

用されておるわけですが、そのときの労働条件をもちろん職員か
ら聞かされとる

と思うのですけれども、そのなかにおいて土曜日はもう休みますからと
いうような条件

をもって、それをお答えしとるのか、こういうような方向でするっつい
うかたちでや

っているのか。その点も労働条件に採用時点でこうしますけえという

ようなかたちで

職員を募集しておるんなら、これは仕方がないのであるというような
感覚もするので

すけども、私は地域医療を守るためにはどうしても仕事を持っておる
方は土曜日に行

きたいというような方がおる。そうすることにもし、津和野病院が土曜
がしないちい

うことになると、どうしても土曜日にいっとるところに行って、お客さ
ん……。病院

といえども商売ですので、お客さん来て幾らなんですから、そういうよ
うなことも考

えられるのですけれども、その点に関しまして、やはり職員を募集した
段階でそうい

うようなかたちのものが条件的にもう話されているのかどうか。それ
とちょっとひと

つお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 職員には週休2日制、1日8時間の40時

間で行いますと

いうことで話しております。ただ、今後の病院運営につきましては、当然、こうした

現在提案させていただいているような状況というのは、当然議会の議決をいただいた

らこういうふうにも可能性もあるということですが、その点はまだ確定してこういうか

たちというかたちではなしに、こういう方法で働いてもらいたいというようなかたち

では話しております。

○議長（後山 幸次君） 13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） ということは、今、労働者を採用された方は、今現

在の週休2日制、完全2日制じゃなくて、今現状の労働条件で納得したうえの採用ち

いうこと、応募ということになっとるわけですね。実際には。そのように解釈できる

わけですけれども。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 現在の厚生連の労働時間というのが週40時間よりかは若

干少なかつたのではないかというふうに思いますが、労働条件としては1日8時間の

週40時間制で週休完全2日制をとるということで話はしています。

いずれにしても、病院については、それでは土曜・日曜は休診にします。それぞれ

の施設の状況というのはこういうふうなかたちでやりたいということではありますが、

これは最終的には先ほど言いましたように、条例の条項でございますので、町の設置

がきちっと決まった段階で正式に決まるということではありますが、職員の皆さんには

おおむねはこういう方向でいきたいということは話しておるようです。

○議長（後山 幸次君） 16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 関連の質問であります。週休2日制ということで

すので、今後3連休とか連休がふえる確立がすごく高くなるというように思いますが、
私も昨年ちょっと連休のときに体調を崩しまして休日対応を余儀なくされて大変困ったことがあるんですが、そういった週休2日制にするということですので、今後の休日対応を検討されているのか。

できたら町内の病院で対応していただきたいのですが、そういったところは検討されているのか、お聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 町内ということだけには限りませんが、鹿足郡内の医師会のなかで臨番制ということで祭日・休日等の診療については鹿足郡内のどこかの医院で開設しているというのは、日程を組んで町民の皆さん方にはお知らせしていますが、
ただ、津和野町内で毎週日曜日どこが開くということの臨番制は、まだ

そこまでは組

んでおりません。

○議長（後山 幸次君） 16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 対応として鹿足郡内で対応するとい
うことですが、

吉賀町のほうへ通院するより益田のほうに近いという地区が大変あり
ます。そういつ

た面で益田地区の休日対応している病院等をどこか電話をかけたなら紹
介していただい

るような体制というのも今後考えていただきたいということを要望し
ておきます。

○議長（後山 幸次君） 要望ですかね。

○議員（16番 村上 英喜君） はい。

○議長（後山 幸次君） じゃ、答弁は要りませんね。

○議員（16番 村上 英喜君） はい。

○議長（後山 幸次君） 12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 意識の問題をちょっと質問させてい
ただきたいので

すけども、今お話を伺っていると、働く人の労働条件が云々といって非常に働く人の
気持ちを重んじておられるんですけども、方や私はいつも年棒制のことが非常に不満
なのですけれども、年棒制とってどう見ても労働者のことを考えてないようなシステムをとって
おられる。一体どっちが、どういうふうな気持ち……。労働者のことを本当に思っておられるの
ですね。

このあたりの矛盾がどうも……。意識的に本当にどうなんかいなという感じがある
のですけども。そのあたりをちょっとお聞かせください。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） そうですね、当然、津和野地域の医療を守っていただくこと
ということ。これは当然スタッフが気持ちよく働いていただく、そうした条件もないと
津和野のよい医療の提供をしてもらえないということでもありますので、

そういう意味

では私たちもできるだけ気持ちよく働いていただけるような環境づくりというのも当

然努めていかななくてはならないというふうに思ってますので、どちらの意識かという

ふうなかたちで割り切れるというよりか、それはひとつの給与面もありましょうし、

労働条件その他の休日とか、そうしたいろんな労働条件もあるというふうに思います

ので、それは橋井堂のほうでできるだけ気持ちよく働いていただいて自分の労働者の

能力を十分に発揮していただいて、よい医療の提供をできるような組織にそういうふ

うに努めてもらうというふうに思っていますので、町としてはそれと連動して支援で

きることはしっかり支援ということをとという気持ちであります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 今までの御答弁を聞いておりますと、

私は週休2日制

について非常に疑問をもっております。日ごろ町長が言われますよう

に、医療の火を

消してはならない。これはわかっております。ただ、医療の火を消して

はならないと

いう頭に町民のために火を消してはならないというのが、必ずあるはず

です。

ということは、町民の安全のためにという観点から見ますと、先ほど

からいろいろ

言われますように、土曜日。ま、日曜日は今まで習慣がついております

けども、土曜

日の診療に対してはかなりの町民に対するサービスの低下があると私

は考えておりま

す。

ただ、副町長の御答弁のなかに今後においてそういう折衝をすると

いうささやかな

御言葉もありましたけれども、町側とすればそれを強く望んだ折衝を

していただきました

いと思っておりますが、その辺についてどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 先ほどから申してますように、両方が立つということであ

りますが、まず、町民の皆さん方が本当に安心して受けられる体制というところが必要

だというふうに思います。ただ、現在のところこの土日を休診日としてますが、当然

当直というかたちで医師も待機しておりますので、そういう面では電話等いただいて

いただければ、救急の場合は当然診られないかもしれませんが、通常病院にかかって

おられる方についての対応等についてはある程度していけるという状況はあるという

ふうに思ってますが、ただ、診療日である場合と休診日のなかでそうした準救急的な

対応をする場合とでは、また若干医師の負担もかなり変わってくると
いうふうに思い
ますので、今後町民の皆さん方の津和野共存病院に対する今の診療の
状況等も再度確
認しながら、町民の皆さん方の不安のないように対応していきたいと
いうふうに思い
ます。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 今の職員の体制ではこの週休2日制
を外すっていう
のは本当に困難だろうと思いますが、将来的には職員の募集がたくさん
できて採用が
できた場合に職員がもし充足できれば、病院職場っていうのは看護師
さんたちはみん
な勤務表というのは持っとられて、必ずしも全員が朝8時から夕方5
時までという勤
務ではなくて、じゅんぐりに回るような勤務ですので、土曜日に当たる
人を。看護師

さんの人数がふえれば、看護師さんお医者さんの人数が充足できれば
そういうことは
できるんじゃないかと思うんです。全員が土曜日全部休みを取るとい
うことではなく
て、土曜日の当番の人もあるというようなかたちにすれば、必ずしも土
曜日を休診に
しなくてもできるのではないかと思います。将来的にそういうよう
なことを考えて
おられるのか。御答弁をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 先ほど言いましたように、現状の人数も含
めながら、医師
の数も含めながら、そして今後町民のニーズというか、町民の皆さん方
の要望がどの
程度ということも踏まえながら、十分これについては検討してまいり
たいというふう
に思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。4

番、青木克弥

君。

○議員（4番 青木 克弥君） 条例第14条の設置の内容について若

干疑義がありま

すので、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

今の説明では、要するに現行のままで職員がそこへ行くということ
でございますの

で、何らそこに室を設けてまでやる必要は今の説明ではない。

もう一つ、現在医療対策室というのができておるわけでございます
が、今、機構上

は独立した室ということになってますけども、実際は課長が兼務した
かたちでなっ

てございますので、いわゆるこれは内室というような格好になろうかと
いうふうに思い

ます。そのなかにもう一つ分室をつくるということになりますと、つま

り、そこに屋

上屋を重ねるわけでありますので、そこに行った職員の身分というのは非常に不安定

でございます。今、副町長の説明にも現金を取り扱うかという云々がございましたけ

れども、ただそれだけで分室をつくるほどのものではない。いう具合に思います。

もう一つは、町が今の橋井堂を立ち上げてそのなかに資本を投入し、今からやって

いくためには、町としてそこへちゃんと支援をしていく強い姿勢を示すという必要が

ございますので、私は室をつくるよりも、そこへちゃんと職員を配置し、出向させて

その業務に当たらせるということが本筋だろうという具合に思います。

そういった意味でこの案に反対をいたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第13号津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第14号

○議長（後山 幸次君） 日程第13、議案第14号津和野町病院事業利用料及び手数

料条例の一部改正について、これより質疑に入ります。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） この条例は利用代行制を行うと。そのための条例の

改正であるというふうに理解しております。いわゆる地域医療を守ると。さっき町民

のための地域医療を守るといようなお話もございましたけれども、そのような大命

題というのは確かにあると。これについてはだれも町民の大多数の方々意義を唱える

方はおられないだろうというふうに思います。

そのために指定管理者の経営の安定をいうものを担保していくと。

なおかつ、町の

出費負担というのをできるだけ少なくしていくと。そういうことのための、その2つ

を両立するための制度ということで利用代行制が考え出されたというように、私は理

解をしております。

それはそれで結構なのですが、大切なことは先般説明があつておりました指定管理者、ただもうかろうが赤字だろうが一緒というかたちやったら、お話が議会からもあつたように直営と一緒にやないかと。直営にしたほうがいいのじゃないかというかたちのお話もありましたが、管理者なり職員の皆さんの経営の努力、あるいは働く意欲みたいなものを持ってもらわなければいけないわけですから、そのために利益の2分の1は還元するというふうなお話でございました。

それはそれで非常に結構なことなのですが、その2分の1を還元するという根拠というのは、この条例にもないのですが、そこら辺の根拠というのはどこら辺に出てくるのですか。今から指定管理をした後、町と指定管理者の間の仕様書にでてくるのか、それとも契約というかたちで出てくるのか。そこら辺が、どこら辺に根

扱というのが

出てくるのかなというのが、ちょっと若干わからない。それについてちょっと、どう

いうところに出てくるのか。今から契約としてするのか。あるいはその契約書なり仕

様書なり議会にまた何らかのかたちで資料として出てくるのか。そこから辺のちょっと

説明をお聞かせください。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 今後、指定の議決をいただきましたら、それから指定管理

の契約をいたしますので、そのなかできちとうたっていくということとであります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 契約ですから議決事項ではありませんが、その契約

なり仕様書というのは、また資料として議会のほうへ提示をしていただけますか。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） はい、いたします。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） ついでに、関連があります。この手数料条例の関係

でございますのでありますが、この損益計画表というのを出していただきまして

よね。先ほど申し上げました利益の2分の1というのを、その利益というのをどこの

部分でもって計算を……。計算というかどこに出てくるのかということをお

聞きしたいのですが。（「ほかに聞くとない」と呼ぶ者あり）

○議長（後山 幸次君） はっきり質問をしてください。

○議員（11番 滝元 三郎君） はい。だから、先ほどの2分の1の利益の根拠

と……。根拠といいますか、それに関連していたのですがね。その利益というのが純

利益の半分なのか、ええですかね、利用料の関係ですから。（発言する

者あり)

もし、答えられるなら教えてください。

利益というのが、利益を純利益で……。そうか、これに資料がないからですか。そ

れじゃ、また別な機会にしましょう。

○議長（後山 幸次君） 今のは質問とみなしませんので、答弁はええですね。ほかに

ありませんか。8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 第3条の第3項診療にかかる料金以外の料金。これは

従前の今管財人がやれている料金とほぼ同等に考えておられるわけですか。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） それは、例えば診断書とかそういう手数料の部分ですので

変わっておりません。（発言する者あり）

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） だから、利用料というのが第3条でうたっ

てますので、そ

れにかかわる分は町へいれてもらいますよということですから、町が全部受ける。ま、

診療報酬も含めて町が収入を全部受けて指定管理の交付金というかたちで出すという

かたちになりますので、そういう代行制になりますので、とくにかく入ってくる分は

すべて町が受けるということです。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 賛成といってもやむを得ず賛成するのですけれども、

気をつけなきゃいけないのは、こういうようなシステムを変えたから
というところに
逃げ込んでほしくないというのがあるのです。だから、前のが悪かった
から、これに
したらいいだろうと、経営の根本ということを、これを忘れてしまうと
いうことが非
常に怖い。これやったら何かばら色になるような感覚でも物事を考え
てもらったら困
るのですけども、そのあたりをちょっときっちりと自覚をしておいて
いただいて、そ
れでこの利用代行制をしっかりとやっていただくということで、賛成い
たします。

○議長（後山 幸次君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本案件を原案のとおり決
することに賛成
の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第14号
津和野町病院事
業利用料及び手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決さ
れました。

○議長（後山 幸次君） それでは後ろの時計で10時30分まで休憩
といたします。

午前10時15分休憩

.....

午前10時30分再開

○議長（後山 幸次君） それでは休憩前に引き続き本会議を再開いた
します。

日程第14. 議案第15号

○議長（後山 幸次君） 日程第14、議案第15号津和野町介護老人
保健施設の設置
及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第15号津和野町介護老

人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決さ

れました。

日程第15. 議案第16号

○議長（後山 幸次君） 日程第15、議案第16号津和野町訪問看護
ステーションの

設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入
ります。ありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。本案件を原案のとおり決

することに賛成

の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第16号

津和野町訪問看

護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正については、

原案のとおり可

決されました。

日程第16. 議案第17号

○議長（後山 幸次君） 日程第16、議案第17号津和野町医師住宅

の設置及び管理

に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませ

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第17号津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第18号

○議長（後山 幸次君） 日程第17、議案第18号津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありません

か。11番、

滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） これは土曜日のいわゆる診療に関する件なのですが、

津和野町診療所、俗に言う日原診療所のところですが、すべて土曜日を診療すると。日

曜日のみ休診にするということであろうと思っています。反対の意味でこのようにさ

れた理由というのを御説明をいただきますでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 津和野町診療所というのは、日原診療所になるわけ

ですが、ここにつきましては、もうほとんど外来のみのしか収入がないということに

もなりますし、その辺につきましてはいろいろと橋井堂のほうとしても大分そのこと

を考えられて、そういうふうにしたいということで要請があったところでありますの

で、そのようにしたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 確認なのですが、土曜日はこれ鹿足
クリニックです

か、土曜日は在宅診療、いわゆる往診をするちいうのが鹿足クリニック
書いてありま

すね。そうすると日原診療所は土曜日はそういう意味で往診をするの
か、あるいは普

通の診療も土曜日に受け付けるということなのですか。そこら辺、私は
土曜日は往診

をするから、土曜日診療になるのかなというふうな、ちょっと間違っ
受けとめとつ

た……。それじゃ、普通の診療をして往診も土曜日にやっていくという
ことなのです

か。その辺はどうなんですか。ちょっと、もう1回聞かせてください。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 往診については鹿足中央クリニック
というのがやる

わけございまして、日原診療所というのはそれとはまた別でございますので、今の

外来診療を土曜日やるということでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成

の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第18号

津和野町診療所

の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第19号

○議長（後山 幸次君） 日程第18、議案第19号公の施設の指定管理者の指定につ

いて、これより質疑に入ります。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） ちょっと先ほどお聞きしかけたところを、ここでちょ

っとお聞かせいただきますが、どのようなかたちで指定をしていくか。

要は契約の中

身の問題ですが、先ほども申しあげましたように、経営者なり、あるいは

は職員の皆さ

んが努力の結果利益が出たという場合には、それは何らかのかたちで

内部留保なりし

ていただいて、その法人の利益になると。そのようなことをせんと意味

がないという

ふうに思いますが、そのようにされるというのを全協での説明では聞いたのですが、
その方針について考えてみればまた本会議の場できちんとしたかたちで御説明を受けてない。ですから、正式に聞いたことになっておりませんので、どのような方針でも
って指定管理者に運営を委託といいますか、契約をしていくのか、その仕様書の中身
についてどのような基本方針をもっておられるか、ひとつまずはお聞かせいただきたい。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 公の施設の指定管理者の指定についてでありますけれども、
病院等の指定管理につきましては、これまでは利用料金制というかたちでお願いをして
ておりましたけれども、厚生連のそういうかたちになりました。今回、先ほど議決を

いただきましたとおり、今度は利用代行制というかたちでお願いするわけですが

も、この利用代行制ではすべての利用料金が町の収入となりまして、指定管理者には

人件費等といいますが、病院を運営するための材料費なり経費、それから病院の検査

委託料とか清掃の委託料とかそうした決められた委託を外部に委託するものがありま

す。そうしたことをきちっと計算してそれを交付金のかたちで指定管理者に支払う。

そういう制度であります。

したがいまして、このあたりにつきましてはきちっと採用している人数が何人でこ

ういう契約に基づいて、こういうふうな支払いもしました。そうしたきちっとした証

拠のもとでの交付金というかたちでございますので、きちっとそのあたりの把握が

町としてできるということが、この利用代行制のメリットだというふ

うに思いますの

で、こうしたことできちっと管理をしながら、十分な医療の提供をして
いただき町民

に満足度を与えていただきたいという趣旨でのこれからの案件があり
ますが、指定管

理というかたちにしております。

これにつきましては、先般の全員協議会の際に利用代行制と利用
料金制の違いに

ついては説明をさせていただきましたように、先ほど言いましたような、
交付金以外で

収入が上回った場合にはその2分の1を指定管理者に支払って指定管
理者の利益にし

ていただく。これはひいては働いている皆さん方への還元にもつな
がるのではないか

というふうに考えておるところでありますので、御理解をいただき
たいというふうに

思います。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君）ということで、利益の2分の1は還付をするという

ことですが、この資料をいただいておりますが、この資料を一応正式にいた

だいたものというふうにしてお聞きをしてよろしゅうございますね。

いわゆる利益というのはどこのところをもって利益とするのか。一番下の純利益と

いうところで見ると、この純利益でみたのでは2年後、3年後、4年後、間違いな

く赤字になりますね。そういうことで果たしていいのかと。収支的にはなるのはやむ

を得んのですけども、管理者に対しては結局還付金が見込めないということになりま

す。あるいは、単純に企業収益から町が支払う交付金を差し引いたものを利益とみな

して、その2分の1を還付していく。そういうかたちにするのか。

考えて、これ、見てみますと医療費用のなかに職員の給与費、これはこの会計にか

かわる職員ということですよ。この職員の給与費を医療費用として見込んだり、あるいは支払い利息なり、減価償却費を見込んで純利益を出してその半分を、2分の1を利益が出た場合には還付をします。そういうかたちじゃ非常に若干不合理な部分もあるんじゃないかという気もするわけです。医療法人の還付する部分というのはほとんど見込めんわけです。そういう計算の仕方をすれば。

ですから、せめて医業収益があつて、あと建物に関する部分、あるいは職員給与に関する部分等には除いてあげて交付金を差し引いたものを利益としてみなして、その2分の1を還付します。せめてそれぐらいのかたちにせんと、もう確実に還付金が見込めんようなかたちで今後医療法人の運営になっていくわけです。

だから2分の1というのはどのように、どこをもって利益とみなすのか。そこのと

ころについて、ちょっとお聞かせをください。

それとあと、質問時間が、回数が余りないので一遍にしますが、医業外収益が

6,800万円ぐらい上がっておりますが、実は新年度の病院事業会計の予算書を見

ますと、21年度医業外収益というのは1億円ぐらい上がとんです。予算書では。

同じ医業外収益が1億円ぐらい予算書で上がっているのに、この資料によると

6,800万円ぐらいしか上がっていなし。この辺は……、これは除くということに

なれば、別の問題なんで余り問題ないのですが、その辺について非常にちょっと、資

料と予算書が若干整合性がないかなと。

それともう一つ、整合の観点からお聞きしますが、原価償却費が予算書によると医

業費用のほうに上がっておるのです。これは同じ費用だからどうしても関係ないと言

われればそれまでなのですが、予算書のなかでは医業費用のなかに上がっている。こ

っちこの参考資料によると支払い利息と一緒に医療外費用というふうになっているの

です。だから、そこら辺が若干整合性に欠けるかなという気もしますが、その辺あわ

せてちょっとお聞かせをいただきたい。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 利益の部分の考え方ではありますが、町が開設しているとい

うことでございますので、建物の減価償却費については当然町の建物の減価償却とい

うことでございますので、病院事業会計では当然その減価償却費なり支払利息等が出

てきますが、これは病院の実際の運営でやる場合でのプラス・マイナスをみたときに

は、これはプラス要因ということになりますので、利益とすれば2分の1の対象にな

ってくるというふうに考えております。

ですから、ここで医業外費用で先ほど予算書と配置が医業費用と医業外費用ではち

よっと違うじゃないかと言われましたが、医業外費用については利益の部分になって

くるというほうに考えております。これは当然町が施設を持っているものですから、

この償還についてはやる。これは当然交付税措置がされて、いろんな意味では町が

病院の施設開設ということで交付税措置がされておりますので、そういうものでまか

なう。

そして、先ほどの今の医業外収益が1億円と6,800万円ですが、これは赤字補

てん分というかたちで病院事業会計だけでみれば、最後まで支払い利息から減価償却

まで入れますと赤字というかたちになります。ですからその補てん分ということで

3,600万円余りを21年度は足しているわけですが、22年度以降はそこらあたりを赤字補てん分という計算をしておりませんで、整合を持たせるために21年度も赤字補てん分の2分の1部分の繰り入れの該当する部分を外して、21年度からずっと計算していますので、本年度提案をしている予算書とは3,647万5,000円の差が出ているというふうに思っています。

ここで、きょう、追加で出しましたように、それぞれの部分で共存病院、診療所、老健、訪問看護施設への収益をこういうふうに見込んでいるということですから、費用については交付金が主になってきます。

後は職員給与費というのは、町の職員の給与ということは医業外収益のほうで、これは補てんをしているという部分もありますので、これで、ここでいう利益は支払い

利息と減価償却費は利益に上がってくると。病院管理者との案分する分の利益の一部

であるというふうに解釈していただければいいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） ようわかったような、わからんような……。要は利

益とみなすのは、収益の合計、医業収益と医業外収益、先ほどの人件費部分を含めた

6,800万円がありますね。要するにそれを含めたものを収益合計12億4,000万

円ばかり。これを収益の合計とみなすということですね。まずはここまで。これは間

違いはないですね。

それから、医業費用として交付金と職員給与費、職員給与費はさっきのほうに入っ

ているのだからこれは引いたものが、要するに医療法人のプラスなら利益、マイナス

なら赤字と。で、そのプラスが出れば2分の1は還付すると。要するに

そういう解釈

でよろしいわけですか。確認しておきます。

それと、さっきのどうでもいい話ですが、減価償却費はどのようなかな。

ま、そうい

う計算上の意味あいを含めて下のほうへおろしたちということですか。

実際の会計処理

とは若干違うけども、そういう意味あいでも下のほうへ、医業外費用のほ

うへおろした

ということですか。そのように解釈をしてもいいのかなという気もし

ますが。

そういう、わかりやすく、確実に確認をさせてください。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 11番議員さんの言われるとおりでござい

ます。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） それでは私からも損益計画表を少し教

えていただきた

いと思います。

今、滝元議員さんの質問で大体のところは私自身も理解を、わかったところもあり
ます。あともう少し、ちょっと根本的なところもあるので恐縮にも存じますが、例えば
この平成23年度から支払利息が急激にふえてきて、また25年度にまた一段とふえる
ということです。これは、おそらく過疎債か病院債等の据え置き期間があったので、
その据え置き期間が明けるということから、支払利息がこの年度にそれぞれふえてく
るというふうに私は理解をしたところでありまして、それでいいかどうかということ
と、そうすると、実際そうした支払いの正規の支払利息を考えると、この病院の最終
的な損益計画は基本的にはやはり赤なんだという認識でおりますが、それでいいか
ということと、それから、今の赤字補てんというのは、ちょっと私大変能力不足で理解

ができなかったのですが、もし仮にこうやって23、24、25赤字が
実際に出てき

ますと、この辺の赤字については交付税なんかで補てんをされるよう
なシステムがあ

るのかどうか。

その辺をちょっと、まず、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 病院事業会計につきましては、企業会計と
いうかたちで複

式簿記的なかたちの貸借対照表までやるということのなかから、こう
したかたちにな

ってきます。ですから、今、23年度以降、この部分では純益は赤字と
いうことにな

りますが、交付税で補てんをしていただくというよりか、津和野町が病院
を開設してい

るということに対しての普通交付税と特別交付税がありますので、そ
れを運用してこ

の病院経営に当たっていきたいというふうに考えているところであります

ので、これの赤

字について直接交付税で特別に補てんをしていただくというシステム

ではないという

ふうに思いますが、国の施策のなかでありますので、そうした今、全国

各地の公立病

院の赤字対策につきましては、交付税の額も68万円を条件によって

は一床当たり

120万円まで上げるというような交付税の措置も考えられておりま

すので、そうい

う意味ではこうした中山間地への公立病院に対する国の施策というの

も若干最近は手

厚くなっていきているのかなというふうに、今、考えているところであり

ます。

ですから、今のところはこういうふうな状況であります、このあた

りが本当望む

ところは療養病棟を早く復帰すれば当然2億……、大体平均すれば月

に2,000万

円のぐらいの収益が上がってくるということになっていきますので、こ

れを1日も早く

何とか復帰をさせて健全な経営になるように努力していきたいという
ふうを思ってい
ます。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） ですので、現行の状況を見ただけであ
れば、この

23年度からは残念ながら赤字になる。その分の赤字分はやはり町財
政に響いてくる
という理解でいいと思います。

ただ、そうすると人口も減るわけで、医業収益が減るなかで、この現
行の体制が続

くものであるならば、また26年度以降もまた赤字がかなり膨らんで
きてどうなるの

だろうかという心配をするわけではありますが、病床数をふやすことに
よってその辺の

収益は改善できる可能性を持っておるというふうに理解をしたわけで
あります。

それともう一つ、そのなかで今回、現行であくまでも考えていかなければならない

なかで、5年契約の提案がなされておるわけでございます。この5年の25年度まで

の収支計画だけで見ましたら、23年度以降は赤字になるとしましても5年のトータ

ルのなかでは2,000万円ちょっとの黒字も出るので、そうしたなかでこの5年契

約の指定管理を認めてもらいたいという町の提案のお考えであるのかということを確認

認させていただきたい。

それから最後ももう一つでございますが、これまで医療コンサルさんについておられ

るなかで、今の施設の改修をもうしなくてはならないのではという提案もされていた

というふうに思っておりますが、特に日原診療所なんかも2、3年ぐらいの耐用年数

なじゃないかというような話もあったというふうに、記憶違いかもし

れませんが私は

思っておりましたが、そうしたものを念頭に、こうしたこの25年度の
なかに改修の

計画というものを考えていらっしゃるのかどうか。その辺を確認させ
ていただきたい

と思います。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） こうしたシミュレーションのなかで5年間
すればプラス・

マイナスということで5年の契約というと、数字的にはそうあります
けれども、これ

はあくまでも推計値ということでございますので、津和野町としては
安定して町民の

医療が守れるということで5年間を指定して、特に今回はああして、先
生方も津和野

町で本当に骨をうずめてもいいという思いをもった先生を中心に頑張
ってもらおうとい

うことでありますので、そういう意味で5年間を指定して安定して働

く人も安心して

もらう、町民も安心して医療を受けてもらう。そういう思いがあります
ので5年間の
指定ということにしました。

それから、今後の問題でありますけれども、当然これから先の問題は
もっともっと
地道に計画を立てながら指定管理のなかできちっとしていかなければ
というふうに思
ってます。

このなかにはまだ建物の基本的な改修計画の予算は入っておりませ
ん。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） この損益計算書のちょっと見方がいろ
いろこ難しく

て、これは特別会計上こういうふうな表現なのだろうと思うのです。今、
医業収益か
ら本来の医業費用、ですからその交付金。病院でかかった金は交付金と
して出す。そ

うするとその差額が当然病院における利益であろうと。この下に書いてある職員給与費と支払い利息減価償却というのは、これは当然町がすべきことですので、それが合算するとその上にあるその他医業外収益というかたちで一応組み込まれているのかなというふうに想像します。

そうすると、それから見ますと純利益2,000万円というふうにあります。実質利益は6,000万円以上が加算されて初年度は8,000万円近い収益が上がるかなど。そうすると、それを2分の1で分配するというふうな感覚なのか。

そして、この表におきますと23年以降はマイナスのように見えますけども、町が本来負担すべきこの数字が入っていなければ、これも黒であるわけです。

そこで、同僚議員等の質問にも返りますけども、どこの利益をもってその2分の

1にするのか。その辺がきちっと示されているのかどうか、確認をしたいと思います

が。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） なかなかこれを見て医業外とか、収益とかいうのですが、

医業収益総収益から今の交付金を引いた残りが、本当の純益。本当に医療をした純益

になると思います。あとは町からの一般財源の繰り入れをしたりして、企業会計なら

企業会計のプラス・マイナスゼロにしたり、企業会計の内部留保資金をしたりしてプ

ラス・マイナスゼロになっておるわけで、極端に言えば医療で上げていただく報酬と

かいろんなさっきの利用料のなかで上げていただいた収益から交付金を引いた残りが

幾らあるか否かとうう、そこが一番の問題だというふうに思いますので、そういうふ

うに解釈していただければいいというふうに。でないと、町から入れた金をプラスに

みる。また、町へ返す分をまたマイナスでみるというようなことではわからないと思

いますので。(発言する者あり)

だから、これがこのまんまでいえば……。 (発言する者あり) 12億4,200万

円が全部収入ですが、これは町から6,800万円です。じゃ、この部分

は今の1,400万円、2,600万円、2,800万円ぐらいの、100%これはな

ってないですが、おおむねいってます。ですから、これと差し引きゼロになりますか

らこのあたりを考慮してもらわないと町から何ぼでも交付を入れたのがプラスになりま

したよということではいけんというふうに思いますので、医療で上げた収益がうちの

交付金のなかでプラス・マイナスになるか、ならないかという判断でな

いといけない。

ですから、ここでいえば12億何ぼでそのままいきますが、ただ、うちから

6,859万円を交付してますので、これを入れて下がプラス・マイナスになったか

ら2,000万円のプラスと2,600万円と1,400万円ですから6,000万円の

利益が出たというのでは、それは病院が自分でやった利益じゃないということなので、

そこはそういうかたちでございますので。

でないと、公金をぼんぼん、ぼんぼん出しといてプラスになったけ2分の1あげま

すというかたちではいけんと思います。(発言する者あり)

○議長(後山 幸次君) 12番、道信俊昭君。

○議員(12番 道信 俊昭君) 私の解釈は今の何か交付金がどうかこうと

かこうとかっていう何かややこしいことを言っておられるのですが、問題はこの減価償却なんです。

支払い利息と減価償却のこの合計なのですけども、この金額を利益に入れるのか、入

れないのか。ほで、先ほど言われたのは、これはあくまでも病院には関係ないことだ

からこれは入れませんと。ですけ、利益というのは、これが4,000万円ぐらいあ

るから6,000万円になるわけです。6,000万円の2分の1なのか、2,000万

円の2分の1なのか。

で、普通、減価償却というのは内部留保、数字上だけのことですけん、お金がある

わけじゃないから。だから当然これは次の新しい修繕費とか何とかつていうことにな

るので、ちょっとそれは横に置いといて。

戻ります。この4,000万は利益に入れるのか、入れないのか。そこだけお答え

ください。(発言する者あり)

○議長（後山 幸次君） それでは、ちょっと暫時休憩といたします。

午前 11 時 07 分休憩

.....

午前 11 時 15 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

先ほど滝元議員の質疑のなかで答弁がありましたが、ちょっと訂正をさせていただきたいということでありますので、執行部から答弁をしていただきたいと思います。

松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 先ほど 11 番議員さんの御質問に対しまして「そのとおりです」というふうに答弁させていただきましたが、大変申しわけありません。この点につきましてはもう一度答弁させていただきますが、お配りしております損益計画表の医業収益、例えば 21 年度にいたしますと 11 億 7,414 万 5,000 円から交付

金の11億5,316万6,000円を引いた残りを、俗に言う指定管理の利益として

みるということでございますので、訂正をさせていただきます。

どうも済みませんでした。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 指定期間に対して非常に疑問をもって
おるわけですね

ども、指定期間を5年間にされた理由をお伺いいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 先ほど指定管理について若干述べさせて
いただきましたが、

今の5年間にした理由でありますけれども、前回につきましては、ああ
した公設民営

化をするなかでの抜本的な経営改革をひとつしてほしいということで、
そういう条件

をつけたなかでの指定管理をさせていただきました。

この点につきまして、1年の経過を見てということで1年というひ
とつの期限を切

ってお願いをしたという経過もございますが、今回につきましては、きちとした、

そうした経営というか、体制というものを確立したなかでのスタートということと、

これから安心して本当に津和野の医療のために頑張ってください。そうした意思表示

をしていただいた先生を中心にこの橋井堂というのが立ち上がっているということか

ら、5年間任せて津和野地域の医療の確立をしていただきたいということも含めまし

て、5年間安定してやっていただくという気持ちでの5年間でありませ

す。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 前回とは少し違うという御答弁でした。

なかで働いておられるスタッフが大半が前病院のスタッフであろうと思います。そ

して、募集によりましての報告ですと、本来ですと100床を目指したのだけでも、

看護師さんたちの募集をするときの条件が、夜勤が余りしたくないという条件のもと
にどうしても希望の人数が集まらなかったという、全協での説明がありました。

とするならば、私は経営的な不安。前回ありました経営的不安というものは当然町
が財布を持っているわけですから、これはぬぐえただろうと思っておりますが、人的
不安、患者さんを受け入れるという対応の親切さ及び町民の皆様のお体を大切に預か
るのだという強い意志がなかなか今、伝わってきておりません。

だとするならば、そういったスタッフの意思——一丸となって町民の皆様のために
という意思——が伝わるまで1年間でいいのではないかと考えておりますが、その点
どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 当然、今の段階ではああした破産という状

況を受け、この

3月末ではもう自分は退職するという方がおられます。そして、試験の結果、不採用

になった方もおられます。それで採用された方もいる。こうしたなかで、

今、医療に

携わっていただいておりますので、なかなか、その雰囲気としてそのあたりの一枚

岩になってという雰囲気はないのですけれども、この3月に入りまして、きちっとし

た2月の終わりから社員になってもらう人を集めた説明会、そうしたものを行ってお

りますし、毎週経営者会議というようなこともきちっとやって、だんだん、だんだん

体制ができて、なかも一丸となって津和野町民の医療のために自分たちも頑張ろうと

いう気持ちが出てきたというふうに思いますし、今後も当然のこと、町民の医療を私

たちが支えていると。そして、お迎えできるきちっとした医療施設にな

るように職員

の意識を高めるということも必要だというふうに思っていますので、

この点について

は私たちも町民一緒になって支援して、そうした明るい職場であり、また喜んで……、

余り病院に喜んで来てもらうというのも何なんです、利用される人は安心して利用

できる。そうした雰囲気も十分今回は考えてつくっていくと。これは早急に立ち上げ

ていく。そして、町民が本当によかったなというような病院になるように努力をして

まいりたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 先ほど私が質問させていただいた部分の最後の質問の

関連に戻ることを許していただきたいと思うのですが、それで、施設の改修の必要性

というのが、もし私の認識違いでしたら訂正いただいたら構いません

けれども、医療

コンサルさんの見解としては、特に日原の診療所のほうはもう2、3年以内に、もう

老朽化しているので改修の必要がある。しかも、もう1億円単位とかそういうような

金額の必要があるんじゃないかと、確か示されていたと思うのです。それを踏まえた

なかで、今回5年契約ということもございますので、町としての方針をしっかりと

とく必要があるだろうと思っているのです。

そうはいつでもお金がないので、この5年契約のなかには改修はもう絶対しないの

だということであれば、それはそれで構いませんけれども、やはりどうしても改修の

必要性があるというのであれば5年契約のなかで、やはり5年間に改修をしなければ

ならないという認識であれば、この21年度からもう利益の2分の1を出すというこ

とが、私はどうなのだろうかとついつい疑問を持ってしまう。実際、この計画、

21年度や22年度についてはほぼ正確な数字なのじゃないかなという気がしており

ますので、この調子でいくと、そうした2分の1を還元していく。だけど、23年度

以降は町財政が赤字になって傷んでくるなかで、この5年のなかで、もし改修をする

必要があるという方針であれば、その辺が今のうちから利益の半分を出していくとい

うことについて、いささかどうなのかなと私自身は疑問を持たざるを得ないというこ

とであります。

最後、先ほどの質問のなかでは計画には入っていないというだけの、ただ単にそのシ

ミュレーションのなかに入れていないというだけのお答えでありましたので、その辺の

方針という部分をもう一度明確にさせていただきたいというふうに思い

ます。

私自身、これ、トータル3回目になりますので、あと質問できませんのでできるだけ御丁寧な御回答をいただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） この老朽化診断といひますか、全体の施設の調査をしていただいた段階で、いろいろな施設の改修に対する問題点があるというふうに指摘を受けております。当然これは町の計画にのせていかななくてはいけません、町もあしめて23年度までの非常に厳しい財政事業のなかで、今後この財政事情をどういふふうにするかということも踏まえながら、この病院施設、日原診療所も津和野病院も一緒ですけれども、全体の施設の改修計画も財政事情とあわせて考えていかななくてはなら

ないというふうに思ってますが、きょう現在では、今では日原診療所について何年度から着工して改修をしていくということについては、まだ計画をしておりませんけれども、当然5年間のなかでは着工ということにもなるかというふうに思います。これは十分これから財政との問題がありますので、内部で検討をしていきたいというふうに考えております。

2分の1という問題につきましては、これはやはり津和野の医療全体でスタッフの問題も含めまして頑張ってもらうということにすれば、2分の1という交付を上乘せるとするか、利益を分配していくというのは妥当ではないかというふうに考えておりました。これにつきましても先般の厚生連との問題も、厚生連の場合は月詰め、月詰めでの利益が出た場合には2分の1は町へ納めてくださいよと。利

用料の150万

円プラスそれを納めてくださいよということですが、今回の場合は決算のトータルの

なかで考えるということでもありますので、厚生連の場合とは若干違うのですけれども、

年間の収支の決算のなかで利益が出ればということでもあります。

　　前回は月々の締めでプラスになれば2分の1をということでありましたので、前回

とはちょっと若干考えが変わって、それはやっぱりひとつの働いている人の労働条件

の改善のひとつの資金にもなっていくんではないかというふうに考えておりますので、

これにつきましては、やむを得ないというか妥当な数字だというふうに思ってますし、

先ほど言いましたように、国が考えておりますような交付税というのが実施されれば、

町としても財源的にも助かるというふうに考えておりますので、交付税等の交付の状

況等もみながら考えていきたいというふうに思いますが、還元という
か、2分の1の
分配については、今のところいろんな意味で考えたときに妥当な数字で
はないかという
ふうに判断をしております。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 2つ、お伺いをいたします。

今、交付税の話がございましたけど、素朴なところで1床当たり現在
は多分68万
円だったかと思いますが、この交付税はいわゆる施設が持っている数
なのか。それと
も運用している数なのか。そこの辺ちょっとお聞かせください。

それからもう1点は、この計画は現行のなかでの計画になってござ
いますが、基本
的には療養病床を復活させるという意向のなかで動いておられると思うの
ですが、そのと
きに療養病床を復活させるのは条件がそろえば1床でも2床でもとい
うようなかたち

で復活できるのか。それとも、ちゃんとした数でないと……、そういう規制があるの

か。その辺をお聞かせください。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 交付税の問題は今99床で開所しているということであり

ますので、現段階は99床に対して交付されます。これを国が23年度ぐらいからは

稼働率によって交付をするということでございますので、このまま療養病棟を49床

を稼働させないということになると50床に対する交付税ということの危険もありま

すので、このあたりを早急に対応することが必要だというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 療養病床を一人ずつでも出せるのか、一括で49床

にするのかと。こういう御質問だったと思いますが、今の私のほうでお

聞きしておく

ところでは、今の現時点では療養病床を回すそういうスタッフがいないのでできない

と。こういうふうにお聞きしておくので、私とすればできれば全部をやりたいけれど

も、それは10人なりの看護師さんのスタッフがそろわないとできないというふうに

言われておりますので、基本的には一人ずつでもそういう人ができれば1床でも2床

でもしたいわけですが、基本的なところでは一気にやるほうが収入はふえるところで

す。ただ、今の一人一人でもできるだけやっていきたいというふうには思っておりま

すが、これは橋井堂ほうのお話もありますし、今の現状では看護師さんを何人かは余

裕はあるのだけど、それを49床にするまではできないというふうにも言っておりま

す。ちょっと、詳細ははっきり明解にどうかと言われるすと、私もはっ

きりよう申し

上げないわけですが、できればそういうふうな方向で、1床でもできる
のならやって

いきたいというふうに。また、後日明確なところについてはお答えした
いと思います。

資料を出していきたいと思っております。

制度的にはできるというふうに思っております。ただ、今の状況では
そういう問題

がありますので、できないというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 私の記憶違いかも知れませんが、今、
この指定管理

は津和野共存病院ということで出ておりますが、4月1日からは日原
診療所も利用代

行制に移行するわけです。したがって、現状では利用料金制をとってお
るわけでしょ

う。で、ここで何かの提案がなされなければならないのではないかと思
うのですが、

きょう、これからの議案のなかに出てまいりません。それが第1点。

どうかたちで切りかえる。何も議会にかけずにそういうようなことをしようと

されておるのか。ちょっと、今までにそういう変更か何かがかかったかなと思いが

ら記憶をたどっておりますが、どうもないような気がいたします。

それと、これは些細なことですが、これからのすべてにかかってくるが、残念な

がらこんな状況があるから、これは医療対策室の人が今度は分室というように

ある程度監督官長になるわけでありますから、徹底した指導をしていただきたいと思

うのは、和崎先生のところに患者が通院される方も診療所の上でバスを降りられる。

そして、用があって診療所に来られる。担当課長、よう聞かな。それで診療所に入っ

てトイレが借りたいと言ったら、和崎先生のところへ行く患者さんはここを使こうても

ろちゃ困ると。些細なことのようなのですが、よく忠告をしておかない
と、そんなば
かげたことをしたら町の施設でどちら様の診療所におかかりになろう
と、どうぞお使
いくださいというような、これは対応の問題。そういう不細工な対応を
すれば指定管
理には賛同できないという意味で申し上げるのですから、よく心して
指導していただ
きたい。お願いしときます。

前段の分だけ質問、お答えください。

○議長（後山 幸次君） 質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩と
いたします。

午前 11 時 38 分休憩

.....

午前 11 時 41 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは休憩前に引き続き本会議を再開いた
します。

健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 今方の件でございますが、診療所の件でございます

が、第4条のところに利用料及び手数料については津和野町病院事業利用料及び手数

料条例の規定を準用するということで対応をさせていただくということで。

済いませんでしたが、よろしくをお願いします。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 私の一般質問のときに一度お伺いしたのですが、

再度確認をとりたいと思います。

赤字の限界の数字というものは示されるのか、示されないのかということ、ちよ

っともう一度。示されるのだったらその数字をお聞かせください。単年度あるいは累

積。どっかでそのあたりのこともう一度。多分これは町民の方から必ず聞かれるので

す。そのあたりもう一度確認をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） これまでも答弁させていただいておりますように、この事

業についての会計・収入・支出ということがきちっと町で把握できますので、当然情

報公開にもなるというふうに思います。議員の皆さん方にも十分相談をさせていただ

いて、この赤字が出た場合の許容範囲といたしますか、そのあたりを十分情報公開の

なかで皆さん方に御審議もしていただきながら、また多くの町民の皆さん方の御意見

もいただきながら津和野町の医療を守るために全体的な合意が得られる範囲というこ

とでありますので、現在のところ1億円になったら、2億円になったらという限界の

赤字の補てんということについては考えておりませんが、おのずと赤字、例えば大き

な本当の赤字になるということになれば、それは当然いろいろな御意

見が出てくると

いうふうに思いますので、そうした大幅に累積になるというようなことがないように

今の段階は努めてまいりたいというふうに思いますし、十分情報を公開して皆さん方

にもわかるようにしながら判断をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 今の話の内容を端的に要約しますと、議会で判断し

てくださいということと受け取ったのですが、そういうことですね。今の私の感

覚です。町民の方、さまざまな方の御意見をいただいて云々ということ

は、最終的には議会在判断するわけですので、議会の判断にゆだねますという解釈

でよろしいですか。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） あのようにお答えをしておりますけども、考
えなければいけ

ないことではありますけども、今、出発の時点で数字を明確にしてとい
うことは、非

常に難しいということをもまず御理解をいただきたいと思っております。

そしてまた、今後のことにつきましては国の公設病院に対する財政
支援等もどうな

っていくかともいうこともあるわけでございますので、それらも十分
将来にわたって

は見極めながら、なお、町の財政一般に非常に影響を及ぼして、医療問
題以外に町民

生活に財政運営の面で非常に支障が起こるといような状況が仮に起
こり得るといた

しましたら、その時点で私どもの考えをまとめまして、まずは議会に御
相談を申し上

げ、そして、どうしていくかということをも最終的に、いふなら一緒にな
って結論を出

していただきたいと思います。このように考えておるところでございます

す。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） ちょっと大変失礼な質問をするかもわかりません。

御理解願いたいです。どうしても1点、私としては腑に落ちない点があるわけござ

います。

指定管理の期間を5年にしたということございまして、先ほど同僚議員の質問の

なかにおいて地域医療と云々ということ5年ということ申されまして。

確か、前厚生連へ指定管理をしたときも同じようなかたちで結んだと。そのときは

1年でしたか、厚生連病院には。確か、私の記憶が違ごてたら申しわけないのですけ

れども、同じようなかたちでこういう1年を結んだということでありまして、そのと

きには1年やってみて様子を見ながらちいうのもあったかもわかりま

せんけれども、

同じ指定をするのに厚生連のときには1年、今回は5年ということなので、その点が

なして今回5年ほどになるのかわからないのですが、私といたしましては、やは

り厚生連のときのように若干最初は短く様子を見ながら、そうしたなかにおいて次の

ステップにいったらというような気がするのですが、どうしても厚生連が1年、

橋井堂が5年というのがどうしても解釈しにくいわけなのですが、その点のそ

のときの1年と5年との解釈の判断基準がどのように違っての5年になったのかちい

うのをお知らせ願いたい。

それと、先ほど利用料金のごことで第4条に書いてあると言われましたけど、これは

私が解釈すると、患者さんが負担するいろんな病院の器具を利用したり、証明書を書

いたりする利用料手数料と、私はこの4条は解釈したのですけれども、
代行制という
のを含んでの利用なのですか。私の解釈が間違ごうとったら違うので
すけども、今ま
での利用を料金制を利用代行制にしたというのと同じ意味でのことな
のか。

ちょっとその点が私としてはニュアンスが、今までの解釈が違ご
ったのですけど
も、そのようにみたんですけども、それで平成（ ）の第44号の基
準に準ずるっ
て書いてある44号ちいうのがちょっとわかりませんので、どうも沖
田議員がどこに
あったかなちいうて言うのと同じことをございまして、どうもその4
条の解釈の仕方
が私は間違ごうとったのですが、その点もうちょっとお聞かせ願え
たらと思います。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 指定の期間でありますけれども、前回の厚

生連への指定に

つきましては、もう平成17年からの資金援助、18年、19年のあ
あした経過を踏

まえながら議会の皆さん方にも十分審議をいただいて、そうしたなか
で当面とにか

抜本的な経営改革をお願いすると。それができないときには本当病院
経営も厳しいの

だろうということのなかで、当面1年ということをお願いをした経過
だというふうに

私は理解してます。

今回は、ああして先ほど言いましたように、本当この地域で先生が中
心になって津

和野地域の医療のために頑張る、そうした決意のもとでああした新法
人を設立してい

ただきました。そういうことからして、試しに1年ということではとて
も先生の期待

に答えることにもならないし、安心して先生にもしっかりやらせてもら
う。そうしたこ

とを含めて5年ということに指定をさせていただくということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

利用料金制・代行制の問題は、これは今後協定を結ぶ段階でのこととなりますので、

現在の条例は収入を町がとりますよということを決めたという、町の収入にしますよ

ということで、方法についてはこれからの、方法論としては代行制で契約したいとい

うことで今思っているということで説明しますが、具体的な内容については今後この

議決をいただきましたら、早急に橋井堂と町とその説明した要点に基づいた契約を行

う。そうして代行制になるということでございますので御理解をいただきたいという

ふうに思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 町民のための医療の火を消してはならないというのは、執行部も私も同じでございます。

ただ、私が気になるのが、この指定をする期間、これがなぜ5年になるのかというのがずっと心に残っております。町民のための医療を目指すなら、先ほども言いますように、接客対応等そういったものがスタッフがほとんど変わらない状態ですぐに説得をして変わるとは考えられません。あくまでも町民のための医療。そして、町民に優しい診療の姿勢を見せていただくためには、少し酷ではあります。1年という短い期間で催促を望むほうが、私は望ましいと考えております。

よって、残念ではございますが、反対とさせていただきます。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 今の1年のことで私も最初話を聞いたときには1年

でないとちょっとまずかなと思ったのですが、これにかわる案もないのと、働く人

の将来的な展望も見えないということと、今、副町長が厚生連の前の1年というのは

過去の悪い実績を踏まえてでということが納得っちゃ、納得みたいないところもあるの

ですけども、それでとにかく覚悟してやらんといかんということで賛成いたします。

○議長（後山 幸次君） ほかに原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言はありませんか。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 賛成の立場で討論をいたします。

きのうの一般質問でも一体どの程度町の覚悟があるかということならば、
これからス
タートしようとしとる橋井堂が4施設を運営経営する。こういうこと
になると相当町
の覚悟が必要ではないか。したがって、累積赤字等が出たらどこで歯止
めをかけるの
かというような質問もありました。しかし、私は公設民営にし、さらに
今回町が主導
的になって橋井堂を立ち上げたという、こういう経過でありますから、
私は、町が覚
悟をする必要があると。本当にこの地域の医療をどなたが町長になら
れても必ず守っ
ていくのだという、この強い姿勢のなかで覚悟をしていただきたい。

さらには今、残念ながらスタート時点では2病棟体制は難しいと。こ
ういう状況で
ありますが、精一杯頑張っていたただかにやなりません、この津和野の
地で最低限こ
の程度しか守りきれないというときには、その覚悟もぜひしていただ

きたい。いな

らば1病棟でもやむを得ないと。あるいは、スタートはこういうスタートでいきます

が、日原診療所と同じようなせめて有床診療所でいこうというような覚悟も、そのな

かの覚悟にはあるわけでありますから、もろもろそういうふうな覚悟を決めていただ

いて4月1日からのスタートに入ってもらいたいというような意見を入れて、賛成討

論といたします。

○議長（後山 幸次君） それでは、以上で討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成

の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第19号公の施設の指定

管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長（後山 幸次君） それでは後ろの時計で午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 57 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第 19. 議案第 20 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 19、議案第 20 号公の施設の指定管理者の指定につ

いて、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第20号公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第21号

○議長（後山 幸次君） 日程第20、議案第21号公の施設の指定管理者の指定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第21号公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第21．議案第22号

○議長（後山 幸次君） 日程第21、議案第22号公の施設の指定管理者の指定につ

いて、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第22号
公の施設の指定
管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第22. 議案第23号

○議長（後山 幸次君） 日程第22、議案第23号町道路線の廃止について、これよ

り質疑に入ります。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 11番。御説明によりますと、現状の町道野広登尾

線が林道耕田内美線と今予定しておるこの林道とダブると。ダブるよ
うなかたちにな

るので、この町道は廃止をするというふうな御説明でございましたが、
この図面を見

る限り林道耕田線が町道野広登尾線に合流する地点から、合流したと
こから松尾谷の

ほうへ向かうところというのは、林道とダブってないように見えるの
です。

一部ダブらないところもある。ダブらないけども、ここも町道として
は廃止をする

ということでございますか。そのように解釈してもいいかどうかお聞
かせをください。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） そのように解釈していただいてもよろしいと思います。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） そうしますと、まず一つは林道とダブらない部分と

というのは町道のまま置いとくのが望ましいのではないかという気もするわけですが、

そういうことはできないのかどうか。可能であるか。

あるいは、心配するのは町道としてあるのと、それが林道になってしまふのという

ところで、要するに今後将来的な管理の基準が町道と林道同じようなかたちで管理が

できるかどうかというのが心配なわけですし、私どもの近くを見ても、町道だ

ったら年に必ず草刈とか、いわゆるそういった面の通常の管理は草刈費用などが出て

管理をしておるわけですが、林道はそんな管理がされていない林道と

いうのはいっば

いあるわけでした、林道になったがために、実際そのところ民家もあるわけです。

管理がなおざりになる恐れがないかと。将来的にそういう心配をしているわけですが、

そういう管理の基準が変わってくるということはないのか、その辺について、ひと

つお聞かせをいただきたい。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 状況としては林道であろうと、今の松尾谷の路線につい

ては住民の方にはまったく状況は変わりありませんので、ただ、耕田内美線の林道

がかぶってくるということで、規則上町道を林道のほうに降格するという、一応行政

的な手続きで変わりますので、管理については今までと変わらないように管理してま

いりたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 賛成の立場で討論はいたしますが、先ほど申し上げ

ましたように、林道になったからといって住民の方が住んでおられるわけございま

すので、今までどおり生活道として、あるいは町道としての管理が、住んでいる限り

は将来的に必ず管理をされるということをしていただきということを強く要望して、

賛成をいたします。

○議長（後山 幸次君） 原案に反対者の発言を許します。ありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。本案件を原案のとおり決
することに賛成

の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第23号
町道路線の廃止

については、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第24号

○議長（後山 幸次君） 日程第23、議案第24号町道路線の変更に
ついて、これよ

り質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第24号町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第24．議案第25号

○議長（後山 幸次君） 日程第24、議案第25号町道路線の変更に

ついて、これよ

り質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成

の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第25号町道路線の変更

については、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第26号

○議長（後山 幸次君） 日程第25、議案第26号町道路線の変更について、これよ

り質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成

の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第26号
町道路線の変更

については、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第27号

○議長（後山 幸次君） 日程第26、議案第27号町道路線の変更につ
いて、これよ

り質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。本案件を原案のとおり決

することに賛成

の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第27号

町道路線の変更

については、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第28号

○議長（後山 幸次君） 日程第27、議案第28号平成20年度津和

野町一般会計補

正予算（第6号）について、これより質疑に入ります。14番、竹内志

津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 3点ほどお願いします。

13ページ、きのうも一般質問のほうでお聞きしたのですが、早

く言われてち

よっと書き取りにくかったのもう一度お聞きしたいのですが、国庫

支出金の総務費

国庫補助金で地域活性化・生活対策臨時交付金2億7,194万4,00

0円ですが、

これの基金造成とはるかせ商品券以外の1億7,000万円の用途について、予算書

に沿ってどこに幾ら使われているのかをお示しいただきたい。

関連しますけども、20ページ、5番財産管理費のなかの積立金ですが1億

8,500万円。このなかの1億円は合併特例債で借りた分を積み立てということな

のですが……。津和野まちづくり基金ですか。この基金に積み立てと思うのですが、

あと残りの8,100万円の分の積立金、基金造成がされて条例にも先ほど可決され

たのですが、6つの基金に入れられるのですけども、この金額の内訳を教えてください

きたい。

3つ目は、30ページ、民生費の生活保護費のなかで扶助費、医療扶助が7,790万

円もマイナスになっていて非常に大きな金額になっているなというふ

うに思うのです

が、どうしてこんなに大きくなっているのか。今、特に生活保護等の世帯がふえてい

て、ふえるのではないかなと思ってたのですが、今年度これだけのマイナスが出ると

というのはどういうことなのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、地域活性化・生活対策臨時交付金の支出

の場所でございますが、まず、21ページですが諸費に財源振替で220万円ござい

ますが、若者定住促進対策奨励事業、これについてするものであります。

その下になります。道の駅管理費1,494万円。これについては観光拠点施設

整備事業1,494万円を充てるものでございます。

32ページにございますが、医療対策費、医療新法人開設準備事業に充てるもので

ございますが、備品購入に充てました3,000万円でございます。

やはり医療対策費でございますが、診療所整備事業に136万円。これについても

ここへ財源振替をするものでございます。

続きまして、救急医療対策事業費、31ページの保健衛生総務費1,117万円の

うち821万9,000円を充てるものでございます。

予防費、31ページでございますが、予防接種助成費443万6,000円。

通院定期バス利用助成ですが、保健衛生総務費283万5,000円。

○議員（14番 竹内志津子君） 何、濟いません、もう1回。

○総務財政課長（右田 基司君） 通院定期バス利用費補助です。保健衛生総務費の

1,117万円のなかへ入るものでございます。

次のじんかい処理事業ですが、衛生費の33ページ、じんかい処理費2,999万

6,000円入るものであります。

32ページの給水施設整備費200万円でございます。

下水処理場緊急整備費、これが保健衛生総務費、31ページでございます。

281万4,000円。

水道送水ポンプ事業費、これについても保健衛生総務費295万1,000円。

34ページ、農業振興費、農地流動化奨励事業100万円。それと次が林業振興費、

35ページでございますが、森林の特性管理のための実態調査事業139万円、それ

ともう一つ、同じ林業振興費ですが、緑の担い手等確保緊急対策事業135万

5,000円。

農業振興費、34ページでございますが、小規模土地改良事業28万3,000円、

やはり農業振興事業ですが、地域特産ブランド化事業25万9,000円、それと次

の畜産事業で畜産業費ですが、畜産振興対策事業52万円。

37ページをお開きをお願いしたいと思いますが、観光リフト運行

費140万

7,000円。それとやっぱり37ページでございますが、36ページのほうがいい

かもしれません、観光費観光協会561万円。それと商工振興費、これがちょっと

両方ダブるわけですが、商工振興費と観光振興費561万円。それと観光費で観光パ

ンフレット作成事業120万円。

土木費ですが、道路新設、39ページをお開きをお願いしたいと思いますが、道路

維持費と土木総務費あるいは道路新設改良費にまたがろうかと思うんですが2,497万

5,000円、町道改良整備事業へ充てております。

以上でございます。

それと20ページの積立金の基金の8,100万の内訳でございますが、文化財活

性化基金、これが550万円。それと教育施設活性化基金、これが750万円。観光

振興活性化基金、これが700万円、地域医療推進基金100万円、道路整備基金

4,000万円、環境整備基金2,000万円でございます。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） 生活保護費の扶助費の中では、医療扶助が大ききな不用額とな

っております。これにつきましては、初年度ということもありまして、

県とも予算の

段階では協議しておったようではありますが、医療の扶助につきまして

は非常に憶測と

というか予定が立たないところでありまして、実際のところ不用額とし

て多額な不用額

を出したことには変わりありませんが、そのために医療扶助が怠った

というふうなこ

とはございませんで、伸び率を多く見てしまったというふうな結果で

ございます。

21年度については、実績をもとに計上いたしております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 45ページの森鷗外記念館費の中に
二千六百幾がし

の備品購入費というのが、これがこの前お聞きしたのでは絵画という
ことをお聞きし

たんですけれども、非常に金額のいいものなのですが、まずこれの作者、
それから数

と金額をまず教えてください。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 森鷗外記念館費の備品購入2,600万の内
訳であります

けれども、基本的には絵画、作者は原田直次郎ということであります。

その絵画は

2点であります。1点が約900万ぐらいで1,800万ということで
ありまして、

「蓮池」とそれから「雪景」という題名のものであります。

それから、残りの806万5,000円は資料購入というふうなこと
でありまして、

扁額あるいは書幅、そういったもの、それからあとは初版本と、そういったようなものを購入をしたいということであります。

○議長（後山 幸次君） 12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） これを買われたからには理由があるとは思いますが

けれども、まず今の1点900万ということで、ここに条例がありまして第3章、契

約と財産という第3条に「動産の場合は予定価格が700万以上の場合、議会での

議決を必要とする」というふうになっておりますが、動産のもしくははあれですね。こ

れが当然出されると思うんですけども、それでよろしいですね。年度内にこれをぜひ

出していただきたいと思うんですけど。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） この予算を議決をいただけましたら、早急に購入手続をし

て、そして最終日ぐらいになろうかと思えますけれども、そういった手
続は踏みたい

というふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 今の同じところでの質問ですが、今の
絵画2点を今買

わなければならない理由を。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） この2点の絵画につきましては、森家のほ
うから当町のほ

うに寄託をされているものであります。既にもう7年ぐらいにはなろ
うかというふう

に思っておりますけれども、かねてからの念願のものでありました。そ
れをぜひ購入

したいということでありましたけれども、なかなか財政的な問題で延
び延びになって

おったわけでありまして、このたび東京のほうの今までは本郷
図書館という形

の中でしたが、森鷗外記念館を建てかえをすると。150周年を契機に
ということで、

新聞にも出ておりましたが、それに伴って森家のほうから、そちらのほうにもという

ふうな話もあったりいたしましたんで、ぜひこの資料については当町のほうで確保し

たいということで、今回購入に踏み切ったというところであります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） このお金というのは、この地域活性化生活対策交付

金ということですよ、これで。これは経済対策として、特に私なんか
商売やってま

すから、商売人の気持ちというのは非常によくわかるんですけども、
このために使

われていくことに対しての趣旨が、ちょっと外れてるんじゃないかな
と。それなりの

理由はあるんでしょうけれども、私なんかの立場で言わせましたら、そ
ういうふうに

思いまして、このお金というのは、どっちかというとな国から地域の経済を何とか今せ

にやいけんということで預かったような形、町民に預けて何とか地域を盛り上げてく

れというような性格のように私は思ったんですけれども、前からそういうふうなあれ

があったからということで、それはやっぱりもうちょっと時期的に非常に病院のこと

もあったりなんかして、そういうふうにして破綻の中でかなりの借金を背負ったりな

んかした人が聞いたら、ちょっと私も説明がつかないような感じではあるんですけれ

ども、今のそういう人たちからもし説明を求められたときなんかは、どういうふうに

答えていけばいいかということをぜひお聞かせください。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） まず、使途の問題でありますけれども、使途については財

政課のほうから県にもその用途について確認をしております、問題は
はないというふ

うに思っておりますが、これは記念館、森鷗外の研究をしていく上にお
いてはぜひと

も必要なものであるというところでありまして、森鷗外記念館のいろ
んな活動の原材

料になってくるというふうに思っております。

そういった資料収集をすることによって、館の運営も活性化を図っ
てまいりたいと。

そうすることが地域の活性化にもつながってくるのではないかと
いうふうに考えてお

りますので、それで町民の方が納得されるかどうかはわかりませんが、
そういった形

での御説明でいいのではないかとこのように思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 関連ですけれども、今の絵画が私も記
念館には荷物を

運んだりという程度でしか行きませんのでわかりませんが、現在展示

をされているも

のですか。どの辺にあるものなのか、希少価値がどの程度本当にあるものなのか、少

し御説明をお願いしたいんですが。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 今現在も展示はしています。大きさは縦が33センチぐら

い、それから横が24.5ということで、4号サイズの油彩画ということ

とです。
この原田直次郎の絵画は、全体的には50点ばかりが現存しておるといいますか、

そういうふうな形ではありますが、その中で明治期のものは20点ぐらいということ

あります。その中で明治期の中のものの2点が国の重要文化財に指定をされていると

いうふうな画家の絵であります。

この原田直次郎と森鷗外は、ドイツ時代に知り合って友人になったということであ

りますが、原田直次郎は36歳ぐらい、若くして亡くなっております。

生存のときも

含めて原田直次郎と森鷗外は非常に親密な関係で交友をしておりますし

て、森鷗外のい

ろんな実績といたしますか、そういうふうなものを調べていく上で非常

に必要であると

いうふうに思っておりますし、また森鷗外が原田直次郎から譲り受け

たこの2点の作

品を大事にしておったというふうな、そういったような人間関係なり

品物であるとい

うことであります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 昨日、一般質問で少し場所を間違え

たような気がし

まして、改めて定額給付金のことについてお尋ねしたいんですけど

も、あちこちの

町村では3月いっぱいにとかいうことで、津和野町も3月中旬という

ようなことでご

ざいですが、支給時期がきょうの可決をもって即支給ができるかと思
います、いつ

支給が開始されて、その方法は現金を取りに行くのか、振り込みなのか、
そんなとこ

ろもお聞かせいただいて、昨日の全員協議会ではちょっと御意見も出
ておりましたが、

わざわざ遠隔地のほうから中央のほうまでかえに行けば、それなりに
交通費もかかる

というようなことで御質問もあったようでございますが、そんなとこ
ろも含めて定額

給付の取り扱いについて質問したいと思ますし、今回1回きりの給
付金事業かもし

れませんが、システム開発委託料ということで370万ばかりもその
中に含まれてお

りますが、1回きりのソフトなのかどうかわかりませんが、非常に高額
な予算になっ

ておりますが、その辺について説明をいただきたいと思ます。

それと、30ページの子育て応援の関係で、国と県からいろいろ交付

金が出ており

ますが、最終的にはこの子育て応援の関係は、具体的にはどのようなことなのか教え

ていただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） それでは、定額給付金事業のお問い合わせでございまして、

お答えしたいと思います。

本町ではプロジェクトを組みまして、定額給付金支給対策委員会なるものを1月の

初旬に立ち上げまして、この給付金の事業の対応に当たってきました。

まず、私、参事が委員長ということで、情報企画課長が事務局長でありまして、あ

と関係部署、税務、健康保険、福祉事務所、出納室等のスタッフで11名で対応して

おるところでございます。

さて、内容でございますけれども、3月4日に決まったわけでございますけれども、

本日議決いただきますと、今後のスケジュールでございますけれども、

第1回目の支

払いにつきましては、3月30日を予定いたしております。これに間に
合わせるべく、

本日事前の準備はいたしてきておりますけれども、16日に申請書の
発送をいたした

いというふうに考えております。申請書の発送と同時に受付が近いと
ころではどんど

ん始まってくるわけなんですけれども、一応、3月17日を受付の開始
日といたして

おります。

それから事務が引き続いて、振り込み等が続くわけでございますが、
それ以降は随

時受付、交付決定をいたしまして支給をするという工程にいたしてお
ります。3月

30日以降の交付につきましては、受付等の状況が変わってきますの
で、振り込み日、

3回程程度の振り込み日を設定いたしたいと思いますが、期日についま

しては別な形で

広報等、あるいは申請に当たっての直接の確定の中でお知らせをして
いけるといふ
うに考えております。

内容につきましては既に御承知のことではありますが、対象者につ
ましては、こと

し2月1日が基準日でございます。2月1日現在、住民基本台帳に記
録されている

人、外国人登録原票に搭載されている人であります。改めて申し上げる
こともありま

せんが、給付額は1人につき1万2,000円で、65歳以上と18歳
以下の人には

8,000円が加算されまして2万円が給付されます。給付金は原則、
世帯主が世帯

全員分をまとめて受け取ります。給付方法は口座振込が原則ござい
ますが、口座を

持たない人などのために、町では窓口で直接現金を受け取る特例措置
と申しましょ

うか、特例措置も設ける予定でございます。対象者につきましては、約
9,119人
でございます。

それと、システムの開発委託料でございますが、いかにも1回で37
0万、非常に
高いと私も感じております。この辺につきましては、日立のシステムと
いうことで、
私どものシステムが日立でございますので日立ということにしてお
りますが、他にう
ちのシステムと合致するところもございません。したがって、1社
ではござい
ますがこのような金額となっております。他と比べて当町が特別高いと
いうふうなこと
はないと思っております。

以上でございます。

続きまして、子育て支援のほうを御説明を申し上げます。

30ページですけれども、これも定額給付と合わせてのものなんで
ございますが、

定額給付金のほうが表に出ておりまして、若干陰に潜んだような形になっております

けれども、これにつきましても2008年の緊急措置といたしまして、複数の子供が

いる家庭、多子世帯の子育てを経済的に支援するため、子育て応援特別手当を実施さ

れたわけでありまして。具体的には、児童手当の乳幼児加算が終了し、一般に幼稚園、

保育園に通う時期で、費用負担がかさむ幼児教育期、小学校就学前の3年間でありま

すが、これにある第2子以降の児童1人当たり3万6,000円を一時金として世帯

主に寄附するものであります。

対象の生年月日につきましては、平成12年4月2日から17年の4月1日で、か

つ第2子以降の子供であるということでありまして。ちょっとわかりにくいんですが、

平成2年4月2日から平成5年の4月1日の間ですから、学校へ入る

までの3歳から

6歳までの間で、2番目以降の子供に支給されるという。例えば3人おりまして、一

番長子がもう小学校へ入っていると。それは該当になりません。2番目に今言った幼児

がいるとします。要するに平成2年4月の2日から5年の4月1日、それともう一人、

例えばゼロ歳か1歳がいるとすれば、真ん中の幼児期ですが、幼花園に行ってる人だ

けが対象になるというふうなものでございます。

これにつきましても、定額給付と同様に業務を進めておりまして、この申請書の発

送もきょうのこの議決をいただければ、早速準備しておりますので、この部分につき

ましては13日、あすですが、あすにでも発送いたしまして、手当の支給日を3月

30日に行いたいというものでございます。

対象は73世帯、児童数にして78人でございます。金額につきまし

ては、この給

付の金額でございます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 関連でちょっとお聞きしますけど、先

ほどの定額給付

金の発送時期等いろいろ聞いたんですけれども、発送が3月16日

ですか。それで受

付が3月17日、支払いが3月30日、こういうことでお聞きしたんで

すけれども、

3月16日でないと発送できないんですか。今、きょう既に3月12日

でございます。

先ほど言われました子育て応援手当、あれ3月13日に発送されます

よね。この件は

なぜ3月16日なのか。

それと同時に、なぜ3月16日まで延ばさないけん理由です。きょう

議決したらす

ぐでも発送できるんじゃないかと私は思っとるんですけれども、おく

れた理由をちょ

っと教えていただきたい。その3日間の差です。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） 実は、昨夜もこのことにつきまして検討いたしております。

先ほどスタッフのメンバーも申し上げましたけれども、事務局長が現場できのう打ち

合わせをいたしておりますので、その点につきましては情報企画課長よりお答えをさ

せていただきます。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） まず、発送時期の問題でございますが、我々とすれ

ば予算提案の時期のお叱りもあろうかと思えますけれども、いわゆる手続として予算

の議決がないと、まずは正式には町民の皆さんに向いての予算執行という形には持つ

ていけないという一つございます。

それから、当然ですがこれに伴います申請書の発行業務、発送業務に伴いましては、先ほど御質問ありましたように、電算システムによりまして発送の作業に入るといふことでございますので、これまた予算の執行が可能にならないとシステム自体の発注もかけられないといったようなことが建前でございます。

ただし、参事が申し上げましたように、事前にできることは準備をしておりつものでございますし、この議決をいただきましたら、職員、土曜、日曜上げて、とにかく16日に発送をするということで、実はきのうそういったようなシステム等の業者とも打ち合わせをした中で、機能確定したようなことでございます。

それから、交付時期につきましては、これも同様に支払いに関します方法として、原則口座振込という安全な方法を選択をいたしました。したがって、我々役場の

事務局におきまして申請について直ちに審査をして、基本的にはその日に交付決定を
したいというふうに考えております。早速それを受けて入金、いわゆる電算処理業務
を行っていきますけれども、当然、口座を指定していただきますので、それに向けて
各金融機関の振り込みの期間が1週間かかるというふうに詰めております。前半では、
なるべく3月中、多くの給付をしたいというふうに考えて、それぞれ工程を例示しな
がら、金融機関等とも交渉をしまいましたが、どうお互いに努力をしても1週間
以上は、つまり役場が5,000万なら5,000万円分の支払いを締めたとしても、
そこから金融機関がそれぞれの口座に振り込みをするのは1週間どう
してもいただき
たいということであります。したがって、それが前に出れば出るほど早目に締めてい

かなければなりませんので、3月中での交付金額がむしろ少なくなっ
てくるというこ

ともございまして、そういうふうな町の事務体制なり、金融機関等の振
り込みの作業

期間等で、それぐらいの期間を要する必要があるというふうに判断を
して、先ほどの

スケジュールということになっておりますので、御理解をいただきたい
と思います。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 申請書の発注はこの議決がなかったら
できんちゅうん

で、きょうできたら、そのかわり直ちに申請書の発注をかけるちゅうこ
とですか。

それともう一点、3月16日に発送されますですね。それから17日
が受付開始で

16日に発送されたら、その家に着いた次の日に受付できますか。届か
んでしょう、

郵送の場合は。

それともう一点、30日に支払いされるということであれば、金融機関に1週間かかるというのであれば、その中から1週間で最短距離で行っても17日、例えばの話、来た場合、そこでチェックをかけるのに何日かかるわけですか。それは何日間見ておられるか。それちょっと確認したいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 最初でございますが、受付日を17日を設定をいた

しましたのは原則郵送であります。例えばどうしても窓口での受付といえますか、

いろんな事情がありますので、それは一つの選択として、窓口での申請も認めますと

ということでございますので、早速申請をしたいという、我々とすれば御本人が申請し

ていただければ一番いいんですが、できれば郵送でしていただきたいとは思っています

が、早速お見えになるということも含めて、あくる日を受付開始日という
ことで設定
をした事情であります。

それから、受け付けたものに対する交付決定なり支払いですが、これ
につきまして
は、当然先ほど私申しましたように、交付決定自体は原則審査にほとん
ど問題がない
と思われまので、その日で交付決定ができるというふうに考えてお
りますが、支払
いにつきましては、毎日毎日各金融機関に支払い業務をするというこ
とは、基本的に
困難であるというふうに考えております。一定のまとまったデータな
り、そういうふ
うな振り込みに関します情報を揃えていきたいというふうに思ってお
ります。そうい
うことで3月についての支払日については1回ということを設定をさ
せていただきま
した。

それと、事前の金融機関等との協議で、役場の通常の支払日については件数もふえていくので避けていただきたいというふうな金融機関側の要望というものもありますので、そういったものも含めて、3月については30日ということで考えさせてもらった次第です。

○議長（後山 幸次君） 16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 関連質問ですが、定額給付金についてであります、

きのうも、はるかぜ商品券について受付等、大変奥にいる老人の方なんかは難しいん

じゃないかというような議論をしました。この定額給付金については町がやるという

ことですので、地区には公民館があります。公民館でこういった受付はできるのかで

きないのか。（「郵送じゃ」と呼ぶ者あり）受付、郵送で。どうも失礼しました。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 総額2億7,200万ばかりの今回の地域活性化ある

いは生活安定緊急対策臨時交付金、いろいろ説明聞きました。的を得たもんもあるな

と思いますが、残念ながら法の趣旨というか、国の交付する趣旨に若干外れる嫌いも

あるな。中には財源の振りかえというようなことで、これはちょっといかがなものか

というふうに見ざるを得ない。本当に目的に沿ったような形でこの金が使われないと、

私は残念ながら十分なこの対策にはなっていないと言わざるを得ません。

どこのページがどうとは申しませんが、具体的に言えば、例えば道の駅の管理の報

償金に財源の振りかえが行ったり、地方債を借る起債が財源振りかえになったりとい

うふうなところが、随所に残念ながら見えるというのは、一言苦言を呈

しておかには

なりませんと、こう思って申し上げた次第であります。執行部におかれましては、

何か一言ちょうだいしないと、このまんまよろしゅうございますねというわけにはち

よつといかないような気がします。特別な理由があると思いますので、お答えをい

ただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） いろいろと御意見をいただいておりますが、3番議員さんの

ただいまの御意見、私自身も御提案申し上げながらも、若干そういう思いがいたして

おるところでございます。

ただ、内部でも随分協議をいたしますけれども、限られた日程の中で7割部分につ

いては執行しなさいけないといったようなこともございますので、今回のような措

置をこれは県とも協議をさせていただいたわけでありませけれども、
いたしまして財
源振りかえをさせていただいた部分が確かにございまして、いかがか
と思いますけれ
ども、財源振りかえを例えば一般財源をつけとったものを今回の交付
金に切りかえさ
せていただいて、そしてまたその振りかえさせていただいた一般財
源を他の方向に
ひとつ持って行って、そして景気の浮揚策なりあるいは雇用につなが
るようなことに
もしたいという思いでございますので、御理解をいただきたいと思っ
ております。

○議長（後山 幸次君） 16番、村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 先ほどの質問ですが、私途中でやめ
ましたが、やは
りちょっと疑問を感じております。ちょっと聞きますが、配送で送付す
る。それで受
付はいかなくていいということですか。私は、受付は多分、皆配送で通

知もらったら

各役場に行って受付をするんだと僕は思って、先ほど質問しかけたんですが、配送だけで受け取っただけでもう受付は済むかどうか。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 説明ですが、今回の方式につきましては、申請書の

受付につきましては、郵送と役場の窓口という二つでございます。いろんなトラブル

と防ぐために、原則は郵送でお願いをいたしますということでございます。そうはい

ってもポストに出しに行くのが遠いとか、そういう問題もあると思いますけれども、

窓口になりますと、本人申請できちんと受付をしていかなければならないと。仮に家

族の方が来られても、本当に世帯主さんが受給権者でございます、請求権者でござい

ますので、本当にそういったような正規な手続と疑うわけではありま

せんが、昨今の

いろんな厳しい手続の中では、そういったことについてはいろんなトラブルが起こる

もともありますし、そういった意味で郵送をお願いするということでございますし、

当然、無料の返信用の封筒もつけておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 3点ほどちょっとお聞きをいたしますが、25ペー

ジです。社会福祉総務費の補助金ですが、説明ですと津和野福社会と日原福社会

160万と558万ばかり建設費の費用の繰り上げ償還のために補助金を出すという

ふうな御説明であったかと思いますが、この理由です。町債は財政の公債費率なんて

問題もありますんで、できれば繰り上げ償還というのが望ましいというのわかるん

ですが、日原福祉会、それ繰り上げ償還にこしたことはないと思うんですけど、それを繰り上げ償還をするために、わざわざ補助金を追加をして差し上げると。それほど町は豊かなのかなという気がするんですが、それぞれの福祉会、建設費の繰り上げ償還をしなくちゃいけない特別な理由があるのか。あるからされるんでしょうけども、どうも理解できない。その点について御説明をいただきたいというふうに思います。

それから35ページですが、林業振興費で例の路網整備事業、作業道の建設というふうに言われましたですね。これは例の緊急雇用対策の関係の事業だろうというふうに思うんですが、これはこれで非常に結構なことなんですが、どこの地区を予定されて、どの程度の長さの作業道を建設されるのか。あるいはどの程度の雇用効果がある

のかということについて、簡単で結構ですから教えてください。

それからあと39ページ、河川環境整備費でございますが、要は工事
請負費が新た

に217万発生をして、多分賃金の減額部分と河川浄化業務の委託料
の96万ばかり

の委託料を減額をして、請負費のほうに回したと。請負という形でお願
いをするとい

うことだろうと思うんですが、請負、一般的には愛護団あたりに委託を
してお願いを

したほうが効果があるといえますか、効率的な使い道があるんじゃない
いかと。請負が

悪いというわけじゃないんですけれども、効率的にはいかがかなとい
うふうな気がす

るわけです。請負に回したことによって、その予算、何平米だとか河川
浄化の効果が

落ちる、要するにお金の使い方に無駄が出るようなことはないか、同じ
ような効果、

結果が期待できるんだということなのか。その辺のわざわざ請負にし

た経緯というの

をひとつお聞かせをいただきたい。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 25ページの負担金補助および交付金の津和野福祉

会ほかの補助金の繰り上げ償還でございますが、この補助金につきましては、それぞ

れ施設を建設したものの償還金の補助なんですが、将来負担比率の関係が非常に気に

なっておるところでございますが、そうしたこともあり、あえてことしそうした形で

繰り上げ償還をさせていただいたというものでございます。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 35ページのほうでございますけれども、路網整備の地

域連携モデル事業の関係でございます。これについて委託料のほうで300万、それ

から工事請負費のほうで1,380万を予定しとるわけなんですけれど

も、これにつ

きましては奥山町有林、笹山になりますか、ここの中でございまして、
延長は

1,200メートルを予定しておるところでございます。

効果といいますか、これは建設業なりに工事発注ということになる
うかと思えます。

入札になると思えます。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 河川環境整備費の御質問でございますが、
御存じのよう

に河川の草刈り等の環境整備費は、河川愛護団等々をお願いしている
ところござい

ます。1級河川につきましては、県土木のほうでことしも数々のところ
を河床掘削を

していただいております。町管理河川においても、河床掘削をしたらい
いというこ

ろがありますんで、これは草刈りとは別に河床掘削ということで、請負
ということで

予定しております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 32ページの医療対策費の中に、臨時雇用の賃金とし

まして39万6,000円が出ております。これ、きのうの青木議員さんの一般質問

に対するお答え等聞いておりますと、医師確保のための臨時の方を雇われとるとい

ふうに御回答がございましたけれども、それに該当されるものなのかということと、

もしそうだとするならば、そうですかね。いいですか。違う。それだけまずお答えい

ただきます。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 議員さんがおっしゃられますように、この賃金につ

きましては医師確保のために、今雇用を1人、三宅さんというものをしております、

今現在もやっております。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 三宅さんという方だそうございまして、過去、議会

のほうに御説明があったんなら大変私も面目がないことでもありますけれども、医師確

保のために臨時で雇われるということ、それなりのただならぬ方なんじゃないかなと

いうことを想像するわけでございます。どういう属性の方であるのか、その辺をちょ

っと詳しく教えていただいて、具体的にどういう活動に慣れておって、またきのうの

一般質問の御回答では一定の成果が上がりつつあるというようなことでありましたの

で、具体的にはどういう成果が上がっているのかということと、この39万6,000円

はいつからいつまでの期間に該当する金額なのかというのを教えていただきたいと思

います。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） この三宅さんという方につきましては、1年前まで

山口県の今の下にある環境保健公社とはちょっと違うんですが、そういうところにお

られまして、そういう今の医師の確保のそういう仕事をなされておった方なんです。

そして、現状ではその方が毎年毎年そういうことの仕事をされておって、広く山口県

内のドクターを知っておられたと。そういうことで、町としましてはこの状況ではど

うしてもなかなか厳しいということで、何とかやっていただきたいということで、

1月から3月までの期間、お願いをしたいと、こういうふうに考えておりまして、成

果としましては、まだはっきり申し上げることがなかなか難しいところもありまして、

ただ7月以降に日原の診療所にきちっと当たっていただけるとい
ころまでは聞い
ておりますし、また4月以降も月に3日なりを来ていただいたり、津和
野共存病院の
宿直、夜勤等というか宿直についてもやっていただけるといふうに
聞いております。

その後につきましては、まだ未確定ですけれども、まだいろいろと何
とかやってい
ただけないかということはお願いをしております、ただこれは確定
しておりません
ので、その点については申し上げることができません。

今話したのは、ドクターを日原の診療所のほうに来ていただける
ということをお約
束いただいとるということでございます。

○議長（後山 幸次君） いいですか。

○健康保険課長（安見 隆義君） 3カ月といいましても、1月の半ば
ぐらいから来て
いただいております、1月から3月までの間をこの金額でお願いし

たいと、こうい

うことでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 39ページの道路維持費の中の除雪作業委託料でござ

いますが、私の記憶では、昨年からことしにかけては1遍ぐらい出動するかぐらいの

雪しか降らなかった。町の一応規定では15センチ以上であったか、20センチ以上

が降れば、一応委託先に向けて出動要請をするというふうなのがあったと思いますけ

ども、高田等々、あちらのほうを雪が降った日に回ってみますと、そんな除雪をした

という跡が見られません。除雪をした部分があったから、これはだれがやったんです

かということ、地元の方がボランティアでやったというぐらいで、そんなに記憶にない

降雪量だったと思いますけれども、除雪作業委託料の内容が何日稼働

し、どこどこを

どのようなものにしたのか。そして委託先がどこどこであったのか
をお伺いをいた

します。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） ことしの雪は、街部がそう大したことは
ありませんでし

たが、木部地区、左鐙地区、俗に言う奥部のほうがかなりの積雪量があ
りまして、延

べ数にしまして10日、時間にしまして170時間、これはシルバーに
委託しており

ますダンプでの除雪は入っておりません。

業者については、それぞれ協力できる、今はっきり覚えておりません
ので、委託先

については、また後日報告したいと思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありますか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） シルバーは除くということでござい
ましたけれども、

実際にシルバー班の方が除雪をしているのを見ますと、雪のないところを削るという状態がかなりあるわけです。それらも委託されたのか、でこぼこがあるからやれないから直しなさいというような指導をしたのか、だれが見ても雪のないのをから車でずっとずっと走るとるというようなことを要望したのかどうか、私としてはくだらん銭を使うなって、町民からかなり木部地区で聞いとるわけなんですけれども、シルバー班にはちょっとした仕事でもやりなさいという、ほかの方は規定の20センチ以上でなければだめですよって、そのちょっとあれがわからないんですけど、その点、シルバー班に対してはそういうような恩恵があるんでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） シルバーの除雪であります。これは年間道路維持契約

の中で賄っておりますので、除雪したからといって委託料が支払われるとかそういう

ことではありません。年間の道路維持管理の中で賄っております。

○議長（後山 幸次君） 15番、板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 15番。40ページの非常備消防費の需用費という

ところで360万の減は、今回消防団の作業服というか制服というか、その更新にか

かる部分だというふうに、その費用ということでお聞きしていただきましたが、既に採寸

も終わり発注をかけてるかと思いますが、いかにも減額も多いわけですが、その減額

の発生要因はどのようなものでしょうか、お伺いします。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 入札を行いまして、見積もり入札でやるんですが、

その結果、これだけの額が減額となったというものでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 先ほど質問もいたしましたが、町長から財源振りかえ

等も一部あるけれども、そこで浮いた財源等については、必ず次の雇用対策や緊急経

済対策等々へ予算措置をしていくんだと、こういうお話でございましたので、まこと

に結構だと思いますので、それを必ずおやりいただいて、この不況対策を乗り切って

いただくような行政のあり方であってほしいと、これを願って賛成いたします。

○議長（後山 幸次君） ほかに原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。本案件を原案のとおり決
することに賛

成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第28号

平成20年度津

和野町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

それでは、後ろの時計で2時40分まで休憩といたします。

午後2時25分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開い
たします。

.....

日程第28. 議案第29号

○議長（後山 幸次君） 日程第28、議案第29号平成20年度津和野町国民健康保

険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 1番最後の16ページに積立金が3,000万あり

ますけれども、これで国保の財政調整基金の積み立て幾らになりますでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 資料のほうにも載っておると思いますが、

3,000万を足しまして9,271万6,774円、こういうことになると思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第29号平成20年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第29．議案第30号

○議長（後山 幸次君） 日程第29、議案第30号平成20年度津和

野町老人保健特

別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第30号

平成20年度津

和野町老人保健特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第31号

○議長（後山 幸次君） 日程第30、議案第31号平成20年度津和野町介護保険特

別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛

成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第31号

平成20年度津

和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決され

ました。

日程第31．議案第32号

○議長（後山 幸次君） 日程第31、議案第32号平成20年度津和

野町後期高齢者

医療特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。

ありませんか。

14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） この制度が始まってまだ1年はたっ

てないんですけ

れども、介護保険料の滞納がかなりあるようなことを全国的なニュー

スでは出てるん

ですけれども、今時点でどれぐらいかわかりますでしょうか、津和野町

の場合は。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 今時点で私のほう、ちょっとまだ調べておりません。

資料を持ってきておりませんので、またお知らせしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） ちょっと傾向として、かなりありそうなですか。そ

れともそれほどないような感じなんでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） かなりあるというようなことには思っておりません。

少ないと思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。1

4番、竹内志

津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 反対の立場で討論します。

私はこの制度そのものに非常に差別的な制度であるので反対ですの
で、全体のこの

予算を賛成するわけにもいきませんので反対いたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。あり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。本案件を原案のとおり決
することに賛

成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第32号

平成20年度津

和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可
決されました。

_____ . _____ . _____

日程第32. 議案第33号

○議長（後山 幸次君） 日程第32、議案第33号平成20年度津和野町簡易水道事

業特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 9ページの歳入の旧津和野町の簡易水道事業の繰入

金のところでございますが、一般会計繰入金ということで3,984万4,000円で、

その下の繰り上げ充用分から予備費の300万を引いて、それから何がしかを引いて

いるということで、その金額になったという御説明だったんですが、旧津和野町の簡

易水道の累積赤字を今回解消するというので、その点に関しましては非常に好まし

いことでございます。いろいろ合併以来、各方面からあるいは同僚議員さんからも、

赤字は早く何とかしなくちゃいかんということで、いろいろ言われて
御意見もござい

ました。この際、解消するということにつきましては、非常にまことに
結構なことだ

ということで高く評価をしたいというふうに思いますけれども、この
金額が繰り上げ

充用から300引いた若干百十何万ばかり残る。どういう計算式でな
ったのか、実は

ちょっと課長さんにも内々に聞いたりもしたが、どうもよくわからん。
もう一回、い

ろいろ足したり引いたりしてみたんですけど、どうもよくわかりませ
るので、どうい

う計算でもって繰り上げ充用から300万円で、その残りの調整をど
うしたら

3,984万4,000円になるのか、まことに申しわけないんですが、
もう一回よく

わかるように教えていただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 先般の説明が大変不十分で御迷惑をおかけします。

一般会計の繰入金につきましては、先ほど議員がおっしゃられたように、赤字

充用分、繰り上げ分を解消するという部分が19年度末の決算が4,166万円ござ

いまして、そのうち予備費から300万円を繰り戻しますので、残りが3,866万

6,000円となります。

それからもう一つ、料金収入等の減額がございまして、管理費が水道施設管理費が

不足となりました。その部分が117万8,000円ございます。足して3,984万

4,000円でございます。

それで117万8,000円の内訳でございますが、先ほど言いましたように料金

の不足分が96万5,000円、歳入不足、予定より歳入不足ということで補正の減

額をさせていただきました。

その上に分担金のほうが、これは思ったよりも8万円ほどふえたということであり

ます。ふえる財源としましては、この8万円と次のページに起債を10万円ほど多く

借り入れましたので、ふえる部分が18万円でございます。

逆に減る分としましては△が料金の96万5,000円と、それから消火栓の負担

金が23万2,000円ほど思ったように入りませんのでこれが減ります。

それから歳出のほうを見ていただきますと、歳出の13ページでございますが、水

道管理費のほうで3万1,000円ほど減額をいたします。そのかわり公債費の利子

で19万2,000円の増額となります。差し引き16万1,000円の増額となりま

すので、この増額分は一般財源のほうで繰り入れていただくという分で算入が合うと

と思いますが。(笑声)

大変初めの説明が不十分で申しわけありませんでした。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 3番、沖田守であります。かねてから、私は1日も早

く一般会計からの繰り入れで繰り上げ充用というようなことは相ならんと、できるだ

け早く処理したほうがいいと、こういう主張をしまいりました。ようやく平成

20年度の今回の補正でなくなったということで、ようやく思いが通じたかなという

ふうに思います。すべからく合併をして4年目を迎えて4年が終わろ

うとする、こう

いう時期で、まだ少々残っておりますが、そういうことでありますから、

その他まだ

若干調整をせにゃならんとかいろいろなものがございまして、早期に

こういう整理を

していただくと。

きのうの一般質問でも若干、一般質問の通告以外のことまで申し上げましたが、基

金等につきましても同じようなものがあると。1日も早く両町一緒になったのでこれ

を有効に使わにゃならんというようなことを申し上げましたが、まさにそのとおりで

ありますので、いささか水道料金等についてはもうしばらくの調整があるようであり

ますが、これもできるだけ早く調整をして、津和野地区であろうと日原地区であろう

と同じような体系で進むと。もう一言言うならば、公民館等についても、

できるだけ

早く同じような体制で動かれるようにということに努めていただきたく
いと申し上げて、

賛成討論といたします。

○議長（後山 幸次君） 原案に反対者の発言を許します。ありません
か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 原案に賛成者の発言を許します。11番、滝
元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 3番議員さんが言われたと同じよう
なことでござい

ますが、かねてからの懸案の繰り上げ充用累積赤字でございまして、私
ども心苦しく

思ってしまったわけございまして、このことが御努力によって解消され
るということに

つきまして、高く評価をいたします。

さらに、今後このようなことが繰り上げ充用処理ということのない
ように、そうい

う処理がなくて、それなりの理由があったんではございましょうけれども、今後なくて一般財源のほうから何とかして繰り入れて、累積赤字の残らないような処理を今後強く要望いたしまして、賛成をいたします。

○議長（後山 幸次君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第33号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第33号

平成20年度津

和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第33．議案第34号

○議長（後山 幸次君） 日程第33、議案第34号平成20年度津和野町下水道事業

特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛

成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第34号

平成20年度津

和野町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

日程第34. 議案第35号

○議長(後山 幸次君) 日程第34、議案第35号平成20年度津和野町農業集落排

水事業特別会計補正予算(第2号)について、これより質疑に入ります。

ありません

か。6番、河田隆資君。

○議員(6番 河田 隆資君) 歳入の7ページのこのたびの補正額8万7,000円、

これが一応理由とすれば使用料の減少というふうな御説明でしたけれ

ども、これは全

体的に減少したのか、それとも空き家と申しましょうか、住まわれる方

がいなくなっ

ての減少なのか、お伺いをいたします。

○議長(後山 幸次君) 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 和田集落の農水につきましては10%加入でございます。いまして、家が減ってはいないと思っております。それで、これは料金の分については、人口の若干の減はあるかもしれませんが。そこまで詳しく人口の動態を調べておりませんが、この町水道に新たに加入になられた集落水道、集落簡易水道から町水道にされた、節水をされるようになったのではなかろうかなというのが、私の主な要因と考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決いたします。本案件を原案のとおり決
することに賛

成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第35号

平成20年度津

和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり

可決されまし

た。

日程第35．議案第36号

○議長（後山 幸次君） 日程第35、議案第36号平成20年度津和

野町奨学基金特

別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第36号平成20年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第36. 議案第37号

○議長（後山 幸次君） 日程第36、議案第37号平成20年度津和野町電気通信事

業特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、議案第37号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第37号
平成20年度津
和野町電気通信事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決
されました。

日程第37. 議案第38号

○議長（後山 幸次君） 日程第37、議案第38号平成20年度津和
野町病院事業会
計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。3番、沖田
守君。

○議員（3番 沖田 守君） 3番、沖田守。第3条の括弧書きで資
本的収入額が資
本的支出額に対して不足する額579万3,000円は、当年度分損益
勘定留保資金
579万3,000円で補てんするものとする、ということという
ことは、この
会計ではこれだけ赤字が出ると、一言で言えばそういう意味合いのこ
とですかいね。

したがって、もしこれだけ足りないということになれば、会計上の問題があるのか

もわかりませんが、私は一般会計から繰り入れて、そして処理をするというようなこ

とができないのかな。行政上の会計の処理の仕方というのはわかりませんからお伺い

しますが、端的に言いますと、これだけ不足するということはお金が足りないという

ことだから、それは他会計でその次のページ等では、要するに資本的収入及び支出の

ところで他会計負担金という形で処理をされておるということになれば、一般会計か

ら繰り入れて処理をするというのが適切ではないかなと思いますが、わかりませんの

でお伺いします。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 最終的には今の一般会計から他会計負担金から出し

ていただくということになるというふうに考えております。今の現状のところでは、

当年分の損益勘定留保資金で実施をしたいが、もしもそれがどうしてもできないとい

うことなれば、そういうふうになるというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 3ページのところで、収益的収入及び支出でござい

ますが、病院事業収益の医療外収益、行政財産利用料ということで66万9,000円

補正ということですが、要は病院施設の利用料をいただく。これが補正で追加された、

ちょっと内訳を教えてくださいませんか。私はむしろ破産によって、ある時期利用料

をいただけない債権がなくなりますわね、一時期、当初予定した金額からいただけな

くなる金額が発生するから、むしろ補正で減額があるのかというふう

に思っております

した。これは補正追加になったというのはどういうことなんですか。それちょっと教えていただけますか。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） このたびの66万9,000円につきましては、

7月分の利用料がプラスになっておりまして、その分を今回入れていただくということになっております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決いたします。本案件を原案のとおり決
することに賛
成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第38号
平成20年度津
和野町病院事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されまし
た。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上で、本日の日程は全
部終了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。以上をもちまして、
本日は散会いた
したいと思います。どうも御苦労さまでございました。

午後3時07分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 21 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第
5 日)

平成 21 年 3 月

30 日 (月曜日)

議事日程（第5号）

平成 21 年 3 月 30 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 64 号議案 森?外関係資料売買契約の締結に
ついて

日程第 3 町長提出第 65 号議案 平成 2 0 年度津和野町一般会計

補正予算（第 7 号）

日程第 4 町長提出第 66 号議案 平成 2 0 年度津和野町国民健康
保険特別会計補正

予算（第 5 号）

日程第 5 町長提出第 67 号議案 平成 2 0 年度津和野町老人保健
特別会計補正予算

（第 5 号）

日程第 6 町長提出第 68 号議案 平成 2 0 年度津和野町介護保険
特別会計補正予算

(第5号)

日程第7 町長提出第69号議案 平成20年度津和野町後期高齢者医療特別会計補

正予算(第3号)

日程第8 町長提出第70号議案 平成20年度津和野町簡易水道事業特別会計補正

予算(第5号)

日程第9 町長提出第71号議案 平成20年度津和野町下水道事業特別会計補正予

算(第5号)

日程第10 町長提出第72号議案 平成20年度津和野町電気通信事業特別会計補正

予算(第5号)

日程第11 町長提出第73号議案 平成20年度津和野町病院事業会計補正予算(第

5号)

日程第12 町長提出第39号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につ

いて

日程第 13 町長提出第 40 号議案 教育委員会教育長の給与の特例
に関する条例の一
部改正について

日程第 14 町長提出第 41 号議案 津和野町職員の給与に関する条
例の一部改正につ

いて

日程第 15 町長提出第 42 号議案 職員の給与の特例に関する条例
の一部改正につい

て

日程第 16 町長提出第 43 号議案 津和野町職員の勤務時間、休暇
等に関する条例の
一部改正について

日程第 17 町長提出第 44 号議案 津和野町職員の育児休業等に関
する条例の一部改
正について

日程第 18 町長提出第 45 号議案 津和野町特別会計条例の一部改
正について

日程第 19 町長提出第 46 号議案 津和野町税条例の一部を改正する条例の一部改正
について

日程第 20 町長提出第 47 号議案 津和野町福祉医療費助成条例の一部改正について

日程第 21 町長提出第 48 号議案 津和野町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について

日程第 22 町長提出第 49 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について

日程第 23 町長提出第 50 号議案 津和野町防犯灯設置事業負担金徴収条例の制定について

日程第 24 町長提出第 51 号議案 平成 21 年度津和野町一般会計予算

日程第 25 町長提出第 52 号議案 平成 21 年度津和野町国民健康保険特別会計予算

日程第 26 町長提出第 53 号議案 平成 21 年度津和野町老人保健

特別会計予算

日程第 27 町長提出第 54 号議案 平成 2 1 年度津和野町介護保険

特別会計予算

日程第 28 町長提出第 55 号議案 平成 2 1 年度津和野町後期高齢

者医療特別会計予

算

日程第 29 町長提出第 56 号議案 平成 2 1 年度津和野町簡易水道

事業特別会計予算

日程第 30 町長提出第 57 号議案 平成 2 1 年度津和野町下水道事

業特別会計予算

日程第 31 町長提出第 58 号議案 平成 2 1 年度津和野町農業集落

排水事業特別会計

予算

日程第 32 町長提出第 59 号議案 平成 2 1 年度津和野町奨学基金

特別会計予算

日程第 33 町長提出第 60 号議案 平成 2 1 年度津和野町電気通信

事業特別会計予算

日程第 34 町長提出第 61 号議案 平成 2 1 年度津和野町診療所特

別会計予算

日程第 35 町長提出第 62 号議案 平成 2 1 年度津和野町介護老人
保健施設事業特別

会計予算

日程第 36 町長提出第 63 号議案 平成 2 1 年度津和野町病院事業

会計予算

日程第 37 発議第 6 号 津和野町議会会議規則の一部改正について

日程第 38 発議第 7 号 津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する
条例の一部改
正について

日程第 39 文教民生常任委員会の請願審査報告について（小規模校
入学特別認可制
度の導入に関する請願書）

日程第 40 経済常任委員会の請願審査報告について（町道畦田線延
長工事に関する
請願書）

日程第 41 併設型中高一貫教育学校開設請願審査特別委員会の請願
審査中間報告に

ついて（併設型中高一貫教育学校開設の実現を求める意見書の提出に
ついての請願書）

日程第 42 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程第 1 下森博之君の議員辞職の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 64 号議案 森?外関係資料売買契約の締結に
ついて

日程第 3 町長提出第 65 号議案 平成 2 0 年度津和野町一般会計
補正予算（第 7 号）

日程第 4 町長提出第 66 号議案 平成 2 0 年度津和野町国民健康
保険特別会計補正

予算（第 5 号）

日程第 5 町長提出第 67 号議案 平成 2 0 年度津和野町老人保健
特別会計補正予算

（第 5 号）

日程第 6 町長提出第 68 号議案 平成 2 0 年度津和野町介護保険

特別会計補正予算

(第5号)

日程第7 町長提出第69号議案 平成20年度津和野町後期高齢者医療特別会計補

正予算(第3号)

日程第8 町長提出第70号議案 平成20年度津和野町簡易水道事業特別会計補正

予算(第5号)

日程第9 町長提出第71号議案 平成20年度津和野町下水道事業特別会計補正予

算(第5号)

日程第10 町長提出第72号議案 平成20年度津和野町電気通信事業特別会計補正

予算(第5号)

日程第11 町長提出第73号議案 平成20年度津和野町病院事業会計補正予算(第

5号)

日程第12 町長提出第39号議案 町長等の給与の特例に関する条

例の一部改正につ

いて

日程第 13 町長提出第 40 号議案 教育委員会教育長の給与の特例
に関する条例の一

部改正について

日程第 14 町長提出第 41 号議案 津和野町職員の給与に関する条
例の一部改正につ

いて

日程第 15 町長提出第 42 号議案 職員の給与の特例に関する条例
の一部改正につい

て

日程第 16 町長提出第 43 号議案 津和野町職員の勤務時間、休暇
等に関する条例の

一部改正について

日程第 17 町長提出第 44 号議案 津和野町職員の育児休業等に関
する条例の一部改

正について

日程第 18 町長提出第 45 号議案 津和野町特別会計条例の一部改

正について

日程第 19 町長提出第 46 号議案 津和野町税条例の一部を改正する条例の一部改正

について

日程第 20 町長提出第 47 号議案 津和野町福祉医療費助成条例の一部改正について

日程第 21 町長提出第 48 号議案 津和野町乳幼児等医療費助成条例の一部改正につ

いて

日程第 22 町長提出第 49 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について

日程第 23 町長提出第 50 号議案 津和野町防犯灯設置事業負担金徴収条例の制定に

ついて

日程第 24 町長提出第 51 号議案 平成 21 年度津和野町一般会計予算

日程第 25 町長提出第 52 号議案 平成 21 年度津和野町国民健康保険特別会計予算

日程第 26 町長提出第 53 号議案 平成 2 1 年度津和野町老人保健
特別会計予算

日程第 27 町長提出第 54 号議案 平成 2 1 年度津和野町介護保険
特別会計予算

日程第 28 町長提出第 55 号議案 平成 2 1 年度津和野町後期高齢
者医療特別会計予
算

日程第 29 町長提出第 56 号議案 平成 2 1 年度津和野町簡易水道
事業特別会計予算

日程第 30 町長提出第 57 号議案 平成 2 1 年度津和野町下水道事
業特別会計予算

日程第 31 町長提出第 58 号議案 平成 2 1 年度津和野町農業集落
排水事業特別会計
予算

日程第 32 町長提出第 59 号議案 平成 2 1 年度津和野町奨学基金
特別会計予算

日程第 33 町長提出第 60 号議案 平成 2 1 年度津和野町電気通信
事業特別会計予算

日程第 34 町長提出第 61 号議案 平成 2 1 年度津和野町診療所特別会計予算

日程第 35 町長提出第 62 号議案 平成 2 1 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算

日程第 36 町長提出第 63 号議案 平成 2 1 年度津和野町病院事業会計予算

日程第 37 発議第 6 号 津和野町議会会議規則の一部改正について

日程第 38 発議第 7 号 津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

日程第 39 文教民生常任委員会の請願審査報告について（小規模校入学特別認可制度の導入に関する請願書）

日程第 40 経済常任委員会の請願審査報告について（町道畦田線延長工事に関する請願書）

日程第 41 併設型中高一貫教育学校開設請願審査特別委員会の請願

審査中間報告に

ついて（併設型中高一貫教育学校開設の実現を求める意見書の提出に
ついての請願書）

日程第 42 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程第 1 下森博之君の議員辞職の件

出席議員（16名）

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3 番 沖田 守君

4 番 青木 克弥君

6 番 河田 隆資君

8 番 原 秀君

9 番 中岡 誠君

10 番 須川 正則君

11 番 滝元 三郎君

12 番 道信 俊昭君

13 番 斎藤 和巳君

14 番 竹内志津子君

15 番 板垣 敬司君

16 番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員（1名）

7 番 青木登志男君

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 中島 巖君 副町長 ……………

松浦 秀信君

副町長 …………… 沖田 修君 教育長 ……………

齋藤 誠君

参事 …………… 長嶺 常盤君 総務財政課長 ……………

右田 基司君

税務住民課長 …………… 米原 孝男君 情報企画課長 ……………

長嶺 清見君

健康保険課長 …………… 安見 隆義君 商工観光課長 ……………

山岡 浩二君

農林課長 …………… 大庭 郁夫君 建設課長 ……………

伊藤 博文君

環境生活課長 …………… 長嶺 雄二君 教育次長 ……………

水津 良則君

教育次長 …………… 広石 修君 会計管理者 ……………

村田 祐一君

午前9時00分開議

○議長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。春暖快適のときとは申します

が、桜は満開になっても今週は何か気温が上がらないような状態であり
ます。引き続

いてお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまより平成21年第2回定例会5日目の会議を始めたいと思
います。7番、

青木登志男議員より欠席の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりま
すので、これよ

り本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、 会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、14番、竹内志津子君、

15番、板垣敬司君を指名いたします。

日程第2． 議案第64号

○議長（後山 幸次君） 日程第2、 議案第64号森?外関係資料売買契約の締結につ

いてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。本日の議会に執行部のほうから

10案件の追加提案をさせていただくことになったわけでございますけども、よろし

くお願いを申し上げたいと思っております。

それでは、日程に上がっております議案第64号について、提案理由の御説明をさせていただきます。

森?外関係資料売買契約の締結についてお願いするものでございますが、先日の議会におきまして、予算を御認定いただきました。その後売買契約を締結をさせていた

だいたところでございますけども、本日議会の議決をお願いをしますのでございます。

内容につきましては、教育長ほかから御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

〔教育長説明〕

議案第64号 森?外関係資料売買契約の締結について

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 幾つか質問します。

この2つの絵が?外記念館の中にあって、私この前見に行ったんですけども、これ

はいつからあのところに飾ってあるのかということをもまず1点。それから、この絵は

長野県の豊科近代美術館に所蔵というので出たことがあるんですけども、所蔵という

のが、現実には今はここにはないんですけども、この豊科近代美術館に所蔵と書いて

あったことが御存知かどうか。それから第3点目、原田直次郎の絵というのは、確か

にはがきサイズで300万ということですので、これ4倍ぐらいでしょうから

1,200万円と、そしてこの人の一番いい絵というのは、大体この300万に相当

するんでしょうけども、一人の作家の絵というのがすべて300万ということじゃな

くて、A B Cランク、ランクづけがされてるわけなんですけども、この
絵というのが

一体A B Cランクのどの部類に当たるのかということをお聞きか。そ
れから4番目が、

鑑定書、普通これぐらいの絵になりますと鑑定書というのがあるはず
なんですけども、

鑑定書があるかどうか。というのは、この絵が本物なのかにせものなの
かということ

をどうやって見分けたのかという、絵というのは大体こういうような、
よくにせもの、

本物があるわけなんですけども、鑑定書があるかないか。

それと次が、値段のことですけども、確かに今の300万というのは
評価額とした

らそうなんですけども、市場売買価格というものは大体が普通3分の
1ぐらいが目安

と、それは物とか人とかによって違って来るわけなんですけども、市場
価格の大体

3分の1ぐらいが目安というふうに、普通では取り引きされてるわけ

なんですけども、

こういうことを御存知かどうか。で、この価格を、前とだぶるかもわからんですけど、

一体だれが決めたのかと、どこでだれが決めたのかということ。それから最後に、な

ぜこの時期に財源を使って、生活対策資金というような、今非常に町民が困っている

時期になぜこの絵を今買わなければならないのか、非常にタイミングが悪いと思うの

なんですけども、以上のことをお聞かせください。

○議長（後山 幸次君） 広石教育次長。

○教育次長（広石 修君） 今、道信議員から幾つか御質問があったわけですが、そ

れについてお答えをいたしたいと思います。

当館で預かっておりますこの2点、今は、売買契約が成立するまでは一応寄託とい

う形になっておりますが、平成14年3月16日から寄託を受けております。豊科近

代美術館、これは多分「森?外と3人の画家たち」というタイトルのA
4判、横長に
細い図録ではないかと思っておりますが、これは森家から一時寄託、一
時借用という
形で、短期寄託を森家から豊科のほうへ事情があってなされていたと
きのものござ
います。

原田直次郎の絵、300万、これはたぶん美術年鑑の記載の数字と私
は判断をする
わけでございますが、確かにABCというランクのつけ方もございま
す。これは鑑定
士によってそれぞれまちまちでございます。原田直次郎、今40数点日
本で確認され
てますが、明治の画家としては特別に、この40数点のうち2点ほど重
要文化財にな
っております。議員、もちろん御存知と思いますが、護国寺にあります
「騎龍観音」、
東京芸術大学にある「靴屋の阿爺」、そういった第2点が明治の画家、

特に原田直次

郎は1899年に亡くなっていますので、そういう若くして亡くなった
画家という形で

明治の洋画界の中では特別な存在として、国の位置づけ、文化財にもな
っている画家

でございます。ですから、美術年鑑の数字は、近年こういう売買契約は
多分この十数

年はなされてないんじゃないかと私どもは判断をしております。

鑑定の有無でございますが、私どもの研究、当然?外記念館も研究機
関の一員でご

ざいですが、私どものみならず今までこの豊科でやりました、そのとき
の学芸、逆に

豊科の前には国立近代美術館、そういったところにもこの「雪景」、「蓮
池」、2点

とも全部出ております。そういったもろもろ、いろいろ判断をさせても
らいまして、

鑑定書というのは鑑定の真贋を判断する目的がまず1点、あとは値段
がどういうふう

な値段づけをするかと、これが2点とも含まれていると私どもは判断しております。

つきましては、鑑定、これは作品の出处並びに経歴、そういったものが怪しいときに

は、特に第3者に渡ったり、そういったときには主に鑑定書を必要とする場合もあり

ますが、私どもの今までの調査研究、それと他の美術館とのやりとり、他の美術館と

の経歴、それと持ち主も当然森家からほかに移り変わってはございません。そういつ

たすべて総合的な判断並びに当館の協議会の先生方、そういったものを交えて、これ

は真作であるという判断をしておりますので、鑑定書はとりませんが、価格評価書と

いうのは、京都の思文閣、これから1,800万という価格評価書をとっております。

この価格評価書は、総務委員会、以曾志乃屋文庫、そういったものも先般買っており

ますが、そのときに鑑定を受けた業者でございますので、業者的には問題がないんじ

ゃないかなというふうに確信をしております。

値段、市場価格の3分の1ではないかと、これはそのとき、そのものによって多分

に違うと私どもは判断をしております。議員の御指摘ですと、原田直次郎だけという

形で観点を見ておられる面があるかと思いますが、逆にこれは?外が所有していた最

後の2点、つまり?外の遺品でございます。そういったものを加味すると私どもは、

この値段は高いかもしれませんが、やむを得ない値段ではないかと、価格ではないか

と、そういうものと判断をしております。

なぜこの時期にと言われます問題につきましては、当館がこの14年に寄託を受け

た段階から、私どもはこの資料をとというようなものをぜひ当館の所有にしたいという

ことを、ずっとかねてから検討してまいった結果でございます。それは
財政サイドと

判断をしながら毎年毎年詰めてまいりましたが、ちょうどこの時期に
という形になっ

たものでございます。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 鑑定価格というのが、今の私の聞いた
範囲では美術

館とかそれから間にもう一つ何か、豊科ともう一つ何かちょっとあり
ましたけど、そ

ういうところを経由しているから、これは金額的に間違いないという
ような言われ方

をしたような気がするんですけども、普通美術館等が人から寄贈され
たりとか預かっ

たりとかしたときには、大体その作品が何ぼかとかいうような鑑定を
するということ

は、相手方に対して失礼であるので、ほぼしません、そういうことは。

それで、そう

というような、今先ほどのようなことだと、あたかも何かそういうところを受けたか

ら正しいというようなことを言われましたけども、このあたりがきちんと鑑定書がや

っぱりないと、これだけの金額のものを、確かに森?外先生の孫であるからではあつ

たとしても、はいそうですかというふうにして受け入れるというようなことに私はな

らないと。で、鑑定をとるためには鑑定人に頼めばいいわけなんですんで、何となく

ふわっとしたような形で、正しいんですよみたいなのはどうも納得がいかないと思う

んですけども、このあたりの私の今の意見に対して自信を持って、あるいはこれが万

が一にせものであったというようなことがないというような自信がおりかどうかと

いうことをまず1点と、それから、なぜ今かということなんですけども、

ずっと前か

らほしいほしいと思ってたんで、この時期にちょうどええわみたいな
形というのは、

私はちょっとおかしいんじゃないかなと。今の状況を考えたときには、
もうちょっと

先送りすべきじゃないかというふうに私は思いますけども、もう一度
そのあたりの、

なぜ今か、今の2点ですね、もうちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（後山 幸次君） 広石教育次長。

○教育次長（広石 修君） 価格について、美術館に豊科とかそうい
ったところに入

っているからこの価格になったという御説明は、私は申し上げており
ません。

それともう1点でございますが、美術館その他私どもが寄託を受け
る場合は、展示

保険、当然掛けます。事故があったときに掛けます。ですから、絶対私
どもも他館へ

貸し出すときにはそういう保険、すべて掛けていただきます。それが一

応貸し出しの

条件となりますので、多分価格鑑定はされるべきと思いますし、逆に価格鑑定を、そ

ういう保険にも入らないようなところには私どもは貸したりはしませんので、多分よ

その館も展示保険は必ず加入をされていると思います。そういった面から、一応価格

評価というのは要ると思いますが、私どもが先ほど申し上げたのは、豊科とかそうい

ったところに入っているからこの価格になったという答えはいたしておりませんの

で、そこの辺は確認をお願いをいたします。

○議員（12番 道信 俊昭君） なぜ今かというのをもうちょっと詳しく。

○教育次長（広石 修君） なぜ今かでございますが、これを先般、予算を議決いた

だいております。そのために一応、そのときに申し上げましたが、議決を行ってもら

ってますので、この購入の手続をさせていただいたということでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 最後ですのもう一つ。もう一度お伺いしますが、

鑑定書を何でとれんのかなというのが不思議でかなわんですけども、

それは多少お金

は、専門家に出すお金ですから、多少はお金がかかるわけですけども、

これぐらいの

金額になると、それぐらいの鑑定書をとるべきじゃないかと。何か状況

証拠的な形の

中で金額を決めてるような気がするんですけども、鑑定書をとればい

いんじゃないか

ということをお伺いしたい。

それもう一つ、評価書というんですか、ちょっと私見たことないんですけども、こ

れをぜひ見せていただきたいというふうに思います。

それと、なぜ今かということで、先般議会が認めたからということのも

のの言い方と

というのは、私としたら、町民の方がこれを知られて納得されるかどうか
ということが、
なぜ今かということが知りたいので、このあたりをぜひお聞かせくだ
さい。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 広石教育次長。

○教育次長（広石 修君） 先ほども申しあげましたように、当方の
研究的な調査、

それといろいろな機関並びに協議会の先生、そういったものを含めて、
寄託を受ける

段階で一応真作と判断をしております。逆に、これが価格鑑定書で、価
格評価書では

いけない理由が私どもにはわかりませんが、鑑定のほうから鑑定書で
ないといけない、

そういうことだけで価格評価書ではいけないという理由はないと思
います。価格評価

書も第三者が一応その価格、これが逆に贋作であれば贋作の価格が表

示されると私は

思います。ですから価格評価書、逆にそういったことになれば、今まで

の以曾志乃屋

その他そういう業者で価格評価書をとっておりますが、それと手続論

が全く違うよう

な格好になります。当方では真作と見なし、価格の判断を第三者にゆだ

ね、そういう

形で評価書を出していただいておりますので、その金額に応じて相手方と

取り引きをした

ということでございます。

あと、財源的な問題については担当の総務課のほうが詳しいと思
いますので。

○議員（12番 道信 俊昭君） 一応評価書は出してもらえるんです
ね。後で。

○教育次長（広石 修君） 後お見せします。

○議員（12番 道信 俊昭君） （ ）ですよね。現物。

○教育次長（広石 修君） 現物をお見せします。

○議員（12番 道信 俊昭君） はい。

○議長（後山 幸次君）机に座ったまんまの発言は許しません。町長。

○町長（中島 巖君）なぜ今購入かということでございますが、次長のほうからも

お答えいたしておりますけども、かねて?外先生が大切にしておられたものであると

ということで、本町の所蔵にしたいという願いを持っておったわけでございますけども、

なかなか財政的にそのような状況にないということで苦慮してまいりましたけども、

今回たまたま、ああした国の財政措置がございました。これにつきましては、いろいろ

ろとこの用途については考え方もあろうかと思っておりますけども、本町としては一つのま

ちづくりとして、歴史、文化、文化財、そうしたものを生かしながら取り組みをして

おるわけでありまして、そうしたことも踏まえて、今回の財源用途について、実

は県とも協議をさせていただきましたが、県としてもそういう用途で

もいいんじゃないな

いかというお話をいただきましたので、ああして予算化もさせていただき、そして今

回の売買契約となったわけでございますので、その点についてはひとつ御理解をいた

だきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 1点だけお伺いいたします。今教育長の説明では、価

格の問題でございますが、1点約900万というお話がございましたが、この契約書

は、これは1,800万となっておりますので、約900万ということはどうでしょうか

少しぶれるわけですか。それとも大ざっぱに900万ということなんですか。その辺

をきちっと説明を願いたいということと、これは仮契約書ですが、本契約のときには

値段変わるんですか。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 先ほどの御提案のときに「約」と申しあげましたが、1点

900万ということであります。それから、これは議決を得たときには何らの手続を

することもなくということですので、変わるわけではありません。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

12番、道信

俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） まず、この時期にタイミングが非常に悪い、この時

期にこういうことが出されるということは、やっぱり私は町民に対して説明がつかない

というのがあります。それと、鑑定書をとることがそんなに難しいこ

とでもなのに、

この行為をしないということが、普通の常識では——私の常識ですけれども——評価

書がどんなもんかちゅうのは見たことがないということは申しわけないんですけども、

後で見ますけども、普通の感覚からいえば、鑑定書をとってからどうでしようかとい

うのが普通だと私は思ってますので、このことを踏まえた上でこの契約には反対いた

します。

○議長（後山 幸次君） 次に、今案件に賛成者の発言を許します。ほかに討論はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成

の方の起立を求めます。——ちよっともう1回、済いません。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第64号

森?外関係資料

売買契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第65号

日程第4. 議案第66号

日程第5. 議案第67号

日程第6. 議案第68号

日程第7. 議案第69号

日程第8. 議案第70号

日程第9. 議案第71号

日程第10. 議案第72号

日程第11. 議案第73号

○議長（後山 幸次君） 日程第3、議案第65号平成20年度津和野

町一般会計補正

予算（第7号）より日程第11、議案第73号平成20年度津和野町病

院事業会計補

正予算（第5号）まで、以上9案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 提案理由の御説明を申し上げます。

議案第65号は平成20年度津和野町一般会計補正予算（第7号）でございますが、今回歳入歳出とそれぞれ1,049万3,000円を減額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額を77億2,193万8,000円とさせていただきたいというものでございます。

特に今回の補正におきましては、歳入で町税4,240万円、そして地方譲与税872万4,000円、特別交付税2億1,946万4,000円を増額をさせていただきまして、財政調整基金の繰入金を8,200万円、減債基金の繰入金を1億

9,200万円、合併特例債を500万円減額をさせていただくという
ものでござい
ます。

詳細につきましては、担当課長のほうから御説明申し上げますので、
よろしく御審
議のほどをお願いを申し上げます。

続きまして、議案第66号でございますが、平成20年度津和野町国
民健康保険特
別会計補正予算（第5号）でございます。今回歳入歳出それぞれ35万
2,000円
を減額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額12億1,
483万
5,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろし
くお願いいた
します。

続きまして、議案第67号平成20年度津和野町老人保健特別会計
補正予算（第

5号) についてでございますが、今回歳入歳出それぞれ1,009万7,000円を減

額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額1億8,390万8,000円

とさせていただきたいというものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく
お願いをいた
たします。

続きまして、議案第68号平成20年度津和野町介護保険特別会計
補正予算(第

5号) についてでございますが、今回歳入歳出それぞれ109万1,000円を減額を

させていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額を11億3,764万7,000円

とさせていただきたいというものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく
お願いをいた
たします。

続きますして、議案第69号平成20年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3号) についてでございますが、今回歳入歳出それぞれ57万4,000円を減額をさせていただきますして、歳入歳出それぞれ予算総額2億6,956万9,000円とさせていただきますたいというものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

続きますして、議案第70号平成20年度津和野町簡易水道事特別会計補正予算(第5号) についてであります。今回歳入歳出それぞれ30万円を減額をさせていただきますして、歳入歳出それぞれ予算総額4億3,590万2,000円とさせていただきますたいというものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろし

くお願いを申

し上げます。

続きますして、議案第71号平成20年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第

5号）についてであります。今回歳入歳出それぞれ40万8,000円を減額し、

歳入歳出それぞれ予算総額2億7,269万4,000円とさせていただきたいという

ものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろし

くお願いを申

し上げます。

続きますして、議案第72号平成20年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算

（第5号）についてであります。今回歳入歳出それぞれ401万5,000円を増

額させていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額1億812万7,000円とさ

せていただきたいというものであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく
お願いいた
します。

続きまして、議案第73号平成20年度津和野町病院事業会計補正
予算（第5号）

についてであります。病院事業収益の主なものといたしまして、医業
外収益で消費

税及び地方消費税還付金3万8,000円を計上させていただきたいと
いうものでご

ざいですが、担当課長のほうから詳細御説明申し上げますので、よろし
く御審議のほ

どをお願い申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

_____ . _____ . _____

議案第65号 平成20年度津和野町一般会計補正予算（第7号）

_____ . _____ . _____

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

議案第66号 平成20年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議案第67号 平成20年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第5号）

議案第68号 平成20年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）

議案第69号 平成20年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

議案第70号 平成20年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第71号 平成20年度津和野町下水道事業特別会計補正予算

(第5号)

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

議案第72号 平成20年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

議案第73号 平成20年度津和野町病院事業会計補正予算（第5号）

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議案第65号平成20年度津和野町一般会計補正予算（第7号）について質疑に入ります。ありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 1点ほどお聞かせ願いたいと思います。

収入の部で、概算収入で町有林間伐材売り払い収入157万1,000円が計上されているわけです。どこの町有林を売って財産収入があったのかと、そういうのと、また157万1,000円の財産収入を得るために支出がどのぐらいかかっての、差し引き幾らぐらいの経費を使ってこれだけの収入があったかちょうのを、その内容をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 町有林の赤石山を、作業路をつけながら進めておるわけですが、その作業路といいますか作業道をつけながら行く、その箇所を利用間伐材として出したというものでございます。それと町行造林が少しあるというふうに、

それを含めた額でございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） そうすると、赤石山の作業道をつくる
るときに出たも

のを売却したというのが、町行も、町有林、町行造林もと言いましたで
すよね。それ

も若干どっか入っとるんです、この中の。全部赤石山じゃないように解
釈されたわけ

なんですけども。もし町行でしたら、別のところでしたら、もし違うよ
うなことでし

たらその内容をお知らせ願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 今回の間伐地区は、先ほど総務課長が申
しましたように、

赤石山5ヘクタールに係る利用間伐でございます。それから町行造林
につきましては、

これは麓耕のところですね、2.26ヘクタール、これに係るものでご
ざいます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 157万のうちが全部赤石山でない
んなら、町行造

林の今の麓耕をやったの2.2ヘクタールでしたか、それを売った物の
中身を、

157万が赤石山で全部ないちゅうことになる、その金額を教えて
いただきたいと

言っただけでございまして、もしその中で30万ほどあったとすれば、

30万の財産

収入をもし得たとすれば、どれぐらいの経費がかかって、間伐ですけえ、
ただちゅう

ことはないですので、その中身を教えていただきたいと言っ取るわけ
でございます。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 大変申しわけございません。ちょっとそ
こまでの資料を

本日持ち合わせておりませんので、後日提出させていただきます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 25ページですが、児童福祉施設費の中の賃金が44万増額になっておりますが、どこの保育所で、これ多分臨時の職員さんだろうと思うんですが、何人か、何日——何日という計算ですね——かお知らせください。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） 児童福祉施設費でございますが、賃金につきましての問い合わせでございますが、青原保育所と日原保育所、それぞれ青原が24万円の不足ということと、日原が残りの20万ということでございます。細かい何人というのは、当初予算に比較して不足する額を上げておりますので、大変申しわけございませんが人数については詳細に把握いたしておりません。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 1点ほどお聞かせいただきたいと思います

いますけど、

30ページ、都市計画総務費の委託料、社会実験委託料が結構大きい金額、191万

ほど増額ということになっておりますが、特に追加した事業、どういうことを追加を

されたんだろうと思うんですけども、その内容についてお聞かせいただけたらと。

あわせて、御説明をされるときに191万増額ですという説明、書いてあることを

読むだけだったら見りゃわかるわけでございますので、特に大きい金額については、

どのような理由で増額になった、あるいはどのような理由で減額になったということ

を一言言っていただければ、このようにまた重ねて聞かんで済むんでございますが、

その辺もちょっと御留意いただけたらと思いますが、とりあえずこの理由についてお

聞かせをいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それではお答え申し上げます。

これは追加の事業といたしますか、社会実験で行ったときにいろいろの苦情等があり

まして、アンケート調査からも両側に歩道もしくは歩行空間が存在することへの問題

点を指摘する声があったことを受けまして、追加の調査ということで、苦情場面の洗

い出し、社会実験のアンケート結果をもとに苦情場面の洗い出しを行うことが1点、

それから先行事例の把握と結果確認ということでございます。それから、津和野町と

先進地との比較検討、それから津和野町の解決集の作成という追加の調査をしたもの

であります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 8ページの債務負担行為であります
が、説明では入

札が済んだということでこういうふうな結果になったんだと思う
んですが、ここ
でどなたがこれに携われるのかということをもまず1点目をお聞きした
いわけですが、
それと、いわゆるごみの収集であります、津和野地域と日原地域でか
なり差がある
わけですが、ステーション方式と各戸集めるというんで、そのようなと
ころで見積も
りといいますか、その辺の差があるのか、同じような方式で計算をして
入札をしたの
かどうかという点です。

それと、以前日原地域の罰で、途中で入札の2位の人へ交代したとい
うふうなこと
があったと思うんですが、今回の場合、もしそういうふうなことがあつ
た場合にどの
ような方法をとられるのか、今のはバスの話ですが、ここへ書いてある
ところもその
ような方法がとられるのかどうか、その辺をお聞かせを願います。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） ごみの収集の運搬委託の御質問でございますが、一

つには、これは津和野地域については3年分、それで日原地域については向こう2年

分ということで、年間の契約期間、スタート時点が違いますので、その分の残任期間

の総額が若干違いがあるということが1点ございます。それから、先ほど御質問の中

でもございましたように、収集の体制の違い、個別収集、それから日原地域の中は運

転手一人で普通の可燃ごみは収集してますが、津和野地域については3人体制とか、

こういった体制の違いもあります。それもステーションのあるなしもありますし、そ

れから交通渋滞のこともございまして、その辺も若干の違いがあります。それから、

収集したごみの運搬距離、これが益田等の距離とかあるいは六日市へ

持っていくとか、

こういった分の距離の違い等も設計の段階で違いがございます。それ

ともう一つは、

入札の（ ）ことでもありますので、そういった入札（ ）等も若干

の違いが出て

くるということを総合して、これだけの相違が出てきたというふうに

考えております。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 町営バスの契約でございますが、こ

のたび日原地域

の契約相手方といたしまして、有限会社阿部商事さんで契約を行って

おります。それ

から、津和野地域につきましてはMTサービス社、これは昨年度入札を

しております

が、以上の2業者でございます。

それから、御指摘のありました複数年契約の間で前回は交代したと

いうことでござ

いますが、この件につきましては、あくまでも指名競争入札を行ってお

りますので、

当然前回のような引き継ぐということではなくて、改めて再度請求を

し直しながら入

札を行って契約をしていくべきだというふうに考えております。（「ご

み関係」と呼

ぶ者あり）

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 答弁漏れで申しわけございません。

収集運搬業務の

入札に行いますものは日原地域、津和野地域で分けてございますが、こ

れはバスとは

違いまして、パッカー車を必要とするというのがございます。で、パッ

カー車を準備

する必要がございます、そういったものが準備できる業者というこ

とで選定をして

おります。

入札につきましては、津和野、日原それぞれで業者選定をして行って

おります。何

社で入札を行ったかということについてはちょっと今資料がございませんので、今の

答弁はできません。申しわけございません。（「結果は」と呼ぶ者あり）
済いません、

結果は、日原地域は水津運送有限会社、津和野地域はMTサービスでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。番号を言ってください。

4番、青木克

弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 24ページ、民生費の委託料、保育所
運営委託料です

が、内容をお聞かせください。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） 委託料でございますが、これは途中入所による増でございます

して、津和野幼花園5名分、神田保育園が1名分をそれぞれ計上させていただきます

ります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第65号平成20年度津和野町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第66号平成20年度津和野町国民健康保険特別

会計補正予算

(第5号) について質疑に入ります。11番、滝元三郎君。

○議員(11番 滝元 三郎君) 1点だけお聞かせいただきたいのは、
9ページの疾

病予防費、健康を守る会の補助金70万円減額というのがございます
が、健康を守る

会で結構大きな金額ですが、何らかの予定した事業がどこかの地域、守
る会というの

はあちこちあると思うんですが、どこかの地域で特に何か予定したこ
とがされなかつ

たのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長(後山 幸次君) 健康保険課長。

○健康保険課長(安見 隆義君) 各地区でいろいろと、健康を守る会
のほうは公民館

等に寄っていただくようお願いをしております、当初の日原地域
のほうにつきま

しても今年度につきましては4地区をお願いをしたところなんですが、
どうしても、

1 地区だけできてあと3地区についてはなかなか、新しい動きであったために、今回
につきましてはどうしても受け入れできないということで減額をさせていただきました。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第66号
平成20年度津
和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決さ
れました。

続きます。議案第67号平成20年度津和野町老人保健特別会計
補正予算（第
5号）について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。本案件は原案のとおり決

することに賛成

の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第67号

平成20年度津

和野町老人保健特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されま

した。

続きまして、議案第68号平成20年度津和野町介護保険特別会計

補正予算（第

5号）について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決いたします。本案件は原案のとおり決
することに賛成
の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第68号
平成20年度津
和野町介護保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されま
した。

続きまして、議案第69号平成20年度津和野町後期高齢者医療特
別会計補正予算

（第3号）について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。1
4番、竹内志
津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） この後期高齢者医療制度そのものに

反対ですので、

この予算を認めることができません。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第69号平成20年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

続きます。議案第70号平成20年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算

（第5号）について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第70号平成20年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第71号平成20年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第

5号) について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第71号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第71号平成20年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

続きますして、議案第72号平成20年度津和野町電気通信事業特別
会計補正予算

(第5号) について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後山 幸次君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後山 幸次君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後山 幸次君) 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決いたします。本案件は原案のとおり決
することに賛成

の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(後山 幸次君) 起立全員であります。よって、議案第72号
平成20年度津

和野町電気通信事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第73号平成20年度津和野町病院事業会計補正予算（第5号）

について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第73号

平成20年度津

和野町病院事業会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

それでは、後ろの時計で10時40分まで休憩といたします。

午前10時26分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

----- . ----- . -----

日程第12. 議案第39号

日程第13. 議案第40号

日程第14. 議案第41号

日程第15. 議案第42号

日程第16. 議案第43号

日程第17. 議案第44号

日程第18. 議案第45号

日程第19. 議案第46号

日程第20. 議案第47号

日程第 2 1. 議案第 4 8 号

日程第 2 2. 議案第 4 9 号

日程第 2 3. 議案第 5 0 号

日程第 2 4. 議案第 5 1 号

日程第 2 5. 議案第 5 2 号

日程第 2 6. 議案第 5 3 号

日程第 2 7. 議案第 5 4 号

日程第 2 8. 議案第 5 5 号

日程第 2 9. 議案第 5 6 号

日程第 3 0. 議案第 5 7 号

日程第 3 1. 議案第 5 8 号

日程第 3 2. 議案第 5 9 号

日程第 3 3. 議案第 6 0 号

日程第 3 4. 議案第 6 1 号

日程第 3 5. 議案第 6 2 号

日程第 3 6. 議案第 6 3 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 1 2、議案第 3 9 号町長等の給与の特
例に関する条例

の一部改正についてより日程第36、議案第63号平成21年度津和野町病院事業会

計予算についてまで、以上25案件につきましては、これより各常任委員長及び予算

審査特別委員長の審査報告を求めます。

報告の順序は、総務常任委員長、文教民生常任委員長、予算審査特別委員長の順で

お願いをいたします。

まず最初に、総務常任委員長。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） 総務常任委員会審査報告書、平成21年3月9日、

第2回定例会におき、総務常任委員会に付託された所管事項につき審査しましたので、

会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

1、審査事項、（1）第39号議案町長等の給与の特例に関する条例の一部改正に

ついて、（2）第40号議案教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正

について、(3) 第41号議案津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、

(4) 第42号議案職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、(5) 第

43号議案津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、

(6) 第44号議案津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、

(7) 第45号議案津和野町特別会計条例の一部改正について、(8) 第46号議案

津和野町税条例の一部を改正する条例の一部改正について、(9) 第50号議案津和

野町防犯灯設置事業負担金徴収条例の制定について、(10) 第60号議案平成

21年度津和野町電気通信事業特別会計予算。

2、審査年月日、平成21年3月13日、平成21年3月16日、机上審査。

3、審査の結果及び概要（意見、要望）。

第39号議案町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、
町長及び副町
長の給与を1年間15%カットするものである。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決
した。

第40号議案教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改
正について、教
育長の給与を1年間15%カットするものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものであ
ると決した。

第41号議案津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、
職員の労働時
間が8時間から7時間45分に改正するものである。

審査の結果、法定労働時間の短縮により、時間当たりの労働単価が上
昇する。その
ため時間外手当の増額につながるので、十分注意をすることが必要で
ある。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第42号議案職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、
職員の給与を

1年間3%カットするものである。

審査の結果、前年度のカット率5%から3%になるので、給与等が前
年度より増額

となる。また、時間外手当の増額につながるので、圧縮に努力されたい。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第43号議案津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部
改正について、

職員の労働時間の変更によるものであり、一日の労働時間が8時間か
ら7時間45分

に変わるものである。

審査の結果、本案件は、全長賛成で原案のとおり可決すべきであると
決した。

第44号議案津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に
ついて、職員の

労働時間の変更によるものである。

本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

第45号議案津和野町特別会計条例の一部改正について、条例中に
診療所事業、介
護老人保健施設事業を加えるものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると
決した。

第46号議案津和野町税条例の一部を改正する条例の一部改正につ
いて、寄付金税
額控除に関する改正であり、町民税にも適用する改正で財務大臣が指
定する法人、団
体である。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると
決した。

第50号議案津和野町防犯灯設置事業負担金徴収条例の制定につい
て、防犯灯の設
置基準等を津和野地域と日原地域で統一されるものであり、所有者は
町である。新設
費用は町と団体が2分の1ずつで、維持費は全額町が負担する。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると

決した。

第60号議案平成21年度津和野町電気通信事業特別会計予算、歳入歳出予算総額

は、歳入歳出それぞれ2億505万9,000円である。前年度当初より1億

547万4,000円の増額である。

主なものはケーブルテレビ、インターネットの使用料である。歳出については通常

の維持管理費であるが、本年は日原地域の端末機更新による工事費が1億990万円

計上されている。

意見、要望、ケーブルテレビ、インターネットの使用料の徴収については、歳入不

足にならないよう努力されたい。また、加入に関しても、引き続き努力されたい。

審査の結果、以上、意見、要望を付し全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決

した。

平成21年3月30日、津和野町議会議長後山幸次様、総務常任委員会委員長斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 続いて、文教民生常任委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） 文教民生常任委員会審査報告書、平成21年

3月9日、第2回定例会において、本委員会に付託を受けました所管事項について審

査いたしましたので、会議規則第77条の規定によりその結果を報告いたします。

1、審査事項、第47号議案津和野町福祉医療費助成条例の一部改正について、第

48号議案津和野町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について、第

49号議案津和

野町介護保険条例の一部改正について、第52号議案平成21年度津和野町国民健康

保険特別会計予算、第53号平成21年度津和野町老人保健特別会計

予算、第54号

議案平成21年度津和野町介護保険特別会計予算、第55号議案平成

21年度津和野

町後期高齢者医療特別会計予算、第56号議案平成21年度津和野町

簡易水道事業特

別会計予算、第57号議案平成21年度津和野町下水道事業特別会計

予算、第58号

議案平成21年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算、第59号

議案平成21年

度津和野町奨学基金特別会計予算、第61号議案平成21年度津和野

町診療所特別会

計予算、第62号議案平成21年度津和野町介護老人保健施設事業特

別会計予算、第

63号議案平成21年度津和野町病院事業会計予算。

審査年月日、平成21年3月17日、18日、机上審査。

審査の概要及び結果（意見、要望）

1、第47号議案津和野町福祉医療費助成条例の一部改正について、

島根県におけ

る肝炎治療医療費助成事業の実施に伴った関連項目の追加による条例の一部改正である。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

2、第48号議案津和野町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について、島根県における肝炎治療医療費助成事業の実施に伴った関連項目の追加と、医療保険及び介護保険について高額介護合算療養費の設定に伴う条例の一部改正である。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

3、第49号議案津和野町介護保険条例の一部改正について、保険料の減額に伴う一部改正である。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

4、第52号議案平成21年度津和野町国民健康保険特別会計予算、

予算の総額は、

歳入歳出それぞれ10億9,814万2,000円である。

意見、要望、滞納分の収納について努力されたい。ただし、国保会計という性質上、

厳しい対応が受診控えにつながることをないよう、対象者とは十分な話し合いのもと

進められたい。

特定検診については受診率の向上に努められたい。また、人間ドック及び脳ドック

についても、希望者のニーズにこたえられるよう努められたい。

審査結果、以上、意見、要望を付し賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決

した。

5、第53号議案平成21年度津和野町老人保健特別会計予算、予算の総額は、歳

入歳出それぞれ764万8,000円である。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

6、第54号議案平成21年度津和野町介護保険特別会計予算、予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億9,128万6,000円である。

意見、要望、介護保険の広範囲での一元化に向けた取り組みに努力されるべきである。

介護従事者処遇改善特例臨時——ちょっと済いません、失礼いたしました、「介護従事者処遇改善臨時特例基金」に訂正をいただきたいと思っております——介護従事者処遇改善臨時特例基金の繰り入れによる予算が計上されているが、事業の成果を十分に検証し、来年度以降の処遇改善策につなげられたい。

審査結果、以上、意見、要望を付し全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決しました。

7、第55号議案平成21年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算、予算の総額

は、歳入歳出それぞれ2億9,536万2,000円である。

意見、要望、滞納分の収納について努力されたい。ただし、高齢者医療という性格

上、厳しい対応が受診控えにつながることをしないよう、対象者とは十分な話し合いの

もと進められたい。

審査結果、本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

8、第56号議案平成21年度津和野町簡易水道事業特別会計予算、予算の総額は、

歳入歳出それぞれ3億2,057万8,000円である。

意見、要望——ここで申しわけございません、もう一つ訂正がございます。平成

「26年」を「23年」に訂正をいただきたいと思います——平成23年からの使用

料の統一化に向けて、確実な実行となるよう入念な準備を期待する。

未給水地域の水道普及について、関係者及び該当地域とさらなる協議の上、相互理

解を深められたい。

審査結果、以上、意見、要望を付し全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

9、第57号議案平成21年度津和野町下水道事業特別会計予算、予算の総額は、

歳入歳出それぞれ2億7,652万8,000円である。

意見、要望、加入率のさらなる向上に努力されたい。

審査結果、以上、意見、要望を付し全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

10、第58号議案平成21年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算、予算の

総額は、歳入歳出それぞれ451万1,000円である。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

11、第59号議案平成21年度津和野町奨学基金特別会計予算、予算の総額は、

歳入歳出それぞれ1,763万4,000円である。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

12、第61号議案平成21年度津和野町診療所特別会計予算、予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,835万9,000円である。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

13、第62号議案平成21年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算、予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2,474万3,000円である。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

14、第63号議案平成21年度津和野町病院事業会計予算、予算の総額は、歳入6億5,607万円、歳出6億9,254万4,000円である。

意見、要望、病院運営に当たっては、病院の状況が町民に対して十分に理解され、

また逆に町民の思いが運営に反映されていくための仕組みづくりを検討されたい。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

平成21年3月30日、津和野町議会議長後山幸次様、文教民生常任委員会委員長
下森博之。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 続いて、予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（河田 隆資君） それでは、報告書を読み上げまして、報告と
いたします。

予算審査報告書、平成21年3月9日、第2回定例会において、本委員会に付託を
受けました平成21年度津和野町一般会計予算について審査をいたしましたので、会
議規則第77条の規定によりその経過並びに結果を報告いたします。

1、審査事項、議案第51号平成21年度津和野町一般会計予算、2、

審査日、平

成21年3月9日、13日、16日、17日、18日、23日、24日、
26日、机
上審査。

3、出席者、予算審査特別委員会委員長ほか14名（欠席1名）、議
長。説明員、
町長ほか16名（執行部）。

4、審査の概要及び結果（意見、要望）。

平成21年度一般会計総額は、歳入歳出それぞれ70億1,092万
5,000円で
ある。

前年度当初予算額68億440万9,000円に対して2億651万
6,000円の
増額で、3%の増である。平成20年12月末予算74億2,373万
に対し、

5.9%の減となっている。今年度は、当初予算において一般会計への
基金（財政調
整基金、減債基金）の取り崩しや繰り入れをせず編成を行っている。

歳入について。

款1町税、自主財源である町税は7億3,767万5,000円で、市町村民税2億6,682万1,000円、固定資産税4億583万7,000円、軽自動車税2,185万4,000円、市町村たばこ税3,801万1,000円、入湯税515万2,000円である。

前年度の当初予算と比較すると、急激な経済後退により、市町村民税においては907万1,000円の3.3%の減額、一方固定資産税は償却資産で、伸びが見込まれ、町税全体で761万2,000円の1%の増額となっている。

意見、要望、滞納徴収については、公正公平な税務行政を図るためにも、法的な措置を含めて積極的に取り組み、徴収率の向上に努力されたい。また、現年分の徴収には、調定額に歳入不足を生じないように努力されたい。

款9地方交付税、普通交付税37億7,800万円、特別交付税4億3,000万円

で、合計42億800万円である。前年度当初予算より2億3,900万円の増額で

ある。

款12使用料及び手数料、総務使用料、商工使用料等の各種使用料は1億892万

2,000円、総務手数料、衛生手数料の各種手数料は2,638万2,000円で、

合計1億3,530万4,000円である。

意見、要望、計画どおり収納し、歳入不足にならないように努力されたい。

款13国庫支出金、国庫負担金1億8,893万6,000円、国庫補助金3億

1,477万4,000円、委託金1,225万9,000円で、合計5億1,596万

9,000円である。

款15財産収入、財産運用収入797万5,000円、財産売払収入

3,045万

1,000円で、合計3,842万6,000円である。主なものはミュージアムグッズ

ズの売払い収入2,900万円である。

意見、要望、町有財産で、将来計画に必要ないと思われるものについては売却も含めて検討されたい。

款17繰入金、基金繰入金8,965万6,000円、後期高齢者特別会計繰入金

258万5,000円で、合計9,224万1,000円である。

款20町債、総務債4億3,000万円（うち臨時財政対策債3億3,500万円）、

民生債830万円、農林業債2,890万円、土木債1億2,960万円、消防債

350万円、教育債4,570万円等の各種町債合計が6億4,600万円である。前

年度当初予算より1億9,150万円の増額である。土木債においては前年より

3,370万円の増額、消防債においては5,030万円の減額、教育債
においては

1,990万円の増額、民生債、農林業債で3,180万円の減額である。

歳出について。

款1 議会費、歳出総額は8,155万8,000円である。

款2 総務費、歳出総額は8億1,702万9,000円である。

新規事業として、津和野まちづくり基金1億円が計上されている。生

活路線バス補

助金で、一部変更継続で3,084万4,000円、衆議院議員選挙費1,

270万

7,000円、町長選挙費1,094万9,000円、町議会議員補欠選挙

費202万

8,000円が計上されている。

時間外手当については、昨年同様、給与額の3%以内で計上されてい
る。

意見、要望、財産管理費、町有の建物については、維持費の削減のた
めにも不要な

物件は整理する方向で検討をされたい。また、遊休の土地についても、

有効利用され

るよう検討されたい。

人件費、条例改正等により、時間外手当が増額するのではないかと
思われる。変則

時間勤務を検討され、抑制に努力されたい。

生活バス対策費、利用率減少に伴い、委託料抑制のためにも六日市交
通に対する委

託料については検討されたい。

賦課徴収費、納税組合、前納報償金の廃止により1,291万2,00
0円の減額と

なっているが、税収には最善の努力をされたい。

款2総務費のうち第3項戸籍住民基本台帳費、歳出総額は3,772
万8,000円

である。前年度当初予算より735万8,000円の増額である。

款3民生費、歳出総額12億4,761万3,000円である。

意見、要望、負担金及び補助金の内容について、さらなる精査を図ら
れたい。

シルバー人材センターについては、法人化に向けた補助金の増額が

なされているが、

法人化後には自立への方向性が進められるよう、指導、育成、支援を図られたい。

病院間シャトルバスの補助金が廃止され、シャトルバスは指定管理者による運行と

なっている。このことに異議を唱えるものではないが、病院利用者の利便性に配慮し

た運行がなされるよう指導を継続されたい。

子育てサポートセンターについては、その意義を再認識し、役割を機能的に果たす

ための体制を整備されたい。

款4衛生費、歳出総額6億2,190万8,000円である。

意見、要望、妊産婦検診の補助により利用者負担がかからなくなった等の措置につ

いて高く評価するとともに、子育て支援、少子化対策等の観点から、乳幼児期に対す

る負担軽減等のさらなる支援策を期待する。

地球温暖化防止対策については、意識・活動の両面で町全体へ広く浸

透していくと

同時に、地域活性化につながる施策にも発展するような町としてのイニシアティブをとった取り組みを期待する。

誇りある河川を守るためにも、下水道未普及地域における合併浄化槽のさらなる普及に努められたい。

ごみステーション設置補助金が計上されているが、関係町民の十分な理解のもと、確実な執行がなされることを期待する。

款5労働費、歳出総額は126万8,000円である。

款6農林水産業費、歳出総額は3億2,926万2,000円である。

農業振興費の粟価格補償基金制度補助金は、JAの粟部会に対する新規補助金である。

中山間地域直接支払制度事業の補助金は、耕作地を荒廃させないための補助金である。

意見、要望、中山間地域等直接支払制度事業は本年度で終了予定であるため、耕作地の保全・生産意欲の向上の観点からも、県・関係団体と共同して強く国に継続を働きかけるべきである。

林業振興費の原材料費は、熊対策の電気牧柵資材3セット分である。

林業振興費の狩猟免許取得費補助金は、有害駆除資格者の増員と後継者確保を目的とした補助金である。

意見、要望、有害鳥獣駆除の観点からも、有効に活用すべきである。

商工費、歳出総額は1億2,688万8,000円である。

商工振興費の地方再生特産品キャンペーン補助金は、地域資源を生かした地場産業の活性化を目的とし、製品を都市部の消費者へ印象づけるため、現地で試食・直販・実演販売を試みるキャンペーンへの補助金である。

意見、要望、出品品目が農産加工もあるため、農林課との連携を密に実行すべきで

ある。

観光費の報償費は、観光振興計画策定の基金報酬である。

意見、要望、委員選考にあたっては、公募を含む斬新な委員構成を強く望む。

観光費のS L夜間運行負担金は、S L山口号復活30周年事業への負担金である。

意見、要望、行政主導ではなく、行政案をもとに広く関係団体・有志の意見を柔軟に取り入れた事業展開を望む。

観光リフト運行費の賃金は、運行資格者1名、パート4名分である。

意見、要望、運行資格者の急死により、資格者確保の困難が予想される。指定管理者制度の導入を検討すべきである。

款8土木費、歳出総額は5億8,293万円である。

地籍調査事業費の報酬は、推進委員8名分である。

意見、要望、高齢化が進み、境界の確認が一層困難になるため、境界確認の任意調査だけでも取り組むべきである。

河川環境整備費の委託料は、実施距離26.5キロメートル、浄化面積22万

6,065平方メートルを、河川愛護団28団体・森林組合に委託をするものである。

意見、要望、津和野地域の愛護団体結成を働きかけるべきである。

款9消防費、歳出総額2億3,456万1,000円である。前年度当初予算額より

1億2,528万2,000円の減額になっている。主な要因は、津和野地区消防セン

ターの完成により、施設費の減額によるものである。益田地区広域市町村圏事務組合

消防負担金は1億9,910万4,000円が計上されている。

意見、要望、災害対策費について、災害時の物資を明確にされ、保管場所も含めて

十分な対応ができるよう努力されたい。

益田管内において唯一改築がされていない日原分遣所は、できるだけ早い時期に改

築できるよう努力されたい。

款10教育費、歳出総額7億8,088万5,000円である。

意見、要望、公民館については新しい体制でのスタートとなる。各公民館の運営状

況等を十分に注視、考察しながら、機能的かつ効果的で、統一した体制に向けてのさ

らなる努力をされたい。

厳しい財政状況に伴って学校教育費が年々減少している。節約による歳出削減は意

義あることと認める一方で、それが教育の質の低下にまで影響を与えることがないよ

う、枠配分ありきではなく、さらに綿密に学校との協議を図られたい。

款11災害復旧費、歳出総額は15万円である。

款12公債費、長期債元金19億4,569万3,000円を計上している。そのう

ち、3億1,376万3,000円は繰上償還金である。長期債利子2億3,662万

7,000円、一時借入金利子100万円で、歳出総額は21億8,359万円である。

款13諸支出金、歳出総額4,000円である。

津和野町総合振興計画にのっとり、なお一層の行財政対策を図りたい。また歳出

においては、予算に対し適正に事業を遂行され、経費節減に最善の努力をされたい。

また、景気低迷の折議決後は公共事業を中心に、速やかなる予算執行を強く要望するものである。

以上、意見、要望を付し、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

平成21年3月30日、津和野町議会議長後山幸次様、予算審査特別委員会委員長

河田隆資。

○議長（後山 幸次君）ありがとうございました。

これより各常任委員長及び予算審査特別委員長に対する質疑に入ります。

質疑は、1、総務常任委員長、文教民生常任委員長、予算審査特別委員長の順でお

願いをいたします。

では、総務常任委員長に対する質疑がありましたらお願いをいたします。質疑はありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 我々議員として、いろいろ町民の皆様から要望等受ける大事なことですので、防犯灯の設置条例についてお伺いをいたします。

この内容が、要望される方が2分の1を負担をするというふうに書いてあります。

これは津和野・日原を統一した一つの見解だということで御説明は受けたわけですが

ども、その折に2分の1というのが、例えば孤立した家であっても自治会を通してそ

の要望をしてくださいというふうなことなのか、個人的に言って2分の1というもの

を課せられるのか、また元来ですと町が、安心・安全というものの観点からいくと

2分の1というのはなかなか理解しがたいところもありますけども、
そういった2分
の1の根拠等が盛り込まれておりますので、その辺はどのような御意
見があったのか
お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） 防犯灯に関することにございまし
て答弁させてい
ただきます。

基本的には各種団体、自治会というような形で申請していただき
いというのがあ
るわけですけども、やはりこの要綱に関しまして、おおむね200メー
トル間に住居
されて10戸ある地域とか、またそれ以外のところで50メートル以
上離れた場所に
設置するとか、集落密集地においてとか、そして、集落密集地以外とい
うところに関
しましては照明器具から250メートル以上離れたところに設置する

防犯灯というよ

うな、一応それに関する要綱が提示されているわけですが、基本的には防犯灯を

設置するには各種団体、自治会等からの申請でやっていきたいというような形のもの

でございます。

そうしてその中において、どうしても一軒家でということになる場合があるわけで

すけども、その防犯灯に関しましては自治会を通してということが基本ですので、何

とかそういう形でやっていただきたいということで、2分の1ということに関しまし

ては、旧日原町と津和野との今までの設置状況が変わっておったわけでございます。

今まで日原地域におきましては、補助金という形で2分の1を費用負担をしていた、

また津和野町においては、防犯灯に関しましては全額町が設置し、費用も町がやって

いたわけでございますけども、この際統一しようというような形にございまして、新

設に関しましては日原方式を、方式というちゃ大変御無礼があるんですけども、日原

が2分の1補助を今までやっていたという格好でございましたので、そういう形にや

り、また維持管理費におきましては、電気料実費負担というのが2分の

1、維持管理

費の方に補助金として出たんですけども、それは今までの津和野町方式にのっとして、

維持管理費に関しましては全額町が見ようという形のもので、相互折半の間をとった

という形のもので、今回の条例がなされたものとお聞きしております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 防犯灯の件が出ましたのでついでにお聞きをしたい

んですが、維持費は全額町がということですよ。電気料だとか電灯管とか、そうい

うのを交換するのは多分維持費になるじゃろうと思うんですが、もっと根本的といい

ますか、電灯の安定器だとか器具そのものが壊れた場合と、長年たてば安定器あたり

がだめになって、器具そのものがだめになる、あるいはポールが腐ってだめになると

かそこら辺の場合、考えようによっちゃ設置費用になるのか、あるいは維持費にも、

大幅な改修という意味じゃ維持費に近い面もあるし、そこら辺のときはやはり維持費

ということで町で見ていただけるのか、その辺についちゃどのような審査というか、

御説明を受けてますか。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） あくまでも新設に関して、団体、個人が半分とい

うこととございます。一たんそれが設置されますと町という財産に入りますので、も

ちろん修繕にいたしましても、電気料、撤去手続等にいたしましても全部町が、町有

財産ですので、町が全部負担するという形のものであると思っております。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） わかりました。

それとあと、ほかのことですが、41号議案、労働時間の例の15分の短縮の件で

ございますが、同僚議員がいろいろ若干疑義を言われて、お聞きをしておりましたが、

人事院勧告の実施であると、あるいは県あたりとの統一性、整合性を図るということ

で、若干労働時間の短縮、今の時期にいかがかなという気もせんでもないんですが、

やむを得ないかなというような気もしておりますが、参考までに、同僚議員言われて

おりましたように、要は実質労働時間が15分短縮するということで労働単価が上が

ると、報告書御指摘をされておりますが、この3%ばかり単価が上がる

ことによる残

業の手当額がことしで、ちなみに残業の手当額を総額幾ら、何千万予定しておいて、

3%上がることによってその部分、何十万か何百万か上がると思うんですが、実質幾

ら上がるのか、そこら辺、参考までにお聞かせをいただけたらというふうに思います。

それからもう1点、その次の給与の3%カットの云々の件でございますが、これも

どうしてなぜ今の時期にかなというような気がせんでもないんですが、そう

は言いましても、5%を3%にするということ、別にまず上げるわけじゃなくて、本

来3%ただかにやいかん分をさらに3%ほどカットしとるという、

職員の立場から

見ればそれでもカットされておるんだということでございますんで、

労働意欲等々の

面から見てもこれもやむを得ないかなというふうに思っておりますが、

要はよその状

況、県内のカット状況、これを調べておられましたらお聞かせをいただきたいと。

多分こういうことだろうと思うんですよ。当町はずっと過去3年間、5%カットを職員の皆さんに強いてきたということで、非常に無理を言うてきた、県内の状況を見ると多分、私も詳しくは知りませんが、よそは5%を3年も続けたところはほとんどないと。だから当町、そんなに職員に無理を言うてきたんだから、ぼちぼち3%ぐらいのカットで行こうじゃないかというふうな気持ちで、よそはこれほど職員に無理を強いたことはない、一部はありますよ、もちろん、ありますけれども、総じて見るとそんなに、これほどの無理を強いたところはないので、当町はことしから3%カットにせにゃあかなというふうなことになったんだろうというふう

に私は理解をし

ておりますが、要は県内で削減状況がこの二、三年、大体予想はどのような状況であ

ったかと。それについて、そういうことなら無理もないなというふうに理解できると

思うんですけども、その辺の調査についてお聞かせをいただけたらというふうに思い

ます。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） 3%にした理由ということにつきまして私が担当

課長にお伺いしたとき、今までは5%のカットをして無理を強いてやってきたと、予

算編成ができないと、カットしなくては。しかし、21年度におきましては各基金を

取り崩しをせずに予算編成ができたので、それで何とか3%で、まだカットはあるん

だけども、それ以上の長い間5%やっていただいたので無理は言わな

かったと言うて、

私が思いますには、カットせずに予算編成が、3%のカットで予算編成
ができたとい

うのが主な要因でございました。

その中において、各ほかのところのカット率は調べたかということ
がありましたけ

ど、その点に関しましては、予算編成ができたということでありますの
でそれ以上の

追求をせず、よその状況の把握はしておりません。

そして、人件費のこのカット率に関しまして、残業手当とか等にどの
ぐらい影響が

あるかということでございますけど、やはり12億数千万円のことで
ありまして、

1%カットするちゅうことに関しまして約1,200万円の減額が生じ
るわけござ

います。5%ですと約5,600万ばかりいくんですけども、今回3%
というので、

3,600万の減額が通常よりできるという形でございます。

そうした中において、今度人件費に關しまして残業代がどのように推移するかとい

うことでございますけども、やはり残業はこれこれで、一応目測で通常これぐらいか

かるといので試算してもらった結果、5%を3%カットした段階で2.11%の

86万4,650円の増額が通常の残業で見込まれるということでございます。

またさらに、勤務時間が8時間から7時間45分に短縮され、1時間あたりの労働

単価の上昇によりまして、それも同様な計算方法をやりますと3.24%の増額が見

込まれると、金額にいたしまして133万496円の増額が見込まれるというような

御答弁をいただいております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、総務常任委員長に対する

質疑を終結いた

します。

次に、文教民生常任委員長に対する質疑がありましたらお願いいたします。ありま

せんか。12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 嘉楽園の土地の購入の件ですけども、町の持ち出し

が幾らになるのかということをお尋ねいたします。（「一般会計じゃろ」と呼ぶ者あ

り）条例か、済いません、済いません。（「一般会計は後、特別会計じゃけ」と呼ぶ

者あり）

○議長（後山 幸次君） いいですか、ほかにありませんか。11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 下水道事業の特別会計のどこなんでしょうが、

要は下水の処理率、人口の、総人口に対する処理率の21年度、この予算を執行すれ

ばどの程度の見込みになるかということをお聞きをしたいんですが、下水道だけでなく下水処理率というのは、御案内のように合併浄化槽、下水道とプラス合併浄化槽と農集を合わせたものになるということで、ここだけでちょっとわからんかもしれませんのですが、大事なことは、トータルでとらえて下水処理率を今年度が何ぼになる、あるいは10年後にはどのような目標にトータルでしているかということですが、事業を進める上で私はそういう目標を持つということが非常に大事だろうというふうに思っております。

先般、9月でしたか、同僚議員がお聞きをしたときに、現在の19年度末で下水処理率が日原地区がたしか53%ちょっとぐらいですか、津和野地区が30%ぐらいの処理率という御答弁をお聞きをした記憶がございますけど、多分、県の

目標ちゅうの

は数字ははっきり覚えておりませんが、もっと高い数字なんですよね。

で、県でいえ

ば西部地区が非常に遅れているという状況だろうと思うんですが、こ

の予算審査の中

で、ことしの見込みあるいは10年後にはどのような目標を数値とし

て持つておるか

ということについて審査をされたかと思いますが、あるいはお聞きを

したかと思いま

すが、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） 下水道の処理率ということで

質疑が出ており

ませんので、その分に明確なお答えにはならないというふうにも思っ

ておりますが、

ただ、今回本町の下水道、特に津和野処理区が、日原の場合はもう9

5%完了してお

るわけでございますが、津和野処理区で全体で119ヘクタールを計

画をされておる

わけでありまして、そのうち33.2ヘクタールが完了しておるとい

ことで、これ

は昨年までの整備率でございます。整備率が28%でございます。で、

今年度分が加

わって何%になるかというのが、それについては調査をしておらんと

いうことでござ

います。

計画につきましては、これが平成42年、当初、これも津和野処理区
で申し上げま

すが、全体計画、平成42年の当初完了予定ということであるわけでご
ざいですが、

既にちょっとずれ込みが来ておるということでございまして、今年度
から来年度にか

けて、5年に1回の見直し時期にかかってくるので、そうしたものを含
めて見直しを

したいというふうにお話があったということでもあります。

ちなみに、特に高岡通りのところが問題点ということになっておる

わけであります

が、これが道路改良とあわせてやる方向にしたいということで、その綿密な計画も今考慮に入れているというような状況にあるということでございました。

的確ではないですが、そうした調査をしたということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ほかにないようですので、文教民生常任委員長に対する質疑を終結いたします。

次に、予算審査特別委員長に対する質疑がありましたらお願いをいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、予算審査特別委員長に対

する質疑を終結

いたします。

以上で、各常任委員長及び予算審査特別委員長に対する質疑を終結
いたします。

これより議案第39号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正
について、討論
に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。本案件についての委員長
報告は原案のと
おり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第39号
町長等の給与の

特例に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第40号教育委員会教育長の給与の特例に関する
条例の一部改正

について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。本案件についての委員長
報告は原案のと

おり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第40号

教育委員会教育

長の給与の特例に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、
討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第41号

津和野町職員の

給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第42号職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、案第42号職員の給与の特例

に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号津和野町職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部改

正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。本案件についての委員長
報告は原案のと

おり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第43号
津和野町職員の

勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については原案のとおり可

決されました。

続きまして、議案第44号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第44号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決され

ました。

続きますして、議案第45号津和野町特別会計条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。本案件について委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第45号津和野町特別会計条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

続きます。議案第46号津和野町税条例の一部を改正する条例の一部改正について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第46号津和野町税条例の一部を改正する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

続きます。議案第47号津和野町福祉医療費助成条例の一部改正
について、討論
に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。本案件についての委員長
報告は原案のと
おり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第47号
津和野町福祉医
療費助成条例の一部改正について、原案のとおり可決されました。

続きます。議案第48号津和野町乳幼児等医療費助成条例の一部

改正について、

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第48号津和野町乳幼児

等医療費助成条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第49号津和野町介護保険条例の一部改正について、討論に入り

ます。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第49号津和野町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第50号津和野町防犯灯設置事業負担金徴収条例の制定について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第50号津和野町防犯灯設置事業負担金徴収条例の制定については原案のとおり可決されました。

それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

議案第51号平成21年度津和野町一般会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 平成21年度津和野町一般会計予算について、原案に反対の立場で討論を行います。

財源難のもとで、昨年にも増して予算編成には御苦労されたことと推察申し上げます。

そうした中で、民生費に関しては、社会福祉協議会に対する補助金、シルバー人

材センター育成事業費補助金の大幅増額、手話通訳者設置事業委託料や手話派遣事業

委託料の増額、そして妊婦健診の14回が、国の補助もあり無料というようなことで、

そうした住民の要求に沿った形での計上は評価すべき点だと考えます。

しかし、大きく4点について、以下述べますが、賛成できない点がありますので、それをこれから述べます。

まず最初は、20年度予算と同様に枠配分方式により編成されたということです。

ども、款10の教育費においては、全体から見た比率は、20年度9.2%だったの

が21年度は11.1%、金額は20年度より1億5,184万6,000円と、率、

金額ともに高くなっています。しかし中身を見てみますと、増額になった主なものは

学校の建物の耐震2次診断の設計管理委託料2,149万円、嘉楽園用地購入費1億

2,790万円、この中には1,540万円の市町村振興資金の借り入れもあります。

それから、嘉楽園用地購入に関して不動産鑑定料、登記委託料、測量委託料合わせて

117万円が必要になっています。物見やぐらの修繕工事請負費1,2

90万円で、

これらを合わせますと、教育費全体の増額分をはるかに上回っています。

学校教育費、これは給食センター費も含めていますが、これは1億9,458万

円です。この中で、小学校、中学校で直接子供たちの日々の教育にかかわる費用が

661万円も20年度より減額になっています。ここ数年こうした減額が続いており

ますが、学校現場は節約、節約とぎりぎりの状況になっている中でさらなる減額で

す。特に消耗品費、燃料費、光熱費、修繕費などの需用費や役務費などが減額になっ

ており、日々の指導や学校生活に影響が出ています。嘉楽園用地購入費の町の持ち出

し分で十分足りる金額です。文化財保護は大事であることは十分承知していますが、

物見やぐらの修繕とか堀氏庭園など、もう改修、修繕が迫られているも

の、こういう

ものについてはやむを得ないと考えますが、嘉楽園の用地買収などに

関しては、その

用地購入を子供たちの教育より優先して今年度どうしてもしなければ

ならないという

ことではないと考えます。しかも、子供たちは1年、1年成長します。

学校にいつま

でもとどまっているわけではありません。待ってはくれません。そのと

きそのときに

必要な予算を優先的に充てて、最良の環境の中で最高の教育を施して

いかなければな

らないと考えます。町の将来を託す子供たちです。長い目で見た予算の

配分にすべき

だと考えます。

2つ目ですが、教育予算の中で公民館費についても納得できない点

があります。職

員体制の見直しで減額予算になっていますが、津和野地区と日原地区

の職員の配置の

違いをそのまま年間通した予算になっています。両地区の職員配置を同じにすること
を前提にしての予算にすべきです。公民館活動を充実させるためには、日原地区にも
常勤の主事を配置する方向で住民の理解を得るようにすることが教育委員会としての
責務であると考えます。そして、その裏づけとしての予算を組んでおくべきだと考え
ます。

3つ目です。各款にわたって負担金、補助金及び交付金の見直しが不十分だと言わ
なければなりません。毎年のように決算委員会で指摘されていることです。一般会計
合計で、20年度より町内については2億1,153万円、町外で2,366万円の減
額になっています。しかし、依然として7億9,712万円と、8億円近い負担金補
助金及び交付金です。この中には広域市町村圏事務組合など、高額であ

り、しかし外

すことができない大切なものもありますが、廃止を検討すべきものも

たくさんありま

す。一例を挙げます。毎年私が言い続けておりますけども、全国部落解

放同盟県連合

石西支部に対する補助金が、前年度より3万3,000円減額になって

はいるものの、

29万2,000円が計上されています。特定の運動団体に対するもの

で不適切と考

えます。

4番目です。後期高齢者医療制度関係で、広域連合への負担金や特別

会計への繰出

金等が計上されています。この制度そのものを認めることができませ

るので、一般会

計に計上することには反対です。

以上のようなことから、平成21年度一般会計予算原案に反対いた

します。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほか

に討論はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のと

おり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第51号平成21年度津

和野町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第52号平成21年度津和野町国民健康保険特別会計予算につい

て、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 平成21年度津和野町国民健康保険特別会計予算案

に反対の立場で討論いたします。

この特別会計に対して、後期高齢者支援金が歳入として入れられ、そして歳出で後

期高齢者医療特別会計に繰り出されています。後期高齢者医療制度そのものを認める

ことができませんので、この特別会計についても反対いたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のと

おり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第52号
平成21年度津

和野町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第53号平成21年度津和野町老人保健特別会計予算について、
討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第53号平成21年度津

和野町老人保健特別会計予算については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第54号平成21年度津和野町介護保険特別会計
予算について、
討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。本案件についての委員長
報告は原案のと
おり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第54号
平成21年度津
和野町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

続きます。議案第55号平成21年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 平成21年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に反対の立場で討論します。

この制度は施行前からさまざまな問題点が指摘され、廃止・撤回すべきであると言われてきましたが、昨年4月1日に施行に入りました。施行後1年が経過しましたが、指摘されていたような問題点が噴出し、高齢者を初め多くの国民が批判の声を上げました。

そこで、長寿医療制度と名前を変えたり保険料の減額措置を講じたりと見直しが行われましたが、小手先の見直しで高齢者を医療の面で差別するという本質は変わって

いませんし、高齢になるに従って医療にかかる率が高くなるという高齢者の特性に沿ったものになっていません。健診なども受けにくくなったり、依然として問題点がたくさんあります。この制度は1日も早く廃止し、もとの老人保健制度に戻すべきだと考えますので反対いたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第55号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第55号
平成21年度津
和野町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決さ
れました。

続きます。議案第56号平成21年度津和野町簡易水道事業特別
会計予算につい
て討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決いたします。本案件についての委員長
報告は、原案
のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方
の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第56号

平成21年度津

和野町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きます。議案第57号平成21年度津和野町下水道事業特別会計予算について

討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案

のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第57号
平成21年度津
和野町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されま
した。

続きます。議案第58号平成21年度津和野町農業集落排水事業
特別会計予算に
ついて討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決いたします。本案件についての委員長
報告は、原案
のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方
の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第58号

平成21年度津

和野町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決

されました。

続きまして、議案第59号平成21年度津和野町奨学基金特別会計

予算について討

論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決いたします。本案件についての委員長

報告は、原案

のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方

の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第59号
平成21年度津

和野町奨学基金特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きます。議案第60号平成21年度津和野町電気通信事業特別
会計予算につい

て討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決いたします。本案件についての委員長
報告は、原案

のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方

の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第60号

平成21年度津

和野町電気通信事業特別会計予算については、原案のとおり可決され

ました。

続きます。議案第61号平成21年度津和野町診療所特別会計予
算について討論

に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決いたします。本案件についての委員長
報告は、原案

のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方

の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第61号

平成21年度津

和野町診療所特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きます。議案第62号平成21年度津和野町介護老人保健施設
事業特別会計予

算について討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決いたします。本案件についての委員長
報告は、原案

のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方

の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第62号

平成21年度津

和野町介護老人保健施設事業特別会計予算については、原案のとおり

可決されました。

続きます。議案第63号平成21年度津和野町病院事業会計予算

について討論に

入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、

沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） この議案に対して賛成の立場で討論を

いたします。

そもそも病院問題につきましては、昨年来からいろいろこの議会で

も論議を重ねて

まいりました。一般会計でも申し上げたいこともありましたが、この病

院事業会計で

特に申し上げておきたいと思いますのは、まずはこの地域の中で最低限の医療をどう

しても地域医療として守らなければならないという執行部の強い意志、それに我々も

賛同して、条例やただいま一般会計、診療所特別会計あるいは老健施設特別会計等々

を賛同したわけではありますが、特にこれから橘井堂という新しい医療法人に、この津

和野病院日原診療所、老健施設3施設を中心に管理委託を任せると、こういうことに

なって4月1日からいよいよ本格稼働に入るわけではありますが、そもそもこの地域で

医療経営をするということは、容易ならぬ覚悟が私は必要であると、このように思い

ます。

その中でもお医者さんの確保については大変な御苦勞をされて、何とか4月1日以

降のこの施設運営が動き始めようとしておる、そういうさなかでありますから、我々

行政も議会も、そして津和野町の町民こそって先生方がこの地で御奇特なお気持ちで

この地の医療を守ってやろうという、こういう決意で現在取り組んでおいでになる。

ここを町民が一緒になって支えるという、こういう姿勢が見えないと、いつ何どき大

変な事態を招くかもわからないという危惧を私は強く抱いております。

したがって、長くなりますがもう少し申し上げますが、行政はそれなりの覚悟をし

ていただきたい。それは昨年来からああして石西厚生連が持っておった施設一式を町

の資産にしたという、公設にしたというこの事実は、言うなれば町がこれからの医療

は責任を持って最低限、「住民の皆さん、安心してください」という姿勢を示したと

一緒でありますから、お話をこれまで承りますと、病床1床当たり60

万等の交付税

措置等もあるわけでありますから、少々の財政出動はやむを得ないという覚悟を持っ

て、今後の施策に当たっていただきたい。そのことを強く申し上げ、さらには過去の

こととはいえ、この石西厚生連の破産に至った経緯の中で詳しくは申しませんが、終

局的には農協立の病院として立ち上がったこの病院が、最終的には町がすべてを責任

を負わざるを得なくなったというこの事実は、行政も深くかかわってまいりましたの

で、当然のこととは言いながら、施設を立ち上げた農業協同組合の責任というのは、

私は極めて重たいと思っております。

本当に従業員の方々が長年御苦労されて、そして残念ながら本来得るべき退職資金

等についても、ほとんど放棄せざるを得なかったという、こういう事実も謙虚に受け

とめて、今後の運営については、くどいようであります。行政と議会住民が一緒になって守るという姿勢をぜひとも町長には強く打ち出していきたいし、そのような啓蒙活動に鋭意、御努力を願いたい、このように思います。

そして、スタートいたします橋井堂はさまざまな今までも我々の耳に入っておりますが、雇用の中で不安定な雇用だというような声も聞きますが、できるだけそこで働く従業員の方々が本当にこの地の医療を守るんだという気構えを持って働かれる環境整備というのは、どうしてもとらざるを得ない時期に来ておるし、その責任は行政にあると私は思いますので、そこら辺に意を強く持っていただいて運営に当たっていただきたいということを強く申し上げて、賛成討論といたします。

終わり。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に反対者の発言を許します。あり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。本案件についての委員長報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第63号平成21年度津和野町病院事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第37. 発議第6号

○議長（後山 幸次君） 日程第37、発議第6号津和野町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、

提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、発議第6号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、発議第6号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決
することに賛

成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、発議第6号津
和野町議会会議

規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第38. 発議第7号

○議長（後山 幸次君） 日程第38、発議第7号津和野町議会議員の
議員報酬の特例

に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項
の規定により、

提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、発議第7号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより、発議第7号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、発議第7号津

和野町議会議員

の議員報酬の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第39. 文教民生常任委員会の請願審査報告について

○議長（後山 幸次君） 日程第39、文教民生常任委員会の請願審査報告について

（小規模校入学特別認可制度の導入に関する請願書）を議題といたします。

文教民生常任委員長の報告を求めます。委員長。

○文教民生常任委員長（下森 博之君） 文教民生常任委員会請願審査報告書、平成

20年第3回定例会において本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり

決定したので、会議規則第94条第1項及び第2項の規定により報告します。

件名、小規模校入学特別認可制度の導入に関する請願書。審査の結果、不採択でござ

ございます。

はぐっていただきまして、審査年月日及び出席者。平成21年2月23日（月曜日）、文教民生常任委員会5名及び議長。斎藤教育長、水津教育次長でございます。

3、審査内容、平成20年9月及び12月定例会において行った中間報告のとおり、小規模校入学特別認可制度は全国において導入事例があるが、大半が同じ行政区域内に大規模校を有し、大規模校から入学または転入を想定したものと考えられる。津和野町が同制度を導入した場合に、限られた児童数の奪い合いとなる懸念も生じることから、本町の小学校にて最も理想的な教育が展開されるための児童の適正規模についての考え方が重要となり、よって、本請願審査審査と同時進行で検討がなされていた津和野町学校再編計画検討委員会の結果を待ち、その答申について教

育長より報告を

受けた。

それによると、小規模校のメリットとデメリット双方が説明され、両者のバランス

の中で最も効果的な教育を展開するためには、過度な小規模化を避ける必要性が重要

視されると同時に、小学校児童数の適正規模として16人という人数が示され、この

基準をもとに学校再編の方法について判断がなされている。

また、津和野町学校再編計画検討委員会の答申を受けた上での津和野町教育委員会

の考え方としても、答申内容を認め、ほぼ賛同する方針にて津和野町学校再編実施計

画の策定が進められている旨の報告がなされた。

その上で仮に小規模校入学特別認可制度を導入したとしても、16人の確保は現実

的に困難であろうということと、他の地区からも同制度導入に対する要望がなされて

おり、導入する場合には基本的にすべての小学校を対象とすることが
想定されること

から、たとえ山間地域の小学校が16人を確保できたとしても、それは
中心地小学校

の生徒数減を意味し、矛盾と中心地小学校の複式学級化などの弊害が
生じるという理

由などから、同制度の導入は現実的ではないという見解が示された。

4、審査結果、本請願は畑迫小学校の統廃合懸念から、価値あるふる
さと教育を实

践されてきた畑迫地区住民の皆様によって、地域に対する影響を考慮
し提出されたも

のでもあり、当制度の導入と関連して学校再編の問題について、教育上
の観点とあわ

せて地域の思いを審査する上で判断にどう加味すべきか深慮した。

津和野町学校再

編計画検討委員会の答申においては、学校再編にかかわる論点として、

「学び・育ち

の視点」、「学校の視点」、「地域の視点」を掲げられ、それらの関係性に

についても

述べられている。それによると、「地域の視点から言えば、学校統廃合は原則として

行うべきではないが、地域の視点によるメリットよりも他の視点に関するデメリット

が上回ることはないよう、総合的な判断が必要になる」との見解を示された上で、統

廃合の結論を導き出されている。

本請願審査に当たっては、各界有識者で構成された津和野町学校再編計画検討委員

会の答申について、津和野町教育委員会の賛同方針も踏まえた上で、本町の学校教育

のあり方について再度議論した結果、文教民生常任委員会としては支持することとし、

よって、本請願は不採択とすることに決した。

なお、津和野町学校再編実施計画の遂行に当たっては、特に統廃合該当小中学校に

おいて学舎融合によるふるさと教育を初め、これまで醸成されてきた

地域づくりの尊

い意識が低下することのないよう、十分な地域理解を得た上で進められるよう要望する。

平成21年3月30日、津和野町議会議長、後山幸次様。文教民生常任委員会委員長、下森博之。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） はい、ありがとうございました。

それでは、本請願について質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。よって、原案にかえり本請願を採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） （「起立少数でええな。少数とか何にもないわや」と呼ぶ者

あり) 起立なし。よって、小規模校入学特別認可制度の導入に関する請願については、
不採択とすることに決定しました。

日程第40. 経済常任委員会の請願審査報告について

○議長（後山 幸次君） 日程第40、経済常任委員会の請願審査報告
について、町道
畦田線延長工事に関する請願書を議題といたします。

経済常任委員長の報告を求めます。委員長。

○経済常任委員長（河田 隆資君） それでは、報告書を読み上げまして報告といたします。

経済常任委員会請願審査報告書、平成20年第6回12月定例会において本委員会

に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、
会議規則第

94条第1項及び第2項の規定により報告します。

記。第8号、付託年月日、平成20年12月25日、件名、町道畦田

線延長工事に

関する請願書。

審査の結果、採択。

審査の経過、審査年月日、平成21年2月10日（火曜日）午前9時
より、内容、

机上審査及び現地調査、出席者、経済常任委員5名、伊藤建設課長、立
会人、地元住
民4名。

2、審査の結果及び意見。本請願の道路は町道畦田線で、丸山川砂防
工事によって

使用した仮設道を住民の請願に基づいて町道認定とした道路である。

その請願内容は、

車両の乗り入れ困難な4件の窮状解消のため道路整備要望であった。

このたびの請願

である国道9号線までの接続路線区間は都市計画にはなく、国道9号
線への接続を想

定すると高低差が28メートルもあり、勾配の解消にはかなりの路線
延長が必要とな

る。工事費は1億5,000万円から2億円が想定されるところと考えられ、補助金対象にはならないため100%町の持ち出しとなる。なお、既設の道路は町単独事業であり、全額起債事業で実施されたものである。請願路線の用地等については、自治会及び地権者の協力も得られており、道路完成時には農道としての利用価値も高まり、景観上、棚田としての保全も見込まれる。

結論として、地域住民の気持ちを大事にし、国・県の補助は困難と思われるが、県道柿木停車場線側からの侵入路改良の検討も加味した上で、費用対効果を十分に検証して進めるべきであると考えている。

以上、審査の結果、意見・要望を付し、全員賛成で採択すべきものと決しました。

平成21年3月30日、津和野町議会議長、後山幸次様、経済常任委員会委員長、

河田隆資。

以上です。

○議長（後山 幸次君） はい、ありがとうございました。

それでは、本請願について質疑に入ります。ありませんか。13番、
齋藤和巳君。

○議員（13番 齋藤 和巳君） 数点お聞きしたいと思います。

この畦田線の町道の延長の請願でございます。そうした中に、委員長
の報告のとおり

り9号線までの接続部分、約28メートルもあるという大変急なところ
でございます。

そうした中において、もし9号線までの分を延長するというと、あの勾
配ではなかな

か1本ではそのまま9号線続きは不可能に思うわけでございます。

多分、折り返し

しながら行かなくてはいけないようなことが想定されるわけですが
ども、もし接続

するといいたしますと、何メートルの距離が想定されるか。もちろん町道
の基準の中に

勾配度が基準があるわけでございますので、それを勘案みて最小限何

メートルの延長

の道路が要るのか。また、それに対してのり面等を計算すると、何平米

的なものが用

地が必要になるのかという点。また、それに対する地権者の方が何名お

られるのかと。

一応、自治会と地権者の方には了解を得るというお話でございます

けれども、多分、

町道でございますが、寄贈ちょうことはまずありません。多分、購入に

なると思いま

すので、地権者の方が何人おられるかという点。

それと、接続地点である国土交通省の了解は得ておられるのかどう

か。やはり、こ

れも国土交通省の土地を若干使用しなくては接続は難しいと思います

ので、その点が

調査されているのかどうかお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

それと、柿木停車場線との入り口が大変狭いようでございます。私も

現地に行って

見たわけでございますけれども、車が1台通るのがやっただというところもあります。

人間がおったら、まず人間が通るのを見て、それからでないと車は動かれんというよ

うな状態のところもあるわけでございます。もし接続されたとしても、非常に下の部

分ができてないので利用度が非常にまずいという点をどのような形で審査されている

のか。この報告書によりますと、侵入の改良の検討も加味した上でということであり

ますので、どのような具体的な検討を要しているのかどうかという、その点もあわせ

てお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

それと、棚田の景観が保全が保たれると言いますけれども、私としましては、せつ

かくのああいう大変狭いところでございます。そこへああいう大きな道をつけるとい

うことは、むしろ棚田の景観が崩れるのではないかというような懸念

がするんですけ

れども、逆に言えば農道ができるので景観の作業がみやすいから、こう
というような意

見が出されたというんですけれども、その点に関しまして委員長とし
てどのようなお

考えで、またどのような御審査をされているのかお聞かせ願いたいと思
います。

○議長（後山 幸次君） 委員長。

○経済常任委員長（河田 隆資君） まず、1点目の法定勾配等がかな
りな勾配が見込

まれて、法定内での勾配を加味しながらつくれば何メートルの道路に
なるかという審

査につきましては、現地に行きまして想定の中で見ただけでありまし
て、確実な数字

というものは出しておりません。ただ、課長の答弁ですと、我々の見た
目等で審査を

しますと、当然2回の折り返しが必要になってくるというふうな感覚
でありました。

そうすると、想像でいきますと大体、想像でしか言えませんのでその辺は審査していません、的確な距離数としては審査してないとしか申しようがありません。

次に、地権者が何名いてどのようになっているかという御質問ですが、この立会人の構成を見ますと、自治会の副会長さん、それと事務局長さんと自治会の長老の方が出ておられまして、その方たちが熱く言われるのは、地権者3名、請願の中にも名前が載っておられた方々の3名の方の強い御理解があるということと、そして交渉に当たっては自治会が責任をもって交渉には当たりますという報告を受けました。本日まで一応、私も建設課長さんをお願いをしながら、地権者さんが何名いるかということを確認をとってはいたんですが、なかなかそこまで報告がなかったということで、何

名いらっしゃるかというのは御答弁できません。

次に、国交省との交渉はできているかということですが、それについても具体的な話等ではありませんので、その辺も審査はしておりません。

次に、柿木停線入り口からの進入路であります。その点につきましても、基本的には考えられるのは2本筋でありまして、そのまますぐ大橋のほうに向かうのか、それとも旧津和野美術館といいますか、そちらのほうへ向けるしか、現在では手がな
いだろうと。その場合に、当然用地買収というのがありますので、その場合には
当然、自治会が説得をするという強い意志がありましたので、その点はこの中にも盛り
込んでありますように、費用対効果の面から見ますと、やはりそこがないと個人的
な道路になってしまうという意味から、ここの結論の意見書の中にも盛り込んだとこ

ろであります。

次に、棚田保全といいますのも、これは現地に皆さんとともに行ったときに、ほとんどの田畑が荒れておりました。耕作意欲がそがれたのかどうかはわかりませんが、全体で言いますと約1割程度の田畑が耕されていたようです。これが道路ができることによって、それなりの効果が期待できるという意味から、このような報告を盛り込んだところであります。

そして、最終的な採決についてであります。委員会の中でも不可能であろうものに対して採択すべきということについては、異論が随分出ました。実際には不可能であるべきものを採択すべきではないという意見も半数近くあったわけですが、一応ここにも述べてありますように、地域住民の気持ちというのが肌でかなり強く感

じ取られましたので、そのような報告としたということでもあります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は、委員長報告
のとおり採択

とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、町道畦田線延
長工事に関する

請願書については、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第 4 1. 併設型中高一貫教育学校開設請願審査特別委員会の請願

審査中間

報告について

○議長（後山 幸次君） 日程第 4 1、併設型中高一貫教育学校開設請
願審査特別委員

会の請願審査中間報告について、併設型中高一貫教育学校開設の実現

を求める意見書

の提出についての請願書を議題といたします。

特別委員長から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思
います。御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。したがって、特別委
員会の中間報告

を受けることに決定しました。

委員長の発言を許します。委員長。

○併設型中高一貫教育学校開設請願審査特別委員長（藤井貴久男君）

併設型中高一貫

教育学校開設請願審査特別委員会請願審査中間報告書、平成20年第

6回定例会にお

いて付託を受けました請願審査について、津和野町議会会議規則第4

7条第2項の規

定により中間報告をいたします。

1、審査事件、併設型中高一貫教育学校開設の実現を求める意見書の提出について
の請願書。

2、審査年月日、第1回併設型中高一貫教育学校開設請願審査特別委員会、平成

21年1月16日（金曜日）、机上審査、出席者、併設型中高一貫教育学校開設請願

審査特別委員16名及び議長。第2回、併設型中高一貫教育学校開設請願審査特別委

員会、平成21年2月18日（水曜日）、机上審査、出席者、併設型中高一貫教育学

校開設請願審査特別委員14名及び議長、欠席者、道信俊昭委員、村上義一委員であ

ります。

3、審査の内容、（1）紹介議員から請願の趣旨についての説明、（2）紹介議員

への質疑・応答、（3）今後の審議内容及び必要な資料についての検討、

（4）請願

者、島根県立津和野高等学校後援会会長代理、事務局長、大内宗泰氏からの請願の趣

旨についての説明、(5) 請願者代理への質疑・応答であります。

4、審査の中間報告、併設型中高一貫教育学校開設請願審査特別委員会の審査につ

いては公開とする。併設型中高一貫教育学校開設請願審査の中でさまざまな角度から

の検討・審議を尽くすことが必要であるとの判断から、本委員会の審査は継続審査と

することに決しました。

以上。平成21年3月30日、津和野町議長、後山幸次様。併設型中高一貫教育学

校開設請願審査特別委員会委員長、藤井貴久男。

以上であります。

○議長（後山 幸次君）ありがとうございました。委員長からの申し出のとおり、閉

会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第42. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（後山 幸次君） 日程第42、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長

からの申し出の

とおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

2番、下森博之君より議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。下森博之君の議員辞職の件を日程に追加し、追加
日程第1とし

て直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。したがって、下森博
之君の議員辞職
の件を日程に追加し、追加第1として直ちに議題とすることに決定し
ました。

暫時休憩といたします。

午後2時01分休憩

.....

午後2時02分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開い
たします。

.....

追加日程第1. 下森博之君の議員辞職の件

○議長（後山 幸次君） 追加日程第1、下森博之君の議員辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、下森博之君の退場を求めます。

〔下森博之君 退席〕

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。下森博之君の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。したがって、下森博之君の議員辞職を許可することに決定しました。

〔下森博之君 着席〕

○議長（後山 幸次君） ただいま下森博之君の議員辞職を許可する決定をいただきましたので、ここで下森博之君のあいさつを許します。

○議員（２番 下森 博之君） それでは、この定例議会の中でごあい
さつをさせてい
ただく貴重なお時間を割いていただきまして、まことにまずお礼を申
上げたいと思
います。ありがとうございます。

ただいま議長から御報告いただきましたとおり、このたび津和野町
議会議員の奉を
辞職をさせていただくことになりました。議員になりまして今約８年
経過をしまして、
その間、津和野町との合併をし、またその後で改選がございまして、こ
こにいらっし
やいます皆様と約３年間一緒に議員活動をやってまいりました。この
間、後山議長を
初め皆様には、さまざまに御指導いただきましたことを心から感謝を
申し上げる次第
でございます。

なお、御承知のとおり、ただいま文教民生常任委員長という役を仰せ
つかっております。

まして、任期途中でそちらのほうを投げ出すような形にもなるわけ
でございます。大

変御迷惑をおかけすることは皆様に心からおわびを申し上げたいとい
うふうに思っ
ております。

また、町長を初め執行部の皆様にも、この合併後も3年半いろいろと
お世話になり

ました。言葉足らずで随分と生意気なことを言うと、そういうふうにお
感じになられ

たこともあろうかと思いますが、やはり町民から付託を受けて議会の
場に立った、そ

の自覚の上での発言ということでもございまして、何とぞ御容赦をい
ただいて水に流

していただければ幸いに思うところでございます。

今後につきましては、尊敬をする西郷隆盛の敬天愛人を深めながら、
さらに自己を

高めるために一生懸命また研さんを図ってまいりたいというふうに思
っております。

今後とも皆様方におかれましては、温かくまた厳しい御指導、御鞭撻を賜りますこと

をどうぞよろしくお願いを申し上げます次第でございます。

最後になりましたが、津和野町議会そして津和野町のますますの御発展をお祈りを

いたしまして、辞職に当たりましてのごあいさつとさせていただきたいと思ひます。

本当に長い間、お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（後山 幸次君） それでは、下森博之君の辞職に伴いまして、議会を代表して

一言ごあいさつを申し上げたいと思ひます。

津和野町と日原町とが合併をいたしまして、初の議会議員選挙が平成18年4月の

23日に実施されたわけでございます。その結果、下森君は町民の信頼を一身に集め

られて、当選の栄に輝かれたわけでございます。そして、今日まで3年間、文教民生

常任委員会の委員長として、そして議会運営委員、また地区住民の付託

にこたえられ

て活躍をされてこられました。今回、都合により辞職されることになりましたが、

3年間、津和野町議会議員として、また同志として活躍をされました。

今、思い起こしますと万感胸に迫るものがあります。今後は健康には十分留意をさ

れまして、御活躍されることを期待しております。3年間、議会に対しまして御協力

をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

議会を代表いたしましてお礼とさせていただきます。まことにありがとうございました。

ここで、休憩したいと思いますが、休憩中に文教民生常任委員会を開いて、正副委員長との互選をいただきたいと思います。それでは、暫時休憩といたします。

午後2時08分休憩

.....

午後2時16分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

休憩中に文教民生常任委員会を開催し、正副委員長について御協議をいただきました

たので、その結果を御報告いたします。

文教民生常任委員長に板垣敬司君、文教民生常任副委員長に竹内志津子君がそれぞれ

れ選任されました。議員構成表は配付のとおりであります。よって、津和野町議会議

員構成は、ただいまお配りいたしました構成表のとおりであります。

なお、今定例会において受理した陳情書は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上をもちまして、本定例会に付議され

た事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により閉会したい

と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会は
本日で閉会する

ことに決しました。

午後2時18分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員